

平成26年10月16日

くらし安心部防災課

秦野市地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画） 修正素案について

1 計画の概要等

秦野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、昭和40年5月21日に策定しました。

現在、国の防災基本計画や神奈川県地域防災計画との整合を図るとともに、大規模災害の教訓などから、秦野市防災会議で検討を加え、必要な見直し・修正を行っています。

2 修正内容

災害対策基本法の一部改正による避難行動要支援者対策や県の土砂災害警戒区域の指定に伴う避難体制に関する事項等、主に次の3つの視点から修正するものです。

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策

昨年6月の災害対策基本法の一部改正では、新たに、市町村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等が規定されたことから、次の内容について定めます。

ア 要配慮者の把握

要介護高齢者や障害者等の要配慮者に関する福祉部の情報を集約し、災害時に提供できるよう管理します。

イ 避難行動要支援者の対象範囲、及び名簿の作成

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあって、要介護認定3から5を受けている人など災害時に避難するために全面的な支援が必要な人を避難行動要支援者として名簿を作成します。

ウ 避難支援等関係者への名簿の提供方法及び情報漏えい防止措置

名簿の対象となる人は、平常時の見守り活動が災害時の支援に有効であるため、平常時から自主防災会や民生委員等の支援関係者に名簿を提供します。

支援関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明し、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しないなどの措置を講じます。

エ 避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮

各種情報伝達の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせることで一人一人に的確に伝わるように情報伝達を行います。

(2) 土砂災害警戒区域の避難体制等

県が指定する土砂災害警戒区域等の基準、土砂災害への対策等について定めます。

ア 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定の基準と市が講ずる措置

県が土砂災害警戒区域等に指定した区域について、避難場所の周知等必要な防災体制の整備を図ります。

イ 土砂災害警戒情報等を用いた避難基準

土砂災害に係る避難準備情報の伝達、避難勧告の発令等の避難基準を策定し、市民が避難をするための判断ができる体制を整えましたので、今後、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

ウ 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、施設の管理者に対して、防災情報等を提供するなど、土砂災害対応マニュアルの作成に協力することにより、避難体制の確立など防災体制の整備に努めます。

(3) 最新の情報への更新

防災に関する本市の新たな取組みや見直しなどについて定めます。

ア 指定避難所の指定

速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できることなどの条件に当てはまる小中学校及び総合体育館の第一次避難所を災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所とします。

イ 災害時派遣部隊の受入れ場所の修正等

自衛隊、消防、警察の派遣部隊受入れ場所をそれぞれ確保していますが、県立秦野戸川公園、県立西部総合職業技術校を追加し、上智大学短期学部の区域を拡大しました。

ウ 火山対策

本市に被害を及ぼすおそれのある箱根山と富士山の被害を軽減するために広域避難体制の整備に努めます。

エ 無電柱化推進の拡大

災害時における電柱や架空線がもたらす二次災害の防止や緊急車両の通行、地域住民の避難等に支障を来さないよう、電線管理者と協議をし、中心市街地や緊急輸送路等の無電柱化に努めます。

オ 復興に係る庁内組織の設置

速やかな復興を図るために、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、人的資源の確保、復興計画の策定を行うとともに、復興事業の総合調整を行います。

カ 特別警報の発表基準（風水害等災害対策計画）

昨年8月30日から運用されている特別警報が発表された場合は、市内全域に避難準備情報を伝達します。

3 現行計画の記載事項及び主な修正内容等

地震災害対策計画

【第1章 総則】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第3節 地震被害想定	神奈川県地震被害 想定調査	修正 ・「災害時要援護者」の表現を「要配慮者」に修正します。
第4節 防災関係機関の 実施責任及び処 理すべき事務又 は業務の大綱	防災関係機関の実 施責任、防災関係機 関の処理すべき事 務又は業務の大綱	修正 ・防災関係機関を整理し、修正します。

【第2章 災害への事前対策計画】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第1節 都市防災化計画	市街地の不燃化と 都市計画、市街地の 整備	修正 ・緊急輸送路等の無電柱化について追 加します。
第2節 建築物に関する 事前対策	不燃性及び耐震性 建築の促進、建築物 の防災対策等	修正 ・市役所本庁舎の耐震工事について追 加します。
第4節 がけ崩れ等災害 予防計画	急傾斜地崩壊危険 区域の指定、土砂災 害警戒区域の対策、 防災パトロールの 強化、所有者等に対 する改善措置の強 化、避難措置と防災 知識普及の徹底	修正及び新設 ・土砂災害警戒区域等の指定の基準に ついて追加します。 ・土砂災害警戒区域における避難体制 の整備、ハザードマップによる周知徹 底について追加します。 ・要配慮者関連施設の土砂災害防止対 策について記載します。
第7節 地域防災体制の 整備計画	市民等の責務、自主 防災組織の活動、自 主防災組織の編成 基準、自主防災組織	修正 ・食料の備蓄について、「3日分」の 表現を「最低でも3日分、出来れば一 週間分の食料」に修正します。

	の活動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者」の表現を「避難行動要支援者」に修正します。
第11節 要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策計画	要配慮者の事前対策、社会福祉施設対策、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者名簿の提供、避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮、避難行動要支援者対策マニュアル作成に対する支援等	<p>修正及び新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の事前対策について追加します。 ・避難行動要支援者名簿を作成するために必要な項目を記載します。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することについて記載します。 ・名簿情報の漏えいを防止するために市が講ずる措置について記載します。 ・避難準備情報等が避難行動要支援者に的確に伝わるように、留意することを記載します。 ・避難支援等関係者の安全確保に配慮することについて記載します。

【第3章 災害応急対策計画】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第2節 職員動員計画	職員動員組織の体制、職員配備基準、職員の動員等	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道部の職員の配備基準を見直します。
第6節 避難計画	実施機関、避難の勧告又は指示、避難所の開設等	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小学校、各中学校、総合体育館を指定避難所に指定します。
第9節 上・下水道応急計画	給水計画、非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理、下水道計画等等	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秦野市公共下水道地震災害等対策計画」を「秦野市下水道事業業務継続計画」に変更します。
第11節 医療助産計画	医療救護所の開設及び運営、後方医療機関等	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「休日診療所」の名称を「秦野市休日夜間急患診療所」に変更します。

第22節 自衛隊災害派遣 要請計画	災害派遣要請と救援 活動の内容、派遣部 隊の受け入れ、ヘリ コプター離着陸場適 地等の選定等	修正 ・自衛隊の活動拠点を修正します。 ・ヘリコプター離着陸場適地一覧表に 県立秦野戸川公園を追加します。
第25節 警備・交通計画	警備対策	修正 ・警察部隊の活動拠点を修正します。
第26節 消防警備計画	初動計画、消防対策 本部の設置、動員及 び参集等	修正 ・消防応援部隊の活動拠点を修正しま す。
第27節 相互応援協力計 画	地方公共団体相互間 の応援、職員の派遣 要請、職員の派遣の あつ旋等	修正 ・「災害時における神奈川県内の市町 村の相互応援に関する協定」に基づく 応援の調整を追加します。

【第4章 災害復旧・復興計画】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第7節 復興体制の整備	復興に係る庁内組織 の設置、復興計画	修正 ・災害復興本部の設置を定めます。

【第5章 特殊災害対策】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第2節 火山災害対策計 画	火山災害対策計画	新設 ・火山災害への対策について記載しま す。

【第6章 地震防災強化計画（東海地震に係る事前対策計画）】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第6節 事前避難対策	事前避難の実施等	修正 ・「災害時要援護者」の表現を「要配 慮者」に修正します。

風水害等災害対策計画

【第1章 総則】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第3節 防災関係機関の 実施責任及び処 理すべき事務又 は業務の大綱	防災関係機関の実 施責任、防災関係機 関の処理すべき事 務又は業務の大綱	修正 ・防災関係機関を整理し、修正します。

【第2章 災害への事前対策計画】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第2節 建築物に関する 事前対策	不燃性及び耐震性 建築の促進、市街地 の整備、建築物の防 災対策、都市設備の 整備	修正 ・「災害予防」の表現を「事前対策」 に修正します。 ・事業の完了した渋沢駅周辺（南口工 区）に係る区画整理に関する記載を削 ります。 ・建築物の風水害に対する安全性の強 化を追加します。
第3節 がけ崩れ等災害 予防計画	急傾斜地崩壊危険 区域の指定、土砂災 害警戒区域の対策、 土石流危険溪流、防 災パトロールの強 化、所有者等に対す る改善措置の強化、 避難措置と防災知 識普及の徹底	修正及び新設 ・土砂災害警戒区域等の指定の基準に ついて記載します。 ・土砂災害警戒区域における避難体制 の整備、ハザードマップによる周知徹 底について記載します。 ・要配慮者関連施設の土砂災害防止対 策について記載します。
第8節 防災知識に関す る普及啓発	市職員及び関係公 共機関等に関する 計画、市民に関する 計画	修正 ・「災害予防」の表現を「事前対策」 に修正します。 ・広報手段として、「ツイッター」を

		追加します。
第9節 要配慮者・避難 行動要支援者に 関する事前対策 計画	要配慮者の事前対 策、社会福祉施設対 策、避難行動要支援 者名簿の作成、避難 行動要支援者名簿 の提供、避難行動要 支援者への避難準 備情報等の発令・伝 達の配慮、避難行動 要支援者対策マニ ュアル作成に対す る支援、土砂災害危 険区域等における 避難誘導対策等	修正及び新設 <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の事前対策について追加します。 ・避難行動要支援者名簿を作成するために必要な項目を記載します。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することについて記載します。 ・名簿情報の漏えいを防止するために市が講ずる措置について記載します。 ・避難準備情報等が避難行動要支援者に的確に伝わるように、留意することを記載します。 ・避難支援等関係者の安全確保に配慮することについて記載します。 ・土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導することについて記載します。
第10節 文教対策	学校施設の安全性 の確保、防災教育の 充実、防災訓練の実 施、保育所等の防災 対策、文化財の保護	修正 <ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化について記載します。 ・小・中学校における防災教育の充実、訓練の実施について記載します。 ・保育所、幼稚園及び放課後児童クラブについて記載します。 ・文化財の保護について記載します。

【第3章 災害応急対策計画】

現行計画の記載項目	主な修正内容等	
第1節 組織計画	災害対策本部の設置 基準、組織、設置場 所	修正 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴巻現地災害対策本部の本部員の構成を修正します。

<p>第3節 通信情報計画</p>	<p>気象・水象・水防予 警報の定義及び種別 発表基準</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意報・警報の発表基準を修正します。 ・特別警報の発表基準を追加します。 ・竜巻注意情報、土砂災害警戒情報について記載します。 ・情報の発信手段として、秦野市緊急情報メール、ツイッター及び緊急速報メールを位置付けます。 ・県防災行政無線の整備について記載します。 ・防災行政無線の再整備について記載します。 ・緊急情報メール配信システムについて記載します。
<p>第5節 広報計画</p>	<p>広報活動の方法、周 知事項等</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の方法として、秦野市緊急情報メール、ツイッター及び緊急速報メールを位置付けます。
<p>第8節 衣料、生活必需品 その他物資供給 計画</p>	<p>衣料等物資の供与、 救援物資の取扱い等</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結先からの物資の調達について記載します。
<p>第9節 上・下水道応急 計画</p>	<p>給水計画、非常用飲 料水貯水槽及び鋼板 等プールの管理、下 水道計画、広報</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水活動の応援要請について記載します。 ・「秦野市公共下水道地震災害等対策計画」を「秦野市下水道事業業務継続計画」に変更します。
<p>第10節 応急仮設住宅の 建設及び住宅の 応急修理計画</p>	<p>応急仮設住宅の建 設、住宅の応急修理 等</p>	<p>修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設予定地の見直しを図ります。

第11節 医療助産計画	医療救護所の開設及び運営、後方医療機関等	修正 ・医療救護所と後方医療機関の区別を明確にします。
第13節 清掃計画	ごみ処理、し尿処理	修正 ・ごみ、し尿の処理施設を更新し、記載します。
第14節 遺体の捜索、収容及び埋葬の計画	実施機関、遺体の捜索、広報、通報、遺体の収容等	修正 ・遺体収容所を文化会館に位置づけます。
第19節 文教対策計画		修正 ・園児及び児童の保護対策について記載します。 ・文化財の一時的な措置等について記載します。
第23節 自衛 隊災害派遣要請 計画		修正 ・自衛隊の活動拠点を修正します。 ・ヘリコプター離着陸場適地一覧表に島津製作所秦野工場グラウンド及び県立秦野戸川公園を追加します。
第24節 自主 防災会等活動計 画		・「活用」の表現を「活動」に修正します。 ・消防応援部隊の活動拠点を修正します。
第30節 災害ボランティア の活動計画	活動の種類、登録、災害ボランティアの受入れ等	修正 ・「活用」の表現を「活動」に修正します。
第25節 警備・交通計画	警備対策、交通対策	修正 ・警察部隊の活動拠点を修正します。
第28節 消防警備計画	初動計画、消防対策本部の設置、動員及び参集、消防部隊の	修正 ・消防本部、消防署及び消防団の事務分掌について修正します。

	編成等	
第29節 相互 応援協力計画	活動の種類、登録、 災害ボランティアの 受入れ等	修正 ・協定締結地方公共団体への応援要請 について記載します。 ・「災害時における神奈川県内の市町 村の相互応援に関する協定」に基づく 応援の調整を追加します。
第31節 被災 宅地の被災後対 策計画（被災宅 地危険度判定）		修正 ・宅地の危険度の判定について記載し ます。

【第4章 災害復旧・復興計画】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第4節 被災者生活再建 支援法	対象となる自然災 害、支援金の支給額 等	修正 ・法律の内容に基づき修正します。
第6節 り災証明の発行	発行手続等	修正 ・り災証明の区分に「大規模半壊」を 追加します。
第7節 復興体 制の整備	復興に係る庁内組織 の設置、復興計画	修正 ・災害復興本部の設置を定めます。

【第5章 特殊災害対策】

現行計画の記載項目		主な修正内容等
第1節 放射性物質対策	災害予防対策、災害 応急対策	修正 ・広報手段として、秦野市緊急情報メ ール、ツイッター及び緊急速報メール を追加します。
第2節 火山災害対策計 画	被害の軽減	新設 ・火山災害への対策について記載しま す。

秦野市地域防災計画
(地震災害対策計画)

修正素案

平成26年10月

目 次
◇地震災害対策計画◇

第1章 総則	地-1
第1節 計画の目的	地-1
第2節 構成	地-3
1 計画の構成	地-3
2 計画策定のための条件	地-3
第3節 地震被害想定	地-4
1 神奈川県地震被害想定調査	地-4
第4節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	地-8
1 防災関係機関の実施責任	地-8
2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	地-8
第5節 市域の概況	地-14
第6節 活断層	地-15
第7節 地域防災計画（地震災害対策計画）の修正	地-16
第2章 災害への事前対策計画	地-17
第1節 都市防災化計画	地-17
1 市街地の不燃化と都市計画	地-17
2 市街地の整備	地-17
第2節 建築物に関する事前対策	地-18
1 不燃性及び耐震性建築促進対策	地-18
2 市街地の整備	地-18
3 建築物の防災対策	地-18
4 都市施設の整備	地-19
第3節 公共施設整備計画	地-20
1 道路網の整備	地-20
2 公園、緑地等の整備	地-20
3 ライフラインの確保	地-20
4 鋼板等プールの整備	地-21
5 消防施設の整備	地-21
第4節 がけ崩れ等災害予防計画	地-22
1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	地-22
2 土砂災害警戒区域等の指定	地-22
3 土砂災害警戒区域等の対策	地-23
4 防災パトロールの強化	地-23

5	所有者等に対する改善措置の強化	地-23
6	避難措置と防災地域普及の徹底	地-24
第5節	火災予防計画	地-25
1	火災予防指導	地-25
2	立入検査	地-25
3	火災予防意識の向上	地-25
第6節	防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画	地-27
1	防災備蓄倉庫の整備	地-27
2	防災備蓄用資機材の整備	地-27
3	非常用電源設備の整備	地-27
第7節	地域防災体制の整備計画	地-28
1	市民等の責務	地-28
2	自主防災組織の育成指導	地-28
3	自主防災組織の編成基準	地-29
4	自主防災組織の活動基準	地-29
第8節	防災訓練計画	地-31
第9節	防災知識に関する普及計画	地-32
1	市職員及び関係公共機関等に関する計画	地-32
2	市民に関する計画	地-32
3	防災とボランティアの日等における行事の実施	地-33
第10節	大規模地震の発生に伴う食料品等の調達及び資機材、人員等の配備計画	地-34
1	協定等における食料、生活必需品、医薬品等の調達	地-34
2	協定等における資機材及び人員の配備	地-34
第11節	要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策計画	地-35
1	要配慮者の事前対策	地-35
2	避難行動要支援者名簿の作成等	地-35
3	避難行動要支援者名簿の提供	地-36
4	名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置	地-37
5	避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮	地-37
6	避難支援等関係者の安全確保	地-38
7	避難行動要支援者対策マニュアル作成に対する支援	地-38
第12節	文教対策	地-39
1	学校施設の安全性の確保	地-39
2	防災教育の充実	地-39
3	防災訓練の実施	地-39
4	保育所等の防災対策	地-39
5	文化財の保護	地-39

第3章 災害応急対策計画	地-40
第1節 組織計画	地-40
1 災害対策本部の設置基準	地-40
2 災害対策本部の組織	地-40
3 災害対策本部の設置場所	地-41
4 災害対策本部の解散	地-41
第2節 職員動員計画	地-42
1 職員動員組織の体制	地-42
2 配備基準	地-42
3 職員の動員	地-43
第3節 通信情報計画	地-44
1 電気通信施設使用不能の場合における措置	地-44
2 市管理による通信施設及び設備	地-44
3 秦野アマチュア無線クラブ通信施設	地-46
4 災害時優先電話	地-46
5 市内外連絡用通信（無線）施設一覧表	地-47
6 一般家庭伝達	地-47
7 災害用伝言ダイヤル等	地-48
第4節 災害情報の収集及び被害報告計画	地-49
1 異常現象発見者の通報	地-49
2 情報の収集	地-49
3 被害の報告	地-49
第5節 広報計画	地-51
1 実施機関	地-51
2 広報活動の方法	地-51
3 周知する事項	地-52
4 報道機関への情報提供	地-52
第6節 避難計画	地-53
1 実施機関	地-53
2 避難の勧告又は指示	地-53
3 避難指示の伝達方法	地-54
4 避難の勧告、指示内容	地-54
5 県知事への報告	地-54
6 避難準備情報	地-54
7 避難の誘導	地-54
8 避難の準備	地-55
9 避難の方法	地-55

1 0	広域避難場所	地－5 6
1 1	指定避難所	地－5 6
1 2	避難所の開設等	地－5 7
1 3	高齢者、障害者等への配慮	地－5 8
1 4	女性への配慮	地－5 8
1 5	避難所の環境整備	地－5 8
1 6	ペット対策	地－5 8
1 7	電話・通信対策	地－5 8
1 8	帰宅困難者対策	地－5 8
第7節	食料供給計画	地－6 0
1	実施機関	地－6 0
2	災害時における食料の応急供給	地－6 0
3	主要食料の調達方法	地－6 0
4	米の炊き出し	地－6 0
第8節	衣料、生活必需品その他物資供給計画	地－6 1
1	実施機関	地－6 1
2	災害時における衣料等物資の供与	地－6 1
3	物資の調達方法	地－6 1
4	供給経路及び方法	地－6 1
5	救援物資の取扱い	地－6 1
6	物資供給状況及び整備書類	地－6 1
第9節	上・下水道応急計画	地－6 3
1	給水計画	地－6 3
2	非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理	地－6 3
3	下水道計画	地－6 3
4	広報	地－6 4
第10節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	地－6 6
1	実施機関	地－6 6
2	応急仮設住宅の建設	地－6 6
3	賃貸住宅等の活用	地－6 6
4	住宅の応急修理	地－6 7
第11節	医療助産計画	地－6 8
1	実施機関	地－6 8
2	医療救護所の開設及び運営	地－6 8
3	医療救護所の設置	地－6 8
4	医療救護班の派遣要請	地－6 8
5	後方医療機関	地－6 8

6	医療、助産の基準及び経費	地-69
7	医薬品、医療資器材等の調達	地-69
第12節	防疫計画	地-70
1	実施機関	地-70
2	実施方法	地-70
3	防疫薬剤	地-70
4	感染症患者への治療勧告及び入院措置	地-70
第13節	清掃計画	地-71
1	ごみ処理	地-71
2	し尿処理	地-72
第14節	遺体の捜索、収容及び埋葬の計画	地-73
1	実施機関	地-73
2	遺体の捜索	地-73
3	広報	地-73
4	通報	地-73
5	遺体の収容	地-73
6	調査・検視	地-73
7	検案	地-73
8	身元確認、身元引受人の発見	地-73
9	遺体の引渡し	地-74
10	資機材の調達等	地-74
11	遺体の埋火葬	地-74
第15節	障害物の除去計画	地-75
1	実施機関	地-75
2	実施対象	地-75
3	障害物の除去の方法	地-75
4	除去した障害物の集積場所	地-75
5	機械器具の現状及び人員の明細	地-75
6	実施状況報告及び整備書類	地-75
第16節	緊急輸送計画	地-76
1	緊急輸送路	地-76
2	緊急交通路	地-78
第17節	労務供給計画	地-79
1	実施機関	地-79
2	供給可能労務者推定数の明細	地-79
3	労務供給方法	地-79
4	労務者の作業内容	地-79

第18節	交通応急対策計画	地-80
1	情報の収集と伝達	地-80
2	応急措置	地-80
3	交通の禁止と制限	地-80
4	応急復旧	地-80
5	復旧要員、建設機械等の確保	地-81
6	緊急通行車両の確認手続	地-81
7	緊急輸送車両確認標章及び証明書	地-81
8	標識	地-83
第19節	文教対策計画	地-84
1	応急教育の実施機関	地-84
2	文教施設の応急対策	地-84
3	応援の要請	地-84
4	応急教育の方法	地-84
5	学用品等の支給	地-85
6	給食	地-85
7	児童及び生徒の避難	地-85
8	保育所等における応急対策	地-86
9	文化財対策	地-86
第20節	農業計画	地-87
1	農業用施設等に対する応急措置	地-87
2	農作物に対する応急措置	地-87
3	家畜に対する応急措置	地-87
第21節	災害救助計画	地-88
1	災害救助法の適用基準	地-88
2	救助活動	地-89
第22節	自衛隊災害派遣要請計画	地-91
1	災害派遣要請と救援活動の内容	地-91
2	災害派遣要請手続	地-92
3	派遣部隊の受け入れ	地-92
4	派遣部隊到着前の処置	地-92
5	派遣部隊到着後の処置	地-92
6	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限	地-93
7	要請の変更	地-93
8	経費の負担	地-93
9	ヘリコプター離着陸場適地等の選定	地-94

第23節 自主防災会等活動計画	地-96
1 自主防災会等の活動範囲	地-96
2 市長が行う活動要請の手続	地-96
3 活動の内容と事後の措置	地-96
4 自主防災会等の災害時の活動	地-97
5 損害補償	地-98
第24節 義援金品の受付及び配分計画	地-99
1 義援金品の募集及び受付	地-99
2 義援金品の配分	地-99
第25節 警備・交通計画	地-100
1 警備対策	地-100
2 交通対策	地-101
第26節 消防警備計画	地-103
1 消防力の現況	地-103
2 発生時の初動計画	地-103
3 消防対策本部の設置	地-103
4 動員及び参集	地-104
5 消防部隊等の指揮	地-104
6 消防部隊等の編成	地-104
7 地震火災防ぎょ	地-105
8 救急・救助活動	地-105
9 消防隊等の応援要請	地-105
第27節 相互応援協力計画	地-107
1 地方公共団体相互間の応援	地-107
2 職員の派遣要請	地-107
3 職員の派遣のあっ旋	地-107
第28節 電力、ガス、交通、通信施設の災害応急対策計画	地-109
1 市長のとりべき措置	地-109
2 神奈川県及び他の市町村のとりべき措置	地-109
3 連絡体制の強化	地-109
第29節 被災建築物等の震後対策計画（応急危険度判定）	地-110
第30節 災害ボランティアの活動計画	地-111
1 活動の種類	地-111
2 登録	地-111
3 災害ボランティアの育成等	地-111
4 災害ボランティアの受入れ	地-111
第31節 二次災害の防止対策等	地-112

第4章 災害復旧・復興計画	地-113
第1節 災害復旧計画	地-113
1 公共土木施設災害復旧事業計画	地-113
2 農林施設災害復旧事業計画	地-113
3 都市災害復旧事業計画	地-113
4 上水道災害復旧事業計画	地-113
5 下水道災害復旧事業計画	地-113
6 住宅災害復旧事業計画	地-113
7 社会福祉施設災害復旧事業計画	地-113
8 医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画	地-113
9 学校教育施設災害復旧事業計画	地-113
10 社会教育施設災害復旧事業計画	地-113
11 その他公共施設の災害復旧事業計画	地-113
第2節 災害廃棄物等処理計画	地-114
第3節 激甚災害の指定	地-115
1 激甚災害指定の手続	地-115
2 特別財政援助対象事業	地-116
第4節 被災者生活再建支援法	地-118
1 対象となる自然災害	地-118
2 対象となる世帯	地-118
3 支援金の支給額	地-118
4 支援金の支給申請	地-119
第5節 被災者への各種支援	地-120
1 災害弔慰金の支給	地-120
2 災害障害見舞金の支給	地-120
3 災害援護資金の貸付	地-120
4 市税等の減免	地-120
5 小災害における見舞金の支給	地-120
6 相談体制の整備	地-120
7 その他の支援	地-120
第6節 被災証明の発行	地-121
1 発行手続	地-121
2 証明の項目	地-121
3 発行手数料	地-121
第7節 復興体制の整備	地-122
1 復興に係る庁内組織の設置	地-122
2 復興計画	地-122

第5章 特殊災害対策	地-123
第1節 放射性物質対策	地-123
1 災害予防対策	地-123
2 災害応急対策	地-125
第2節 火山対策	地-127
第6章 地震防災強化計画（東海地震に係る事前対策計画）	地-128
第1節 総則	地-128
1 強化計画の目的	地-128
2 防災関係機関の地震防災応急対策業務の大綱	地-128
3 地震予知等に関する市民等への知識の普及	地-129
第2節 地震防災応急対策の組織及び動員	地-130
1 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合の対応	地-130
2 秦野市地震災害警戒本部の設置	地-131
3 警戒本部の業務	地-131
4 警戒本部の組織及び運営	地-131
5 警戒本部応急対策要員の参集配備	地-132
第3節 警戒宣言等の伝達	地-134
第4節 広報対策	地-136
1 広報手段等	地-136
2 広報の種類及び内容	地-136
第5節 地震災害の発生に備えた資機材、人員等の配備手配	地-138
1 協定等における食料、生活必需品、医療品等の確保	地-138
2 協定等における災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	地-138
第6節 事前避難対策	地-139
1 事前避難の実施	地-139
2 避難地（避難所）における措置	地-139
3 事前避難体制の確立等	地-140
4 災害救助法の適用	地-140
第7節 消防対策	地-141
1 消防対策本部	地-141
2 消防対策要員の動員及び配備体制	地-142
3 活動方針	地-142
第8節 警備対策	地-143
1 基本方針	地-143

2	警備体制の確立	地-143
3	警戒宣言発令時対策	地-143
第9節	飲料水、防疫、電力、ガス、通信等対策	地-145
1	飲料水	地-145
2	防疫	地-145
3	電力	地-146
4	ガス	地-146
5	公衆電気通信	地-146
6	小売店舗・金融機関	地-147
7	物価高騰防止等のための要請	地-147
第10節	児童生徒等保護対策	地-148
1	在校時に東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が 発令された場合の対策	地-148
2	登下校時、在宅時に東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又 は警戒宣言が発令された場合の対策	地-149
3	数時間以内に発生するという予知の場合の対策	地-149
4	保育所等における対応	地-149
第11節	交通対策	地-150
1	道路	地-150
2	鉄道	地-151
3	路線バス	地-152
第12節	緊急輸送	地-153
1	警戒宣言発令後の緊急輸送対象人員等	地-153
2	緊急輸送路	地-153
3	緊急交通路	地-154
第13節	施設、設備の点検及び緊急措置	地-155
1	道路	地-155
2	河川及び水路	地-155
3	下水道	地-155
4	不特定かつ多数の者が出入りする施設等	地-155
5	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	地-155
6	工事中の建築物等に対する措置	地-156
7	警戒宣言の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	地-156
第14節	関係機関との連絡調整	地-157
第15節	地震防災上必要な教育、広報及び訓練	地-158
1	教育、広報	地-158
2	防災訓練の実施	地-162

第16節 緊急整備事業の推進	地-164
1 政令指定事業の推進	地-164
2 政令指定外事業の整備推進	地-164
第17節 地域防災体制の整備推進	地-165
1 自主防災組織の育成指導	地-165

◇ 秦野市地震災害対策計画 ◇

第1章 総 則

第1節 計画の目的

わが国は、世界有数の地震国であり世界中の地震の約一割がわが国とその周辺で起きていると言われていることから、常に地震に対して不安を拭い去ることができない宿命があります。

大正12年9月1日午前11時58分、関東地方を襲った大地震は、本市にも大きな被害をもたらし、全家屋の7割以上に当たる4,130棟が全半壊し、死者171名、行方不明10名、負傷者137名の被害を受け、旧秦野町では地震による二次災害の火災により233戸が全焼しました。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、活断層により引き起こされた直下型地震で、建物の損壊や家具の転倒に伴う犠牲者が多く見られました。さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という巨大地震で、特に津波により、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害が発生しました。

このような中で、発生の切迫性が指摘されている東海地震、神奈川県西部地震は、本市に大きな被害をもたらすことが想定されます。

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、本市における大規模な地震災害に対処するため必要な事項を定め、市民の積極的な協力と本市防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限にとどめ、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とします。

また、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

関東大震災 (大正12年9月1日) 旧町村別被害状況

旧 町 村 名	大正12年 震 災 時		住 家 被 害					人 的 被 害			倒 壊 率 (%)
	人 口	戸 数	全 壊	全 焼	半 壊	半 焼	流 出 その他	死 者	行 方 不 明	負 傷 者	
秦野町	10,273	2,014	351	232	1,457	5	—	21	1	27	17.43
南秦野村	4,975	728	208	—	285	—	—	24	2	40	28.57
東秦野村	4,756	723	218	1	290	—	14	31	—	17	30.15
北秦野村	3,317	518	141	—	162	—	11	15	1	18	27.22
大根村(大字真 田を含む)	3,710	589	348	—	175	—	—	53	6	22	59.08
西秦野村	4,939	802	153	—	62	—	—	18	—	6	19.08
上秦野村	2,027	329	71	—	209	—	—	9	—	5	21.58
合 計	33,997	5,703	1,490	233	2,640	5	25	171	10	135	26.13

第2節 構 成

1 計画の構成

この計画は、過去に発生した災害の状況及びその措置などを基礎資料として、想定される最大規模の災害を基準として次の事項について定めます。

(1) 災害への事前対策

大地震が発生すると、大規模かつ複雑多様な被害を生じることが予想されますが、このような被害の拡大を事前に防止するため、又は被害を最小限にとどめるための措置についての計画を定めます。

(2) 災害応急対策計画

大地震が発生すると、建築物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊等による人的、物的な被害の発生が予想されるため、このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、応急対策等の措置について計画を定めます。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施について、基本的な計画を定めます。

(4) 特殊災害対策

放射性物質の輸送時等の不測の事故によって起こる災害に対しての予防対策及び災害応急対策の措置について計画を定めます。

(5) 地震防災強化計画（東海地震に係る事前対策計画）

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことに伴い、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合とるべき応急対策等に係る措置について計画を定めます。

2 計画策定のための条件

(1) 短・中期的目標（10か年以内）

神奈川県地震被害想定で想定されている地震のうち、発生の切迫性があり、特に神奈川県西部において大きな被害が懸念される東海地震及び神奈川県西部地震を当面の目標として、災害応急対策の充実を推進します。

(2) 長期的目標（10か年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来本市に多大な被害が想定される南関東地震（大正関東地震の再来型）について、都市の耐震性等を強化し、都市の安全性の向上に努めます。

目 標	対象とする想定地震	対策の主眼
短・中期的目標 (10か年以内)	東 海 地 震 神 奈 川 県 西 部 地 震	災害応急対策の充実
長期的目標 (10か年超)	南 関 東 地 震 (大正関東地震の再来型)	都市の安全性の向上

第3節 地震被害想定

1 神奈川県地震被害想定調査

被害想定については、県では、これまでに昭和57年度～60年度、平成3年度～4年度、平成9年度～10年度に地震被害想定調査を実施しました。それ以後、文部科学省の地震関係基礎調査交付金による活断層調査や地下構造調査、文部科学省の研究開発プロジェクトである「大都市大震災軽減化特別プロジェクト」等により地震環境についての新たな知見など、様々な成果が蓄積されたことなどから、県では、改めて平成19年度から平成20年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。

この神奈川県地震被害想定調査結果（平成21年3月策定）に基づく市内での被害想定について抜粋しました。

(1) 想定地震

ア 東海地震 駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。大規模地震対策特別措置法で発生の予知が可能とされている地震で、その発生の切迫性が指摘されています。

イ 神奈川県西部地震 神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震で、その発生の切迫性が指摘されています。

ウ 南関東地震（大正関東地震の再来型） 相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震。大正12年の大正関東地震の再来型で、今後100年から200年先には発生の可能性があると考えられています。本市における地震対策の長期的目標とする地震として位置付けます。

エ 神縄・国府津－松田断層帯地震 同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード7.5クラスの地震。国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。

オ （参考）南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震 国府津－松田断層がプレート境界の巨大衝上断層からの分岐断層である可能性が指摘されていることを踏まえ、神縄・国府津－松田断層帯が南関東地震の震源断層からの分岐断層となり、両者が連動して活動するマグニチュード7.9クラスの地震として想定されました。

カ 三浦半島断層群の地震 同断層群を震源域とするマグニチュード7.2の地震。同断層群は、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。

キ 東京湾北部地震 国の地震防災戦略の対象とされている地震で、中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」では、首都圏付近のフィリピン海プレートと北米プレート境界の地震について、近い将来に発生の可能性が高い地震の領域として東京湾北部を想定しています。県では、この想定に準じてマグニチュード7.3の地震を想定しています。

ク 神奈川県東部地震 県庁直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。蓋然性のある地震モデルではありませんが、南関東地域直下の地震のタイプとして危機管理的に想定されています。

(2) 世帯・人口及び建物総数（平成19年における参考値）

世帯数	人 口	建物総数
67,077世帯	168,579人	68,486棟

* 世帯数・人口は、平成19年4月1日現在の推計値

* 建物総数は、「平成19年度家屋に関する概要調査」（総務省）に基づく数値（データ年次は、平成19年1月1日現在）

(3) 想定条件

神奈川県地震被害想定では、冬の5時、夏の12時、冬の18時について想定していますが、ここでは、概ねすべての項目で被害が最大となる次の条件での結果を示します。

季 節	冬	風 向	南東
日	平日	風 速	2.869m/s
発生時刻	午後6時		

※風向、風速については、最寄りの観測点（小田原）における近年の気象観測結果の平均値を採用。

(4) 市内における被害の想定

		東海地震	神奈川県 西部地震	南関東地震 (大正関東地 震の再来型)	神縄・国府津 一松田断層 帯の地震	
マグニチュード		8.0	7.0	7.9	7.5	
予想震度		震度4～6弱	震度4～6強	震度6弱～7	震度5強～7	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	180	260	20,600	8,830	
	半壊棟数 (棟)	1,980	2,080	14,170	13,920	
火災 被害	出火件数 (件)	10未満	10未満	90	30	
	焼失棟数 (棟)	10	20	3,660	480	
自力脱出困難者数 (人)		20	30	3,890	1,390	
要配慮者	震度6 弱以上	高齢者世帯(世帯)	580	3,270	7,570	7,540
		要介護3以上(人)	140	770	1,800	1,790
	震度5 弱以上	高齢者世帯(世帯)	7,570	7,550	7,570	7,570
		要介護3以上(人)	1,800	1,790	1,800	1,800
	避難 者数	高齢者世帯(世帯)	180	240	5,450	3,150
		要介護3以上(人)	40	60	1,290	750
人的被害	死者数 (人)		10未満	10未満	250	40
	負傷者数 (人)		150	220	10,070	2,730
	うち、重傷者 (人)		30	50	2,250	510
エレベーター停止台数 (台)		90	100	180	150	
ライフライン	電力	停電件数 (軒)	930	2,810	79,280	36,300
	都市ガス	供給停止件数(件)	0	0	13,730	8,250
	LPガス	ボンベ被害数(本)	50	330	1,460	960
	上水道	断水世帯数(直後)(世帯)	540	750	48,920	16,840
	下水道	機能支障世帯数(世帯)	810	1,430	8,210	3,990
	通信	不通回線数(回線)	810	2,370	110,290	33,160
避難 者数	1日後 (人)	3,990	5,260	121,030	69,870	
	1か月後 (人)	3,050	3,340	92,550	47,690	
帰宅困 難者数	直後 (人)	8,880	8,880	8,880	8,880	
	2日後 (人)	0	500	8,880	0	
震災廃棄物 (万トン)		12	13	333	163	

*被害想定数は、「神奈川県地震災害想定調査結果」（平成19年～20年度調査）の数値を引用しました。

		(参考) 南関東地震と 神縄・国府津-松田断 層帯の連動地震	三浦半島断 層群の地震	東京湾北部 地震	神奈川県東 部地震	
マグニチュード		7.9	7.2	7.3	7.0	
予想震度		震度6強~7	震度4~6弱	震度5弱~6強	震度4~5強	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	20,880	30	50	0	
	半壊棟数 (棟)	13,820	460	540	20	
火災 被害	出火件数 (件)	90	10未満	10未満	10未満	
	焼失棟数 (棟)	4,010	10未満	10未満	10未満	
自力脱出困難者数 (人)		4,060	10未満	10未満	0	
要 配 慮 者	震度6 弱以上	高齢者世帯(世帯)	7,570	230	550	0
		要介護3以上(人)	1,800	50	130	0
	震度5 弱以上	高齢者世帯(世帯)	7,570	6,220	7,570	6,230
		要介護3以上(人)	1,800	1,480	1,800	1,480
	避 難 者数	高齢者世帯(世帯)	5,480	70	90	40
		要介護3以上(人)	1,300	20	20	10未満
人 的 被 害	死者数 (人)		290	10未満	10未満	
	負傷者数 (人)		10,960	40	60	20
	うち、重傷者 (人)		2,560	10未満	10	10未満
エレベーター停止台数 (台)		180	80	90	70	
ラ イ フ ラ イ ン	電力	停電件数 (軒)	79,060	200	430	10未満
	都市ガス	供給停止件数(件)	12,930	0	0	0
	LPガス	ボンベ被害数(本)	1,460	20	50	0
	上水道	断水世帯数(直後)(世帯)	48,210	70	270	0
	下水道	機能支障世帯数(世帯)	8,270	350	760	220
	通信	不通回線数(回線)	113,060	210	430	10未満
避 難 者 数	1日後 (人)		121,740	1,540	2,050	850
	1か月後 (人)		94,680	720	920	40
帰 宅 困 難 者 数	直後 (人)		8,880	8,880	8,880	8,880
	2日後 (人)		8,880	0	0	0
震災廃棄物 (万トン)		338	3	3	0	

第4節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動に実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の準備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備及び育成指導
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災施設の整備
- オ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- カ 消防活動その他の応急措置
- キ 避難対策
- ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施

- コ 保健衛生
 - サ 文教対策
 - シ 被災施設の復旧
 - ス その他の災害応急対策
 - セ その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
- (2) 県
- ア 湘南地域県政総合センター
 - (ア) 所管区域（市町）及び県機関の被害状況の収集
 - (イ) 県湘南現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 - (ウ) 県湘南現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 - (エ) その他必要な災害応急対策
 - イ 平塚土木事務所
 - (ア) 災害時における管内市域の道路・橋りょう等の応急措置
 - (イ) 管内市域の道路・橋りょう等の被害調査及び復旧
 - ウ 秦野警察署
 - 災害時における警備・交通対策等
 - エ 平塚保健福祉事務所秦野センター
 - 災害時における保健衛生等
- (3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号に定める国の行政機関の地方支分部局）
- ア 農林水産省関東農政局横浜地域センター
 - 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
 - イ 東京神奈川森林管理署
 - (ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - (イ) 災害復旧用材（国有林材）の供給
 - ウ 関東地方整備局横浜国道事務所（厚木出張所）
 - (ア) 災害時における交通確保
 - (イ) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - (ウ) 災害復旧工事の施工
 - (エ) 再度災害防止工事の施工
 - エ 横浜地方気象台
 - (ア) 地震に関する各種情報の伝達
 - (イ) 東海地震に関連する情報の伝達
 - (ウ) 地震及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用
 - (エ) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供

- (オ) 地震防災に係わる広報活動、知識の普及及び計画等への助言
- (カ) 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供
- (キ) 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

オ 関東財務局（横浜財務事務所）

- (ア) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸与等
- (イ) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (ウ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- (エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(4) 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号に定める公益的事業を営む法人）

ア 電信電話機関（東日本電信電話（株）神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ神奈川支店）

- (ア) 電気通信施設の整備及び点検
- (イ) 電気通信の特別取扱
- (ウ) 電気通信施設の被災調査及び災害復旧

イ 東京電力株式会社（小田原支社）

- (ア) 電力供給施設の整備及び点検
- (イ) 災害時における電力供給の確保
- (ウ) 被災施設の調査及び復旧

ウ 日本銀行（横浜支店）

災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営

エ 日本赤十字社（神奈川県支部）

- (ア) 医療救護
- (イ) 救援物資の備蓄及び配分
- (ウ) 災害時の血液製剤の供給
- (エ) 義援金の受付及び配分
- (オ) その他災害救護に必要な業務

オ 国立病院機構（神奈川病院）

- (ア) 初期災害医療班の編成及び派遣
- (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入

カ 日本放送協会（横浜放送局）

- (ア) 気象予報、警報等の放送周知
- (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
- (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (エ) 放送施設の保安

- キ 中日本高速道路（株）
 - （ア） 道路の耐震整備
 - （イ） 道路の保全
 - （ウ） 道路の災害復旧
 - （エ） 災害時における緊急交通路の確保
- ク 日本郵便（株） 秦野郵便局
 - （ア） 災害時における郵便物の送達の確保
 - （イ） 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - （ウ） 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - （エ） 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - （オ） 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
 - （カ） 市に対する簡易保険積立金による応急融資
- ケ KDDI（株）
 - （ア） 電気通信施設の整備及び保全
 - （イ） 災害時における電気通信の疎通
- (5) 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に定める公共的事業を営む法人等で県知事が指定するもの）
 - ア 小田急電鉄株式会社
 - （ア） 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - （イ） 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - （ウ） 災害時の応急輸送対策
 - （エ） 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - イ バス機関（(株) 湘南神奈交バス）
 - （ア） 被災地の人員輸送の確保
 - （イ） 災害時の応急輸送対策
 - ウ 秦野瓦斯株式会社
 - （ア） 被災地に対する燃料供給の確保
 - （イ） ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - （ウ） ガス供給施設の耐震整備
 - エ 神奈川県医師会（秦野伊勢原医師会）、神奈川県歯科医師会（秦野伊勢原歯科医師会）、神奈川県薬剤師会（秦野市薬剤師会）
 - （ア） 医療助産等教護活動の実施
 - （イ） 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

- オ 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
 - (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- カ 神奈川県トラック協会
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 農業協同組合
 - (ア) 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 農作物及び家畜災害応急対策の指導
 - (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - (エ) 被災農家に対する融資あつ旋
 - イ 商工会議所
 - (ア) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
 - エ 病院等医療施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 通常診察時間内及び診療時間外の人員配備計画の策定
 - (ウ) 災害時における収容者の保護及び誘導
 - (エ) 災害時における病人等の収容及び保護
 - (オ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - オ 社会福祉施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
 - カ 学校法人
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - キ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - (ア) 安全管理の徹底
 - (イ) 防護施設の整備

(7) 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 市域の概況

本市は、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）に基づき、昭和30年1月1日、中郡秦野町、南秦野町、東秦野村及び北秦野村の2町2箇村が合併し、秦野市として市制を施行、次いで同年4月15日に中郡大根村の大部分、また昭和38年1月1日に中郡西秦野町の編入合併を得て文字通り秦野盆地一体の市として神奈川県央の西部に位置しています。

市域の東部は、伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部には、中井町及び平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接し、面積103.61平方キロメートルを有しています。

北方には、いわゆる神奈川県の屋根丹沢連峰が控え、南方には、渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており、中でも塔ノ岳から発する水無川及び春嶽山から発する金目川は、いわゆるデルタ地帯を形成し、これが今日の中心市街地となっています。

なお、市域の中心部は、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、東経139度13分23秒、北緯35度22分17秒に位置しています。

資 料

現在の人口と世帯数	11-3
過去における主な自然災害及び火災の状況	11-4
大地震の記録	11-5

第6節 活断層

阪神・淡路大震災は、内陸の直下で発生し、活断層の活動に起因することが確認されたことから、国においては、全国に約 2,000 本が確認されている活断層の活動度や規模等を解明するため、地震関係基礎調査交付金を平成7年度に制度化しました。

この制度を活用して神奈川県では、県内に 11 本あるといわれている活動度の高い活断層の調査を実施し、平成9年度～10年度には、秦野断層及び渋沢断層の調査を実施しました。

この調査結果を受け、市は災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民に広報紙やホームページ等で積極的に情報を提供し、活断層対策の一助とします。

市内の活断層と調査結果

(平成9年度～10年度神奈川県調査)

活断層名	長さ	最新活動時期	再来間隔	調査結果
秦野断層	秦野断層 2.8km	約 17000 年前 又はそれ以降	不明	少なくとも約 17000 年前 又はそれ以降に活動している。ただし、神縄・国府津一松田断層帯と合わせて活動する可能性がある。
	下宿断層 2.3km			
	八幡断層 1.4km			
	戸川断層 0.7km			
	三屋断層 0.6km			
渋沢断層	渋沢東断層 5.4km	10000 年前以降に 活動した可能性 が高い。	不明	活動時期は明らかではないが、神縄・国府津一松田断層帯と合わせて活動する可能性がある。
	渋沢西断層 1.7km			

第7節 地域防災計画（地震災害対策計画）の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

資 料

秦野市防災会議条例	9-20
秦野市防災会議運営要綱	9-21
秦野市防災会議委員名簿	9-22

第2章 災害への事前対策計画

第1節 都市防災化計画

神奈川県央の西部に位置する本市は、大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、震災対策を重点項目として取り組む必要があります。

そこで、だれもが安心して居住することのできる災害に強い都市づくりを目指して、都市環境の整備を図ることと併せ、市街地の防災化を推進します。

1 市街地の不燃化と都市計画

本市は、1,356ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域の指定をしており、今後も計画的な土地利用を推進する中で、災害に強い都市づくりを実践します。

2 市街地の整備

(1) 市街地開発

市街地構造の複雑多様化が進行している地域についても、都市基盤の整備を推進し、防災空間の確保を図ることに努めます。

(2) 道路の整備

市街地内の道路は、交通施設としての機能のほか、重要な防災空間であるため、早期に整備を図るとともに、耐震化を推進します。

(3) 無電柱化の推進

ゆとりある歩行空間と快適な都市景観を確保するとともに、災害時における電柱や架空線がもたらす二次災害の防止や緊急車両の通行、地域住民の避難等に支障を来さないよう、電線管理者と協議をし、中心市街地や緊急輸送路等の無電柱化に努めます。

第2節 建築物に関する事前対策

1 不燃性及び耐震性建築促進対策

地震による都市の延焼危険を減少させ、万一の延焼火災を遮断するため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化・難燃化を図っていく必要があります。

市は、今後も、建築物の密集による火災危険率に応じた指定をし、市街地における不燃化の推進及び耐震性を促進し、安全性の向上を図るとともに、秦野市都市防災基本計画の策定に向け、調査・研究に努めます。

2 市街地の整備

本市における市街地の中には、木造建築物が密集し、道路も狭い箇所があるため、市は、防災上憂慮される箇所では、地域住民との協働により防災面に十分配慮したまちづくりを推進します。

また、市街化が予測される地域については、組合施行等による土地区画整理事業の促進を図ります。

さらに、秦野駅北口から四ツ角周辺の商業地は、他の地域に比べて密集した古い木造家屋が残り、また、用途も混在し、防災上憂慮されるため、秦野駅前通りの県道拡幅整備の事業化を契機として、周辺の狭い道路対策等道路基盤機能の改善を図るとともに、老朽化木造建築物の不燃化対策を進め、都市防災機能の向上を推進します。

3 建築物の防災対策

市は、秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）及び秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に該当する環境創出行為等の指導に当たっては、がけ地等の崩壊防止に努めます。

なお、既存の建築物は、普段からの使い方や時間の経過によって地震に対する被害を防止するために適切な改修が必要になることがあります。これに対しては、次に挙げる個々の対策を相互に関連づけ、市民が安全・安心に暮らせるような実施計画を策定し、かつ、推進し、より一層市民が住みやすいまちづくりに努めます。

(1) 建築物の維持保全

店舗やホテル、福祉施設などのように不特定多数の人や高齢者、障害者等が集まる建築物で、一定規模以上のものについては、火災、地震等の災害時に大きな被害が発生するおそれがあるため、建築物維持保全計画を策定するなど常に維持保全に努めさせるとともに、定期的に建築物の敷地、構造及び建築設備について、その状況を報告させることにより防災指導を行います。また、年2回全国一斉に実施される建築物防災週間に際し、市民に対して、建築物に関連する防災知識の普及及び啓発に努めるとともに、その都度建物用途等により重点建築物を定め、防災査察を実施し、改善指導を行います。

(2) 耐震診断・耐震改修

市は今後、地震災害発生時において避難救護活動等の拠点となる防災上重要施設である本庁舎の最終的な耐震工事を実施し、耐震改修促進法で求める耐震性能の確保に努めます。また、小中学校の屋

内運動場等の市有施設の耐震工事は終了しましたが、経年による劣化等が生じた市有施設についても、耐震改修に努めます。

また、建築物の耐震化に関する相談窓口を設けるとともに、市民が自ら所有し、居住する旧耐震設計による住宅等について、耐震診断・補強設計・改修工事に係る補助制度を整備することにより、耐震化の促進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

(3) ブロック塀等の倒壊防止及び落下物防止対策

過去の震災等では、ブロック塀や石塀などの倒壊、そしてガラス、看板などの落下物により被害が発生しています。このため、次の対策を推進します。

ア ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀を設置している住民に対し、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては、その撤去について補助を実施し、フェンス等安全な工作物への転換を奨励します。

イ 落下物対策

窓ガラス等の落下物対策については、人の多く集まる商業・近隣商業地域にある3階以上の建築物について調査を行い、改善を要するものについては、改善指導を行います。

4 都市施設の整備

(1) 公共施設の整備

住民や児童、生徒の安全を確保し、防災上の避難地として活用するため、市は、広場の整備、市有建築物の改修を図り、不燃化を推進します。

(2) 公園、緑地の整備

市は、重要な防災防火の拠点である公園、緑地について、緑の基本計画を基調に適正な配置に努め、都市空間の確保を図ります。

第3節 公共施設整備計画

道路、公園等の公共施設は、避難、消火、救急活動など災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たします。これらは、地震発生時に必要な機能を発揮できるよう事前に整備しておくことは極めて重要です。

1 道路網の整備

道路は、交通施設としての機能のほか、災害時における避難路及び街路樹による緩衝緑地帯として重要な防災空間となります。そのため、市は、都市計画道路の整備を進めるとともに、既存道路等の機能確保を目指した耐震補強工事の実施に努め、さらに避難活動や消防活動に支障となる電柱の倒壊防止及びライフライン機能の確保のための電線共同溝の整備に努めます。

2 公園、緑地等の整備

公園、緑地等は、火災時における延焼遮断効果とともに、火災から市民の安全を確保するための避難地等としても有効に機能することから、市は、これらの空間の確保に努めます。

3 ライフラインの確保

(1) 上水道施設の整備

市は、平成22年度に策定した施設整備計画に基づき、水道管をはじめとする水道施設の耐震化や非常時対策設備の整備を進めます。

ア 水道管の耐震化

基幹管路である導水管や送水管の耐震化に優先的に取り組みます。また、配水管についても耐震化を図ります。

イ 水道施設の耐震化

配水場の耐震診断を実施し、必要な耐震補強を図ります。

ウ 非常用電源設備の整備

配水場又は取水場に、必要な非常用電源設備を設置し、停電時でも給水できる体制を確保します。

エ 集中監視体制の整備

市内に点在する水道施設の情報を集中して監視できる体制を整備します。

(2) 下水道施設の整備

ア 下水道機能の確保

市は、既設管路及び汚水処理施設について、地震に対する危険度や重要度、影響度により耐震対策の優先度を設定し、施設の耐震化を進め、地震発生時における最低限の下水道機能の確保を図ります。

イ マンホールトイレの整備

市は、広域避難場所におけるマンホールトイレ対応施設の整備を図ります。

4 鋼板等プールの整備

鋼板等プールは、災害時の消防水利及び応急生活用水を確保するうえで欠くことのできない施設です。そのため、市は、今後設置するプールについて耐震性のあるプールとし、また、民間で設置するプールについても協力を求めます。

5 消防施設の整備

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に準拠し、必要な消防施設等の整備に努めるとともに、大規模な地震災害に的確に対応できるよう、市は、必要な消防施設の整備に努めます。

(1) 消防機動力の強化

消火、救助及び救急活動時の消防機能が効果的に発揮できる消防力を確保するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車等消防装備の充実を図ります。

(2) 消防水利の整備

地震の発生により、消火栓が使用不能となることが予想されることから、防火水槽、プール及び自然水利等の機能維持を図るとともに、計画的な消防水利の整備に努めます。

第4節 がけ崩れ等災害予防計画

本市は、周辺を山々に囲まれ、また、市街地でも土地が自然と起伏し、多くのがけが散在しており、地震災害によるがけ崩れ等の発生するおそれがあります。そのため、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、その対策を講じます。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

がけ崩れによる災害から人命を救助することを目的として昭和44年8月に「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」が施行されており、市は、この法律に基づき、県による指定が推進されるよう協力を図ります。

2 土砂災害警戒区域等の指定

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県が土砂災害警戒区域等に指定した区域について、避難場所の周知等必要な防災体制の整備を図ります。

区域の種類	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊 イ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	○地域防災計画への記載 ○要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ○ハザードマップによる周知の徹底 ○宅地建物取引における措置
	土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
	地すべり イ 地すべり区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域	
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑り	○特定の開発行為に対する許可制 ○建築物の構造の規制 ○建築物の移転等の勧告及び支援措置 ○宅地建物取引における措置

	<p>に伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。</p>	
--	--	--

3 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等に基づく避難基準を策定しました。さらに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

(2) ハザードマップによる周知の徹底

市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒・避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布します。

(3) 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

市は、高齢者、障害者等の**要配慮者**の関連施設を土砂災害から守るため、施設の管理者に対して、防災情報等を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努めます。

また、施設管理者は土砂災害対応マニュアルを作成し、施設利用者の安全確保に努めます。

4 防災パトロールの強化

がけ崩れ災害等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、市は、普段から土砂災害危険箇所の把握に努めるとともに、防災パトロールの強化を図ります。

(1) 実施時期及び場所

土砂災害危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、その他の地域についても随時パトロールを実施します。

(2) 実施の内容

既に把握した危険箇所については、その土質、地層、危険度等を重点的に調査して内容を再確認するとともに、必要に応じて適正な措置をとります。また、新たな危険箇所についても、実態調査を行い、改善措置又は避難措置の対策を講じます。

5 所有者等に対する改善措置の強化

市は、防災パトロールにより危険箇所を見つけたときは、必要に応じて、その所有者、管理者、占有者に対し、擁壁の設置等、十分に安全が確保できる防災工事を施すなど、改善措置をとるよう指示します。(注参照)

(注) (1) 施策における防災上の配慮 (災害対策基本法第8条第1項、第2項第2号)

(2) 災害が発生するおそれがある場合の事前措置 (災害対策基本法第59条)

(3) 建築物の敷地に対する安全措置 (建築基準法第19条第3項、第4項、第101条第1項第3号)

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

6 避難措置と防災知識普及の徹底

(1) 避難措置

避難勧告及び指示は、第3章災害応急対策計画第6節避難計画の定めるところによりますが、地震が発生した場合、市は、その状況に応じ、広報車等により注意を喚起するとともに、自主的警戒を呼びかけるものとします。

(2) 知識の普及

がけ崩れ災害等の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するがけ崩れ災害等の事前対策、応急対策等に関する知識の普及は、常に留意が必要です。

市は、この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある次の事項について重点的に行います。

ア がけを見回って、まず応急措置をすること。

- (ア) 崩れそうな土砂は、取り除くこと。
- (イ) 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- (ウ) 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- (エ) 石垣などに亀裂の入っている所は修理し、崩れそうな石垣などは補強をよくすること。

イ がけ下の土砂については、次のことに注意すること。

- (ア) がけ下を切土にしたままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- (イ) 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とまらない宅地は、防土堤をつくること。

ウ 危険ながけ付近の居住者は、緊急の場合のために次のことに注意すること。

- (ア) 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。
- (イ) 災害時には、高いがけ際の部屋では就寝しないこと。また、老人や子供を早めに避難させること。
- (ウ) 緊急の場合は110番又は119番へ電話すること。

資 料

急傾斜地崩壊危険法指定区域及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
付図Ⅱ

11-1

第5節 火災予防計画

火災予防計画は、火災を予防し、若しくは火災による被害を軽減するために計画するもので、火災予防対策指導、立入検査及び火災予防意識の向上について定めます。

1 火災予防指導

市は、災害予防の徹底を図るため、市民、防火対象物の関係者等に対して、火災等の予防対策と被災時の防災能力の普及を広く推進します。

火 災 予 防 対 策 指 導 計 画

指導対象者	指 導 内 容	指導時期
(1) 市 民	春、秋の火災予防運動等あらゆる機会をとらえて、市民の防火防災意識の高揚に努めます。	1月～12月
(2) 家庭防火クラブ	家庭内防火に必要な知識及び技術を修得して、広く市民指導が行える地域の中心者として活躍できる人材及び組織を育成します。	〃
(3) 幼年消防クラブ	幼年期における火災予防を涵養するための指導を行います。	〃
(4) 防 火 管 理 者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める防火管理者資格取得講習会を開催し、防火管理制度の強化を図ります。	年1回
(5) 事業所の従業員	各種訓練を通じ自衛消防組織の強化を図ります。	1月～12月
(6) 危険物取扱者	危険物関係法令の講習会及び危険物の安全な取扱いの指導を実施します。	〃
(7) 応急手当普及員	疾病者発生時における応急救護体制の充実のため、応急手当普及員制度の効率的な推進に努めます。	〃

2 立入検査

市は、火災発生の未然防止と査察対象物の実態を把握するため、秦野市防火査察に関する規程（平成24年消防長訓令甲第2号）に基づき立入検査を実施します。

3 火災予防意識の向上

市は、初期消火、早期通報及び各種災害に対処する心構えについて、様々な広報媒体を利用し、時期に応じた広報を行います。

(1) 広報紙、広報車等による防火意識の啓発

市広報紙「広報はだの」、消防テレホンサービス、新聞等を活用して、時期に応じた主題を策定し、火災予防の広報を行います。また、それぞれの署所ごとに広報地域を区分し、消防車両により巡回広報を行い、市民の防火意識の高揚を図ります。

(2) 諸行事による普及

ア 危険物安全週間

危険物施設における安全管理体制の確立を図るとともに、危険物に関する知識の啓発を行います。

イ 自衛消防隊員等の防火、消火技術研究会

事業所の防火担当者を対象に、防火知識の修得及び消火技術の研修を行います。

ウ 春季及び秋季火災予防運動

(ア) ポスター等の掲示

店舗、公民館、市庁舎等の多数の者の出入りする場所、消防庁舎及び消防団車庫待機室等に、防火ポスター又は立看板を掲出して周知を図ります。

(イ) 報道機関による宣伝

市広報紙「広報はだの」、新聞等を活用し、火災予防の徹底を図ります。

(ウ) 初期消火コンクール

火災発生時に即応できる初期消火技術の習得と、その技術の向上を図るため開催します。

エ 歳末火災特別警戒

火災が多発する歳末に、消防職員及び消防団員による特別警戒を行います。

オ その他

必要に応じて報道機関等を活用して広報活動を行います。

(3) 民間防火組織による普及

家庭防火クラブ等民間防火組織の育成指導を図り、防火意識の高揚を図ります。

ア 家庭防火クラブ

イ 幼年消防クラブ

ウ 秦野市防火・危険物安全協会

第6節 防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画

市は、災害応急対策等に必要な資材、機材、非常用電源設備等を整備し、定期的な整備点検を実施します。

1 防災備蓄倉庫の整備

広域避難場所となる市内の小・中学校及び中央運動公園に整備します。

2 防災備蓄用資機材の整備

災害応急対策等に要する資機材については、整備計画に基づき確保します。

3 非常用電源設備の整備

広域避難場所となる市内の小・中学校に非常用電源設備の整備を進めます。

資 料

防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1
機械器具保有数一覧表	5-2
付図 I	

第7節 地域防災体制の整備計画

地震災害から、市民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとした各防災関係機関による防災対策のみではなく、市民一人ひとりが自分で守るという認識を持って行動することが、極めて重要です。また、地震災害時には、行政機関、防災関係機関等の対策と併せて、地域住民、各事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要があります。

そのため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民等の防災意識の高揚に努め、進んで防災活動ができる自主防災組織の育成を進めるとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図ります。

1 市民等の責務

(1) 市民

ア 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、最低でも3日分、出来れば一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策、災害時の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、市民自らが防災対策を行います。

イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への主体的・積極的な参画に努めます。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう努めます。

エ 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の収集、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難に当たっては、冷静かつ迅速に行動するよう努めます。

(2) 企業等

ア 日ごろから管理する施設及び設備の耐震性の確保や、食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修会の積極的な実施に努めます。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域の自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域の自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

2 自主防災組織の育成指導

(1) 市の役割

自主防災組織は、災害の防止及び被害の軽減を図るうえで重要な役割を担うものであることから、その活動の推進を図るため、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進します。

自主防災組織の育成に当たり、組織の充実を図るため、次のとおり自主防災活動の強化について協力し、及び支援します。

- ア 防災資機材等の財政支援に関すること。
- イ 初期消火活動の強化に関すること。
- ウ 避難行動要支援者等の救助活動の強化に関すること。
- エ 避難誘導活動の強化に関すること。
- オ その他災害時における応急対策活動の強化に関すること。

(2) 研修会等の開催及び啓発の実施

市は、県及び他の防災関係機関と協力し、地域リーダー、防災指導員等を対象に自主防災組織の育成に必要な研修会等を開催するとともに、地域住民に対して、防災講習会、防災講演会、印刷物による広報等を通じ地震に対する意識の高揚、地震に関する知識の普及に努めます。

3 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、防災活動が効果的に実施できるよう地形、市街地の状況、生活圏等を考慮しながら適正な規模で編成するものとします。

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう組織が実施すべき業務をあらかじめ決め、各自が平常時又は災害時に分担する任務（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班及び給食・給水班の役割）を明確にし、担当者を割り当てておきます。

(3) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで必要な事項については、規約を設け、明確にしておきます。

4 自主防災組織の活動基準

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、市民一人ひとりの日ごろの心構え及び災害時の的確な行動について、集会等を利用して正しい知識の普及を図ります。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な行動ができるよう日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得しておくことが大切です。

訓練には、個別訓練と、これらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては、通常次のものが考えられますが、地域の特性を考慮した訓練とします。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施します。

(イ) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器（水バケツ、消火器、防火用砂、小型動力ポンプ等）を使用して、消火に必要な技術等を習得します。

(ウ) 避難訓練

避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう避難経路を確認します。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れにより下敷きとなった者の救出活動や負傷者に対する応急手当の方法を習得します。

ウ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の情報把握に努め、迅速な救出救助活動ができるよう体制を整えておきます。

エ 防災点検の実施

家庭及びそれぞれの地域には、災害が発生したときに被害の原因となるものが多く存在していると考えられるため、市民各自がおおむね次に掲げる事項について点検を行うとともに、自主防災組織としては、機会があるごとに、その点検を行います。

(ア) 火気使用器具の安全性及びその周辺の整備の状況の点検

(イ) 灯油、揮発油等の危険物品の保管状況の点検

(ウ) 建物、ブロック塀などの構築物の安全性の点検

(エ) 看板の落下等の危険性の点検

(オ) がけ崩れ等の危険箇所の点検

オ 防災備蓄倉庫、資機材等の整備及び点検

自主防災組織が災害時に適切な応急措置ができるよう、市の指導を受け防災備蓄倉庫及び資機材を整備するとともに、日ごろの防災訓練を通じて、活動に必要な資機材をあらかじめ点検及び整備し、非常時に使用できるようにしておくものとします。

カ 地域の防災資源の掘り起こし

自主防災組織のエリア内において、災害時に活用が可能な人や物などの地域の防災資源を日ごろから確認し、地域に合った防災活動を推進します。

第8節 防災訓練計画

災害応急対策を迅速、円滑に実施するに当たり、市は、防災関係者の防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図るため、次の区分により防災訓練を実施するものとします。

区 分	実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
総合防災訓練	災害対策本部	適 時	適当な地区	各防災関係機関と一体となって、想定災害により総合的に行います。
消 防 訓 練	消 防 部	通 年	適当な地区	図上又は実地訓練として、必要に応じて関係団体と共同で行います（他の訓練と併合も考えます。）。
災害救助訓練	消 防 部 福 祉 部 こども健康部	適 時	適当な地区	必要に応じて関係団体と共同で行います（他の訓練と併合も考えます。）。
非 常 無 線 通 信 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	無線通信による情報の送受信の訓練を行います。
非常招集訓練 地 域 別 招 集 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	通信、交通の不通となった場合等を想定した招集訓練を行います。
避 難 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	地震災害を想定した訓練を行います。

第9節 防災知識に関する普及計画

防災関係職員及び市民に対する災害事前対策、災害応急対策等に関する防災知識の普及について次のとおり定めます。

1 市職員及び関係公共機関等に関する計画

市は、秦野市地域防災計画「地震災害対策計画」その他必要な資料の配布等により、防災に関する計画についての基礎的知識と技術の向上を図るとともに、次に掲げる方法によって、一般的な予防知識の普及に努めます。

- (1) 地震、火災の災害に関する研修会、講演会、研究会等に努めて職員を出席させるとともに、災害対策等の専門家を招き研修会等を開催し、基礎的知識の普及を図ります。
- (2) 各種資料、インターネット等を活用し、防災に対する関心の高揚を図ります。
- (3) 各部等に防災対策推進担当員を配置し、地域防災計画の的確かつ円滑な推進に努めます。

2 市民に関する計画

市は、消防、防災事務を担当するそれぞれの部門において、講演会、講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用し、市民への防災知識の普及を図ります。

(1) 広報活動による普及計画

ア 広報手段

広報紙、広報車、防災行政無線、ツイッター、インターネット等を計画的に利用するとともに、自治会、家庭防火クラブ等の組織を通じて啓発に努めます。

イ 広報事項

(ア) 地震に関する事項

- a 地震情報等に関する注意の喚起
- b 避難方法、場所、時期及び非常持出品の準備及び心構え
- c 災害用伝言ダイヤル「171」等による安否確認方法
- d その他地震に関する必要事項

(イ) 火災に関する事項

- a 火災予防条例等の周知
- b 火災予防運動期間中における火災予防啓発
- c 火気使用設備器具の日常の安全管理の取扱い
- d 火災時における適切な避難行動
- e その他火災予防に関する必要事項

(2) その他の普及計画

防災情報を市ホームページに掲載するとともに、パンフレット等を発行し、防災に関する啓発に努めます。

3 防災とボランティアの日等における行事の実施

市は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）には、市民、防災関係職員等を対象に避難所運営訓練等防災に関する事業を実施し、防災意識の高揚とボランティア活動の活性化を図ります。

第10節 大規模地震の発生に伴う食料品等の調達及び資機材、人員等の配備計画

大規模地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の必要な物資の確保に努めるとともに、防疫、医療等に係る人員体制の整備を行うものとしします。

1 協定等における食料、生活必需品、医薬品等の調達

- (1) 市は、災害応急対策に必要な物資等の確保のため、各種商品販売業者、工場等と供給協定を締結し、保有物資についての把握、保管又は放出の要請を行うものとしします。

食料、生活必需品、医薬品等の調達については、地震災害対策計画に定めるところによります。

- (2) 市は、居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資について、県に対して要請します。

ア 食料……………県（環境農政部）

イ 生活必需品……………県（福祉部・商工労働部）

ウ 医療品……………県（医療関係機関）

2 協定等における資機材及び人員の配備

大規模地震が発生したときは、地震災害対策計画に定める災害応急対策の施設等の応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、防災関係機関は、必要な資機材の整備、人員の整備等を行うものとしします。

資 料

防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1
機械器具保有数一覧表	5-2
災害時における米穀調達に関する協定書	10-2
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	10-3
災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	10-25
災害時における応急物資及び生活必需物資（救急医薬品）の調達に関する協定	10-12

第11節 要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に高齢者、障害者、乳幼児及び妊婦等の避難をするために配慮が必要な人（以下「要配慮者」という。）のうち自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速に避難の確保をするために特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）への実効性のある支援体制を構築します。

1 要配慮者の事前対策

(1) 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿作成に必要な情報を把握するために、関係部局の要介護高齢者や障害者等の要配慮者の情報を集約し、災害時に提供できるよう管理します。

(2) 社会福祉施設対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、災害に備えて施設利用者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害への事前対策や、災害が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における消防機関等への連絡や利用者の避難誘導體制には十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設管理者は、市との連絡をもとに、施設相互間、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるように努めます。

ウ 社会福祉施設の活用

市は、社会福祉施設を災害時要援護者の緊急受け入れ施設として活用するため、今後も協定の締結に努めます。

(3) 在宅者対策

市は、自主防災組織等と協力し、要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システム等の拡充及び災害時の支援体制の確立を図るとともに、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めます。

(4) 外国人に対する災害対策

市は、外国人に対して、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような事項に努めるとともに災害対策の周知を図ります。

ア やさしい日本語や多言語による広報の充実

イ 外国人を含めた防災訓練及び防災教育

ウ 外国人の雇用又は接触の機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導及び支援

2 避難行動要支援者名簿の作成等

自主防災会や民生委員などの避難支援等関係者による、平常時からの見守り活動を通じ、避難行動要支援者に対する災害時の迅速な支援活動が可能となる体制を構築する必要があるため、避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 名簿作成に必要な個人情報

市は、災害対策基本法第49条の1第12項の規定により、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者の把握に努めます。

ア 要介護者の情報に関しては、福祉部高齢介護課と連携し、要介護認定情報等により把握します。

イ 障害者の情報に関しては、福祉部障害福祉課と連携し、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握します。

ウ 難病患者の情報に関しては、県と連携し、特定疾患医療受給者証の情報により把握します。

エ 避難行動要支援者支援システムにより、住民基本台帳と福祉部各課の所有する情報を連携させ、避難行動要支援者の情報を管理します。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

生活の基盤が自宅にある人のうち、次の要件に該当する人を避難行動要支援者として名簿を作成します。

ア 要介護認定3～5を受けている人

イ 身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する身体に障害がある人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害がある人

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人

オ 上記以外で自主防災会及び民生委員が支援の必要を認めた人

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録します。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の異動、要介護の認定、身体障害者手帳の交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。

3 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、秦野市個人情報保護条例上の規定を根拠として、避難行動要支援者の同意を得ずに平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、災害時の迅速な支援活動につなげます。ただし、対象となる人すべてに名簿への掲載の拒否についての確認を行い、支援者に提供する名簿への掲載を拒否した人の情報は災害時に避難支援等関係者へ提供する名簿のための情報として、管理します。

(2) 避難支援等関係者への災害時の名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、支援者に提供する名簿への掲載を拒否した人を含め避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援本人の同意を得ることを要しません。

(3) 避難支援等関係者

災害対策基本法49条の11第2項に規定する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ア 自主防災会
- イ 民生委員
- ウ 警察機関
- エ 市社会福祉協議会
- オ 消防団

4 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

災害対策基本法49条の13に基づき避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明し、次のような措置を講じます。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- (2) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導します。
- (3) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないように指導します。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導します。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催します。

5 避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮

市は、避難行動要支援者に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるように各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、緊急情報メール及び緊急速報メールの活用、ツイッター、ホームページ、tvkデータ放送など、複数の手段を有機的に組み合わせて次の点に留意して情報伝達を行います。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるように努めます。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。

- (3) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮します。

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。そのため、市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

7 避難行動要支援者対策マニュアル作成に対する支援

市は、各自主防災組織が行う避難行動要支援者対策について、次のような支援を行います。

- (1) 避難行動要支援者の手引きの作成
- (2) 避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導・助言
- (3) マニュアルや個別計画の作成に対する協力
- (4) その他、必要な支援

資 料

災害時における障害者の緊急受入れに関する協定	10-28
災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定	10-29

第12節 文教対策

災害時における園児、児童及び生徒並びに教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、文教施設の適正な管理を図り、安全性を高めるため、必要な事項を定めます。

1 学校施設の安全性の確保

市教育委員会は、学校施設の耐震性の確保及び経年劣化に対応する計画的な改修等に努めるとともに、避難所としての使用を念頭に、施設のバリアフリー化を図ります。

また、市教育委員会は、関係部局や関係機関と連携し、児童及び生徒の通学路の安全の確保に努めます。

2 防災教育の充実

市教育委員会は、災害の原因や危険性、災害時の行動の仕方等、児童及び生徒が自ら、その生命や身体を守ることができるよう、小・中学校における防災教育の充実を図ります。

3 防災訓練の実施

市教育委員会は、家庭や地域との連携のもと、児童及び生徒が防災教育等で得た知識を実践し、また、教職員が共通の理解により災害時に円滑な行動をとることができるよう、小・中学校における防災訓練を実施します。

4 保育所等の防災対策

災害時における保育所、幼稚園及び放課後児童ホーム（以下「保育所等」という。）の園児及び児童の安全を確保するため、保育所等の設置者は、施設の定期的な安全点検を行うとともに、園児及び児童の避難誘導や保護者への引渡方法等についてあらかじめ定め、必要な防災訓練を実施します。

5 文化財の保護

市教育委員会は、地域における文化財の所在情報の充実・整理を図り、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

大規模地震が発生した場合、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより秦野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置します。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によってそれぞれ定められた配置をとるものとします。なお、市長は、災害対策本部を置く程度に至らない災害にあつては、平常時における市の組織をもって対処するものとします。

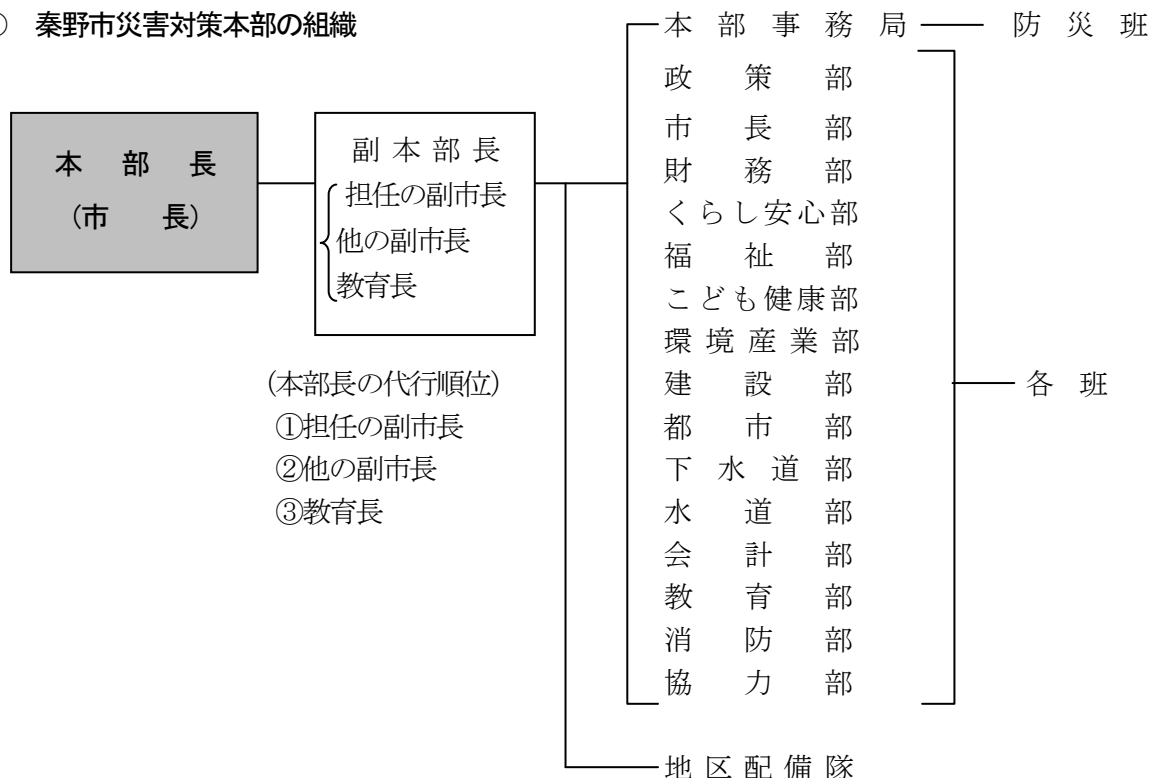
1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、市内において震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による地震災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときに設置します。

2 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部の組織は、秦野市災害対策本部条例（昭和39年秦野市条例第28号）及び秦野市災害対策本部要綱に定めるところによります。
- (2) 災害対策本部の組織は、次のとおりとします。
- (3) 各部の構成及び事務分掌は、秦野市災害対策本部要綱第2条に定めるところとします。

○ 秦野市災害対策本部の組織



3 災害対策本部の設置場所

大規模地震発生と同時に、市役所に市職員等を配置し、施設の応急危険度判定を行い、講堂に災害対策本部を設置します。市役所が被害を受けて機能しない場合は、二次的な設置場所として、保健福祉センター第4会議室に設置します。

4 災害対策本部の解散

市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を解散するものとします。

資 料

秦野市災害対策本部条例	9-1
秦野市災害対策本部要綱	9-2
秦野市災害対策本部の機構・組織表 別表第1・第2	9-3
地区配備隊の機構 別表第4	9-5
地区配備隊の業務 別表第5	9-6

第2節 職員動員計画

1 職員動員組織の体制

- (1) 各部長等は、あらかじめ分担業務に基づいて班ごとの配備編成計画をたてるとともに、各班員に周知徹底しておくものとします。
- (2) 各地区配備隊は、直接災害時勤務場所へ直行し、即時対応ができる体制にしておくものとします。
- (3) 各班長は、配備編成計画に基づき、班員を直ちに動員できる体制を整え、あらかじめ非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に異動があったときは遅滞なくこれらを修正します。
- (4) 地震災害応急対策活動に必要な動員は、災害対策本部長の命により、災害対策本部の各部長等が行います。
- (5) 各部長等は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員の応援を求めるものとします。
- (6) 各部長等は、配備に就いた人員を随時災害対策本部に職員動員報告書(第1号様式)により報告します。

2 配備基準

- (1) 災害対策本部は、災害応急対策の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。ただし、消防部については、その組織業務の特殊性を考慮して消防長が別に定めるところにより配備を整えます。
- (2) 配備の基準は、次のとおりとします。

震 度	動 員 す る 職 員
4	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策専任参事、防災課職員、くらし安全課職員 ・水道部の4級以上の職員及び技能員 ・下水道部4級以上の職員及び下水道部下水道施設課処理場管理所管する職員
5（弱・強）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部員、本部従事職員 ・地区配備隊員、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、医療救護所班員 ・水道部の職員 ・建設部、下水道部の職員 ・情報システム課、広報課、財産管理課の職員 ・秘書課、人事課、地域福祉課、保育課、教育総務課、生涯学習課の5級以上の職員 ・校長、教頭、幼稚園長、保育園長
6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての職員（教職員を含む。）

- ※ 震度は、気象庁発表の秦野市の震度階によります。
- ※ 施設管理に関する出勤基準については、施設管理者の判断によります。

3 職員の動員

(1) 勤務時間中における配備

- ア 災害発生時における在庁職員数について、各班長は、部長等を経て、直ちに本部長に報告します。
- イ 庁外で執務中の職員については、地震鎮静後自主的判断により速やかに帰庁します。
- ウ 各部長等は、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）に出席し、会議の決定に基づいて連絡調整に当たります。
- エ 各職員は、前項第2号の表の基準に従い、それぞれの分担配備につきます。
- オ 各地区配備隊員及び応急危険度判定士は、前項第2号の表の基準に従い、直ちに災害時勤務場所へ参集し、それぞれの分担配備につきます。
- カ 動員等について、各部門間に調整の必要があるときは、災害対策本部長が行います。

(2) 勤務時間外における配備

- ア 各職員は、前項第2号の表の基準に従い、直ちに災害時勤務場所へ参集し、部長等の指揮を受け、それぞれの分担配備につきます。
 なお、各班長は、災害時勤務場所へ参集した職員の動員数について、部長等を経て、直ちに災害対策本部長に報告します。
- イ 各地区配備隊員及び応急危険度判定士は、前項第2号の表の基準に従い、直ちに災害時勤務場所へ参集し、隊長又は避難所班長の指揮を受け、それぞれの分担配備につきます。なお、各地区配備隊長は、災害時勤務場所へ参集した地区配備隊員の動員数について、災害対策本部長に報告します。
- ウ 本部会議の開催及び各部門間の調整については、勤務時間中に準じます。

（職員の参集時の留意事項）

- ・ ヘルメット、防災服及び防災靴を着用すること。
- ・ その他、手袋、タオル、水・食料、筆記具、懐中電灯、トランジスタラジオ、薬品、包帯等を携行すること。
- ・ 参集途上に知り得た被害状況、交通渋滞等の情報を災害時勤務場所の長へ報告すること。
 また、参集経路においての軽微な障害物の除去を図ること。
- ・ 参集時には、徒歩又は自転車、オートバイ等を使用すること。

資 料

職員動員報告（第1号様式）	9-7
地区配備隊情報収集班用記録用紙	9-17
地区配備隊無線班用交信記録用紙	9-18

第3節 通信情報計画

地震発生時における各種情報の収集は、応急対策上重要な基礎資料となるため、その送受信は迅速かつ正確に行われなければなりません。そのためには通信網の整備と従事者の技術の向上が重要です。

1 電気通信施設使用不能の場合における措置

- (1) 一般通信機関が途絶した場合、市は、県において神奈川県警察本部、財団法人日本放送協会横浜放送局、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社と締結している次の協定に準じて利用を要請するものとします。

ア 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

イ 災害時における放送要請に関する協定

(ア) 日本放送協会横浜放送局

(イ) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本

(ウ) 株式会社テレビ神奈川

(エ) 横浜エフエム放送株式会社

- (2) 上記のほか通信連絡については、次の設備等を利用します。

なお、ウ及びエについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定する非常通信として実施する場合の手続きは、無線局運用細則によります。ただし、災害対策基本法第57条及び第79条に基づいて行う通信は、この限りではありません。

ア 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第4号に規定する設備(警察、消防、水防等)

イ 放送法(昭和25年法律第132号)に規定する放送局

ウ 非常通信協議会の構成員が所有する設備

エ 秦野アマチュア無線クラブに加入する無線局

オ 防災行政無線(固定系)

カ MCA無線

キ 広報車

ク 秦野市緊急情報メール

ケ ツイッター

コ 緊急速報メール

2 市管理による通信施設及び設備

通信施設の管理者は、その施設を常に点検し、災害発生に備えます。

- (1) 県防災行政通信網

県が行う災害時における情報の伝達ほか、市と県との間で行う応援要請等を迅速かつ確実に行うため、有線回線と衛星通信を組み合わせた「神奈川県防災行政通信網」を整備しています。

(2) 消防用超短波無線

この無線は、消防本部に基地局を設置し、移動局は消防車両等に積載し、携帯局は持ち運べるもので、基地局と交信又は移動局等の相互間で交信できるものです。

(3) 防災行政無線（固定系）68.205MHz2WF3

この無線は、消防本部を基地局として各地区の受信放送施設により、市内一斉に放送することができます。なお、既存の放送設備が平成34年11月に使用期限を迎えるに当たり、完全デジタル化での再整備を進めます。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、衛星通信又は有線回線を通じて国の機関から伝送するシステムです。

人手を介さずに、防災行政無線を自動起動して放送することができます。

(5) 市役所電話設備

ア 一般電話

所在場所	電 話
市 役 所	82-5111(代)
下 水 道 総 務 課	81-4113
消 防 本 部	81-0119
水道局水道業務課	83-2111

イ 携帯電話

所在場所	電 話	所在場所	電 話
災害対策本部	090-3089-5158	本 町 地区本部	090-3089-5166
〃	090-3089-5159	南 地区本部	090-3089-5162
〃	090-3089-5160	南が丘 地区本部	090-3089-5163
〃	090-3479-1753	東 地区本部	090-3089-5164
		北 地区本部	090-3089-5165
		大 根 地区本部	090-3479-1917
		鶴 巻 地区本部	090-4002-5677
		西 地区本部	090-3479-1754
		上 地区本部	090-3089-5168

(7) MCA無線

(8) 緊急情報メール配信システム

あらかじめ登録した携帯電話等のメールアドレスに、災害情報等を速やかに配信します。多くの市民や関係者がこのシステムを利用するよう啓発に努めます。

3 秦野アマチュア無線クラブ通信施設

災害時における非常無線通信に関する協定第2条第1項による要請があった場合は、直ちに災害対策本部及び各地区に指定する会員集合場所に集合します。

- 基地局 JA1ZDK 移動局固定局 10W、A1、A3、A3J、F3
周波数 7MHz、21MHz、50MHz、144MHz、430MHz
- 設置場所
 - ・本町地区防災備蓄倉庫（本町小学校）…… 秦野市文京町1-5
 - ・南地区防災備蓄倉庫（南小学校）…… 秦野市今泉699
 - ・南が丘地区防災備蓄倉庫（南が丘小学校）…… 秦野市南が丘四丁目-1
 - ・東地区防災備蓄倉庫（東中学校）…… 秦野市寺山509
 - ・北地区防災備蓄倉庫（北小学校）…… 秦野市菩提380
 - ・大根地区防災備蓄倉庫（大根小学校）…… 秦野市南矢名四丁目29-1
 - ・西地区防災備蓄倉庫（西中学校）…… 秦野市柳町二丁目5-1
 - ・上地区防災備蓄倉庫（上小学校）…… 秦野市柳川25-3
- 個人会員局

4 災害時優先電話

非常通話又は緊急通話の申し込みは、次の方法によります。

- (1) 局番なしの102番を呼び出す（事前に102番に登録しておく）。
- (2) 通話の種類（非常通話・緊急通話の別）を申し込む。
- (3) 申し込み者の電話番号（登録してある電話番号）を通知する。
- (4) 申し込み機関名及び氏名を通知する。
- (5) 相手先の電話番号を通知する。

(6) 災害時優先電話の番号は次のとおり

名称	電話	名称	電話	名称	電話
市役所	82-1872 (内線 2371)	本町小学校防災備蓄倉庫	82-5131	消防署	81-0119
〃	82-1873 (内線 2373)	南小学校防災備蓄倉庫	81-1668	警察署	83-0110
〃	82-1874 (内線 2374)	南が丘小学校防災備蓄倉庫	82-7802	日赤	81-3722
〃	82-5131 (内線 2372)	東中学校防災備蓄倉庫	82-3717	秦野駅	81-1661
〃	82-5132 (内線 2253)	北小学校防災備蓄倉庫	75-0874	NTT東日本	045-212-8945
〃	82-5133 (内線 2316)	大根小学校防災備蓄倉庫	77-3902	東京電力	81-9198
水道局	82-6552	鶴巻中学校防災備蓄倉庫	79-0678	秦野ガス	82-3753
	85-4105	西中学校防災備蓄倉庫	87-3424		
下水道部	81-4112	上小学校防災備蓄倉庫	88-7604		
	81-4027				
	81-4258				

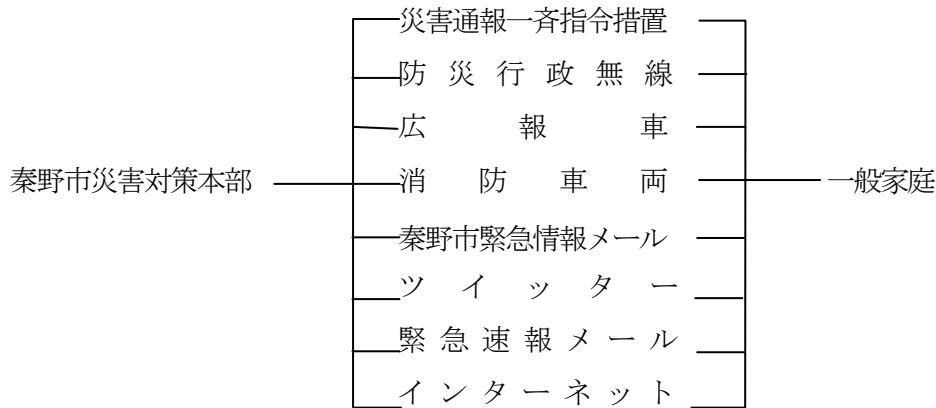
5 市内外連絡用通信（無線）施設一覧表

設置機関	設置場所
消防用超短波無線(市波)	消防本部
〃 (県波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (団波)	〃
(救急波) 基地局	〃
(救急波) 移動局	〃
秦野市防災行政無線	〃
秦野市水道局業務用無線	水道局
電力供給無線	東京電力(株)秦野営業センター
鉄道事業用無線	小田急電鉄(株)秦野駅
〃 (列車用無線)	〃
〃 (移動用)	〃

6 一般家庭伝達

一般家庭伝達については、防災行政無線、広報車、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール等により周知します。

○ 伝達系統図



7 災害用伝言ダイヤル等

被災地との安否確認が困難になることがあるため、東日本電信電話(株)では、災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。
 なお、提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知されます。

資料

関係機関電話番号一覧表	2-1
防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1
防災行政無線（移動系）一覧表	2-2
携帯電話等配置先一覧表	2-3
災害時優先電話一覧表	2-4
防災行政通信網構成機関及び回線系統図	2-5
市有広報用車両一覧表	2-9
秦野市災害対策本部要綱	9-2
災害時における非常無線通信に関する協定	10-1
災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	10-22
災害時における情報収集等に関する協定	10-24
災害時における秦野郵便局と秦野市の協力に関する協定	10-23
付図 I	

第4節 災害情報の収集及び被害報告計画

地震災害に関する状況の報告、災害応急対策の情報報告及び被害の分類基準については、この計画の定めるところによります。

1 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生する恐れがある異常現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報します。

(2) 市長の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、直ちに知事及び関係機関に通報するものとします。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報します。

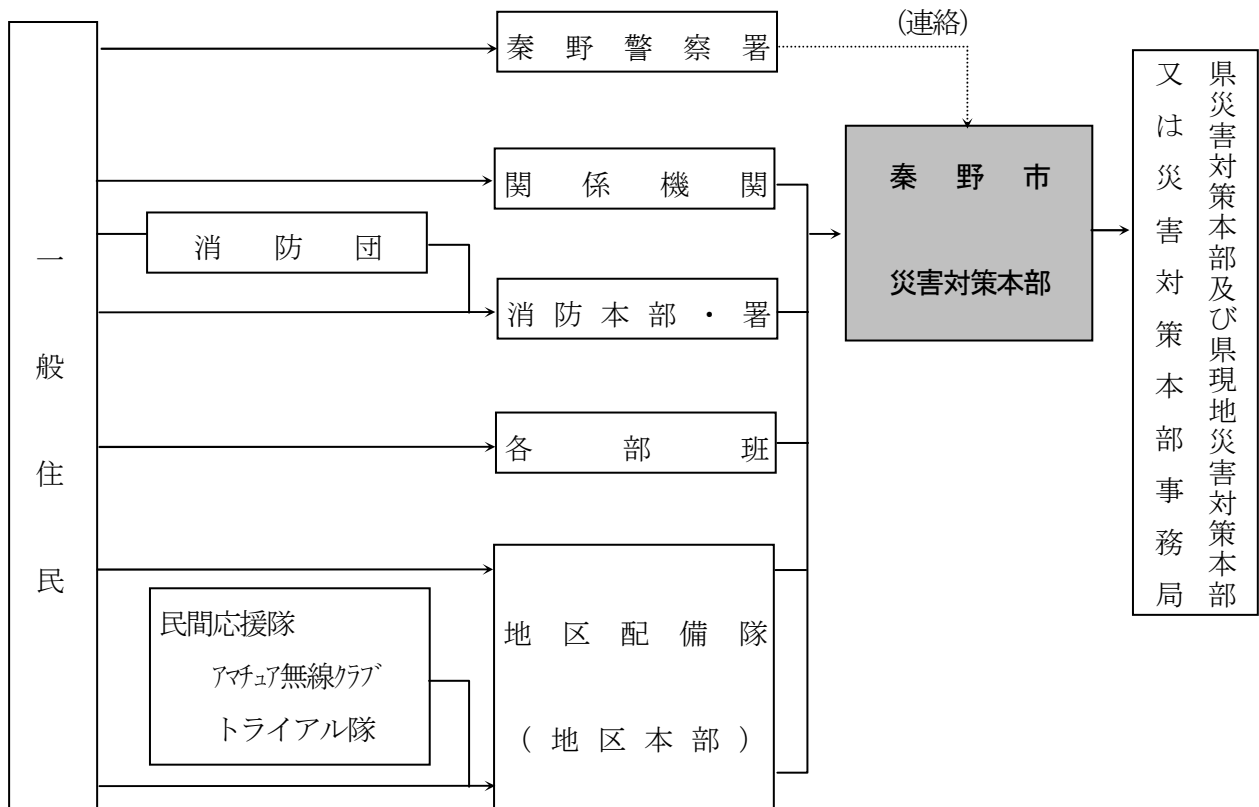
2 情報の収集

地区配備隊及び各部班は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により警察署及びその他の防災機関と密接に連絡をとり、被害状況及び災害応急対策に係る必要な情報の収集に当たります。

3 被害の報告

(1) 災害情報、被害状況等の報告は、無線、携帯電話等最も迅速確実な手段を使って行います。

なお、報告系統は次のとおりとします。



(2) 報告すべき事項

- ア 被害の状況
- イ 災害に対して既にとった措置
- ウ 災害に対して今後とろうとする措置
- エ その他、災害応急対策上必要な事項

(3) 災害発生報告

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合の報告は、主として家庭から現場に出動する地区配備隊及び関係機関等から、無線、携帯電話等最も迅速確実な手段を使って、次の事項によって詳細に行います。

- ア 人的被害
- イ 火災被害
- ウ 建物被害
- エ ライフライン被害
- オ 道路・橋梁等の被害
- カ その他その及ぼす影響がじん大である被害

(4) 被害中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更が生じたときは、その都度被害報告票（第1号様式～第5号様式）により報告します。

災害対策本部においては、秦野市災害対策本部要綱第14条第3項により記録整備します。

(5) 被害最終報告

災害の被害調査が終了し、被害の程度が最終的に判明したときは、各部長等は、被害状況報告書及び被害報告票（第1号様式～第5号様式）により本部長に報告します。

(6) 県知事に対する報告

知事に対する報告は、次の方法により行います。

- ア 被害状況の報告は、災害情報管理システム、県防災行政通信網等により行います。
- イ 最終報告及び知事から特に指示されたものについては、被害状況報告書により報告します。

資 料

被害報告票（第1号様式）	2-10	秦野市災害対策本部要綱	9-2
" （第2号様式）	2-11	災害対策連絡票（第2号様式）	9-8
" （第3号様式）	2-12	被害状況等報告（第4号様式）	9-14
" （第4号様式）	2-13	被害の程度（第4号様式の2）	9-15
" （第5号様式）	2-14	被害の分類認定基準	9-16

第5節 広報計画

災害発生の際のある場合及び災害発生時においては、災害対策の早期樹立と民心の安定を図るため、各種の広報手段により市民に正確な情報を伝えるとともに、報道機関に対しても迅速かつ的確な情報提供を行います。

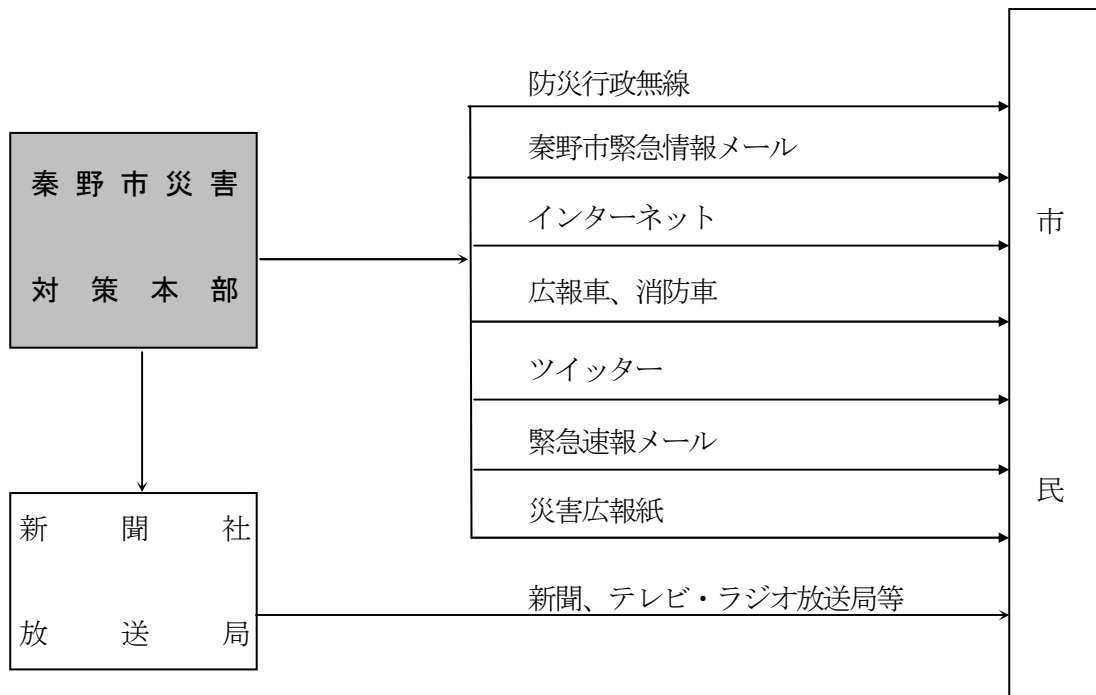
1 実施機関

広報活動は、市長が実施します。ただし、災害の状況に応じて消防、郵便局その他の関係機関においても実施します。

2 広報活動の方法

防災行政無線、秦野市緊急情報メール、インターネット、広報車、消防車、ツイッター、緊急速報メール、災害広報紙等を活用して広報を行うほか、新聞社、テレビ・ラジオ放送局等に情報を提供し、広範な報道によりの的確な情報の周知徹底を図ります。

広報伝達系統図



3 周知する事項

市長は、広報活動により次の事項について周知を行います。

- (1) 地震情報
- (2) 災害情報
- (3) 避難準備
- (4) 避難場所
- (5) 避難誘導
- (6) 救助対策
- (7) 応急対策
- (8) その他必要と認められる事項

4 報道機関への情報提供

防災関係機関と連絡を密にし、報道機関に、常に現況の情報を提供できるようにします。

資 料

防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1
消防本部消防無線施設一覧表	2-6
消防団消防無線施設一覧表	2-7
災害通報一斉指令装置一覧表	2-8
市有広報用車両一覧表	2-9
付図 I	

第6節 避難計画

大地震による災害は、火災、がけ崩れ、地すべり等により広域的に被害をもたらすことが予想され、とりわけ密集地の火災については延焼拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあります。

このような中で、市民を大規模地震災害等から守るため、あらかじめ、安全な場所を確保して、大震災時に市民を避難させ、人命の安全を確保する必要があります。

1 実施機関

避難のための立退きの勧告、指示及び広域避難場所、避難所の開設は市長が実施します。

ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の機関が実施します。

- 市長
災害対策基本法第60条 災害一般について
- 警察官
災害対策基本法第61条 市長が避難のための立退きを指示することができないとき、又は市長から要求があったとき
警察官職務執行法第4条 災害の危険がある場合に警告を発し、及び急を要する場合に、必要な限度で避難等をさせることができる。
- 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛隊
自衛隊法第94条 警察官がその場にいらない場合に限る。
- 県知事又はその命を受けた職員、水防管理者
水防法第29条 洪水について
- 県知事又はその命じた職員
地すべり等防止法第25条 地すべりについて

2 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生する恐れがあり、人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認めるときは、危険地域の居住者に対し、次の方法により避難のため必要な勧告又は指示を行います。

(1) 市長の勧告・指示

あらゆる災害について必要と認めるときは、市長は立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、立退きを指示するとともに、その立退き先を指示します。

(2) 警察官の指示

災害の危険が急迫し、市長が避難の指示ができないとき、又は市長から要求があったときは、警察官が立退きを指示します。この場合、その旨を速やかに市長に通知します。また、状況に応じて、必要な警告を発する等の措置をとります。

(3) 自衛官の指示

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場にいる者を避難させます。

(4) 地すべりについての指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができます。この場合、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければなりません。

3 避難指示の伝達方法

(1) 避難指示の伝達

避難指示の一般的伝達は、災害対策本部の広報活動によりますが、事態に即応して避難指示を出したものは、応急的に避難地区住民に周知します。この場合、市民組織を十分に活用します。

(2) 避難指示の通知

市長のほか、避難指示を行ったものは、直ちにその状況を災害対策本部に通知するとともに、その後における避難所の開設、住民の誘導その他救助活動に協力します。

4 避難の勧告、指示内容

市長は、次の内容を明示して、避難の勧告、指示を実施します。

- (1) 避難の勧告又は指示の理由
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) その他必要事項

5 県知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を実施したときは、必要な事項を速やかに県知事に報告又は連絡します。

6 避難準備情報

市長は、必要があると認めるときは、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者が速やかに避難できるよう、避難準備情報を発表します。

7 避難の誘導

市長は、次の点に留意して避難の誘導を行います。

- (1) 避難の誘導は、警察官、自主防災会等の協力を得て行うものとし、誘導に当たっては、特に安全と統制に留意します。
- (2) 避難の誘導に当たっては、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児を優先します。

- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認するとともに、危険箇所には標示、なわ張りなどを行うほか、要所に誘導員を配置して事故の防止に努めます。特に夜間のときは、照明を確保し、誘導の安全を図ります。
- (4) 避難誘導に当たり、避難者が自力での避難が不可能なときは、車両、救助用ロープ等を使用して行います。なお、被災地域が広大で大規模な避難が必要となり、市において処理できないときは、県その他の機関に応援を要請します。

8 避難の準備

避難に当たっては、次の点に留意します。

- (1) 火気、電気、ガス等の安全を確認すること。
- (2) 盗難防止措置をすること。
- (3) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯すること。
- (4) 3日分程度の非常食料、飲料水、手ぬぐい、チリ紙、最小限の着替え、懐中電灯、トランジスタラジオ、救急薬品等を携行すること。
- (5) 服装はできるだけ軽装とし、素足は避け、帽子、ずきん等を着用するとともに、雨衣、防寒衣を携行すること。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (7) 会社、工場などの事業所では、それぞれの消防計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (8) 学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて、安全に避難する措置を講じること。
- (9) 病院、福祉施設等の、多数の病人、身動きの不自由な者を収容している施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬送、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講じること。

9 避難の方法

(1) 事前の避難

災害の種別、特性等により、過去の被害の発生例、地形、気象条件等から判断し、災害が発生する恐れがある場合に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告します。

避難の方法は次の3種類とし、徒歩による避難を原則とします。

ア 縁故避難

安全な地域にいる親族、知人、友人宅への避難（ただし、この場合は自治会等の責任者に連絡すること。）

イ 自治会避難

自治会が定める自治会避難場所その他施設への避難。なお、自治会避難場所とは、大規模地震が発生した場合で、その場にいると危険と思われるときのために自治会が定める空き地、防災協定施設、自治会館、公園等の自主防災会の活動拠点ともなる避難場所をいいます。

ウ 計画避難

実施責任者が指定した一時避難所又は収容避難所への避難

(2) 緊急避難

ア 事前避難のいとまがなく災害の発生が予想されるとき、又は一部に災害が発生しつつあるときに、危険地域に居残っている者がいる場合

イ 事前避難に利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急に避難させるとき、又は救出者を安全な場所に避難させる場合

10 広域避難場所

(1) 広域避難場所の条件等

広域避難場所は、大規模地震の発生に伴う大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されない場所、安全が確保できる場所及び防災施設が整備させている場所であればなりません。そこで、次の場所を広域避難場所とします。

ア 各小学校

イ 各中学校

ウ 中央運動公園

(2) 広域避難場所の開設

広域避難場所は、災害の規模又は状況により開設します。

市長は、広域避難場所を開設した場合は、広域避難場所開設報告書（第1号様式）により速やかに、県知事に報告します。また、広域避難場所には、市職員等を配置して、次の事項を実施します。

ア 避難者への情報伝達及び避難者の掌握

イ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し及び避難所への収容

ウ 火災等の危険の確認

エ その他必要事項

(3) 避難地区の指定

市長は、広域避難場所の選定に従って、避難場所の状況、避難場所に通じる道路の状況及び避難人口を考慮し、自治会の範囲で避難地区を指定し、地域住民に周知徹底します。

(4) 避難場所及び避難道路の調査

市長は、広域避難場所、避難道路及び関連施設の状況を常に調査し、周辺の状況等に変化があった場合は、適正な措置を行います。

11 指定避難所

(1) 指定避難所の条件

災害対策基本法第49条の7の規定により、次の条件にあてはまる施設を市長が指定避難所として指定します。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること

- ウ 想定される災害の影響が比較的少ない
- エ 車両などによる輸送が比較的容易

(2) 指定避難所の指定

次の施設を指定します。

- ア 各小学校
- イ 各中学校
- ウ 総合体育館

12 避難所の開設等

市長は、家屋の倒壊、焼失等により帰宅できない被災者について、次に定める避難所を開設します。

・第一次避難所（指定避難所）……各小学校、中学校及び総合体育館とします。

・第二次避難所……各公民館、児童館、幼稚園、高等学校、大学、その他公共施設等とします。

(1) 避難所の開設

大規模地震発生後直ちに、第一次避難所に市職員を配置し、施設の応急危険度判定を行った後に避難所を開設します。

また、第一次避難所に収容できない避難者がいる場合、その他特に必要がある場合は、近隣の第二次避難所を開設し、誘導します。

さらに、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます。

なお、避難所の運営については、地域の特性を考慮したマニュアルを作成し、第一次避難所ごとに設置された避難所運営委員会のほか、施設管理者及び自主防災組織等の協力のもと、混乱のない運営に努めます。

(2) 避難所への市職員、災害ボランティア等の配置

市が指定した避難所には、市職員、教職員、災害ボランティア等を配置して、被災者の生活支援、救援物資の受入れ等を行います。

(3) 避難所運営従事者の執務要領

ア 避難所運営従事者は、災害対策本部との連絡を密にし、災害対策本部の指示が間に合わないときは、避難所の管理責任者、避難所運営委員会等と協議のうえ、処理します。

イ 避難順序は、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児を優先します。

ウ 避難所内の衛生については、特に留意し、必要な措置を講じるときは災害対策本部に報告します。

エ 避難所の収容者世帯別名簿報告書（第1号様式）を整備し、直ちに災害対策本部に提出します。

オ 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めます。

カ 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は、災害対策本部に報告し、避難者の移動を行います。

キ 給食、その他物資の配分については、統制を保ち、かつ公平に行います。

ク 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにします。

ケ 避難所の維持、管理に当たった職員は、避難所設置及び収容状況（第2号様式）により毎日の実施状況を災害対策本部に報告します。

(4) 避難所の使用及び管理

ア 避難所の管理責任者は、平常時におけるその施設の管理者とします。

イ 避難所の使用、管理及び設備用品等の利用は、すべて施設の管理責任者の承諾と協力を得て行います。

(5) その他

避難所が不足する場合は、次の方法により処置します。

ア 既存の他の公共施設の活用

イ 他の施設（神社、寺院、会社、工場等）等の活用

ウ 天幕等による野外仮設（仮設場所は、近隣の公園及び公共用地内等とします。）

13 高齢者、障害者等への配慮

(1) 高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の設置に努めます。

(2) 避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等については、福祉避難所や社会福祉施設等での受入れに努めます。

(3) 高齢者、障害者等の精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

14 女性への配慮

男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、特に被災した女性が適切な避難所生活を送ることができるよう、着替え、授乳、トイレ等におけるプライバシーを確保し、セクハラ行為の防止を図ります。

15 避難所の環境整備

避難所施設の安全対策を推進するとともに、避難所生活の長期化に対応するため、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、入浴施設の必要性、洗濯等の状況、医師や看護師による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等について配慮し、避難者の健康管理や衛生管理に努めます。

また、保健福祉等関係者の協力を得て、被災者等のメンタルヘルスの維持に努めます。

16 ペット対策

避難所におけるペットの扱いについては、秦野市獣医師会の協力のもと、ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。

17 電話・通信対策

東日本電信電話（株）は、避難場所にり災者が利用する特設公衆電話を設置するよう努めます。また、携帯電話の通信事業者は、避難場所等への携帯電話の貸出しに努めます。

18 帰宅困難者対策

(1) 鉄道等の滞留者対策

警察、鉄道事業者等と協力して安全と統制に留意し、必要に応じて、旅行者を含む帰宅困難者を最寄りの第一次避難所等へ誘導します。この際、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

(2) 不特定多数が利用する施設における対策

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するとともに、必要に応じて最寄りの第一次避難所等へ誘導します。

(3) 企業・事業所等の対応

企業・事業所等は、災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。

資 料

広域避難所一覧表	3-1
広域避難場所開設報告書（第1号様式）	3-2
避難所一覧表	3-3
避難所収容者世帯別名簿報告書（第1号様式）	3-4
避難所設置及び収容状況（第2号様式）	3-5
災害時における障害者の緊急受入れに関する協定	10-28
災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定	10-29
災害時における入浴協力に関する協定	10-30
付図 I	

第7節 食料供給計画

被災者等に対する食料の確保と炊き出しその他食料の応急供給が迅速に行われるよう次のとおり定めます。

1 実施機関

被災者等に対する食料の供給は、市長が実施します。

災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事の委任により行います。

2 災害時における食料の応急供給

(1) 応急供給を行う場合

災害が発生し、市長が必要と認めた場合

(2) 応急供給品目

市が備蓄する食料品を提供するほか、米穀、パン、即席麺、粉ミルク等の提供を図ります。

3 主要食料の調達方法

(1) 米穀の調達方法

小規模の災害については、卸売業者及び小売業者所有のものを使用します。

災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、知事に米穀の供給を要請します。

(2) その他の食料の調達方法

市長は、市内の事業者、協定締結先等に製造、調達等を依頼するほか、必要に応じて、知事に供給を要請します。

4 米の炊き出し

(1) 米の炊き出しは、市長が行います。

(2) 炊き出しのための施設は、市内小・中学校等を利用します。

(3) 被害状況が比較的軽微であった地域については、自治会等の住民による炊き出しの協力を要請します。

資 料

主要食料等配布台帳（第1号様式）	5-7
主要食料等調達台帳（第2号様式）	5-8
災害時における米穀調達に関する協定書	10-2
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	10-3
災害時における協力に関する協定書（食品衛生協会）	10-10
災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	10-25

第8節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

調達衣料、生活必需品その他物資供給の確保と供給の円滑な運営を期するため、次の計画によって実施します。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は市長が実施します。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が実施します。

2 災害時における衣料等物資の供与

(1) 衣料、生活必需品等物資供給対象者

災害によって住家に全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品をそう失又はき損し、かつ、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認められた者に供給します。

(2) 物資の供給範囲

災害のため供給する物資は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。

ア 寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
イ 外 衣	普通着で作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌 着	シャツ、パンツ等
エ 身の回り品	タオル、履物等
オ 炊事道具	なべ、かま、ほうちょう、バケツ、ガス器具等
カ 食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、女性生理用品等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

3 物資の調達方法

物資の供給の必要が生じたときは、協定締結先等と調整のうえ、必要最小限度の物資を調達するほか、必要に応じて、知事に支援を要請します。

4 供給経路及び方法

- (1) 調達された物資は、被害状況に応じて、避難所別、世帯別に供給します。
- (2) 物資の輸送は、緊急輸送計画に基づき行います。

5 救援物資の取扱い

救援物資は、総合体育館に集積し、必要に応じて、各避難所等に供給します。

6 物資供給状況及び整備書類

(1) 実施状況報告

物資供給状況報告（日報）及び供給完了報告により行います。

(2) 整備すべき書類

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被服、履物等受払簿
- ウ 物資供給状況書（第1号様式）
- エ 物資受領書
- オ 物資調達台帳（第2号様式）

資 料

物資の支給・配布状況（第1号様式）	5-9
物資の調達台帳（第2号様式）	5-10
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書 (大型店連絡協議会との協定)	10-3
災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書	10-4
災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	10-25
災害時における石油類の供給に関する協定書（石油商業組合）	10-26
災害時における燃料類の供給に関する協定書（燃料商組合）	10-27

第9節 上・下水道応急計画

1 給水計画

(1) 実施機関

被災者に対する応急飲料水等の供給は、市長が実施します。

(2) 対象者及び給水量

災害のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、1日1人3リットルを供給するものとします。

(3) 応急飲料水等の確保

浄水場及び配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに14か所の第一次避難所に設置されている、非常用飲料水貯水槽及び各施設の受水槽により飲料水を確保します。

また、井戸水及び鋼板等プールの水は、地域や避難所における生活用水として活用します。

(4) 応急給水活動

ア 応急給水の拠点は、23か所の第一次避難所とします。

イ 災害時の応急給水活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、組織人員及び資器材並びに応援体制の整備を図ります。

ウ 応急給水車等により、最寄りの応急飲料水等確保地点から、緊急輸送道路を使用して被災者に供給します。ただし、災害により車両の交通が途絶した区域に対しては、応急給水用器具を搬入し、被災者に飲料水等を供給します。この場合、必要に応じ、秦野市指定給水装置工事事業者及び水道料金等包括委託事業者に応援を求めるほか、日本水道協会を通じて、他の水道事業者等に応援を求めます。

また、被災の状況により、なお応援を要するときは、県や国に要請を行います。

(5) 応急復旧活動

ア 早期給水を図るため、上水道関係施設の応急復旧活動を実施します。

イ これと並行して仮設配管を行い、必要最小限度の飲料水等の供給を図ります。

2 非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理

(1) 非常用飲料水貯水槽の管理者は、災害の発生に備えて、常に良好な状態において管理するよう努めます。

(2) 鋼板等プールの管理者（各施設の長）は、特別の事情がある場合を除き、被害の発生に備えて、常にプールを満水の状態にしておくよう努めます。

(3) ろ水機の管理者は、災害の発生に備えて、年1回以上の点検を行い、常に良好な状態において管理するよう努めます。

3 下水道計画

下水道管理者等は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、秦野市下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）に基づいて、直ちに緊急調査、施設の点検等を

を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じます。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行います。

さらに、平時から災害に備えるとともに、災害時における相当の制約条件の下で、下水道が果たすべき役割を継続的に確保するための計画を策定・運用し、下水道機能の維持や早期回復についての対応手順を明確にします。

(1) 要員の確保

下水道管理者は、下水道BCPに基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図ります。また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手続に従い、他機関に応援を要請します。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、及び下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努めます。

(3) 応急復旧

応急復旧活動は、災害対策本部長の指示に従い、関係機関の協力を得て行うものとします。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとします。

ア 下水処理場

施設に被害が生じた場合は、排水、処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧します。

イ 管きょ施設

管きょの復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等については、排水が可能な限り他の排水不良箇所の復旧を優先します。

ウ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理補強します。

エ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されますが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先します。復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応します。

4 広報

上・下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の不安解消に努めます。

資料

秦野市水道事業地震防災応急計画	4-5
秦野市下水道事業業務継続計画	4-6
応急給水用機材の設備状況	5-3
鋼板等プール設置状況一覧表	5-4
非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表	5-5
水源種別取水施設一覧表	5-6
災害時等における上・下水道施設の応急措置についての協定書	10-5
日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	10-6
付図 I	

第10節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

地震災害により住まいを失った被災者で、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等を行い、居住の安定を図ります。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 入居の対象

全焼、全壊等で、居住する住まいがなく、かつ、自らの資力では住まいを確保することができない者で次に掲げるもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者又は要保護者

イ 特定の資産のない高齢者、障害者、ひとり親世帯及び病弱者

ウ 前各号に準じる者

(2) 設置の方法

市長が設置します。ただし、災害救助法が適用される場合は、知事が設置し、又は知事の委任により市長が設置します。

(3) 応急仮設住宅の設計と費用の限度

ア 応急仮設住宅の1戸当たりの平均面積は、29.7㎡を原則とします。

イ 工事費は、原則として災害救助法の定めるところによります。

(4) 着工の時期

災害発生の日から20日以内とします。ただし、災害救助法が適用される場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する場合があります。

(5) 供与期間

原則として、完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年以内）とします。

(6) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次建設敷地……なでしこ運動広場、末広自由広場 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次建設敷地……中央こども公園ピクニック広場、秦野戸川公園多目的広場、南が丘公園多目的広場 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次建設敷地……中央運動公園陸上競技場・野球場、その他の公共用地等 |

3 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、市は、公営住宅を活用すると

ともに、民間賃貸住宅等の借上げ、あつ旋及び情報提供を行います。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の対象範囲及び方法

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、現物をもって行うものとします。

(3) 修理の費用

災害救助法及び関係規程の定めるところによります。

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとします。

資 料

応急仮設住宅台帳（第1号様式）	5-11
住宅応急修理記録簿（第2号様式）	5-12
災害時における応急措置についての協定書・規約 （建設業協会）（建設重機協同組合）	10-7

第11節 医療助産計画

地震災害時における被災者の医療及び助産について、必要な救護の確保を図るため、次の方法により実施します。

1 実施機関

被災者に対する医療及び助産の実施は、市長が行います。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 医療救護所の開設及び運営

被災地域及び避難所の医療及び助産の万全を期するため、あらかじめ指定した場所に医療救護所を開設する目的で、市長は秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会、秦野市薬剤師会等に人員の派遣を要請します。秦野市が運営する医療救護所では、秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会等の協力を得て編成した医療救護班により医療及び助産を実施します。

この場合、日赤神奈川県支部救護班、神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊等と相互に協力して業務に当たります。

3 医療救護所の設置

秦野市休日夜間急患診療所、末広小学校、西中学校、大根小学校、保健福祉センター（助産）に医療救護所を設置します。

4 医療救護班の派遣要請

市において編成する医療救護班のみでは、応急対策が困難であると市長が認めるときは、知事に対して医療救護班の派遣を要請します。

- (1) 要請者 市長
- (2) 要請先 知事
- (3) 要請方法

医療救護班の要請を必要とする事態が発生したときは、電話等により連絡します。

5 後方医療機関

後方医療機関は、医療救護所及び被災地から搬送される重・中症者を受け入れ、医療救護所を後方支援します。

後方医療機関

名称	電話番号	FAX	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台1-1
国立病院機構神奈川病院	81-1771	82-7533	〃 落合666-1
八木病院	81-1666	81-1667	〃 本町1-3-1
くず葉台病院	82-5858	83-3932	〃 東田原340

名 称	電話番号	F A X	所 在 地
鶴巻温泉病院	78-1311	78-5955	〃 鶴巻北 1-16-1

災 害 時 医 療 拠 点 病 院

名 称	電話番号	F A X	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台 1-1
東海大学付属病院	93-1121	94-9085	伊勢原市下糟屋 143
平塚市民病院	32-0015	31-2847	平塚市南原 1-19-1

6 医療、助産の基準及び経費

(1) 医療救護班が行う医療及び助産の範囲は、次のとおりとします。

ア 医療

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 傷病者に対する応急処置その他の治療
- (エ) 重症患者の後方医療機関または災害時医療拠点病院への搬送
- (オ) 看護

イ 助産

- (ア) 分娩の介助及び分娩前後の処置
- (イ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(2) 医療及び助産に要する経費は、災害救助法の適用がある場合は同法の定める負担とし、その他の場合は市の負担とします。

7 医薬品、医療資器材等の調達

備蓄された医薬品、医療資器材等に不足が生じた場合は、協定を締結している秦野市薬剤師会等から調達します。

資 料

神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程	3-6
秦野支部組織災害医療救護班編成表	3-6
災害時における応急物資及び生活必需物資（救急医薬品） の調達に関する協定書	10-12

第12節 防疫計画

地震災害によって多発するおそれがある感染症又はこれらを媒介する衛生害虫の発生を防止することにより、被災地域の環境衛生保持に万全を期するため、次により防疫対策を実施します。

1 実施機関

災害時における防疫対策は、市長が実施します。また、災害の状況によって、市長が独自の措置不可能と判断した場合は、知事にその旨を報告して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、知事代行の応援を求めます。

2 実施方法

被災地域の防疫の実施については、車両、器材及び薬剤を確保して、速やかに対処し、防疫活動に停滞のないように実施します。

3 防疫薬剤

災害時における防疫対策のため、必要に応じて市内及び市外の業者からの防疫薬剤の調達を図ります。

4 感染症患者への治療勧告及び入院措置

感染症が発生した場合には、県は、感染症予防法に基づき、その患者に対して感染症指定医療機関において治療するように勧告するとともに、市は、感染症発生場所、周辺地区等の消毒を実施します。

感染症指定医療機関

施設名	所在地	病床数	電話
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	6床	32-0015

第13節 清掃計画

地震災害によって排出されたごみ及びし尿は、被災地域の環境衛生の万全を期するため、次の方法によって処理します。

1 ごみ処理

(1) 実施機関

災害時における清掃は、市長が実施します。

(2) 収集方法

被災地域から排出されたごみは、場所又は量若しくは質に応じて、次の収集車で迅速に収集処理します。また、必要に応じて委託業者の協力を求めます。

なお、人員・収集車が不足する場合には、県を通じて他の市町村及び関係団体に応援を要請します。

車名	積載量	数量
機械車	2 t	16台
深ダンプ車	2	1
計		17

(3) 処理方法

ア 収集したごみは、次の施設において処理します。（一部予定を含みます。）

施設名	所在地	処理能力
秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場	伊勢原市三ノ宮 1918 番地	90 t / 日
はだのクリーンセンター	秦野市曾屋 4624 番地	200 t / 日

イ 上記施設が使用不可能な場合は、次の施設を仮置場とします。

施設名	所在地
栃窪一般廃棄物 最終処分場跡地	秦野市栃窪 589 番地外

2 し尿処理

(1) 実施機関

次の委託業者が担当しますが、災害時に適応するよう、市長が要請します。

業者名	所在地	電話
川口清掃社	秦野市平沢 817 番地	81-1351
秦野サービス社	〃 萩が丘 4 番 49 号	88-2064
秦野新栄社	〃 寿町 3 番 17 号	81-1458

(2) 収集方法

被災地域の実情に対応し、委託業者と緊密な連絡のうえ、次の収集車を動員して迅速に処理します。

車名	積載量	数量
バキューム車	7,200 ℓ	1 台
	3,600	5
	1,800	7
計		13

(3) 処理方法

収集したし尿は、次の施設によって標準脱窒素処理をします。

施設名	所在地	処理能力
秦野市し尿希釈投入施設（秦野市浄水管理センター）	秦野市上大槻 190 番地	80kℓ/日

資料

秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画	4-7
秦野市災害廃棄物等処理計画	4-14
災害時における廃棄物の処理に関する協定書	10-11
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	10-31
地震等大規模災害時における災害廃棄物等の仮保管場所用地の協力に関する協定書	10-32

第14節 遺体の搜索、収容及び埋葬の計画

地震災害時において、行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容処理については、適切な対応をとるため神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、次の方法により実施します。

1 実施機関

災害時における遺体の搜索、収容及び埋葬は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事の委任を受けた市長が実施します。

2 遺体の搜索

行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索について、警察官、消防職員、その他の団体等と協力して、次により迅速かつ的確に実施します。

(1) 搜索の方法

ア 行方不明の届出の受理は、災害対策本部で実施します。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明搜索届出書（第1号様式）に記録しておきます。

ウ 本部長は、届出に基づき、関係部班に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施します。

エ 搜索に当たっては、地元関係者の協力を得て、警察官の出動を要請し、機械器具の借上げを行います。

なお、人員に不足を生じたときは、関係団体から従事者を雇うことにより活動を実施します。

3 広報

市及び警察は、災害現場から遺体が発見された場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するよう広報を徹底します。

4 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報します。

5 遺体の収容

市は、文化会館に遺体収容所を開設し、搜索により発見された遺体を搬送します。

6 調査・検視

警察は、遺体の調査・検視を行います。

7 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。また、検案後、市は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

8 身元確認、身元引受人の発見

市は、警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

9 遺体の引渡し

警察は、市と協力して、調査・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。また、身元が確認できない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに市に引き渡します。

10 資機材の調達等

市は、警察署、県、他市町村と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、生花等についても手配に努めます。

11 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の引受人がない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、次の施設によって、仮埋葬又は火葬の処理をします。

なお、遺体処理台帳（第2号様式）を作成し、事後確認のため、遺体の写真撮影、遺留品の保存などの措置をとります。

処理区分	施設名	所在地
仮埋葬	各寺院	市内各所
火葬	秦野市伊勢原市 環境衛生組合秦野斎場	秦野市曾屋1006番地

- (2) 埋火葬の程度は、応急火葬であり、埋葬台帳（第3号様式）により、必要事項の処理をします。
- (3) 必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

資料

行方不明搜索届出書（第1号様式）	3-7
遺体処理台帳（第2号様式）	3-8
埋葬台帳（第3号様式）	3-9
災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	10-33
付図I	

第15節 障害物の除去計画

市は、地震災害時の土砂崩れ等により住居、道路及び公共的施設に土砂、竹木等、住民の生活に対し、著しい障害を及ぼしている物件を除去整理し、付近住民の保護を図ります。

1 実施機関

障害物の除去は、市長が実施しますが、障害物が市長の管理に属さない道路上、又は河川にある場合は、それぞれの施設管理者が除去します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定によります。

2 実施対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障又は危険を与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認める場合に行うものとしますが、その概要は次のとおりです。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全と輸送の確保を図るため、必要とする場合（第3章第16節緊急輸送計画に定める緊急輸送路のうち、市道関係を優先的に行う。）
- (3) その他公共的立場から除去を必要と認める場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施者は、自らの応急対策器具を用い、又はその状況に応じて、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行います。
- (2) 障害物の除去は、応急的に必要とする限度までとし、私人に必要以上の損害をかけないように注意します。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、市民の日常生活に支障のない所及び緑地帯等へ一時的に集積します。

5 機械器具の現状及び人員の明細

障害物の規模及び範囲によって対策を立てますが、比較的小規模なものについては、市職員等をもってこれに充て、除去します。その他のものにあつては、市内建設業者の協力を求めます。

6 実施状況報告及び整備書類

- (1) 作業員動員台帳（第1号様式）……………事業所名、作業内容、賃金に関する書類
- (2) 機械、器具借上台帳（第2号様式）………事業所名、作業内容、借上車両、その他器具に関する書類

資 料

作業員動員台帳（第1号様式）	5-13
機械器具借上台帳（第2号様式）	5-14
災害時における応急措置についての協定書・規約 （建設業協会）（建設重機協同組合）	10-7

第16節 緊急輸送計画

地震災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機械等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策の万全を期します。

1 緊急輸送路

(1) 緊急輸送の実施機関

災害応急対策の従事者又は被災者及び災害応急対策用物資、機材等の輸送は、市又はその他の機関が行います。

(2) 本市における緊急輸送道路

ア 確保路線

確保すべき路線順位	路線名	区間
第1次確保路線	東名高速道路	全線
	国道246号	全線
	県道71号秦野二宮	全線
	県道62号平塚秦野	全線
第2次確保路線	県道704号秦野停車場	秦野橋北側交差点～名古屋交差点
	市道6号線	新常盤橋交差点～富士見橋交差点
	市道12号線	新町交差点～富士見橋交差点

*第1次確保路線、第2次確保路線以外の路線で、広域避難場所等を結ぶ市道は、緊急輸送を確保するため市優先確保路線とし、市が別に定めます。

イ 交通安全協会等民間団体による交通整理実施路線

<ul style="list-style-type: none"> 市役所 ～ 救援物資の集配場所になる総合体育館までの経路 総合体育館 ～ 避難所になる各小学校及び各中学校並びに総合体育館までの経路

(3) 輸送の対象

輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとします。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 重症患者及び妊産婦の輸送
- ウ 飲料水の供給輸送
- エ 救援用物資の輸送
- オ 遺体の捜索及び処理のための輸送

カ その他必要な人員及び物資の輸送

(4) 輸送力の確保

市は、災害応急対策を実施するため、市保有の車両を活用して配車計画を別に定めます。

なお、災害の規模により不足を生じる場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を行います。さらに不足がある場合には県に対して応援要請を行います。

ア 乗用車：貨物自動車

市内の自動車会社、運送業を営む者に協力を求めます。

イ 特殊自動車

市内の運送業又は建設業を営む者に協力を求めます。

(5) 私鉄への協力要請

市は、災害対策輸送の実施について、必要があるときは、小田急電鉄株式会社に協力を要請します。

(6) 航空機の要請

市は、地震災害応急対策の実施について、緊急を要するときは、次の機関に対してヘリコプターの派遣を要請します。

ア 自衛隊（県知事に要請要求）

イ 民間航空会社（協定先：かながわ自主防災航空）

○ ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点として、次の場所を離着陸場として指定します。

名 称	所 在 地	発着場面積
(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場グラウンド	秦野市平沢 65 番地	19,000 m ²

*必要に応じて第3章第2節9（1）ヘリコプター離着陸場適地を使用

(7) 車両等による輸送が不可能な場合

車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行います。

(8) 応援要請の手続

市が応援要請をするときは、業務の目的、積載内容、台数、期間等を明らかにして行います。

(9) 配車等の実施

ア 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、すべて市役所又は文化会館構内に待機します。

イ 配車担当の財務部財産管理班においては、災害対策本部長の指示により緊急輸送計画を策定し、活動の停滞がないように努めます。

ウ 車両の出動は、すべて配車指令及び車両出動記録簿（第2号様式）により行い、業務完了の場合は、直ちに帰庁し、その旨を財務部財産管理班に連絡します。

エ 配車に当たる職員は、常に借上車両の車両出動記録簿又は輸送記録簿（第1号様式）に車両の活動状況を記録し、配車の適正を期します。

2 緊急交通路

県警察では、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要県道のうち54路線を緊急交通路として選定し、大規模地震発生時には、被災状況等を考慮のうえ、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努めます。

本市における緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
東名高速道路	全線
国道246号	全線
県道62号平塚秦野	全線
県道71号秦野二宮	全線

資料

各課配属庁用車一覧表	6-1
神奈川県緊急輸送路線・緊急交通路指定想定路線一覧表	6-2
輸送記録簿（第1号様式）	6-3
車両出動記録簿（第2号様式）	6-4
災害等における物資の輸送等に関する協定 付図I	10-8

第17節 労務供給計画

1 実施機関

災害時における応急対策の実施に要する労力の確保は、市長が行います。

2 供給可能労務者推定数の明細

災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てますが、特殊作業あるいは労力に不足を生じる場合は、市内建設・建築業者に協力を求めます。

(1) 職員の労務供給

組織計画による動員によります。

(2) 市内建設業者の労務計画

神奈川県建設業協会秦野支部に、協力を求めます。

3 労務供給方法

市内建設業者の労務供給方法は、災害時における応急措置についての協定書に基づき、隊長に要請し、供給します。

4 労務者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 道路、橋りょう等の応急措置及び障害物の除去作業
- (2) 学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業
- (3) 被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資材の操作
- (4) その他、応急対策に必要な特命事項に関すること。

資 料

職員配備動員計画一覧表 別表第3	9-4
災害時における応急措置についての協定書・規約 (建設業協会) (建設重機協同組合)	10-7

第18節 交通応急対策計画

地震災害時の交通の混乱を防止し、災害者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じ次の措置をとります。

1 情報の収集と伝達

管内の道路状況を確実に把握するため、市は、警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り、情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報します。

2 応急措置

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため急を要するときは、災害対策基本法（以下この節において「法」という。）第62条に基づき、応急措置を速やかに行うため警察官等とともに緊急輸送道路の確保を図ります。

3 交通の禁止と制限

災害応急対策に必要な緊急輸送道路を確保するため、必要があると認められるときは、市は、秦野警察署と連絡協議し、災害により、道路の破損、流失又は障害物のため交通が危険であると認めた場合は、道路管理者等と協力し、次により交通規制を実施します。

- (1) 被災状況を把握し、秦野警察署と連絡協議のうえ、交通規制を実施しますが、できる限りう廻路の設定、応急復旧の措置を行います。
- (2) 交通規制を実施する場合は、現場に案内板・道路標識・注意板・安全ロープ等の設置をするとともに、関係機関、団体に連絡します。
- (3) 道路占用工作物（電力、通信、ガス、その他）等に被害があり、交通障害となっている場合は、関係機関（占有者）に連絡し、安全措置を命じ、交通の確保を図ります。

4 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう、道路、橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

- (1) 河川沿いの道路復旧
堤防の亀裂又は沈下による道路破損は、応急用の備蓄資材をもって仮復旧を実施します。
- (2) 崩土被害の道路復旧
がけ崩れ等により土砂が崩落し、交通不能となった場合は、応急復旧を実施します。
- (3) 橋りょう復旧
災害により落橋した場合は、緊急措置として、木材、H形鋼を架け、応急の通行を確保します。
- (4) その他
管理者が、自己の資機材、労力により応急復旧が困難な場合は、労務供給計画、障害物の除去計画等により、資機材、労力の供給を求め、応急復旧を実施します。

5 復旧要員、建設機械等の確保

市は、応急復旧を実施するための要員確保について、職員動員計画及び労務供給計画等により、必要に応じて動員し得る体制を整えるものとし、建設機械についても、常に、市内各事業所と連絡調整をし、緊急時に対応できるようにその体制を整えます。

6 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設及び設備の応急復旧
- オ 清掃、防疫その他の保健衛生
- カ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- キ 緊急輸送の確保
- ク その他災害の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行います。

(3) 事前届出手続

ア 市は、災害応急対策を迅速に行うため、災害応急対策に使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課）に事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておきます。

イ 市は、事前届出済み車両については、災害が発生し、災害応急対策に車両を使用する必要性が生じたときには、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に緊急通行車両等の確認に先立ち、緊急通行車両等事前届出済証の交付に併せて交付された緊急通行車両確認証明書を提出し、確認を受け緊急通行車両標章及び証明書の交付を受けます。

7 緊急輸送車両確認標章及び証明書

県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）では、災害応急対策の従事者又はその委託を受けた者の使用する車両については、輸送車両確認証明書及び標章を交付して、通行禁止又は制限の対象外とします。

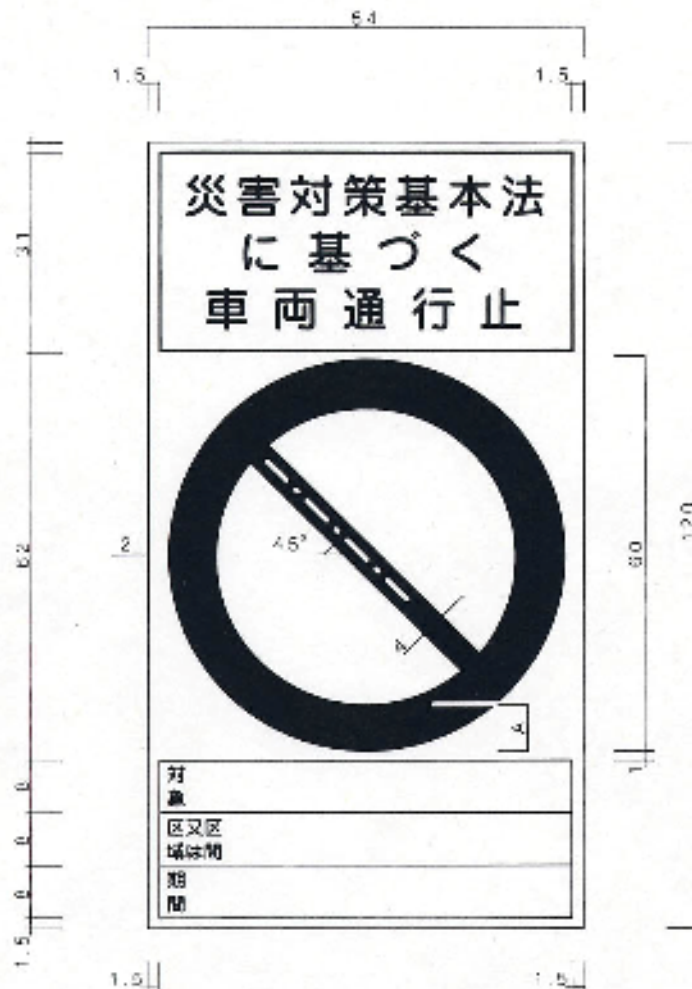
○ 標章は、次のとおりとします。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長災害の単位は、センチメートルとする。

8 標 識

災害対策基本法第76条に規定する、災害時における交通の禁止又は制限とする標識は、次のとおりとします。



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資 料

神奈川県緊急輸送路・緊急交通路指定想定路線一覧表	6-2
緊急通行車両確認証明書	6-5
職員配備動員計画一覧表 別表第3	9-4
災害時における応急措置についての協定書・規約 (建設業協会) (建設重機協同組合)	10-7 付図 I

第19節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童、生徒若しくは教職員の被災により正常な教育を行うことができない場合の応急教育実施等については、次の計画に基づき行います。

また、文教施設等における応急対策について定めます。

1 応急教育の実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施します。

2 文教施設の応急対策

- (1) 被害発生校の校舎の一部が利用できない場合は、特別教室等を応急利用します。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受け、利用できない場合は、最寄りの小・中学校、公民館等の分散利用の措置を行います。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により建設部建築住宅課と協議し、応急仮校舎の建設、天幕張、組立建物等を利用し、応急復旧の措置を講じます。

3 応援の要請

市教育委員会は、市立学校の被災による応急教育のため、市立学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者、教材等の応援の要請を行うほか、施設については、市内の市有建物の借上げにつき検討し、実施します。

4 応急教育の方法

応急教育の方法は、災害を受けた住民の被害が、比較的に大きかった場合に執られる措置です。この場合には、まず避難者に対する民生関係の対策が推進され、生活にやや落ち着きをみせてきてから、応急教育の対策を講じるようになって考えられます。被害状況によって、その対策はいろいろ異なりますが、おおむね次のように実施します。

- (1) 学校施設に被害が比較的少なく、一般住民が多少の被害を受けた場合は、当然学校の校舎の全部又は一部が避難所に充てられます。全部を避難所として使用している場合は、早急に授業を開始できないので、避難の解消を待って、授業を再開します。校舎の一部を避難所として使用している場合は、状況によって使用できる教室で、二部授業の実施の措置も考えます。
- (2) 学校施設の被害が甚大で使用に耐えない場合には、一般住宅の被害は、より一層大きいと考えられます。従って、しばらく期間をおいて応急教育を実施します。この場合、学校長は、校地の一角に本部を設け、早急に児童生徒の安否を調査し、応急対策を立案します。運動場や空き地には、住民の応急仮避難所が設けられると考えなければなりません。従って、次の段階で措置をとります。

ア 各地域又は自治会ごとに残存する神社の境内、仏閣、プレハブ校舎等の建物を利用するか（建物が破壊された場合はその敷地内の空き地）、又は青空教室で複式学級を編成して授業をすること。

イ 本校舎建設までの期間、隣接学校の施設を借用して二部授業を実施し、又は現在の敷地に仮校舎

を設けて授業を行うこと。

5 学用品等の支給

- (1) 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等が支給されますが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び被害の程度等により、同法の基準によった額が支給できるようにします。

なお、学校によっては使用する教科書が異なる場合もあるので、調達及び支給に当たっては、学校長と事前に打ち合わせる必要があります。

- (2) 災害救助法による基準給与の額

種 別	区 分	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水による喪失又はき損した	
	対 象	小 学 校	中 学 校
教 科 書 代		実 費（現物給付）	実 費（現物給付）
文房具・通学用品代		災害救助法の規定による。	

- (3) 給与の期間

被災児童及び生徒に対する学用品の給与は、教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び学用品については、災害発生の日から15日以内に完了するものとします。

6 給食

- (1) 給食の実施方法

地域住民の避難所等として学校施設を使用した場合、その給食施設は学校独自での使用が不可能となり、通常の献立は調理できなくなります。また、学校給食用の物資の調達も不可能となるので、一般住民と同様な配給を受け、給食を実施します。

- (2) 衛生管理

水道が断水すると、赤痢等の感染症が発生しやすいので、関係者以外の調理室への出入りを禁止するとともに、最小限の消毒薬を確保しておく必要があります。また、下痢をしている者、化膿性疾患の者には、絶対に調理させないようにするとともに、食器類は、加熱又は薬品消毒を完全に実施します。

7 児童及び生徒の避難

- (1) 市立学校においては、秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年秦野市教育委員会規則第1号）第28条及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定するところによる適切な処置を行うとともに、児童及び生徒の安全確保のため避難訓練を実施し、災害に対処します。
- (2) 災害が予想される場合の休校その他の処置については、あらかじめ市教育委員会は基準を示して、各学校長と協議します。

8 保育所等における応急対策

(1) 児童の保護対策

保育所、幼稚園及び放課後児童ホームにおいては、市立学校における応急対策に準じて、園児及び児童の安全確保のため避難訓練を実施し、災害に対処します。

(2) 応急保育の実施

市は、公立の保育所の被害状況を調査するとともに、応急保育の実施が可能な場合は、これを実施します。

また、市は、応急保育の実施が可能な民間の保育所に、応急保育の実施を要請します。

9 文化財対策

(1) 情報の収集

市は、被害状況の収集に努め、文化財が滅失しないよう応急措置を検討します。

(2) 応急対策

市は、文化財が被災し、滅失のおそれがある場合は、災害時の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

資 料

主な応急教育実施予定場所一覧表	3-10
市内県立学校等一覧表	3-11
市立学校等一覧表	3-12

第20節 農業計画

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 農業用施設及び農地に被害を受けた場合は、市は、地元農業生産組合等とともに応急復旧に協力します。
- (2) 農道及び農業用排水路に被害を受けた場合は、市は、地元農業生産組合等と協力して応急措置を行います。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市は、作目ごとの被害状況に応じた技術指導を農業協同組合及び県に対して依頼します。
- (2) 市は、肥料、苗、種子等の応急確保について、農業協同組合及び国、県へ協力を要請し、措置します。

3 家畜に対する応急措置

- (1) 市は、被災地における疾病家畜の早期発見に努めます。
- (2) 市は、家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある汚染地域の消毒を実施するとともに、農業協同組合及び県に対して協力を要請し、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行い、必要に応じて技術者を緊急派遣し、その区域内に飼育されている家畜に予防接種を行います。
- (3) 市は、災害により、飼料の入手が困難となったときは、国又は県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社の保有分及び被害のない畜産団体等の保有分の融資を受け、必要量を緊急に確保します。

第21節 災害救助計画

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、災害が発生した市の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用されます。

(1) 適用基準

- ア 住家の全壊（消失、倒壊、流失、全埋没等）による被災世帯が、市内で100世帯以上に達した場合
- イ 神奈川県における被災世帯が2,500世帯以上であって、本市における被災世帯が50世帯以上に達した場合
- ウ 神奈川県における被災世帯が12,000世帯以上であって、本市における被災世帯が多数の場合
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって省令で定める基準に該当するとき。

(注) 住まいの滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失の世帯を標準としているので、半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1世帯とみなします。

(2) 適用手続

本市における災害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告します。

(3) 救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間 等
避 難 所 の 設 置 及 び 収 容	開設期間7日以内
炊 き 出 し 及 び 食 品 の 給 与	実施期間7日以内
飲 料 水 の 供 給	実施期間7日以内
被服、寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了
医 療 及 び 助 産	実施期間14日以内 (助産は7日以内)
学 用 品 の 給 与	教科書…1ヶ月以内に完了 文房具…15日以内に完了
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	実施期間3日以内
死 体 の 処 理	10日以内
仮 設 住 宅 の 供 与	着工…20日以内
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	1ヶ月以内
死 体 の 捜 索	10日以内
埋 葬	10日以内
障 害 物 の 除 去	10日以内

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣の同意を得て実施期間を延長することができる。

2 救助活動

(1) 救助活動の方法

救助活動は、主として消防部が当たるものとし、大規模な災害時には、災害対策本部長が事態に応じて臨時の救助班を編成するとともに、市民に対しても救助活動の協力を求めます。

ア 広報車及びテレビ、ラジオ等に報道機関を通じて、市民の隣保相互扶助の精神に訴え、救助活動への積極的な協力を依頼します。

イ 住民組織、自主防災組織、企業団体、奉仕団体等に対して、協力を呼びかけます。

(2) 自衛隊の派遣要請

市は、災害により緊急に救助を要する市民が多く、消防部及び臨時救助班では救助が困難と認められるときは、自衛隊の派遣を知事に求めます。

(3) 警察との連携

市は、秦野警察署と連携を密にし、救助活動を実施するとともに、交通規制について依頼します。

(4) 医療機関との連絡調整

救急業務の実施に当たり、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整について、市は、事前に秦野伊勢原医師会との協力体制の確立を図ります。

第22節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣要請と救援活動の内容

自衛隊の災害派遣要請は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合とし、救援活動の内容は、おおむね次のような場合とします。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握します。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助します。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行います。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行います。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たります。

(5) 道路又は水路の復旧道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの復旧又は除去に当たります。

(6) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行います。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行います。

(8) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施します。

(9) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与します。

(10) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施します。

(11) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとります。

2 災害派遣要請手続

(1) 要請による派遣

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、知事に対し災害派遣要請の要求を行います。

ア 知事への派遣要請要求者は市長とします。

イ 事務手続

(ア) 派遣要請要求先

知事（災害対策本部指令情報室：電話 045-210-3535）

(イ) 派遣要請要求の方法

派遣要請要求は、次の事項を記載した書類2通を添えて行います。ただし、緊急を要する場合は、電話等で行い、その後速やかに所定の手続をとります。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

(2) 要請によらない派遣

市長は、通信の途絶等により知事への派遣要請請求ができないときは、自衛隊地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。その後、市長は速やかにその旨を知事に通報します。

自衛隊は、この通知を受けたときや、特に緊急を要するときは、知事等からの要請を待たずに部隊を派遣します。

3 派遣部隊の受け入れ

自衛隊派遣部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 上智大学短期大学部 | 秦野市西大竹 390-1 |
| (2) 島津製作所秦野工場グラウンド | 秦野堀山下 380-1 |
| (3) 秦野市立桜土手古墳公園 | 秦野市堀山下 380-3 |
| (4) 県立秦野戸川公園 | 秦野市堀山下 1513 |

4 派遣部隊到着前の処置

- (1) 災害地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行います。
- (2) 災害状況により自衛隊員の作業に必要な資材を確保し、到着と同時に作業の開始ができるよう準備します。

5 派遣部隊到着後の処置

- (1) 活動内容を的確に指示し、作業の効率化を図ります。
- (2) 自衛隊員の作業中は、常に連絡員を同行させて、作業状況を把握するとともに、随時知事に報告します。
- (3) 自衛隊の派遣が、一日を超えて実施される場合には、宿舎、食料計画等を立てて、活動能率に支障を及ぼさないよう配慮します。

6 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、その措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

7 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県に対して具申します。

緊急の場合の連絡先

部隊名 (分屯地名)	区分	連絡責任者	電話番号 無線番号
陸上自衛隊 第31普通科連隊 (武 山)	時間内	第3科長又は第2科長	046-856-1291 内線634 9-486-9201、9-486-9209
	時間外	部隊当直司令	046-856-1291 内線629 9-486-9202
陸上自衛隊 第1施設団第4施設群 (座 間)	時間内	第3科長又は第2科長	046-253-7670 内線2654、2640 9-488-9201、9-488-9209
	時間外	分屯地当直司令	046-253-7670 内線2960 9-488-9201、9-488-9209

8 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとします。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材、機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

9 ヘリコプター離着陸場適地等の選定

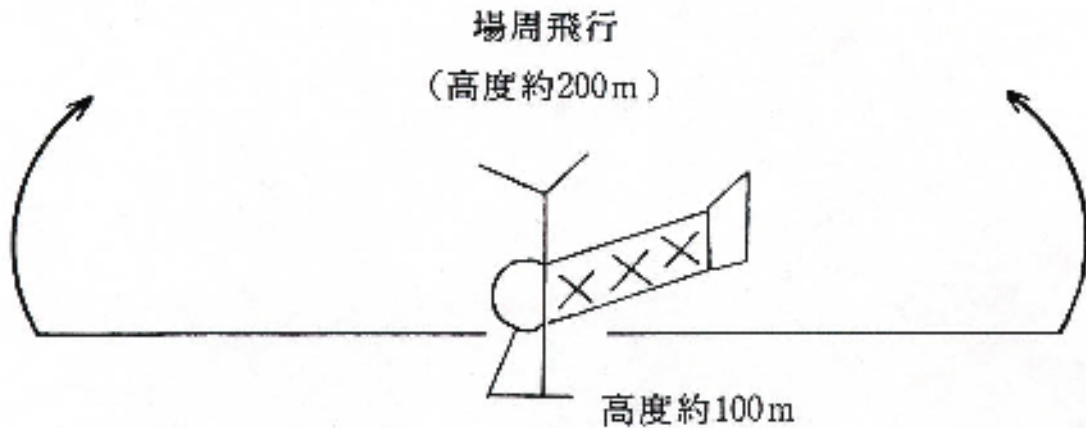
自衛隊の災害派遣に係るヘリコプターの離着陸場は、次のとおりとします。

(1) ヘリコプター離着陸場適地一覧表

番号	名 称	所 在 地	発着場面積	備 考
1	市立本町小学校校庭	秦野市文京町1-5	14,455 m ²	
2	市立末広小学校校庭	〃 末広町6-6	11,771	
3	なでしこ運動広場	〃 上大槻190	26,467	
4	上智大学グラウンド	〃 上大槻680-2	41,000	
5	(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場	〃 平沢65	19,000	
6	中央運動公園陸上競技場	〃 平沢148	21,800	
7	市立みやのまえ緑地	〃 立野台一丁目17	1,629	
8	市立東中学校校庭	〃 寺山509	6,770	
9	市立北中学校校庭	〃 横野101	13,428	
10	市立大根中学校校庭	〃 南矢名4-28-1	10,015	
11	おおね公園多目的広場	〃 鶴巻940	16,000	
12	市立鶴巻小学校校庭	〃 鶴巻2240-1	10,479	
13	市立西中学校校庭	〃 柳町二丁目5-1	15,071	
14	市立渋沢小学校校庭	〃 渋沢上1-12-1	9,598	
15	市立上小学校校庭	〃 柳川25-3	9,900	
16	島津製作所秦野工場グラウンド	〃 堀山下380-1	15,243	
17	県立秦野戸川公園	〃 堀山下1513	6,121	

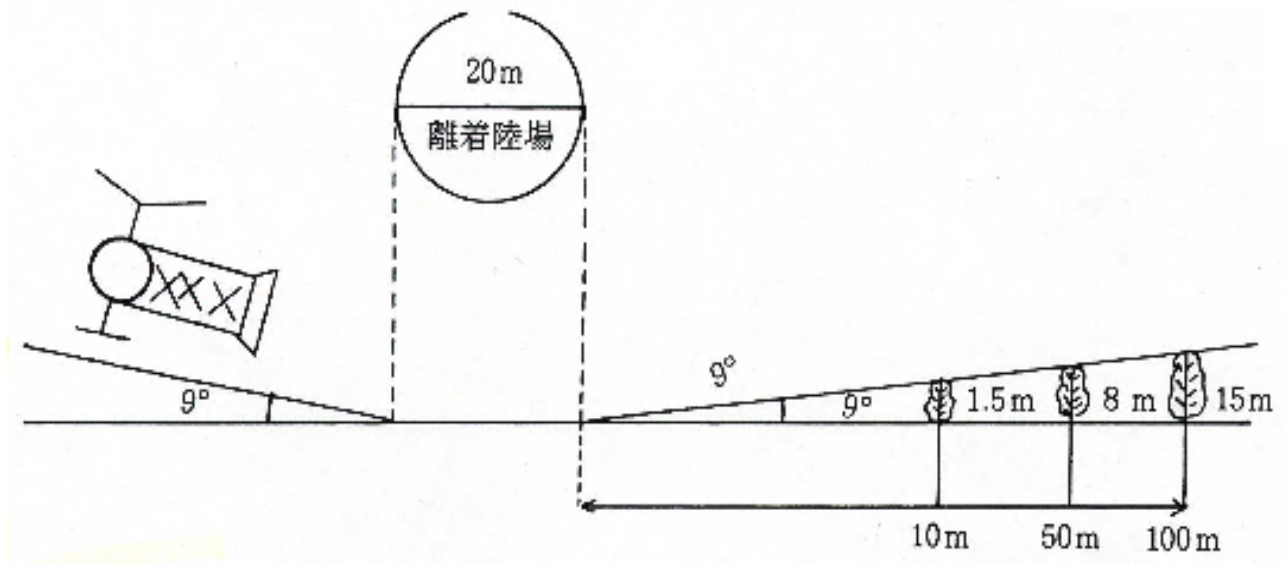
ア 離着陸要領

ヘリコプターは風に向かって約 10° ～ 12° の上昇角で離着陸します。通常は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしません。



イ 離着陸場選定基準

- (ア) 地面は堅固で傾斜6度以内
- (イ) 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能



資料

付図I

第23節 自主防災会等活動計画

地震災害時における自主防災会等活動は、地域住民組織及び個人の協力を得て次のとおり実施します。
なお、地域住民組織の現況は、自治会（自主防災組織）、家庭防火クラブ等の組織があります。

1 自主防災会等の活動範囲

(1) 自ら計画し、活動する範囲

- ア 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに市災害対策本部に通報します。
- イ 応急避難、給食等については、地域で協力して処理します。
- ウ 被災者のための救助を行います。
- エ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者を支援します。

(2) 市長が要請し、活動する範囲

- ア 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- イ 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- ウ その他市長が特に必要と認めた活動の協力

2 市長が行う活動要請の手続

- (1) 自主防災会等の活動要請の手続は、市長の委任を受けた職員が、その必要を認めたとき、直接自主防災会等に対して行います。この場合、各部長等は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告します。
- (2) 自主防災会等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- ア 災害活動の内容
- イ 協力希望の人員
- ウ 調達を必要とする用具
- エ 活動の場所及び期間
- オ その他参考となる事項

3 活動の内容と事後の措置

自主防災会等の活動協力が決定したとき、又は活動が終了したときは、次の処置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保します。
- (3) その他作業の円滑化を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。

- ア 活動内容
- イ 活動人員と期間
- ウ 活動の場所

エ 活動の効果

オ その他、今後参考となる事項

4 自主防災会等の災害時の活動

(1) 本部の設置

秦野市において震度6弱以上を観測し、大規模な被害が発生した場合には、次のとおり各8地区に自主防災会の地区本部を設置し、災害応急対策活動等を実施します。

地区名	設置場所
本町地区	本町小学校
南地区	南小学校
東地区	東中学校
北地区	北小学校
大根地区	大根小学校
鶴巻地区	鶴巻中学校
西地区	西中学校
上地区	上小学校

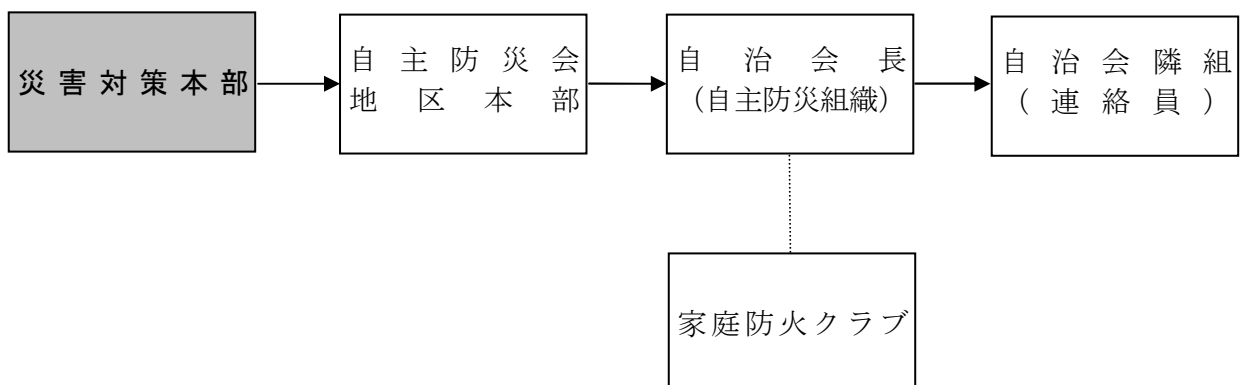
※ 地区本部には、各地区自治会連合会正副会長を置きます。

(2) 情報の収集伝達

自主防災会等は、市、防災関係機関等の提供する情報を住民に伝達するとともに、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、災害対策本部長等への報告を行います。このため、自主防災会等は、市をはじめとした防災関係機関と、あらかじめ連絡先、連絡の手段、伝達責任者、ルート等を協議しておきます。

また、避難場所へ避難した後においても、地域の被害状況、救助活動の状況を必要に応じて報告し、混乱、流言の防止に当たります。

連絡事項系統図



(3) 出火防止及び初期消火

自主防災会等は、各家庭に対して、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけます。また、万一火災が発生した場合は、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めます。

(4) 救出救護活動の実施

自主防災会等は、がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者がいる場合には、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施します。

また、負傷者に対して応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、医療の救護拠点又は最寄りの医療機関へ搬送します。

(5) 避難の実施

自主防災会等は、市長、警察官等から避難命令が出された場合には、住民に対し周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施に当たっては、次の点に留意します。

ア 避難誘導責任者は、市街地における火災、落下物、危険物等及び山間部におけるがけ崩れ、地すべり、低地誘水等の危険がないかを確認しながら避難を実施します。

なお、避難誘導に当たっては、危険防止のため避難路は一つだけではなく複数のルートをあらかじめ検討しておきます。

イ 住民に対して避難するときの携帯物を必要最小限とするよう呼びかけし、迅速かつ安全な避難を実施します。

ウ 高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難を図ります。

エ 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることも予想されるので、避難者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくると考えられます。そこで、自主防災会等としても、自衛活動を行うほか、市等が実施する給食、給水、救援物資の配布活動に積極的に協力します。

5 損害補償

市長（市長の委任を受けた職員）又は、警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（前記の者がその場にいない場合に限る。）が、市民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を応急措置の業務に従事させた場合に、その業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、秦野市消防団員等公務災害補償条例を適用します。

第24節 義援金品の受付及び配分計画

1 義援金品の募集及び受付

(1) 募 集

義援金品の募集に当たっては、市は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼するとともに、立看板、ポスターの掲示及び自治会、婦人団体等の各種団体を通じて、一般市民に呼びかけます。募集の有無、期間等については、災害の規模、被害状況などによりその都度災害対策本部長が決定します。

(2) 受 付

ア 義援金品の受付及び配分決定までの保管は、福祉部地域福祉班及び会計部審査出納班が担当します。

イ 義援金を受けたときは、寄託者の領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者にその都度連絡します。

ウ 義援物資を受け付けたときは、寄託者に受領書を交付し、一時保管等の措置をとり、保管場所へ収納します。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を考慮し、被災者に対し公平かつ円滑に行います。

資 料

義援物資・義援金受付簿	5-15
義援金品引継書	5-16

第25節 警備・交通計画

1 警備対策

警察は、大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとします。

(1) 警備体制の確立

ア 大地震の発生と同時に秦野警察署に警察署長を警備本部長とする秦野警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を秦野市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。

なお、秦野警察署が被災し、庁舎に署警備本部を設置することができないときは、災害の状況に応じて、文化会館及び図書館に秦野警察署警備本部を設置します。

イ 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び事態に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

ウ 警察部隊の受入れ

警察部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (ア) 神奈川県立西部総合職業技術校 | 秦野市桜町 2-1-3 |
| (イ) 秦野市文化会館 | 秦野市平沢 82 |
| (ウ) 秦野市立図書館 | 秦野市平沢 94-1 |

(2) 災害応急対策の実施

ア 把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施します。

イ 秦野警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により避難の指示を行い、又は避難の措置を講じます。

エ 警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

オ 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

カ 警察は、住宅地を中心に二次災害の危険場所等の調査を実施し、二次災害危険場所等を把握した

場合は、市災害対策本部に伝達し、避難勧告等の発令を促します。

キ 警察は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安解消のためのボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(3) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者のニーズを十分把握し、被災関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切に伝達するよう努めます。

イ 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

(4) 事前対策

ア 警察は、平素から市町村に対し、遺体収容施設、警備部隊等の宿泊に要する拠点施設の確保及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワークシステム等の通信資機材の整備について、協力を求めます。

イ 警察は、防災訓練等を通じて、地域住民等に対し、地震及び津波に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周辺徹底を図ります。

2 交通対策

警察は、地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火活動の災害応急対策を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

(1) 交通の確保

ア 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、危険防止及び混雑緩和の措置を行います。

(イ) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 被災地域等への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能を確保します。

(a) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁

止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行います。

(b) 流入抑制のための交通整理又は交通規制は、隣接都県との連絡を取りながら行います。

(c) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

b 緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・援護、消防等災害応急対策のための緊急交通路等の確保が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

c 道路管理者等への通知

前述による通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

d 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じる恐れがあると認めるときは、必要に応じその車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 交通情報の収集等

(ア) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、テレビカメラ、車両感知器等を活用するほか、航空隊との連携により、情報を収集します。

(イ) 交通情報の広報

交通規制内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施します。また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市の協力を求めます。

第26節 消防警備計画

大規模地震による火災等の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するための消防活動体制を整備し、効果的な警防活動を実施するため必要な事項を定めます。

1 消防力の現況

消防力の現況は、第6章地震防災強化計画第7節に定めるところによります。

2 発生時の初動計画

地震が発生し、災害が発生するおそれがあると判断したときは、次の体制により災害応急活動の初動体制をとります。

(1) 情報指令課の措置

- ア 指令電話の試験を行い、有線通信機の通信機能を確認します。
- イ 消防無線の試験を行うとともに、通信統制を行います。
- ウ 発災の規模に応じて、定められた動員招集を発令します。

(2) 消防署の措置

- ア 各通信機器の試験を行います。
- イ 電源の確認及び停電時の代替による照明、通信電源等を確保します。
- ウ 消防庁舎等の被害状況を把握します。
- エ 高所からの見張等により被害状況を把握します。
- オ 消防、救助資機材等を増強します。

(3) 消防団の措置

- ア 団員は指定場所に参集し、出動準備の体制をとります。
- イ 消防車両等を移動又は搬出し、無線局を開局します。
- ウ 救助資機材の燃料を確認します。
- エ 消防車両に消防ホースを増強するとともに、救助資機材を積載します。
- オ 高所からの見張等により被害状況を把握します。

3 消防対策本部の設置

消防本部に消防対策本部を設置し、消防長を消防対策本部長とし、消防対策本部（消防部）全般の総括指揮に当たり、地震災害対策本部で決定された施策、方針等を速やかに実施するとともに、次の事項を行います。

- (1) 消防応急対策活動全般の調整
- (2) 地震災害対策本部との連絡調整
- (3) 消防情報のとりまとめ並びに各署所及び消防団班からの情報収集結果の統括
- (4) 出動部隊等の把握及び現場指揮の総括運用
- (5) 消防資機材の調達、輸送及び配分

- (6) 食料、衣類等の調達、輸送
- (7) 応援部隊の配分調整
- (8) 消防応援部隊の受入れ

消防応援部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- ア 神奈川県立秦野総合高等学校 秦野市南が丘 1-4-1
- イ 神奈川県立秦野曾屋高等学校 秦野市曾屋 3613-1
- ウ 神奈川県立戸川公園 秦野市堀山下 1513
- エ 上智大学短期大学部 秦野市西大竹 390-1

4 動員及び参集

- (1) 地震が発生した場合には、部隊編成を最優先とするため、消防対策本部長（消防部長）の事前命令によって、次の招集基準により消防職員、消防団員は、直ちに所属署所又は所属分団部車庫待機室に参集します。

招集・参集発令基準表

体制		震度	発令基準及び判断基準
震対1号		4	当直職員は平常体制による。 消防長及び警防対策課職員全員 (事前命令)
震対2号	第1配備	5(弱・強)	当直職員全員（消防署長、非直警備課長、情報指令課長を含む。） 及び本部職員全員 (事前命令)
	第2配備		同上 必要な非直職員・団本部員・分団 (招集指令)
	第3配備		全消防職員・全消防団員 (招集指令)
震対3号		6弱以上	全消防職員・全消防団員 (事前命令)

※震対2号の配備については、被災状況により体制を図るものとします。

- (2) 参集手段は徒歩又は自転車、オートバイ等を使用します。
- (3) 消防職員、消防団員は参集途上に知り得た道路状況、災害状況を参集場所に到着後速やかに上位の職にある者に報告します。

5 消防部隊等の指揮

初動時の部隊指揮は、消防署にあつては消防署長又は警備課長、分団にあつては分団長が運用します。ただし、消防対策本部の体制が整備できたときは、総括指揮は、消防対策本部長が当たります。

6 消防部隊等の編成

最大限の消防力を確保するため、次の部隊編成に努めます。

(1) 警備活動部隊（消防署）

ア 指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等の部隊を37隊編成します。

イ 消防隊は、救助資機材等の増強を図り、状況に応じ救助活動を行います。

(2) 消防団部隊

ア 消防隊の部隊を36隊編成します。

イ (1)イと同様とします。

7 地震時の火災防ぎよ

地震時の火災防ぎよは、消火活動を優先とし、早期鎮圧及び延焼防止に努めます。

(1) 攻勢防ぎよ

火災発生件数が少なく、消防力が優勢で初期鎮圧できる見込みのときは、積極的に攻勢防ぎよの戦術を展開し、鎮圧を図ります。

(2) 拠点防ぎよ

火災が随所に発生し、消防力を上回るときは、延焼阻止線を設定して集中的な防ぎよ戦術をとります。

また、広域避難場所等に配置する延焼阻止活動拠点の消防用資機材を活用し、延焼阻止を図ります。

(3) 消防部隊の運用

ア 消防対策本部長は、全市的な災害状況に応じて、消防隊の増強、補充等を行います。

イ 現場指揮本部長は、現場出動消防隊からの応援要請を受けた場合、必要に応じてその他の現場で余力が生じた消防隊を転戦させます。

ウ 現場指揮本部長は、火災の発生状況、延焼状況、消防活動障害等の情報を早急に把握して消防隊の効果的な防ぎよ体制をとります。

8 救急・救助活動

消防対策本部長及び消防団長は、建築物等の倒壊、落下物及び火災等により広域的に救急・救助要請事案の発生が予測される場合は、効率的な救急・救助活動を実施します。

(1) 多数の負傷者が発生したときは、救急隊、救助隊のほか、消防隊を救助活動等に從事させ被害の軽減に努めます。

(2) 人命救助のため、倒壊建物等の除去が必要なときは、災害対策本部に建設用重機の優先的な派遣要請をします。

(3) 救急隊は、医療機関の受入れ体制及び道路状況を判断し、救護所又は医療機関に傷病者を搬送します。

9 消防隊等の応援要請

消防対策本部長は、災害に対し消防力が劣ると判断したときは、その規模に応じ、消防組織法の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援、又は次の応援協定等に基づく消防部隊等の応援を要請します。

(1) 神奈川県下消防相互応援協定

(2) 神奈川県消防広域応援基本計画

資 料

消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表	8-1
消防力の現況（常備消防）別表1	8-2
消防力の現況（非常備消防）別表2	8-3
地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表3	8-4
秦野市災害対策本部要綱	9-2

第27節 相互応援協力計画

地震災害が発生した場合、その状況により市長は、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するために、隣接の地方公共団体、県内地方公共団体及び協定締結地方公共団体に応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

1 地方公共団体相互間の応援

災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事及び関係市町村長に対し応援を求めます。

知事又は関係市町村長から応援を求められた場合には、特別の事情がある場合を除き、その求めに応じます。

2 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣要請を行います。

なお、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整については、地域調整本部（地域県政総合センター）に行います。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他、職員の派遣のあつ旋について必要なこと。

3 職員の派遣のあつ旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員、及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を求めます。

- (1) 派遣のあつ旋を求める理由
- (2) 派遣のあつ旋を求める職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつ旋について必要なこと。

資 料

日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	10-6
姉妹都市の災害時相互応援に関する協定書	10-13
神奈川県下消防相互応援協定書	10-14
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	10-15
秦野市と中井町消防相互応援に関する協定書	10-16
〃 大井町 〃	10-17
〃 松田町 〃	10-18
神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-19
東名高速道路消防相互応援協定書	10-20
大規模災害時における相互応援に関する協定書	10-34
湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定	10-35-1
災害時における神奈川県内の市町村の相互応援協定に関する協定	10-35-2

第28節 電力、ガス、交通、通信施設の災害応急対策計画

電力施設、ガス施設、交通施設及び通信施設の地震災害対策については、それぞれの機関の計画によりますが、地震災害発生の場合はそれぞれの機関に協力して、その機能の確保を図ります。

1 市長のとりべき措置

- (1) 市長は、前記の電力等の施設に地震災害が発生したときは、直ちにそれぞれの機関に対し通報します。
- (2) 市長は、各機関から応急対策上、応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限り協力します。
- (3) 市長は、電気設備について次のような異常を発見した者に対し、最寄りの電力供給機関営業所に通報するよう周知徹底します。

ア 電線が切れて、地上に垂れ下がっているとき。

イ 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線にさわっているとき。

ウ 電気の施設から火花、音響、煙等がでているとき。

エ 電柱が傾斜しているとき。

2 神奈川県及び他の市町村のとりべき措置

電気供給設備の重大被害について、電力供給機関から応急対策等について要請があった場合は、知事又は市町村長は、必要に応じ協力応援します。

3 連絡体制の強化

各事業者は、応急復旧に当たり、関係する事業所と連絡体制の強化を図ります。

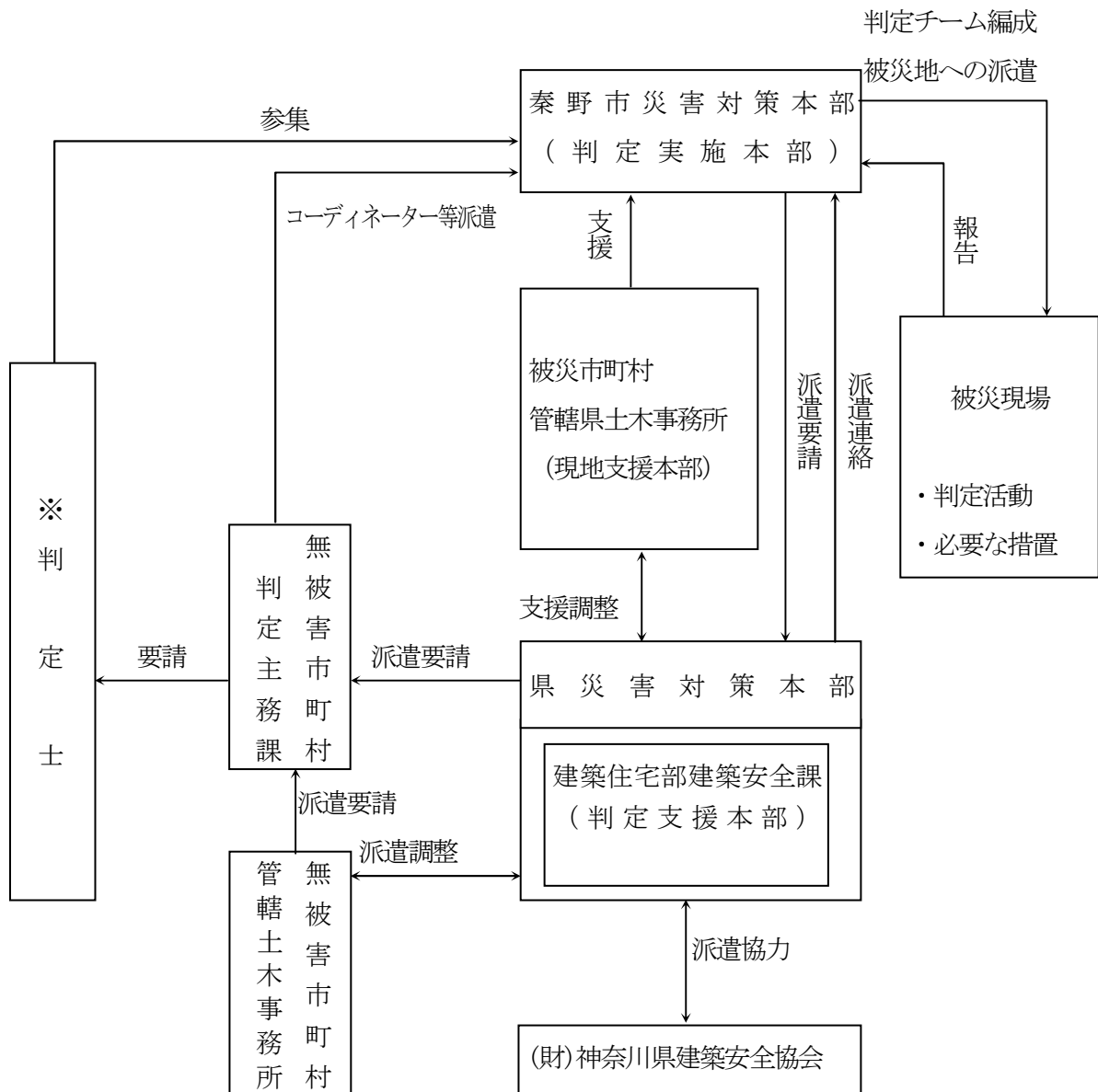
資料

通信施設災害応急対策計画	4-1
電力施設災害応急対策計画	4-2
ガス施設災害応急対策計画	4-3
交通施設災害応急対策計画	4-4
神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画	4-11
地震防災応急計画（株湘南神奈交バス）	4-12
小田急電鉄株式会社地震防災応急計画	4-13
都市ガス災害対策に関する業務協約	10-9

第29節 被災建築物等の震後対策計画（危険度判定）

大規模な地震が発生した場合、余震等による被災建築物の倒壊や被災宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止し、住民の安全を確認するため、市は、建築物及び宅地の危険度を判定します。

被災建築物危険度・被災宅地危険度判定活動体系図



※ 判定士とは、被災建築物の調査を行う震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地の調査を行う被災宅地危険度判定士をいいます。

第30節 災害ボランティアの活動計画

大規模地震発生による被害の拡大を防止するためには、市、防災関係機関等の迅速かつ的確な対応にあわせて、住民による自主的できめ細かな対応も必要であるので、このため、市は、ボランティアによる災害時の支援活動が円滑に行えるように、活動対象、登録、育成について必要な事項を次のとおり定めます。

1 活動の種類

災害ボランティアの活動の種類は、一般的活動及び特殊的活動とします。

(1) 一般的活動

- ア 避難所での炊き出し、避難生活者の支援、高齢者等の介護、救援物資の整理等の活動
- イ 救援物資受付集配所での救援物資の受入れ、整理、分配、配送等の活動
- ウ その他必要とする活動

(2) 特殊的活動

- ア 傷病人の応急手当等医療看護の活動
- イ アマチュア無線の活動（災害時協定以外の者）
- ウ その他専門的知識を必要とする活動

2 登録

災害時における災害ボランティアの活動は、迅速な対応を要するため、事前に氏名、連絡先、活動の種類等を把握しておく必要があるため、登録制度を採用します。

3 災害ボランティアの育成等

- (1) 災害ボランティアの活動に当たっては、災害時における行動方法及び防災活動を実施するうえでの知識、技術等を修得することが必要です。

このため、市は、災害ボランティアに対し研修、訓練等を行います。

- (2) 市は、災害ボランティア制度の普及を図るため、広報紙、一般紙、防災講演会等で啓発活動を行います。

4 災害ボランティアの受入れ

災害時において市内外からの災害ボランティアを受け入れるため、市社会福祉協議会及びはだの災害ボランティアネットワークにより、保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、大根公民館及び西公民館を活動拠点とします。

資 料

第31節 二次災害の防止対策等

市は、県等と協力して二次災害による被害の拡大を防止するため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、応急措置に必要な資機材を調達し、土砂の除去等応急対策を実施します。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

地震災害により被災した公共施設等については、地震災害対策計画による応急的な復旧作業の終了後、次の復旧計画を定め実施します。

実施に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良を行います。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
- (2) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 道路公共土木施設復旧事業計画

2 農林施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路復旧事業計画
- (2) 公園施設復旧事業計画
- (3) 市街地復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 下水道災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他公共施設の災害復旧事業計画

第2節 災害廃棄物等処理計画

地震等自然災害による災害廃棄物等の処理については、「秦野市災害廃棄物等処理計画」に基づき実施します。

資 料

秦野市災害廃棄物等処理計画	4-14
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	10-32
地震等大規模災害時における災害廃棄物等の仮保管場所用地の協力に関する協定書	10-33

第3節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としています。

本節では、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害の指定を受ける場合の手続等について必要な事項を定めます。

1 激甚災害指定の手続

(1) 知事への報告

大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、知事に対して速やかにその災害の状況等を報告します。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害が発生したときからその災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

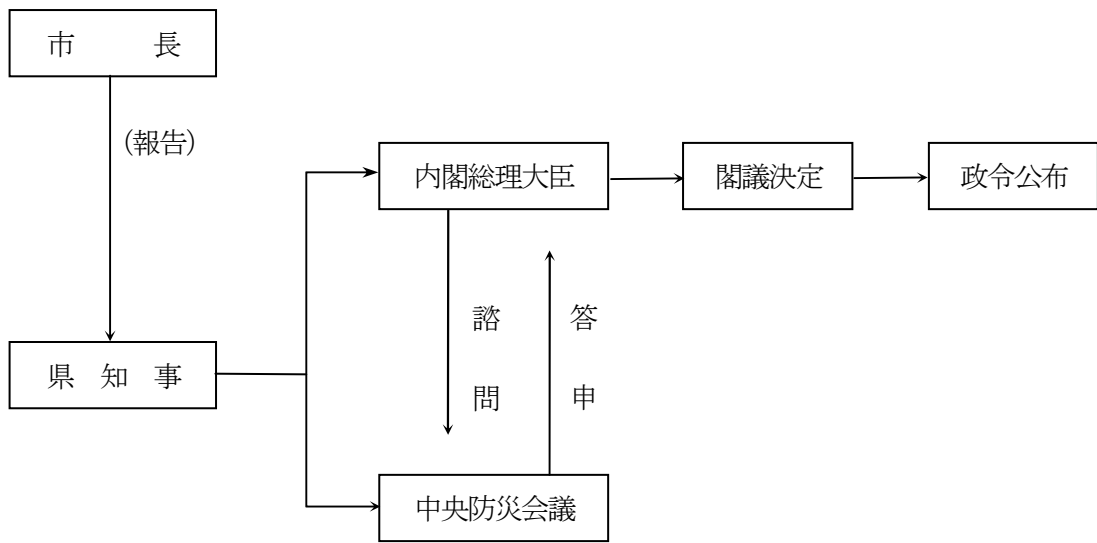
ウ 災害が発生した場合又は地域

エ 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

オ 災害に対してとられた措置

カ その他必要な事項

—激甚災害指定の手続の流れ—



2 特別財政援助対象事業

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林等の災害復旧事業

- ア 農地等の災害復旧事業
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業
- エ 天災による被害農林事業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業
- キ 共同利用小型漁船の建造
- ク 森林災害復旧事業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業
 - イ 私立学校施設災害復旧事業
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資機材費補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者生活再建支援法

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金をもとに、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) (1)から(3)までの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

2 対象となる世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

次の2つの支援金の合計額となります（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の額の3/4の額）。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（2(1)に該当）	解体（2(2)に該当）	長期離れ（2(3)に該当）	大規模半壊（2(4)に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口 市
- (2) 申請時の添付書類
 - ア 基礎支援金 災害証明、住民票等
 - イ 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等）等
- (3) 申請期間
 - ア 基礎支援金 災害発生日から13か月以内
 - イ 加算支援金 災害発生日から37か月以内

第5節 被災者への各種支援

市民の福祉及び生活の安定に資するため、市は、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭49年条例第21号）等の定めるところにより、次のとおり災害弔慰金を支給するとともに、各種支援を行います。

1 災害弔慰金の支給

市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対して災害弔慰金の支給を行います。

- (1) 死亡した者が主として生計を維持していた場合 500万円
- (2) その他の場合 250万円

2 災害障害見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、それが治ったときに障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金の支給を行います。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円
- (2) その他の場合 125万円

3 災害援護資金の貸付

市は、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して災害援護資金の貸付を行います。

4 市税等の減免

市は、被災の実態に応じて、特に必要があると認める者について、それぞれ条例、規則等の定めるところにより、市税及び使用料・手数料等の納期の延長及び減免措置を実施します。

5 小災害における見舞金の支給

市は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生じたもので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないもの又は火災若しくは爆発により被害が生じたものに対し、秦野市小災害見舞金等支給要綱（平成元年告示第29号）の定めるところにより、見舞金の支給を行います。

6 相談体制の整備

市は、県と協力して被災者の心の相談に応じる体制整備に努めます。

また、市は、被災者の生活再建を支援するため、避難所等における生活相談の実施に努めます。

7 その他の支援

市は、必要に応じて、自立生活再建が速やかに図れるように、農業及び中小企業への融資、住宅関係の融資等の事務を行います。

第6節 り災証明の発行

被災者等が再建復興のための各種支援措置を受けられるよう、り災証明書の発行手続について必要な事項を定めます。

1 発行手続

(1) り災台帳の作成

市は、被害状況を調査し、り災台帳（第1号様式）を作成します。

(2) り災証明書の発行

市は、被災者からり災証明書交付申請書（第2号様式）により申請があったときは、り災台帳に基づき、り災証明書（第3号様式）を発行します。なお、り災台帳により確認できないときは、申請者の写真等立証資料をもとに客観的な判断で行います。

2 証明の項目

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類とします。

(1) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(2) 物的被害

- ア 全壊（焼）
- イ 流失
- ウ 大規模半壊
- エ 半壊（焼）
- オ 一部損壊
- カ 床上浸水
- キ 床下浸水
- ク その他物的被害

3 発行手数料

り災証明書の発行手数料は、無料とします。

資 料

り災台帳（第1号様式）	9-30
り災証明書交付申請書（第2号様式）	9-31
り災証明書（第3号様式）	9-32

第7節 復興体制の整備

1 復興に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、人的資源の確保、復興計画の策定を行うとともに、復興事業の総合調整を行います。

災害復興本部の事務局は、政策部に置きます。

2 復興計画

市は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、計画的復興を推進するため関係機関等と調整を図るとともに、市民の理解と協力を得て復興計画を策定します。

また、策定に当たっては、復興の方向性を明確にし、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すとともに、地域全体の合意形成を図りながら、復興施策を具体的に示すものとします。

第5章 特殊災害対策

第1節 放射性物質対策

原子力の利用等における指導及び監督は、災害予防対策を含め国の所管となっていますが、ここでは主に市が核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の輸送時等の不測の事故によって起こる災害から市民の安全と生命を守るため、国の助言及び指導等を得て市が円滑な対策活動が実施できるよう、必要な事項を定めます。

1 災害予防対策

(1) 放射性物質取扱事業者等における災害予防対策

ア 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。併せて、放射性物質取扱事業者は、その職員に対して、防災に関する教育及び訓練を積極的に行うとともに、市等との連携体制の確立を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等による放射性物質の漏えい等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応及び措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に万全を期します。

- (ア) 消防機関及び警察への通報連絡体制
- (イ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (ウ) 放射線防護資機材の整備
- (エ) その他必要な事項

(2) 市の災害予防対策

ア 防災体制の整備

放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から県との連携を図るとともに、放射性物質取扱事業所等の火災緊急時における円滑な消防活動の確保等、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

放射性物質に係る災害予防対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

ウ 放射性物質取扱事業所等に対する指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等に対し、次の事項

について指導します。

- (ア) 消防施設の設置、施設及び機械類の自主点検整備等自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (ウ) 自主防災組織の強化
- (エ) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な事項

エ 放射性物質に関する教育及び知識の普及

- (ア) 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育を実施します。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射性物質災害に係る防災体制及び組織に関すること。
- c 放射線防護に関すること。
- d その他必要と認める事項

- (イ) 住民に対する知識の普及

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ国の指導等を受け、住民に対して、放射性物質の知識の普及に努めます。

オ 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に伝達できるよう、平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めます。

カ 広報体制の充実強化

- (ア) 広報体制の整備

市は、放射性物質災害発生時等、状況に応じた災害広報を迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の活用等広報体制の整備に努めます。この場合における主な広報の方法は、次のとおりです。

- a 防災行政無線の同報無線による広報
- b 広報車等による広報

- (イ) 市が、放射線物質災害発生時等に行う広報の内容は、おおむね次のとおりとします。

- a 災害等の状況及び今後の予測
- b 災害対策の状況
- c 住民のとるべき措置及び注意事項
- d その他必要な事項

キ 防災活動用防護資機材等の整備

市は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努めます。この場合における主な放射線防護資機材等は、次のとおりです。

- (ア) 放射性物質等の測定資機材

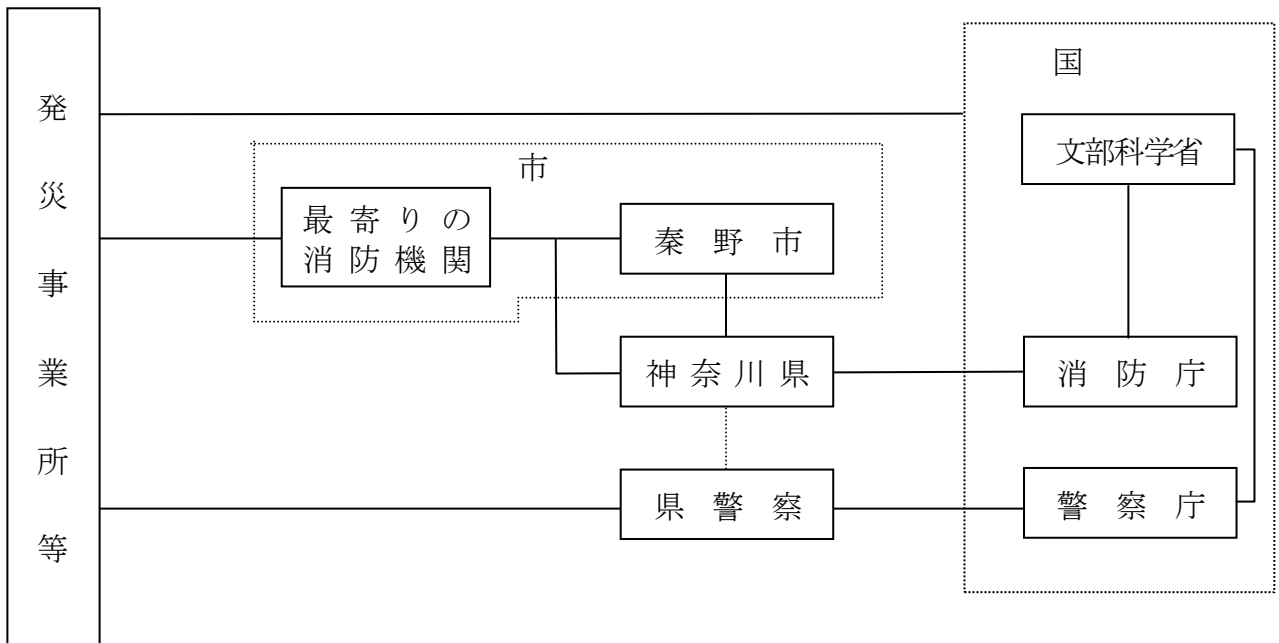
- (イ) 体表面汚染を防ぐ防護資機材
- (ウ) 内部被曝を防ぐ防護資機材

2 災害応急対策

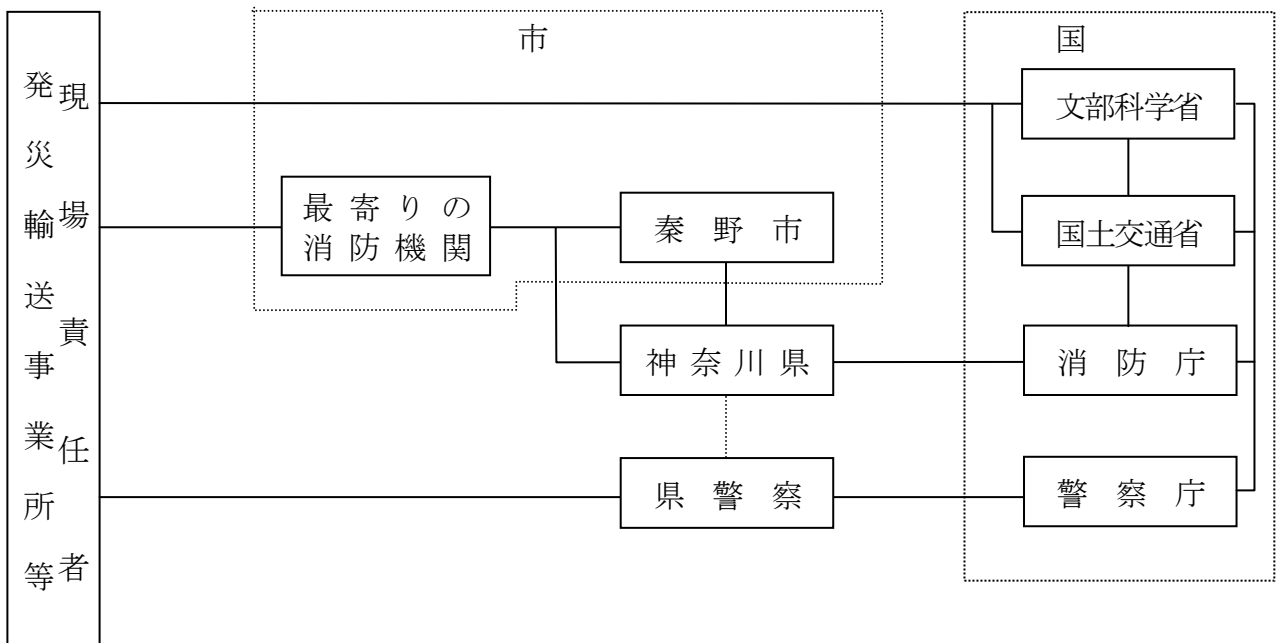
(1) 災害発生時の連絡及び情報収集

市は、必要な情報の収集及び伝達に努めるものとします。災害発生時の連絡及び情報収集系統は、おおむね次のとおりとします。

ア 放射性物質取扱事業所等の場合



イ 放射性物質輸送中の場合



(2) 災害時の活動体制

放射性物質による災害が発生した場合は、国等と十分連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、災害応急対策上必要と認めるときは、県等とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施します。

ア 市のとる措置

- (ア) 人命の救助及び救出
- (イ) 消火及び応急活動の実施
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民に対する災害広報の実施
- (オ) 周辺住民に対する避難の指示及び勧告
- (カ) その他必要な措置

イ 警察のとる措置

- (ア) 周辺住民等の屋内避難、避難誘導その他の防護活動
- (イ) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (ウ) 緊急輸送のための交通の確保
- (エ) 周辺住民等への情報の伝達
- (オ) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- (カ) その他必要な措置

(3) 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

(4) 災害時の住民等への広報

市は、防災行政無線同報無線、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール、広報車等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行います。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 避難及び誘導の方法
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ その他の応急対策の状況
- オ その他の必要な事項

(5) 放射能測定強化

市は、県とともに放射能測定体制の強化に努めます。

(6) 事態の終息

市は、国の専門家が安全確認をしたうえで、事故対策を終息させます。

第2節 火山災害対策

本市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山被害については、その活動状況から、被害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するために、富士山火山防災対策協議会が平成26年2月に作成した「富士山火山広域避難計画」を準用し広域避難体制の整備に努めます。

また、神奈川県富士山問題連絡会議が平成18年9月に作成した「神奈川県富士山火山防災対策検討報告」を準用し応急・復旧対策の推進を図ります。

第6章 地震防災強化計画（東海地震に係る事前対策計画）

第1節 総 則

1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき本市が東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されたことに伴い、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策（以下「応急対策」という。）に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

2 防災関係機関の地震防災応急対策業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市を管轄する指定地方行政機関、本市の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関及び、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき業務の大綱は次のとおりです。

(1) 本市が処理すべき事務

地震災害の事前対策として、他の関係機関の協力を得て、次の応急対策及び強化体制の整備を実施します。

- ア 地震災害警戒本部の設置等、地震防災応急対策の組織の整備
- イ 応急対策要員の参集配備
- ウ 警戒宣言の伝達及び広報対策措置
- エ 災害発生に備えて資機材等の点検、整備
- オ 避難対策措置
- カ 消防、水防対策措置
- キ 緊急輸送措置
- ク 施設、設備の点検及び緊急措置
- ケ 関係機関との連絡調整措置及び体制の整備確立
- コ 教育、広報及び訓練の実施
- サ 緊急整備事業の推進
- シ 地域防災体制の整備推進
- ス 飲料水措置

(2) 警察、東電、秦野ガス、NTT東日本が処理すべき事務

- ア 警備対策措置
- イ 交通対策措置
- ウ 電力、ガス、通信対策措置

(3) 本市が協力要請する防災関係機関

本市の行う防災上の諸活動について、県及び防災関係機関等に対し、それぞれの業務に応じた協力を要請します。

防災関係機関は次のとおりとします。

ア 指定地方行政機関及び指定公共機関等

- (ア) 農林水産省関東農政局横浜地域センター
- (イ) 東京神奈川森林管理署
- (ウ) 日本郵便（株）秦野郵便局
- (エ) 東日本電信電話株式会社神奈川事業部
- (オ) 日本赤十字社神奈川県支部
- (カ) 東京電力小田原支社
- (キ) 秦野瓦斯株式会社
- (ク) 小田急電鉄株式会社
- (ケ) 株式会社湘南神奈交バス

イ 陸上自衛隊

ウ 神奈川県警察本部

エ 農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体

オ 秦野・伊勢原医師会

カ 秦野アマチュア無線クラブ

キ LPガス協会北相支部秦野部会

ク 赤十字奉仕団

ケ 青年団、婦人会等の文化事業団体

コ 自治会等の地域住民組織

サ 民生委員児童委員協議会

シ 社会福祉協議会

ス その他公共的な活動を営むもの

3 地震予知等に関する市民等への知識の普及

(1) 地震予知に関する知識の普及

市は、現在の地震予知が前兆すべり（プレスリップ）という地震の直前現象を捉えるものであり、そのための機器観測体制等の整備を行っていることや、東海地震で予想される被害等についての知識の普及に努めます。

また、東海地震予知情報等の東海地震に関連する情報の内容について、正確な知識の普及に努めます。

(2) 警戒宣言時対策に関する知識の普及

市は、警戒宣言が発せられた場合に各防災関係機関が行う対策や各種の規制情報、住民のとるべき行動等についての知識の普及に努めます。

第2節 地震防災応急対策の組織及び動員

1 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合の対応

(1) 情報の内容と市及び防災関係機関の対応方針

市及び防災関係機関は、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の区分に応じ、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとります。

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震に関する調査情報（臨時）	1か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合など、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	2か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定された場合等観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	3か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）によるものであると判定された場合等東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられる場合に発表される情報	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制

(2) 気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、市は人員を増員し、必要な対策を行える体制をとり、情報収集を行います。

なお、東海地震発生のおそれがなくなると認められ、安心情報である旨の本情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(3) 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合には、市は、防災行政無線等によりその周知を行うとともに、地域防災計画に基づく震度6弱以上の配備基準を適用し、全職員が配備につく体制をとります。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

(4) 気象庁から東海地震予知情報が発表された場合には、市は、防災行政無線等によりその周知を行うとともに、地域防災計画に基づく震度6弱以上の配備基準を適用し、全職員が配備につく体制をとり

ます。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

2 秦野市地震災害警戒本部の設置

市長は、東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発令された場合、地震応急対策の実施に当たり、民心の安定を図り、混乱を防止するため、直ちに秦野市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を秦野市役所講堂に設置し、市本庁舎入口に警戒本部の標示を提出します。

3 警戒本部の業務

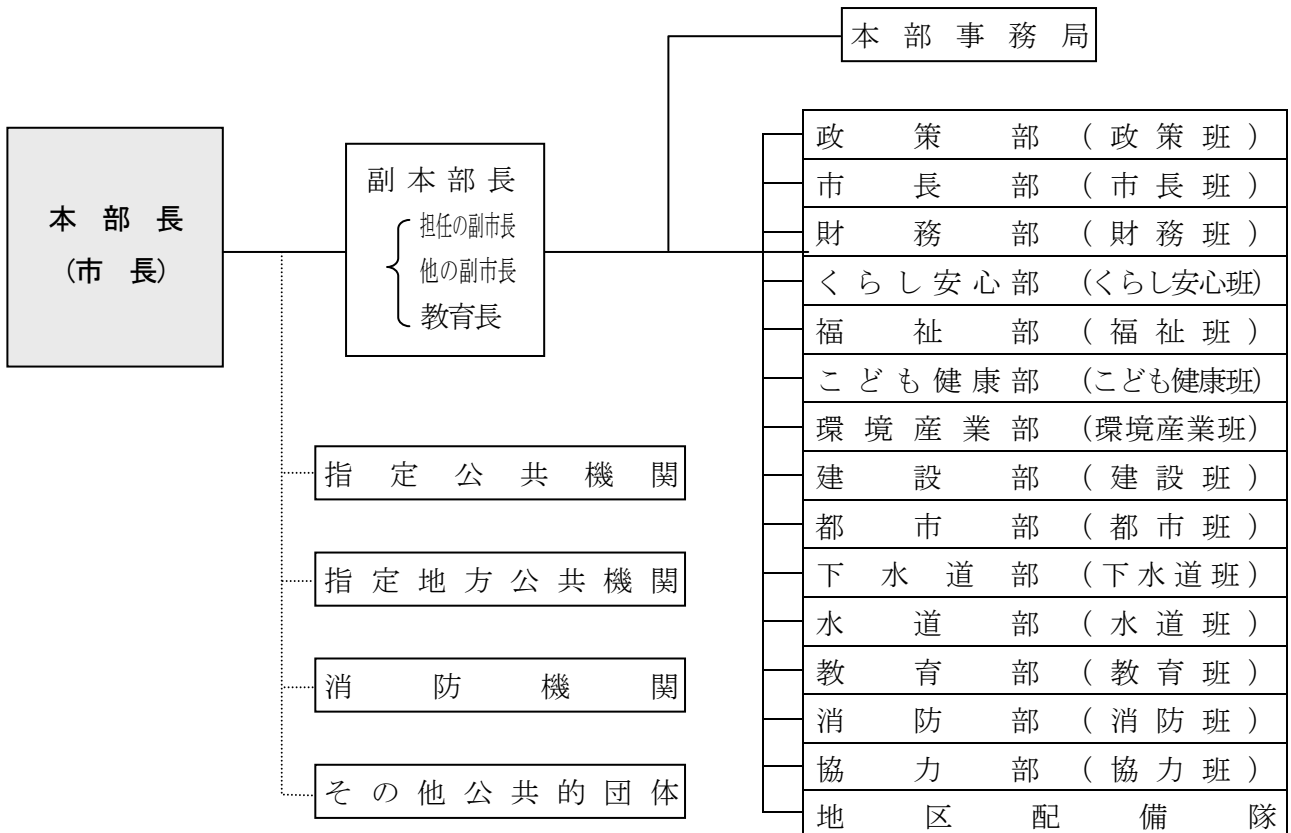
警戒本部は、次の業務を実施します。

- (1) 市民への情報提供と呼びかけ
- (2) 警戒宣言、東海地震予知情報の受伝達
- (3) 防災関係機関の業務の調整
- (4) 災害発生後における応急対策の事前準備
- (5) その他応急対策の実施

4 警戒本部の組織及び運営

- (1) 警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）並びに秦野市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年秦野市条例第 23 号）及び、秦野市地震災害警戒本部運営要綱（昭和 54 年 12 月 26 日施行）に定めるところによります。
- (2) 本部の組織は、次のとおりとします。
- (3) 各部の構成及び事務分掌は、秦野市地震災害警戒本部運営要綱第 2 条に定めるとおりとします。

○ 秦野市地震災害警戒本部組織表



5 警戒本部応急対策要員の参集配備

地震応急対策活動に必要な職員の動員は、次によるものとし、警戒宣言発令により警戒本部が開設されたときは、地域防災計画に基づく震度6弱以上の配備基準を適用し、全職員が配備につきます。

(1) 勤務時間中における配備

ア 配備は、警戒本部長（以下「本部長」という。）の命によりますが、警戒本部の部に属する班長（以下「各班長」という。）は、本部設置時における在庁職員数について、警戒本部の部の部長（以下「各部長等」という。）を経て、直ちに本部長に報告します。

イ 動員については、各部間に調整の必要があるときは本部長が行います。

ウ 各部長等は、本部会議に出席し、会議の決定に基づき連絡調整に当たります。

エ 庁外でサービス中の職員が警戒宣言の発令を知ったときは、次に定めるところによります。

(ア) 防災行政無線、消防無線等の通信で部と連絡が可能なときは、直ちに連絡をとり、各部長等の指示に従います。

(イ) あらかじめ業務が指定されているときは、部へ連絡して参集場所へ直行します。

(ウ) 部と連絡が不可能なときは、自主的判断により速やかに帰庁します。

(2) 勤務時間外（休日を含む。）における配備

ア 職員は、警戒宣言の発令を知ったときは、自主的判断により直ちに勤務場所へ登庁します。

イ 通信網の途絶、交通機関の不通等により直ちに登庁不可能な状況にあるときは、各部長等の指示に従います。

ウ その他配備体制等については、勤務時間中における配備に準じます。

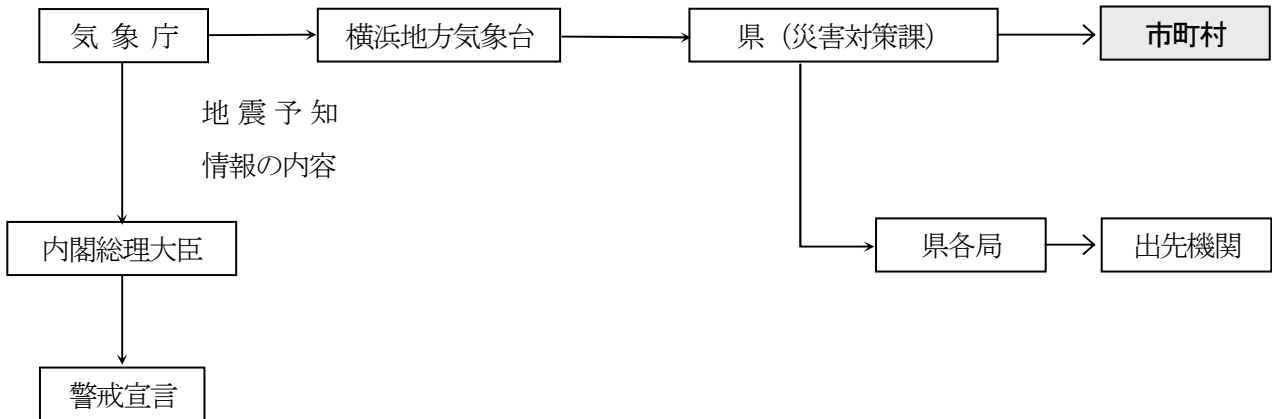
資 料

地区配備隊の機構	別表 4	9-5	秦野市地震災害警戒本部運営要綱	9-24
地区配備隊の業務	別表 5	9-6	秦野市地震災害警戒本部組織表	別表 1 9-25
地区配備隊情報収集班用記録用紙	9-17	9-17	秦野市地震災害警戒本部の組織及び業務	別表 2 9-26
地区配備隊無線班用交信記録用紙	9-18	9-18	応急対策要員の配備及び参集場所	別表 3 9-27
秦野市地震災害警戒本部条例	9-23	9-23	秦野市地震災害警戒本部員名簿	9-28

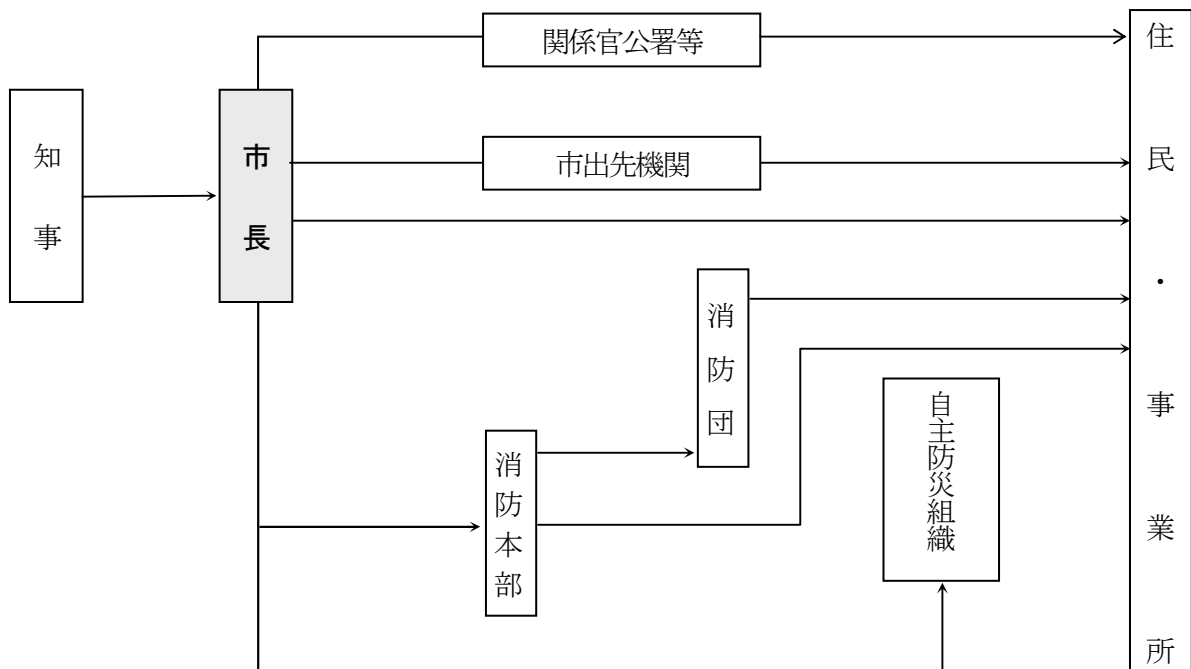
第3節 警戒宣言等の伝達

警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報等の伝達は、全国瞬時警報システム（J-アラート）を通じて防災行政無線により行うほか、次の系統図によります。

(1) 市への伝達

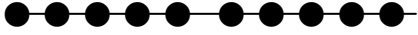
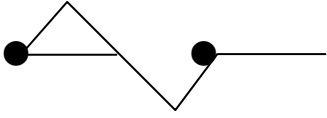


(2) 市民等への伝達



※ 警戒宣言、東海地震予知情報、東海地震注意情報等について、防災行政無線、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール、広報車等による伝達をはじめ、消防無線、アマチュア無線の活用により関係機関に対し、広報伝達の要請をするとともに、内閣府令による地震防災信号等、あらゆる手段を用いて地域住民等へ伝達します。

地震防災信号

警 鐘	サ イ レ ン
<p>(5点)</p> 	<p>(約4.5秒)</p>  <p>(約1.5秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

資 料

秦野市地震災害警戒本部運営要綱 9-24
付図

第4節 広報対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表又は警戒宣言が発せられた場合に伴う混乱の発生を未然に防止するとともに、応急対策を迅速かつ的確に行い、被害の軽減を図るため、各防災関係機関は、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施します。

1 広報手段等

市は、防災行政無線、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール、広報車、防災信号等で広報を行うほか、自主防災組織（自治会）及び自衛消防組織（家庭防火クラブ）等とも連絡をとり、また、報道機関の協力も得て行います。

また、市民に対し情報伝達に注意することを日常から周知します。

なお、確実な情報を得る方法としては、ラジオやテレビによるところが特に大きいと考えられるので、これらの視聴に注意するよう啓発します。

2 広報の種類及び内容

(1) 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとします。

ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の内容

イ 災害危険箇所及び避難対象地区住民に対する事前準備等

ウ 応急計画を作成している事業所及び地域住民がとるべき措置

エ 交通規制の状況、地震防災応急対策の内容と実施状況等

オ その他、状況に応じて事業所又は住民に広報、周知すべき事項

(2) 市民への呼びかけ

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発せられたときは、市長は、市民に対しその対応行動について、防災行政無線等を通じて呼びかけます。

なお、その際視覚障害者、外国人等情報収集に障害を持っている者へ配慮します。

「市長の市民への呼び掛け」放送案文

市民の皆さん、私は市長の〇〇です。

先程、内閣総理大臣から、大規模地震の警戒宣言が発令されました。これは、警戒宣言ですから、地震がおきるまでにはまだ時間があると思いますので、私の話を冷静に聞いてください。

現在本市では、地震災害警戒本部を設置して、広報活動をはじめとして事前対策に全力をあげております。

市民の皆さんも是非協力してください。

なんといっても市民の皆さん一人ひとりの冷静な行動が重要であります。そこで皆さんに是非お願いしたいことが3つあります。

『第1は、ラジオやテレビの放送に注意して的確な情報を得ることです。

第2は、地震で最も恐ろしいのは、火災による被害です。火の使用を自粛してください。

第3は、当座の飲料水、食糧、医薬品などを確めておいてください。』

繰り返しお願いします。（『第1～確かめておいてください。』）

いろいろ不安があるかと思いますが、市は次々に情報をお送りしますので、皆さんあわてずに冷静に行動してください。

(3) 広報の重点事項

市民に対する広報を実施するに当たっては、次の項目に留意して、的確、迅速に行います。

ア 冷静の行動をとること。

イ 不要な火気の始末をすること。

ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。

エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。

オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。

カ 自動車による移動を自粛すること。

キ 事前避難対象地区として市が指定した地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。

ク 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

ケ 東海地震に関連する情報の内容の周知

コ その他生活関連情報等住民が必要とする情報の提供

(4) 情報パニックの防止対策

普段から、チラシや広報紙及び防災訓練、防災研修会の開催等を通じ、不確かな情報に惑わされることのないよう十分な啓発を図るとともに、各広報手段を活用して、警戒宣言が発令された場合に的確な情報を伝え、パニックを防止するため万全な体制を図ります。

資 料

防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1
消防本部消防無線施設一覧表	2-6
消防団消防無線施設一覧表	2-7
災害通報一斉指令装置一覧表	2-8

付図 I

第5節 地震災害の発生に備えた資機材、人員等の配備手配

地震災害発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備として、主要食料、生活必需品、医療品、応急復旧用資機材等の必要な物資を調達するとともに手配、手続及び防疫、医療等に係る人員体制の事前配備を行います。

1 協定等における食料、生活必需品、医療品等の確保

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保のため、卸売業者、大規模小売店、工場等と供給協定を締結し、保有物資についての在庫量の把握、保管又は放出要請を行います。

食料、生活必需品、医療品関係の調達については、地域防災計画に定めるところによります。

(2) 市は、県に対して居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資について、連絡調整を行います。

ア 食料……………県（環境農政部）

イ 生活必需品……………県（福祉部・商工労働部）

ウ 医療品……………県医療関係機関

2 協定等における災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

警戒宣言が発令されたときは、「秦野市地域防災計画」第3章災害応急対策計画に定める施設等の応急対策等を実施するため、防災関係機関等は、必要な資機材の点検、整備及び人員の配備等の準備を行います。

資料

防災備蓄倉庫資機材一覧表 5-1

機械器具保有数一覧表 5-2

第6節 事前避難対策

1 事前避難の実施

市長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに急傾斜地等避難対象地区の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行います。

(1) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示をする場合は、原則として次の内容を明示して実施します。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告・指示対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ その他必要事項

(2) 避難措置の周知等

市長は、勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図ります。

ア 避難対象地区住民等への周知

市長は、避難勧告又は指示を行う対象地区の住民に対して、防災行政無線の使用や自主防災組織等を通じた方法により周知徹底を図ります。

イ 警察との連絡

市長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察と相互に連絡をとります。

ウ 避難対象地区住民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、速やかに避難するとともに、避難所の運営に努めます。

なお、避難の方法は、徒歩を原則としますが、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

市は、避難した住民等が避難所運営委員会等を中心として円滑に避難所を運営できるよう、必要な支援を行います。

2 避難地（避難所）における措置

市長は、避難者に対し次の措置をとります。

- (1) 東海地震予知情報の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (3) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (4) 避難所の秩序維持
- (5) その他避難生活に必要な措置

3 事前避難体制の確立等

(1) 事前避難体制の確立

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう避難体制の確立に努めます。

ア 避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

イ 市は、あらかじめ把握した高齢者及び障害者等の要配慮者の避難に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員等の協力のもと速やかに実施できる体制の確立を図ります。また、外国人、出張者、旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(2) 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地での避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、障害者等の要配慮者については、屋内での避難生活を実施できるよう施設整備を進め、体制の確立を図ります。

4 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、知事に災害救助法の適用を要請します。

第7節 消防対策

消防部は、警戒宣言が発せられたときは、出火及び混乱等を防止するため、消防力を有機的に運用し、効率的な消防活動を図ります。

1 消防対策本部

地震防災警戒体制の消防部の体制は、常備（消防本部、消防署）及び非常備（消防団）の指揮命令を統括し、迅速、的確を期するために組織及び業務を次のとおりとします。

消防対策本部（地震防災応急対策時）の組織及び任務

消防対策本部長	班名・班長	担当課等	任 務 分 担
部 長 (消 防 長)	警 防 対 策 班 (警防対策課長)	警 防 対 策 班 救 急 対 策 班	1 予知情報の取りまとめに関する事。 2 消防応急対策活動全般の統合調整に関する事。 3 消防応急対策活動状況の記録・集計に関する事。 4 地震災害警戒本部との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡・調整に関する事。
	総 務 班 (消防総務課長)	庶 務 班 地 域 消 防 班	1 消防施設等の点検・緊急措置に関する事。 2 消防職・団員の動員に関する事。 3 消防職・団員の長期活動対策に関する事。 4 消防応急対策に係る資機材の調達・輸送・配分に関する事。 5 地震災害警戒本部への出向・伝達に関する事。
	予 防 班 (予防課長)	予 防 班 防 火 安 全 班	1 事業所・危険物施設への情報伝達に関する事。 2 警戒宣言発令時の市民への広報に関する事。 3 その他、特命事項に関する事。
	情 報 指 令 班 (情報指令課長)	情 報 指 令 班	1 災害情報及び各種情報の受理伝達に関する事。 2 無線運用及び通信統制に関する事。 3 警戒宣言発令時の市民への広報に関する事。
	署 警 備 班 (消防署長)	警 備 課	1 署隊への指揮命令及び情報伝達に関する事。 2 消防部隊の部隊編成及び部隊運用に関する事。 3 署隊の活動状況の把握・記録に関する事。 4 地震・火災等の災害防除のための警戒に関する事。 5 警戒宣言発令時の市民への広報に関する事。 6 避難勧告、指示の伝達及び誘導に関する事。 7 その他、特命事項に関する事。
	団 警 備 班 (消防団長)	団 本 部	1 消防対策本部との連絡調整に関する事。 2 分団への指揮命令及び情報伝達に関する事。 3 分団の活動状況の把握・記録に関する事。 4 分団への支援体制に関する事。
		分団(1～7分団)	1 地震・火災等の災害防除のための警戒に関する事。 2 警戒宣言発令時の市民への広報に関する事。 3 避難勧告、指示の伝達及び誘導に関する事。 4 その他、特命事項に関する事。

2 消防対策要員の動員及び配備体制

東海地震注意情報・東海地震予知情報が発表された場合及び警戒宣言発令時の動員及び消防配備は、次のとおりとします。

- (1) 東海地震注意情報・東海地震予知情報が発表された場合、消防長（消防対策本部長）は、警戒配備体制以上の動員を指令します。
- (2) 警戒宣言が発令されたときは、消防職員にあつては定められた署所に、消防団員にあつては指定場所に全員参集します。

3 活動方針

警戒宣言が発令されたときの消防活動は、次の事項を最重点に行います。

- (1) 正確な情報収集と伝達

ア 消防通信運用

警戒宣言発令時から地震発生後の応急対策まで、消防無線の効率的運用を図るため無線統制をします。

イ 高所見張り

警戒宣言発令時は、通信施設が混乱し、又は輻輳するおそれがあるため、情報指令課及び警備活動部隊は、火災の早期発見に努めるため高所で見張りを行います。

- (2) 消防部隊等の編成

参集した消防職員をもって、消防隊、救助隊及び救急隊を増強編成します。消防団部隊編成も非常体制とし、小型動力ポンプ隊の編成を行い、部隊を増強します。

- (3) 消火用資機材、救助用資機材、救急用資機材等の増強

警備活動部隊は、ホース、救助器具、燃料等を増強し、万全を期します。

- (4) 出火防止等の広報

警備活動部隊は、消防車両を使用して、火気の使用自粛又は制限等の広報を行うとともに、地震発生時の災害発生に備えて、初期消火に必要な資機材の準備及び家具の転倒防止策を広報します。

資料

消防力の現況（常備消防）別表 1	8-2
〃（非常備消防）別表 2	8-3
地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表 3	8-4

第8節 警備対策

1 基本方針

警察は、東海地震に関連する情報又は警戒宣言の公表に伴い、東海地震に係わる市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

2 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、判定会招集決定の通知を受領したときは、直ちに秦野警察署に警察署長を警備本部長とする秦野警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

3 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき警戒宣言発令時対策に係わる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報又は警戒宣言の発表がされた場合は、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

ア 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

イ 各種情報の収集

ウ 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

(2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点とした広報活動を行います。

ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係わる危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り

- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

第9節 飲料水、防疫、電力、ガス、通信等対策

1 飲料水

市は、地震発生に備え、需要家（家庭、その他の施設を含む。以下同じ。）が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定められた秦野市水道事業地震防災応急計画等に従って、地震防災上、次の措置をとります。

(1) 給水量の事前確保

発令と同時に関係機関の協力を得て需要家に対して緊急貯水を要請します。緊急貯水に対しては、浄水設備をはじめ、送水、配水設備の全稼働態勢をとり、各配水池の貯水量確保を図ります。

(2) 配水池等の警備体制

全配水池について、流出入弁等が正常に稼働しているか点検に努めます。

(3) 応急給水体制

応急給水体制は、この計画の第3章災害応急対策計画第9節上・下水道応急計画の定めるところによります。

2 防疫

災害時における感染症の多発流行に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動により、伝染病の発生を防止するため、次の体制を確立します。

(1) 消毒

薬剤について、応急必要量を備蓄し、不足する場合を考慮して、取り扱い業者とあらかじめ協議し、速やかに調達できるよう措置を整えておきます。

(2) 清掃

大地震の場合は、相当な被害が予測されるため、廃棄物処理にあっては、災害発生後に備えて十分対応できる体制を確保しておきます。

ア し尿処理対策

警戒宣言が発令された場合は、平常のし尿処理業務を中止します。収集過程において許可車両以外は交通規制を受けるので、緊急輸送道路等も十分考慮のうえ可能な限り処理場に搬入するよう配慮します。

イ 処理業務は中止されているので、搬入可能と予想されるものについては消毒措置を十分行い、埋立処分を行います。

ウ し尿処理班の編成

車名	積載量	数量
バキューム車	7,200ℓ	1台
	3,600	5
	1,800	7
計		13

(3) ごみ処理

警戒宣言が発令された場合、秦野市伊勢原市環境衛生組合伊勢原清掃工場においては、ごみ運搬車等の収集状況を考慮してできるだけ早い時期に作業を中止します。中止後に搬入されたものについては、ピットの中に入れるか、埋立処理を行います。

また、各家庭に対しても、警戒宣言が発令された場合は、収集場所に搬出しないよう平常より広報活動を行います。

ア ごみ処理班の編成

車名	積載量	数量
機械車	2t	16台
深ダンプ車	2	1
計		19

3 電力

電力事業の管理者等については、警戒宣言が発せられた場合においても、地震防災応急対策の実施等のため、供給の継続を確保することが、不可欠であることに留意し、必要な電力を供給する体制を確保します。

4 ガス

都市ガス事業施設の管理者等については、警戒宣言が発せられた場合においても、地震防災応急対策等の実施のための措置を講じます。

5 公衆電気通信

電気通信事業者は、警戒宣言が発令された場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通措置、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言前から実施します。

6 小売店舗・金融機関

(1) 小売店舗

大規模小売店舗については、概ね閉店しますが、耐震性が確保されている場合には営業を継続します。なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需品を取り扱う小規模小売店舗については、食品衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

(2) 金融機関

銀行、郵便局等は、必要な範囲内で、キャッシングサービス等（現金自動支払機を含む。）の営業を継続するよう努めます。

7 物価高騰防止等のための要請

市は、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品の売り惜しみ又は買い占めや、物価の高騰が生じないように、県とともに関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請等を行います。

資 料

秦野市水道事業地震防災応急計画	4-5
東京電力株式会社地震防災応急計画	4-8
秦野ガス株式会社地震防災応急計画	4-9
東日本電信電話株式会社地震防災応急計画	4-10
応急給水用機材の整備状況	5-3

第10節 児童生徒等保護対策

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、平常時の活動を維持しつつ、情報の収集に努めます。東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発令された場合には、児童、生徒、園児の安全確保に万全を期すための措置を講じます。

特に校長・園長は、児童・生徒・園児の保護について次の事項に十分留意し避難、誘導計画を具体的に定めます。

- ・ 児童・生徒・園児の生命、身体の安全確保を最優先した対策計画であること。
- ・ 学校・幼稚園の所在する市地震防災強化計画を踏まえ、更に交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ・ 学校・幼稚園の所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。
- ・ 警戒宣言の発令に迅速に対応できる対策計画であること。
- ・ 児童・生徒・園児の行動基準及び学校・幼稚園や教職員の対応、行動が明確にされていること。
- ・ 全職員の共通理解がなされ個々の分担が明確にされていること。
- ・ 警戒宣言発令後においては緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒・園児の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。

1 在校時に東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発令された場合の対策

(1) 学校・幼稚園の対応

ア 校長・園長は対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報の把握に努め、的確な指揮に当たります。

イ すべての授業・保育又は学校行事等は直ちに打ち切るものとし、学校・幼稚園は、原則として休校・休園とします。

ウ 児童・生徒・園児については、教職員の指導のもとに直ちに全員の安全を確保し、学校において保護者等に引き渡すことを原則とします。

エ 留守家庭等のため帰宅できない児童・生徒・園児については、人員、氏名等を確実に把握し、保護者等の引き取りのあるまでの間、引き続き学校・幼稚園が保護します。

オ 児童・生徒・園児の引き渡しの方法については、あらかじめ明確にしておきます。

カ 学校・幼稚園の対策本部は、児童・生徒・園児の退避、誘導及び保護者等への引き渡し等が完了した場合は、その状況を速やかに市教委に報告します。

キ 児童・生徒・園児の安全を確保した後、初期消火、搬出活動等の防災活動体制をとります。

(2) 教職員の対応

ア 直ちに児童・生徒・園児を教室等に集め、避難誘導の配置についた時点で必要な情報を伝えます。

イ 児童・生徒・園児の動揺を静め非常時の行動基準を確認させ、教職員の指示によって行動させま

す。

ウ 児童・生徒・園児の避難誘導に当たっては、人員、氏名等の掌握・異常の有無等を明確にし、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により児童・生徒・園児を所定の場所に避難誘導します。

エ 障害のある児童・生徒・園児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮します。

オ 児童・生徒・園児の保護者等への引き渡しについてはあらかじめ決められた方法で確実にを行います。

カ 児童・生徒・園児の安全を確保した後、対策本部の指示により初期消火、搬出活動等の防災活動体制をとります。

2 登下校時、在宅時に東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表され、又は警戒宣言が発令された場合の対策

- (1) 登校時においては、状況を判断させ、近くの安全な場所（保護者がいる自宅を含む。）や学校に避難することを原則とします。ただし、学校・幼稚園へ登校済の児童・生徒・園児に対する対応については在学時における避難行動をとります。
- (2) 交通機関の利用等については、関係機関の責任者の指示に従い行動します。
- (3) 下校時においては、近くの安全な場所（保護者がいる自宅を含む。）や学校に避難します。
- (4) 在宅時においては、登校しないようにし、家族と共に行動します。
- (5) 登下校の途上にあるときは自分の判断で行動することになるので、東海地震に関連する情報の発表時等の基本行動と災害時の避難に関する基本行動を併せ、特に具体的な指導を徹底する必要があります。

3 数時間以内に発生するという予知の場合の対策

- (1) 原則として在学時、登下校時、在宅時における避難行動をとります。
- (2) 児童・生徒・園児を学校・幼稚園でまとめ、全体であらかじめ指定する避難場所へ避難誘導します。
- (3) 児童・生徒・園児については、全員の安全を確保した後、避難場所であらかじめ決められた方法で保護者等に引き渡すことを原則とします。

4 保育所等における対応

保育所においては、保護者等の引き取りがあるまでの間、引き続き園児を保護します。

放課後児童ホームにおいては、市立学校における対策に準じて対応を図ります。

資 料

主な応急教育実施予定場所一覧表	3-10
市内県立学校一覧表	3-11
市立学校等一覧表	3-12

第11節 交通対策

1 道路

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の円滑な避難と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

市は、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

(1) 交通規制措置

ア 基本方針

- (ア) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制します。
- (イ) 強化地域内への一般車両の流入は、極力制限します。
- (ウ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しません。
- (エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- (オ) 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

イ 都県境における一般車両の流入は、次により措置します。

- (ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限します。
- (イ) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県へ流入する車両は、状況により制限します。
- (ウ) 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県へ流入する車両は、状況により制限します。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

(ア) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

(イ) 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）54路線の中から、交通の状況に応じて確保します。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両において避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送車両の確認手続

ア 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

(ア) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示

(イ) 消防、水防その他の応急措置

(ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

(エ) 施設及び設備の整備及び点検

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

(カ) 緊急輸送の確保

(キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するために必要な体制の整備

(ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

イ 緊急輸送車両の確認手続

大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行います。

2 鉄道

(1) 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に、次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

ア 強化地域内への進入を禁止します。

イ 強化地域内を進行中の列車は、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して、停車、待機等の措置をとります。

(2) 旅客に係る措置

各鉄道機関は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導及び保護、市が実施する帰宅困難者、滞留旅客対策との連携体制の措置について定め、警戒宣言発

令時には、運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護のために必要な措置をとります。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請します。

3 路線バス

強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を、各社の地震防災応急計画の定めるところに従い中止します。

資 料

神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画	4-11
地震防災応急計画（株湘南神奈交バス）	4-12
小田急電鉄株式会社地震防災応急計画	4-13
神奈川県 of 緊急輸送路・緊急交通路指定想定路線一覧表	6-2

第12節 緊急輸送

1 警戒宣言発令後の緊急輸送対象人員等

警戒宣言が発令された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりです。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 食料、医療品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路

(1) 緊急輸送の実施

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施に当たり、具体的に整備すべき問題が生じた場合は、警戒本部において必要な調整を行います。

(2) 本市における緊急輸送道路

ア 確保路線

確保すべき路線順位	路線名	区間
第1次確保路線	東名高速道路 国道246号 県道71号秦野二宮 県道62号平塚秦野	全線 全線 全線 全線
第2次確保路線	県道704号秦野停車場 市道6号線 市道12号線	秦野橋北側交差点～名古屋木交差点 新常盤橋交差点～富士見橋交差点 新町交差点～富士見橋交差点

* 第1次確保路線、第2次確保路線以外の路線で、広域避難場所等を結ぶ市道は、緊急輸送を確保するため市優先確保路線とし、市が別に定める。

イ 交通安全協会等民間団体による交通整理実施路線

- ・ 市役所 ～ 救援物資の集配場所になる総合体育館までの経路
- ・ 総合体育館 ～ 避難所になる各小学校及び各中学校までの経路

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点として、次の場所を離着陸場として指定します。

名称	所在地	離着陸場面積
(株)コベルコマテリアル 銅管秦野工場グラウンド	秦野市平沢65番地	19,000 m ²

*必要に応じて第3章第22節9（1）ヘリコプター離着陸場適地を使用

(4) 緊急輸送車両等の確保等

ア 市及び防災関係機関は、地震災害発生後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図ります。
 確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、別に定めます。

イ 市は、輸送手段の確保について、県に対し要請します。

3 緊急交通路

救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要県道を緊急交通路として選定し、警戒宣言発令時には、被災状況等を考慮の上、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努めます。

本市における緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
東名高速道路	全線
国道246号	全線
県道62号平塚秦野	全線
県道71号秦野二宮	全線

資料

神奈川県緊急輸送路・緊急交通路指定想定路線一覧表

6-2

第13節 施設、設備の点検及び緊急措置

1 道路

- (1) 地震が発生した場合、災害が発生するおそれのある区間内では、警戒宣言時に道路管理上の措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとります。緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、あらかじめ定めておきます。

2 河川及び水路

- (1) 市は、東海地震予知情報等により、河川の管理上の措置を実施します。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、市が管理する河川及び水路について、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門及び門の閉鎖、工事中の場合は、工事の中断等の措置をとります。

3 下水道

- (1) 市は、東海地震予知情報等により、下水道施設の管理上の措置を実施します。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、市が管理する下水道施設について、直ちに緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中の場合は、工事の中断等の措置をとります。

4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校その他の公の施設等の管理上の措置は、次のとおり実施します。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 受水槽等への緊急貯水
 - カ 消防用設備の点検、整備と事前整備
- (2) 個別事項
 - ア 病院、療養所、診療所等 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校、職業訓練校、研修所等
 - (ア) その学校等が、本市の定める避難対策地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) その学校等に保護を必要とする生徒等がいるときには、これらの者に対する保護の措置

5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 警戒本部がおかれる庁舎等の管理者は3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとります

す。また、警戒本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請します。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等、通信手段の確保

ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、3の（1）又は3の（2）に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断します。

7 警戒宣言の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

本市における警戒宣言発令後の避難状況応急対策実施状況等に関する情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項の伝達は、次により行います。

避難場所又は応急救護所に配備する無線機により、警戒本部との連絡を行います。

第14節 関係機関との連絡調整

市は、警戒宣言時において、応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認のため、各関係機関との連絡調整を図ります。

資料

関係機関電話番号一覧表 1-1

第15節 地震防災上必要な教育、広報及び訓練

警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施のため、市は、県及び防災関係機関の職員をはじめ、各種団体、事業所、地域の自主防災組織等と協力して地震防災上必要な教育、広報及び防災訓練を実施して、地震防災応急体制に関する知識の普及及び警戒宣言発令時の的確な行動の普及を図ります。

1 教育、広報

(1) 市職員に対する教育

市は、地震防災応急対策事務従事者を対象に、必要な防災教育を行います。

防災教育の内容は、次のとおりとします。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果すべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する啓発

市は、関係機関と協力して、住民等に対する啓発を実施します。

防災啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は次の事項とします。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(3) 住民等に対する啓発に関する広報の方法

市は、地域住民をはじめ、事業所及び各種団体を対象として、防災啓発を実施し、警戒宣言発令時にとるべき措置について次の方法により周知、徹底を図ります。

- ア 広報紙等による広報及び参考広報資料の配布
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等各種報道媒体の活動及び協力要請

ウ 住民集会等の開催

エ 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力

(4) 児童、生徒等に対する教育等

市及び市教育委員会、幼稚園、学校等は、警戒宣言発令時における幼児、児童、生徒等に対する避難、保護等の措置をはじめ地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係る事項について、関係職員及び児童、生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対する周知を図ります。

なお、幼稚園、学校等は、構内で実施する防災訓練において、警戒宣言に伴う具体的行動を取り入れること等により防災教育の徹底に努めます。

(5) 自動車運転者等に対する広報

市は、自動車の運転者及び自動車の使用者に対し、警戒宣言発令時並びに地震災害発生時における自動車の運行等の措置について、県警察の行う広報活動に協力するため、次の機会をとらえて広報の徹底を図ります。

ア 交通安全運動の実施

イ 秦野市交通、防犯、防災市民のつどいの開催

ウ 秦野市安全運転管理者会の講習

エ 秦野市交通安全対策協議会の講習

オ 秦野市交通安全協会の講習

カ 各種安全講習

キ 市内の自動車教習所の職員の講習

(6) 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため広報はだの等に記載し住民等へ周知を図り、相談窓口として次の課を当てます。

ア 総合相談窓口担当 …… くらし安心部防災課

イ 事業所等の応急計画に係る指導担当 …… 消防本部

(7) 教育、広報の留意事項

市が実施する教育、広報において特に留意する事項は、次のとおりとします。

ア 地震予知情報と警戒宣言

(ア) 観測データに地震の前兆と思われる異常が現われたときは、気象庁長官は次のような地震予知情報を総理大臣に報告します。

a 地震の発生するおそれがあること。

b 「おそれがある」と認める理由

c その地震が発生するおそれがある時期

d その地震の予想震源域

e その地震の大きさ

f その地震が発生した場合の各地の予想震度

- g その地震により発生する津波の予想
 - h その他の特殊事情（満潮、台風接近等）
- (イ) 総理大臣は、地震予知情報の報告を受けて、緊急に対策をとる必要があると認めるときは、次のような内容の警戒宣言を発します。
- a 地震予知情報の報告を受けたこと。
 - b 緊急の必要があると認めたので、警戒宣言を発すること。
 - c 国、地方公共団体、公共機関、特定の事業所は応急対策をとるべきこと。
 - d 住民及びその他の事業所も、警戒態勢をとるべきこと。
- (ウ) 警戒宣言が発せられたときは、続いて予知情報の内容が周知広報されます。
- なお、地震予知情報は、その後の観測データの変化に応じ、随時続報が出されます。その結果、地震の発生のおそれなくなったと判明したときは、警戒宣言は解除されます。

イ 警戒宣言が発せられ場合の強化地域の状況（予想）

- (ア) 電気、ガス、水道は継続供給されます。
- (イ) 鉄道、バスは、運行が停止されます。
- (ウ) 電話は、輻輳が発生し、一般電話は規制されます。
- (エ) 主要道路は、原則として全面交通規制、また規制がなくても大渋滞となります。
- (オ) 百貨店、スーパーマーケット等の多くは、店を閉めます。
- (カ) 学校は、授業を中止します。

ウ 警戒宣言時における住民の心得

- (ア) 家庭での心得
 - a 正しい情報をつかもう
テレビやラジオのスイッチは常に入れておきます。また、市役所や消防署、警察署などからの情報にはたえず注意します。
 - b すぐ家庭の防災会議
警戒宣言はいつ出されるかわかりません。そのとき家にいる人で、仕事の分担と段取りを決めてすぐにとりかかります。
 - c 家の中での危険性を少なくしよう
とりあえず、身をおく場所を確かめます。重い家具を壁にとめ、高いところから重いものやガラス類を下ろします。
 - (a) 重いもので、固定していないものは丈夫なロープで上下2か所を柱にしばりつけます。
 - (b) ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの中のものをなるべく外に出します。
 - d 火はできるだけ使わないようにしましょう
地震でこわいのは火災です。やむをえず火を使うときはそばに人がいるようにするか、地震で自動的に消えるものだけにします。

e 危険物などの安全に注意しよう

灯油、ベンジン、食用油など燃えやすいものは、安全な容器に移し火元から離します。LPガスのボンベは元栓をしめ、倒れないように鎖などで固定してあるか確かめます。

f 水や消火器を用意しよう

万一火が出てもすぐ消せるよう、消火器やバケツを用意しておきます。消火器は使い方を確かめておきます。風呂に水を張ります。

g 身軽で安全な服装に着替えよう

作業にも便利で、最悪の場合そのまま逃げられる服装にすぐ着替えます。ずきんやヘルメットも付けておきます。

h 非常持出品を確かめよう

水、食料、ラジオ、懐中電灯、医薬品など、非常持出品がそろっているか確かめます。あわてて買物に走っても手に入るとは限りません。普段から用意しておくことが大切です。

i 避難場所などを確かめておこう

家が万一つぶれたときの出口を確保します。避難場所や避難路などを確かめておきます。特に事前避難対象地区では、避難者収容施設に避難します。

j 隣近所で助け合い

いざというとき、みんなで助け合って初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとっておきます。自主防災組織があるところでは、いつでも出動できるよう、装備を点検し、準備しておきます。

k 自動車、電話は自粛しよう

警戒宣言が出てから、自動車を使うのはやめます。みんなが車で逃げようとすれば、交通渋滞で結局どの車も動けなくなります。緊急者や避難者のじゃまになり、火災を広げるおそれがあります。

運転中に警戒宣言を知った人は、その場にいる警察官の指示に従います。

また、みんながいっせいに電話をすると、つながりにくくなります。慌てて電話しないでもすむよう、普段から話し合っておきます。

(a) 長話はやめます。

(b) 電話が通じない場合に備えて家族の集合場所を決めておきます。

(c) 受話器外れにならないようにします。

(イ) 職場での心得

a すぐ職場の防災会議

防災管理者、保安責任者などを中心に、すぐに職場の防災会議を開き、決められた分担に従い、できるだけ手を打ちます。

d 職場での危険性を少なくしよう

とりあえず身をおく場所を確かめます。重い機械や設備類、ロッカー等をできるだけ固定し

ます。また、窓ガラスが飛びちらないようにガムテープをはり、ブラインドを降ろします。

c できるだけ火元をしぼろう

火元はできるだけ少なくし、火を落とせる職場では落とします。また、機械や装置の圧力を下げ、減速し、また、感震自動停止装置、消火装置を点検するなど、必要な保安措置を講じます。

d 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検しよう

あらかじめ消防計画、予防規程などで定められていることを中心に注意、点検します。

e 職場の自衛消防の出動準備をしよう

消防設備、消防水利、自家発電装置などを点検します。自衛消防組織は、いつでも出動できる体制で待機します。

f 非常持出品を確かめよう

重要書類、有価証券などの非常持出品を確かめ、いつでも持ち出せるようにします。

g 安全な場所で待機しよう

職場が耐震、耐火建築ならそのまま待機します。職場の条件と状況に応じ、すばやく方針を決めて対応します。

h 入場者のいる職場では避難を最重点に

デパートや映画館など、多くの人が出入りする職場ではまず入場者の安全確保を第一に考えます。避難させる場合は、混乱が起きないように適切に誘導します。

i 正しい情報をつかもう

j 近くの職場同士で助け合おう

それぞれの職場が以上のことに気をつけるだけでなく、職場同士が助け合って消火や救出などを行えるようにします。とりわけ、密集市街地や雑居ビルでは、お互いに協力を心がけます。

2 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練の実施

ア 市、防災関係機関及び地震防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域における大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施するものとします。

イ 市は、この総合防災訓練を年1回以上実施するものとします。この訓練は、警戒宣言地震予知情報等の受伝達、警戒本部の運営、非難誘導等各種地震防災応急対策を内容とし、県及び他の強化地域内市町と連携して防災関係機関の協力を求め、住民の参加を得て行うものとします。

(2) 個別防災訓練

市は、県及び他の強化地域内市町と協力し、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速かつ適切に行うために、次の防災訓練を重点として随時計画的に実施します。

ア 通信情報訓練

市は、県及び他の強化地域内市町と協力し、地震防災強化計画等に定める警戒宣言、東海地震予

知情報等をはじめとする各種情報の受伝達を迅速かつ正確に行うため、県防災行政通信網等の活用により通信情報訓練を実施します。

イ 動員、参集訓練

市は、この計画に定める夜間、休日時における職員の動員、参集行動の実効を期するため、動員、参集訓練を実施します。

ウ 交通規制訓練

市は、県警察に協力し、この計画に定める交通規制措置の円滑な運用を図るため、交通規制訓練を実施します。

(3) 緊急初動訓練

市は、警戒宣言の発令という緊急な事態に対応するため、事前に予告しない緊急初動訓練を実施し、臨機即応の初動体制の確立を図ります。

緊急初動訓練実施要領は、くらし安心部（防災課）において別に定めますが、その訓練項目は次のとおりとします。

ア 勤務時間内における訓練

(ア) 東海地震注意情報に係る情報伝達訓練

(イ) 職場安全点検訓練

イ 勤務時間外における訓練

(ア) 東海地震注意情報に係る情報伝達訓練

(イ) 職員参集訓練

第16節 緊急整備事業の推進

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。

このため、市、県、関係市町村及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図ります。

1 政令指定事業の推進

市は、県と連携を密にし、大規模地震対策特別措置法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について一定の期間（おおむね5年間）を定め、その整備推進に努めます。

2 政令指定外事業の整備推進

市は、県と連携を密にし、大規模地震対策特別措置法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設以外の震災対策関連事業についても、その推進に努めます。

第17節 地域防災体制の整備推進

大地震による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとした各種防災機関の防災対策のみではなく、市民一人ひとりが自分の家、身体、財産はまず自分で守るという認識を持ち、行動することが、被害を少なくするうえで欠くことのできない原則であり、警戒宣言発令時には行政機関等防災関係機関の対策の推進と併せて、地域住民及び各種事業所等の積極的な協力を得て、地域と一体で対応する必要があります。

このため、本市をはじめとする防災関係機関は、市民等の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成を進めるとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図ります。

1 自主防災組織の育成指導

(1) 警戒宣言時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織等は、警戒宣言時には、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、住民の不安を解消し的確な応急活動をするものとします。

このため、自主防災組織等は、市をはじめとした防災関係機関とあらかじめ、連絡先、連絡の手段、伝達責任者等及びルート等決めておくものとします。

イ 出火防止

各家庭及び事業所等においては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等消火資機材の点検を行うものとします。

ウ 避難の事前準備

市長、警察官等からの避難命令を想定して、住民に対して、避難の事前準備の周知徹底を図ります。

(ア) 避難の実施に当たっては、避難誘導責任者は、市街地における火災、落下物、危険物、山間部ではがけ崩れ、地すべり、低地誘水等の危険がないかを確認しながら誘導します。

危険防止のため、避難路は一つだけでなく、複数のルートをあらかじめ検討しておきます。

(イ) 高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難の準備をします。

エ 防災資機材等の点検

自主防災組織等は、備蓄している資機材等の点検及び確認を行うものとします。

秦野市地域防災計画
(風水害等災害対策計画)

修正素案

平成26年10月

目次

◇ 風水害等災害対策計画 ◇

第1章	総則	風-1
第1節	計画の目的	風-1
第2節	構成	風-2
1	災害予防計画	風-2
2	災害応急対策計画	風-2
3	災害復旧・復興計画	風-2
4	特殊災害対策	風-2
第3節	防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
1	防災関係機関の実施責任	風-3
2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
第4節	市域の概況	風-8
第5節	地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正	風-9
第2章	災害予防計画	風-10
第1節	治山治水予防計画	風-10
1	治山	風-10
2	治水	風-10
第2節	建造物に関する事前対策	風-11
1	不燃性建築促進対策	風-11
2	市街地の整備	風-11
3	建築物の防災対策	風-11
4	都市施設の整備	風-12
第3節	がけ崩れ災害等予防計画	風-13
1	急傾斜地崩壊危険区域の指定	風-13
2	土砂災害警戒区域等の指定	風-13
3	土砂災害警戒区域等の対策	風-14
4	土石流危険渓流	風-14
5	防災パトロールの強化	風-14
6	所有者等に対する改善措置の強化	風-14
7	避難措置と防災知識普及の徹底	風-15

第4節	気象業務整備に関する計画	風-17
第5節	火災予防計画	風-18
1	火災予防指導	風-18
2	立入検査	風-18
3	火災予防意識の向上	風-18
第6節	備蓄用資機材等の備蓄計画	風-20
1	防災備蓄倉庫の整備	風-20
2	防災備蓄用資機材等の整備	風-20
第7節	防災訓練計画	風-21
第8節	防災知識に関する普及計画	風-22
1	市職員及び関係公共機関等に関する計画	風-22
2	市民に関する計画	風-22
3	洪水ハザードマップの作成等	風-23
4	防災とボランティアの日等における行事の実施	風-23
第9節	要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策	風-24
1	要配慮者の事前対策	風-24
2	避難行動要支援者名簿の作成等	風-24
3	避難行動要支援者名簿の提供	風-25
4	名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置	風-26
5	避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮	風-26
6	避難支援関係者の安全確保	風-27
7	避難行動要支援者対策マニュアル作成に対する支援	風-27
8	土砂災害危険区域等における避難誘導対策	風-27
第10節	文教対策	風-28
1	学校施設の安全性の確保	風-28
2	防災教育の充実	風-28
3	防災訓練の実施	風-28
4	保育所等の防災対策	風-28
5	文化財の保護	風-28
第3章	災害応急対策計画	風-29
第1節	組織計画	風-29
1	災害対策本部の設置基準	風-29
2	災害対策本部の組織	風-29

3	配備基準	風-30
4	鶴巻現地災害対策本部の設置等	風-30
5	市本部等の解散	風-30
第2節	職員動員計画	風-32
1	市災害対策本部	風-32
2	鶴巻現地災害対策本部	風-34
第3節	通信情報計画	風-35
1	気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準	風-35
2	通常の子報及び警報の伝達要領	風-42
3	受伝達留意事項	風-42
4	伝達の経路	風-43
5	電気通信施設使用不能の場合における措置	風-43
6	市管理による通信施設及び設備	風-44
7	秦野アマチュア無線クラブ通信施設	風-45
8	災害時優先電話	風-46
9	市内外連絡用通信（無線）施設一覧表	風-46
10	一般家庭伝達	風-47
11	災害用伝言ダイヤル等	風-47
第4節	災害情報及び被害報告計画	風-48
1	異常現象発見者の通報	風-48
2	情報の収集及び被害報告	風-48
3	被害の報告	風-48
第5節	広報計画	風-50
1	実施機関	風-50
2	実施要領	風-50
3	市民に対する広報	風-50
第6節	避難計画	風-52
1	実施機関	風-52
2	避難準備（避難行動要支援者）情報	風-52
3	避難の勧告又は指示	風-53
4	避難指示の伝達方法	風-53
5	県知事への報告	風-54
6	避難の誘導	風-54
7	避難の準備	風-54
8	避難の方法及び避難場所	風-55

9	避難所勤務者の執務要領	風-55
10	避難所の使用及び管理	風-56
11	高齢者、障害者等への配慮	風-56
12	帰宅困難者対策	風-56
13	避難所の環境整備	風-56
第7節	食料供給計画	風-57
1	実施期間	風-57
2	災害時における食料の応急供給	風-57
3	主要食料の調達方法	風-57
4	米の炊き出し	風-57
第8節	衣料、生活必需品その他物資供給計画	風-58
1	実施機関	風-58
2	災害時における衣料等物資の供与	風-58
3	物資の調達方法	風-58
4	供給経路及び方法	風-58
5	救援物資の取扱い	風-58
6	物資供給状況及び整備書類	風-58
第9節	上・下水道応急計画	風-60
1	給水計画	風-60
2	非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理	風-60
3	下水道計画	風-60
4	広報	風-61
第10節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	風-63
1	実施機関	風-63
2	応急仮設住宅の建設	風-63
3	住宅の応急修理	風-64
第11節	医療助産計画	風-65
1	実施機関	風-65
2	医療救護所の開設及び運営	風-65
3	医療救護所の設置	風-65
4	医療救護班の派遣要請	風-65
5	後方医療機関	風-65
6	医療、助産の基準及び経費	風-66
7	医薬品及び医療機器等の調達	風-66
第12節	防疫計画	風-67

1 実施機関	風-67
2 実施方法	風-67
3 防疫薬剤	風-67
4 感染症患者への治療勧告及び入院措置	風-67
第13節 清掃計画	風-68
1 ごみ処理	風-68
2 し尿処理	風-69
第14節 遺体の捜索、収容及び埋葬の計画	風-70
1 実施機関	風-70
2 遺体の捜索	風-70
3 広報	風-70
4 通報	風-70
5 遺体の収容	風-70
6 調査・検視	風-70
7 検案	風-70
8 身元確認・身元引受人の発見	風-71
9 遺体の引渡し	風-71
10 資機材の調達等	風-71
11 遺体の埋火葬	風-71
第15節 障害物の除去計画	風-72
1 応急教育の実施機関	風-72
2 実施対象	風-72
3 障害物の除去の方法	風-72
4 除去した障害物の集積場所	風-72
5 機械器具の現状及び人員の明細	風-72
6 実施状況報告及び設備書類	風-72
第16節 緊急輸送計画	風-73
1 緊急輸送路	風-73
2 緊急交通路	風-75
第17節 労務供給計画	風-76
1 実施機関	風-76
2 供給可能労務者推定数の明細	風-76
3 労務供給方法	風-76
4 労務者の作業内容	風-76
第18節 交通応急対策計画	風-77

1	情報の収集と伝達	風-77
2	応急措置	風-77
3	交通の禁止と制限	風-77
4	応急復旧	風-77
5	復旧要員、建設機械等の確保	風-78
6	緊急通行車両の確認手続き	風-78
7	緊急輸送車両確認標章及び証明書	風-78
8	標識	風-80
第19節	文教対策計画	風-81
1	応急教育の実施機関	風-81
2	文教施設の応急対策	風-81
3	応援の要請	風-81
4	応急教育の方法	風-81
5	学用品等の支給	風-82
6	給食	風-82
7	児童及び生徒の避難	風-82
8	保育所等における応急対策	風-83
9	文化財対策	風-83
第20節	水防計画	風-84
1	水防組織	風-84
2	水防警報の伝達	風-84
3	水防警報の種類	風-84
4	重要水防区域及び重要水防箇所等	風-85
5	公用負担	風-85
第21節	農業計画	風-87
1	農業用施設等に対する応急措置	風-87
2	農作物に対する応急措置	風-87
3	家畜に対する応急措置	風-87
第22節	災害救助計画	風-88
1	災害救助法の適用基準	風-88
2	救助活動	風-90
第23節	自衛隊災害派遣要請計画	風-91
1	災害派遣要請と支援活動の内容	風-91
2	災害派遣要請手続	風-92
3	派遣部隊の受け入れ	風-92

4	派遣部隊到着前の処置	風-92
5	派遣部隊到着後の処置	風-92
6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	風-93
7	要請の変更	風-93
8	経費の負担	風-93
9	ヘリコプター離着陸場適地等の選定	風-94
第24節	自主防災会等活動計画	風-96
1	自主防災会等の活動範囲	風-96
2	市長が行う活動要請の手続	風-96
3	活動の内容と事後の措置	風-96
4	自主防災会等の災害時の活動	風-97
5	損害補償	風-98
第25節	災害ボランティアの活用計画	風-99
1	活動の種類	風-99
2	登録	風-99
3	災害ボランティアの育成等	風-99
第26節	義援金品の受付及び配分計画	風-100
1	義援金品の募集及び受付	風-100
2	義援金品の配分	風-100
第27節	警察警備・救助計画	風-101
1	警察の基本方針	風-101
2	警備体制の確立	風-101
3	災害応急対策の実施	風-101
4	警察部隊の受け入れ	風-103
第28節	消防警備計画	風-104
1	消防の任務	風-104
2	災害時における消防警備体制	風-104
3	組織計画	風-105
4	消防部隊等の運用	風-107
5	災害地動員	風-107
6	消防応援部隊の受け入れ	風-107
第29節	相互応援協力計画	風-108
1	地方公共団体相互間の応援	風-108
2	職員の派遣要請	風-108
3	職員の派遣のあっ旋	風-108

第30節	電力、ガス、交通、通信施設の災害応急対策計画	風-110
1	市長のとりべき措置	風-110
2	神奈川県及び他の市町村のとりべき措置	風-110
3	連絡体制の強化	風-110
第31節	被災宅地の被災後対策計画（被災宅地危険度判定）	風-111
第32節	二次災害の防止対策等	風-112
第4章	災害復旧・復興計画	風-113
第1節	災害復旧計画	風-113
1	公共土木施設災害復旧事業計画	風-113
2	農林施設災害復旧事業計画	風-113
3	都市災害復旧事業計画	風-113
4	上水道災害復旧事業計画	風-113
5	下水道災害復旧事業計画	風-113
6	住宅災害復旧事業計画	風-113
7	社会福祉施設災害復旧事業計画	風-113
8	医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画	風-113
9	学校教育施設災害復旧事業計画	風-113
10	社会教育施設災害復旧事業計画	風-113
11	その他公共施設の災害復旧事業計画	風-113
第2節	災害廃棄物等処理計画	風-114
第3節	激甚災害の指定	風-115
1	激甚災害指定の手続	風-115
2	特別財政援助対象事業	風-116
第4節	被災者生活再建支援法	風-118
1	対象となる自然災害	風-118
2	対象となる世帯	風-118
3	支援金の支給額	風-118
4	支援金の支給申請	風-118
第5節	被災者への各種支援	風-120
1	災害弔慰金の支給	風-120
2	災害傷害見舞金の支給	風-120
3	災害援護資金の貸付	風-120
4	市税等の減免	風-120

5	小災害における見舞金の支給	風-120
6	相談体制の整備	風-120
7	その他の支援	風-120
第6節	り災証明の発行	風-121
1	発行手続	風-121
2	証明の項目	風-121
3	発行手数料	風-121
第7節	復興体制の整備	風-122
1	復興に係る庁内組織の設置	風-122
2	復興計画	風-122
第5章	特殊災害対策	風-123
第1節	放射性物質対策	風-123
1	災害予防対策	風-123
2	災害応急対策	風-125
第2節	火山対策	風-127

◇ 秦野市風水害等災害対策計画 ◇

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における風水害等の災害対策について、災害の予防、応急対策及び復旧に関する事項を定め、防災関係機関の協力のもとに、円滑な災害対策活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 構 成

この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況及びその措置などを基礎資料として、想定される最大規模の災害を基準として次の事項について定めます。

1 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置についての計画を定めます。

2 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に行う対策及び被害者に対する応急対策等の措置についての計画を定めます。

3 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施について、基本的な計画を定めます。

4 特殊災害対策

放射性物質の輸送時等の不測の事故によって起こる災害に対しての予防対策及び災害応急対策の措置について計画を定めます。

第3節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備及び育成指導
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災施設の整備
- オ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- カ 消防活動その他の応急措置
- キ 避難対策
- ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
- コ 保健衛生

- サ 文教対策
 - シ 被災施設の復旧
 - ス その他の災害応急対策
 - セ その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
- (2) 県
- ア 湘南地域県政総合センター
 - (ア) 所管区域（市町）及び県機関の被害状況の収集
 - (イ) 県湘南現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 - (ウ) 県湘南現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 - (エ) その他必要な災害応急対策
 - イ 平塚土木事務所
 - (ア) 災害時における管内市域の道路・橋りょう等の応急措置
 - (イ) 管内市域の道路・橋りょう等の被害調査及び復旧
 - ウ 秦野警察署
 - 災害時における警備・交通対策等
 - エ 平塚保健事務所秦野センター
 - 災害時における保健衛生等
- (3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号に定める国の行政機関の地方支分部局）
- ア 農林水産省関東農政局横浜地域センター
 - 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
 - イ 東京神奈川森林管理署
 - (ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - (イ) 災害復旧用材（国有林材）の供給
 - ウ 関東地方整備局横浜国道事務所（厚木出張所）
 - (ア) 災害時における交通確保
 - (イ) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - (ウ) 災害復旧工事の施工
 - (エ) 再度災害防止工事の施工
 - エ 横浜地方気象台
 - (ア) 気象・洪水に関する注意報、警報の伝達
 - (イ) 気象・台風等に関する各種情報の伝達
 - (ウ) 注意報、警報等の伝達体制の整備
 - (エ) 気象観測施設の整備及び運用管理
 - オ 関東財務局（横浜財務事務所）
 - (ア) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸与等

- (イ) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - (ウ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - (エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- (4) 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号に定める公益的事業を営む法人）
- ア 電信電話機関（東日本電信電話（株）神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ神奈川支店）
 - (ア) 電気通信施設の整備及び点検
 - (イ) 電気通信の特別取扱
 - (ウ) 電気通信施設の被災調査及び災害復旧
 - イ 東京電力株式会社（小田原支社）
 - (ア) 電力供給施設の整備及び点検
 - (イ) 災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 日本銀行（横浜支店）
 - 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営
 - エ 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (ウ) 災害時の血液製剤の供給
 - (エ) 義援金の受付及び配分
 - (オ) その他災害救護に必要な業務
 - オ 国立病院機構（神奈川病院）
 - (ア) 初期災害医療班の編成及び派遣
 - (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
 - カ 日本放送協会（横浜放送局）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送周知
 - (イ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (ウ) 放送施設の保安
 - キ 中日本高速道路（株）
 - (ア) 道路の保全
 - (イ) 道路の災害復旧
 - (ウ) 災害時における緊急交通路の確保
 - ク 日本郵便（株）秦野郵便局
 - (ア) 災害時における郵便物の送達の確保

- (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
- (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
- (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- (カ) 市に対する簡易保険積立金による応急融資
- ケ KDDI（株）
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
- (5) 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に定める公共的事業を営む法人等で県知事が指定するもの）
 - ア 小田急電鉄株式会社
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - イ バス機関（（株）湘南神奈交バス）
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
 - ウ 秦野瓦斯株式会社
 - (ア) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (イ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (ウ) ガス供給施設の耐震整備
 - エ 神奈川県医師会（秦野伊勢原医師会）、神奈川県歯科医師会（秦野伊勢原歯科医師会）、神奈川県薬剤師会（秦野市薬剤師会）
 - (ア) 医療助産等教護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - オ 放送機関（（株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）テレビ神奈川、横浜エフエム放送（株））
 - (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
 - (イ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (ウ) 放送施設の保安
 - カ 神奈川県トラック協会
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 農業協同組合

- (ア) 市が行う被害調査及び応急対策への協力
- (イ) 農作物及び家畜災害応急対策の指導
- (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
- (エ) 被災農家に対する融資あつ旋

イ 商工会議所

- (ア) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (イ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

ウ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

エ 病院等医療施設の管理者

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (ウ) 災害時における病人等の収容及び保護
- (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

オ 社会福祉施設の管理者

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導

カ 学校法人

- (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

キ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (ア) 安全管理の徹底
- (イ) 防護施設の整備

(7) 自衛隊

ア 防災関係資料の基礎調査

イ 自衛隊災害派遣計画の作成

ウ 防災に関する訓練の実施

エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第4節 市域の概況

本市は、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）に基づき、昭和30年1月1日、中郡秦野町、南秦野町、東秦野村及び北秦野村の2町2箇村が合併し、秦野市として市制を施行、次いで同年4月15日に中郡大根村の大部分、また昭和38年1月1日に中郡西秦野町の編入合併を得て文字通り秦野盆地一体の市として神奈川県央の西部に位置しています。

市域の東部は、伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部には、中井町及び平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接し、面積103.61平方キロメートルを有しています。

北方には、いわゆる神奈川県の屋根丹沢連峰が控え、南方には、渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており、中でも塔ノ岳から発する水無川及び春嶽山から発する金目川は、いわゆるデルタ地帯を形成し、これが今日の中心市街地となっています。

なお、市域の中心部は、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、東経139度13分23秒、北緯35度22分17秒に位置しています。

資 料

現在の人口と世帯数	11-3
過去における主な自然災害及び火災の状況	11-4

第5節 地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

資 料

秦野市防災会議条例	9-20
秦野市防災会議運営要綱	9-21
秦野市防災会議委員名簿	9-22

第2章 災害予防計画

第1節 治山治水予防計画

1 治山

本市の山地は、急傾斜地が多く、特に、豪雨等により山地の崩壊、土砂の流出等が生じる地形となっています。このため、治水事業の積極的な実施を県に要請するとともに、計画的な造林事業を促進し、林地の維持、保全、水源かん養等を行い、災害予防に努めます。

(1) 治山事業

山地の崩壊防止及び崩壊地の復旧並びに荒廃の著しい溪流及び荒廃の恐れのある溪流の整備を国県に対し積極的に要望します。

(2) 林地改良事業

森林組合等の関係機関の協力を得ながら、計画的な造林事業を促進するとともに、乱伐を防止して、自然保護と調和した林地の維持、保全、水源かん養等に努めます。

2 治水

本市には、金目川、水無川、葛葉川、室川、大根川、四十八瀬川及び善波川の7の二級河川があり、それらはいずれも県管理下によるものです。（ただし、室川、大根川の一部は市の管理）

これらの河川は、一次改修がほとんど完了している状況ですが、近年市街化の進行が著しいことに伴い、降雨流出量の増加と河川への流達時間が急速化しています。そのため、各河川の再検討が急務となっています。引き続き、積極的に整備工事の促進について県に要望します。

(1) 主要河川の現況

河川名	延長	河幅	流域面積
金目川	9,600 m	25～54 m	64.50 km
水無川	7,500	40	18.3
葛葉川	6,220	30	16.28
室川	3,800	15	25.55
大根川	1,940	12	7.10
四十八瀬川	7,850	15～40	16.5
善波川	1,300	6～7	0

(2) 排水

市街地の拡大、開発等により地形が大きく変化し、出水状況も変わっているため、過去の冠水状況等を参考とし、常襲冠水地域の実態を把握し、中小河川を初め、都市下水路、農業用排水路などの各機能を総合した整備計画を積極的に推進します。

第2節 建造物に関する事前対策

1 不燃性建築促進対策

都市の延焼危険を減少させ、万一の延焼火災を遮断するため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化・難燃化を図っていく必要があります。

市は、今後も、建築物の密集による火災危険率に応じた指定をし、市街地における不燃化の推進による安全性の向上を図るとともに、秦野市都市防災基本計画の策定に向け、調査・研究に努めます。

2 市街地の整備

本市における市街地の中は、木造建築物が密集し、道路も狭い箇所があるため、市は、防災上憂慮される箇所では、地域住民との協働により防災面に十分配慮したまちづくりを推進します。

また、市街化が予測される地域については、組合施行等による土地区画整理事業の促進を図ります。

さらに、秦野駅北口から四ツ角周辺の商業地は、他の地域に比べて密集した古い木造家屋が残り、また、防災上憂慮されるため、秦野駅前通りの県道拡幅整備の事業化を契機として、周辺の狭い道路対策等道路基盤機能の改善を図るとともに、老朽化木造建築物の不燃化対策を進め、都市防災機能の向上を推進します。

3 建築物の防災対策

市は、秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）及び秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に該当する環境創出行為等の指導に当たっては、がけ地等の崩壊防止に努めます。

なお、既存の建築物は、普段からの使い方や時間の経過によって改修の必要な建物になることがあります。これに対しては、次に挙げる個々の対策を相互に関連づけ、市民が安全・安心に暮らせるような実施計画を策定し、かつ、推進し、より一層市民が住みやすいまちづくりに努めます。

(1) 建築物の維持保全

店舗やホテル、福祉施設などのように不特定多数の人や高齢者、障害者等が集まる建築物で、一定規模以上のものについては、火災等の災害時に大きな被害が発生するおそれがあるため、建築物維持保全計画の策定等常に維持保全に努めさせるとともに、定期的に建築物の敷地、構造及び建築設備について、その状況を報告させることにより防災指導を行います。また、年2回全国一斉に実施される建築物防災週間に際し、市民に対して、建築物に関連する防災知識の普及及び啓発に努めるとともに、その都度用途等により重点建築物を定め、防災査察を実施し、改善指導を行います。

(2) 建築物の風水害に対する安全性の強化

ア 特定の建築物

市は店舗やホテル、福祉施設などのように不特定多数の人や高齢者、障害者等が集まる特定の建築物について、浸水形態の把握等を行い、管理者に対して風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるよう、指導を強化します。

イ 一般の建築物

市は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導に努めます。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防火扉及び防水版などの施設の整備を促進するよう努めます。

(3) 落下・倒壊危険物

市は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下防止対策やブロック塀、擁壁等の防災工事の取組を指導します。

4 都市施設の整備

(1) 公共施設の整備

住民や児童、生徒の安全を確保し、防災上の避難地として活用するため、市は、広場の整備、市有建築物の改修を図り、不燃化を推進します。

(2) 公園、緑地の整備

市は、重要な防災防火の拠点である公園、緑地について、緑の基本計画を基調に適正な配置に努め、都市空間の確保を図ります。

第3節 かけ崩れ災害等予防計画

本市は、周囲を山々に囲まれ、また、市街地でも土地が自然と起伏し、多くのがけが散在しており、大雨等によるがけ崩れ等の発生するおそれがあります。そのため、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、その対策を講じます。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

がけ崩れ等による災害から人命を守ることを目的として昭和44年8月に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されており、市は、この法律に基づき、県による指定が推進されるよう協力を図ります。

2 土砂災害警戒区域等の指定

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県が土砂災害警戒区域等に指定した区域について、避難場所の周知等必要な防災体制の整備を図ります。

区域の種類	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊 イ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	○地域防災計画への記載 ○要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ○ハザードマップによる周知の徹底 ○宅地建物取引における措置
	土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
	地すべり イ 地すべり区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域	
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用	○特定の開発行為に対する許可制 ○建築物の構造の規制 ○建築物の移転等の勧告及び支援措置 ○宅地建物取引における措置

	<p>した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。</p>	
--	---	--

3 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等に基づく避難基準を策定しました。さらに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

(2) ハザードマップによる周知の徹底

市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒・避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布します。

(3) 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

市は、高齢者、障害者等の要配慮者の関連施設を土砂災害から守るため、施設の管理者に対して、防災情報等を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努めます。

また、施設管理者は土砂災害対応マニュアルを作成し、施設利用者の安全確保に努めます。

4 土石流危険渓流

本市は、地形上山間部に多くの渓流があります。平成12年度に神奈川県が行った調査結果では、大雨が降ると土石流の発生の危険性がある渓流が69渓流あります。災害を未然に防止するため、危険渓流について関係住民への周知を図るとともに、砂防工事の推進を関係機関に要望します。

5 防災パトロールの強化

がけ崩れ災害等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、市は、普段から土砂災害危険箇所への把握に努めるとともに、防災パトロールの強化を図ります。

(1) 実施時期及び場所

土砂災害危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、その他の地域についても随時パトロールを実施します。

(2) 実施の内容

既に把握した危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点的に調査して内容を再確認するとともに、必要に応じて適正な措置をとります。また、新たな危険箇所についても、実態調査を行い、改善措置又は避難措置の対策を講じます。

6 所有者等に対する改善措置の強化

市は、防災パトロールにより危険箇所を見つけたときは、必要に応じて、その所有者、管理者、占有者に対し、擁壁の設置、排水施設の設置等、十分に安全が確保できる防災工事を施すなど改善措置をとるよう指示します。(注参照)

(注) 1 施策における防災上の配慮(災害対策基本法第8条第1項、第2項第2号)

2 災害が発生するおそれがある場合の事前措置(災害対策基本法第59条)

3 建築物の敷地に対する安全措置(建築基準法第19条第3項、第4項、第101条第1項第3号)

4 急傾斜地の崩壊による災害の防止(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

7 避難措置と防災知識普及の徹底

(1) 避難措置

避難勧告及び指示は、第3章第6節避難計画の定めるところによりますが、大雨注意報等が発表された場合、その状況に応じ、広報車等により注意を喚起するとともに、自主的警戒を呼びかけるものとします。

(2) 知識の普及

かけ崩れ災害等の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対するかけ崩れ災害等の事前対策、応急対策等に関する知識の普及は、常に留意が必要です。

市は、この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある次の事項について重点的に行います。

ア がけを見回って、まず応急措置をすること。

- (ア) 崩れそうな土砂は、取り除くこと。
- (イ) がけ側（特に危険な箇所）に雨水や汚物が流れ込まないように板や土のうなどで排水路を造って水はけをよくすること。
- (ウ) がけ上の地盤の割れ目には、雨水が入らないようにモルタルなどで詰めること。
- (エ) 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
- (オ) 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- (カ) 石垣などに亀裂の入っている所は修理し、崩れそうな石垣などは補強すること。
- (キ) がけの途中やがけ下で常にわき水のあるところは、特に危険なので水はけをよくすること。

イ がけ下の土地については、次のことに注意すること。

- (ア) がけ下を切土にしたままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- (イ) がけの根元は、雨水、汚水、わき水などがたまらないように水はけをよくすること。
- (ウ) 高いがけ下で、石垣などだけでは安全とまらない宅地は、防土堤をつくること。

ウ がけ下の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないように次のことに注意すること。

- (ア) 雨どいのない所には雨どいを造ること。
- (イ) 下水や雨どいからの雨水は、流し放しにしないで下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- (ウ) 埋込み下水管で細いもの、土の詰っているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけをよくすること。
- (エ) 吸込みます、池、ごみ埋めの穴などは造らないこと。
- (オ) 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくる恐れのある箇所は、関係者が話し合っって安全な排水施設を造ること。

エ 降水量と地下水の監視

- (ア) 過去にがけ崩れの起った際の降水量を知り、降水量がこれに接近した場合は、第一級の警戒体

制をとること。

- (イ) 降水が終っても、なお3日間は危険であること。
- (ウ) 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いていた場合には、基準とする警戒雨量は一層厳しくする必要があること。
- (エ) 降水量が増えてきたときは、がけの全体を重視し、わき水の有無について警戒を怠らないこと。

オ 危険ながけ付近の居住者は、緊急の場合のために次のことに注意すること。

- (ア) 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。
- (イ) 降雨時には、高いがけ際の部屋では就寝しないこと。
- (ウ) 気象情報に注意し、高齢者や子供を早めに避難させること。
- (エ) 平常時から避難について心掛け、準備すること。
- (オ) 緊急の場合は110番又は119番へ電話すること。

資 料

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく

法指定一覧表及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 11-1

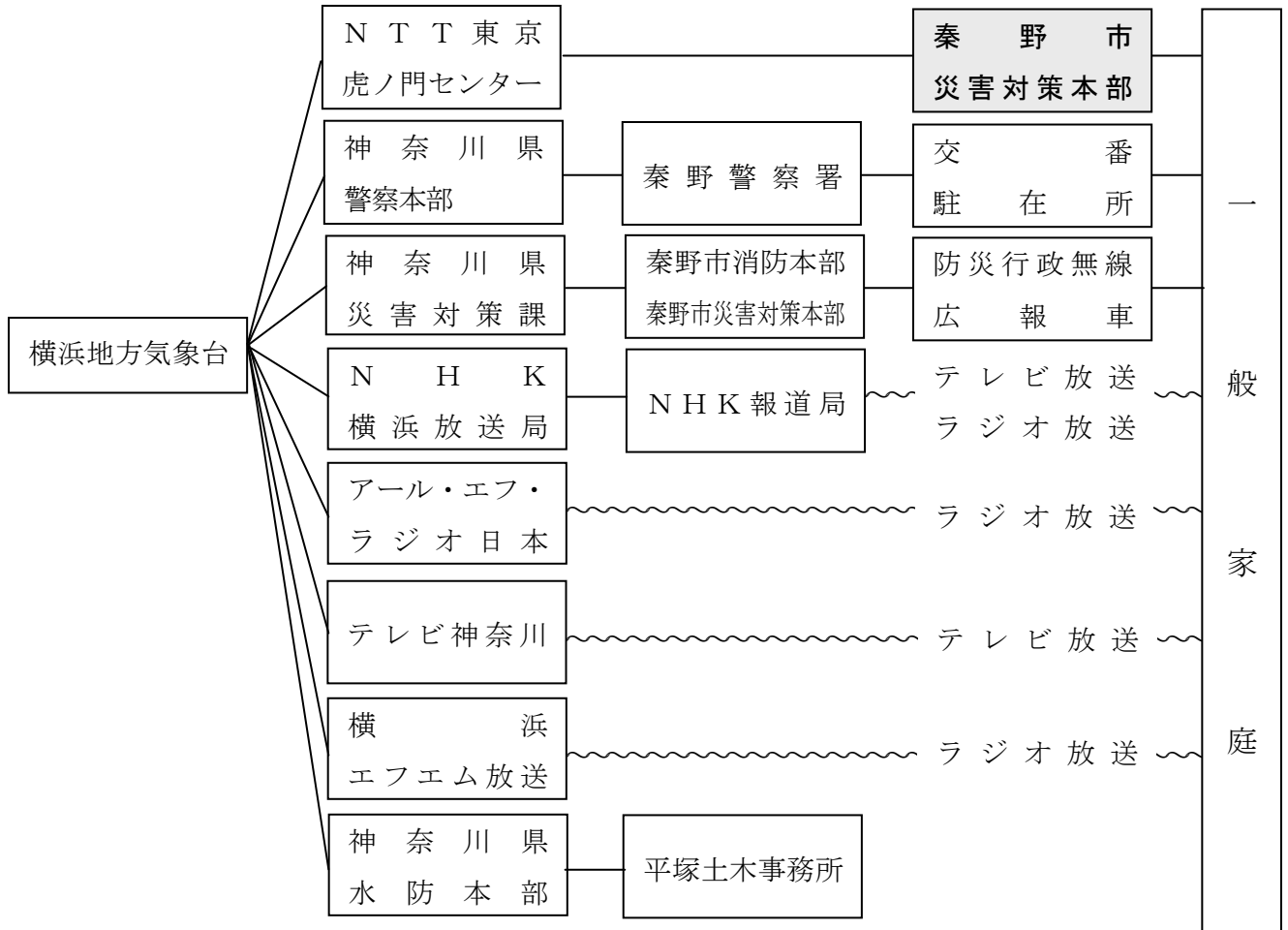
土石流危険溪流一覧表 11-2

付図Ⅱ

第4節 気象業務整備に関する計画

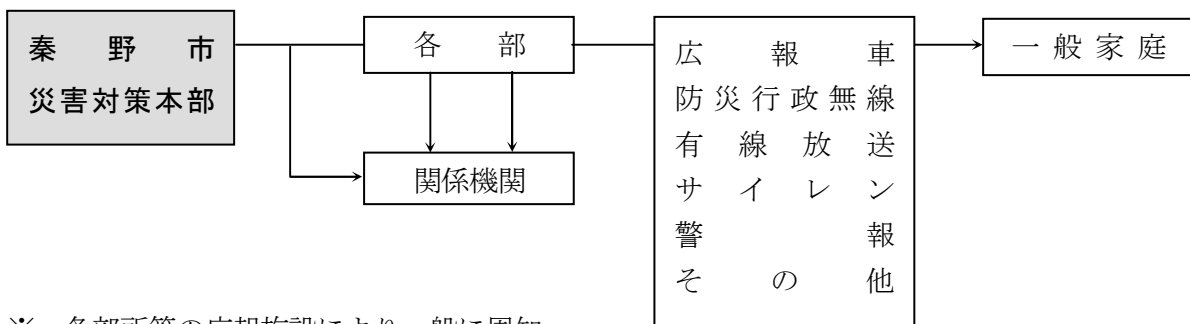
気象業務については、本市の気象観測機器整備状況からみて現象把握にとどまるので、予告警報はすべて中央气象台又は横浜地方气象台の予告警報を基礎にして状況判断を行うものとする。

○ 気象通報組織の整備



一般には、この通報系統を原則とするが、秦野市内の通報組織については、次のとおりである。

災害対策本部は、気象庁、県及び関係機関又は周囲の状況により災害の発生の恐れがある気象情報の通知があった場合は、必要に応じ、速やかに関係機関に通知するとともに、市内一般に周知するものとする。



※ 各部所管の広報施設により一般に周知

第5節 火災予防計画

火災予防計画は、火災を予防し、若しくは火災による被害を軽減するために計画するもので、火災予防対策指導、立入検査及び火災予防意識の向上について定めます。

1 火災予防指導

市は、災害予防の徹底を図るため、市民、防火対象物の関係者等に対して、火災等の予防対策と被災時の防災能力の普及を広く推進します。

火 災 予 防 対 策 指 導 計 画

指導対象者	指 導 内 容	指導時期
(1) 市 民	春、秋の火災予防運動等あらゆる機会をとらえて、市民の防火防災意識の高揚に努めます。	1月～12月
(2) 家庭防火クラブ	家庭内防火に必要な知識及び技術を習得して、広く市民指導が行える地域の中心者として活躍できる人材及び組織を育成します。	〃
(3) 幼年消防クラブ	幼年期における火災予防を涵養するための指導を行います。	〃
(4) 防 火 管 理 者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める防火管理者資格取得講習会を開催し、防火管理制度の強化を図ります。	年1回
(5) 事業所の従業員	各種訓練を通じ自衛消防組織の強化を図ります。	1月～12月
(6) 危険物取扱者	危険物関係法令の講習会及び危険物の安全な取扱いの指導を実施します。	〃
(7) 応急手当普及員	疾病者発生時における応急救護体制の充実のため、応急手当普及員制度の効率的な推進に努めます。	〃

2 立入検査

市は、火災発生の未然防止と査察対象物の実態を把握するため、秦野市防火査察に関する規程（平成24年消防長訓令甲第2号）に基づき立入検査を実施します。

3 火災予防意識の向上

市は、初期消火、早期通報及び各種災害に対処する心構え等について、様々な広報媒体を利用し、時期に応じた広報を行います。

(1) 広報紙、広報車等による防火意識の啓発

市広報紙「広報はだの」、消防テレホンサービス、新聞等を活用して、時期に応じた主題を策定し、火災予防の広報を行います。また、それぞれの署所ごとに広報地域を区分し、消防車両により巡回広

報を行い、市民の防火意識の高揚を図ります。

(2) 諸行事による普及

ア 危険物安全週間

危険物施設における安全管理体制の確立を図るとともに、危険物に関する知識の啓発を行います。

イ 自衛消防隊員等の防火、消火技術研究会

事業所の防火担当者を対象に、防火知識の修得及び消火技術の研修を行います。

ウ 春季及び秋季火災予防運動

(ア) ポスター等の掲示

百貨店、集会場、市庁舎等の多数の者の出入りする場所、消防庁舎及び消防団車庫待機室等に、防火ポスター又は立看板を掲出して周知を図ります。

(イ) 報道機関による宣伝

市広報紙「広報はだの」、新聞等を活用し、火災予防の徹底を図ります。

(ウ) 初期消火コンクール

火災発生時に即応できる初期消火技術の習得と、その技術の向上を図るため開催します。

エ 歳末火災特別警戒

火災が多発する歳末に、消防職員及び消防団員による特別警戒を行います。

オ その他

必要に応じて報道機関等を活用して広報活動を行います。

(3) 民間防火組織による普及

家庭防火クラブ等民間防火組織の育成指導を図り、防火意識の高揚を図ります。

ア 家庭防火クラブ

イ 幼年消防クラブ

ウ 秦野市防火・危険物安全協会

第6節 備蓄用資機材等の整備計画

市は、災害応急対策等に必要な資材、機材等を常時整備点検して、非常時に備え万全を期するものとします。

1 防災備蓄倉庫の整備

「秦野市地域防災計画」地震災害対策計画第2章第6節防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画に定める防災備蓄倉庫を活用するものとします。

2 防災備蓄用資機材等の整備

「秦野市地域防災計画」地震災害対策計画第2章第6節防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画に定める防災用資機材を活用するものとします。

資 料

防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1
機械器具保有数一覧表	5-2
付図 I	

第7節 防災訓練計画

災害応急対策を迅速、円滑に実施するに当たり、市は、防災関係者の防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図るため、災害対策実施の各機関は、次の区分により防災訓練を実施するものとします。

区 分	実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
水 防 訓 練	下 水 道 部 消 防 部	水害が予想される時期前	水害危険地区	図上又は実地訓練として、必要に応じて関係機関と共同で行います(他の訓練と併合も考えます。)
災害救助訓練	消 防 部 福 祉 部 こども健康部	適 時	適当な地区	図上又は実地訓練として、必要に応じて関係団体と共同で行います(他の訓練と併合も考えます。)
非 常 無 線 通 信 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	無線通信による情報の送受信の訓練を行います。
非常招集訓練 地 域 別 招 集 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	通信、交通の不通となった場合等を想定した招集訓練を行います。
避 難 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	集中豪雨等の災害を想定した訓練を行います。

第8節 防災知識に関する普及計画

防災関係職員及び市民に対する災害事前対策、災害応急対策等に関する防災知識の普及について次のとおり定めます。

1 市職員及び関係公共機関等に関する計画

市は、秦野市地域防災計画「風水害等災害対策計画」その他必要な資料の配布等により、防災に関する計画についての基礎的知識と技術の向上を図るとともに、次の掲げる方法によって、一般的な予防知識の普及に努めます。

- (1) 気象、火災等の災害に関する研修会、講演会、研究会等に努めて職員を出席させるとともに、災害対策等の専門家を招き研修会等を開催し、基礎的知識の普及を図ります。
- (2) 各種資料、インターネット等を活用し、防災に対する関心の高揚を図ります。
- (3) 各部等に防災対策推進担当員を配置し、地域防災計画の的確かつ円滑な推進に努めます。

2 市民に関する計画

市の広報活動を中心に、消防、水防、災害救助等、防災事務を担当するそれぞれの部門において、講演会、講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用し、市民への防災知識の普及を図ります。

(1) 広報活動による普及計画

ア 広報手段

広報紙、広報車防災行政無線、ツイッター、インターネット等を計画的に利用するとともに、自治会、家庭防火クラブ等の組織を通じて啓発に努めます。

イ 広報事項

(ア) 台風に関する事項

- a 気象情報、台風の進路、規模、通過時刻等に関する情報及びこれらに対する注意の喚起
- b 家屋、屋根、垣根、街灯等の補強準備
- c 停電、断水等に対する準備
- d がけ崩れ、浸水危険箇所等の注意
- e 避難場所、避難方法及びその準備の心構え
- f その他必要な事項

(イ) 火災に関する事項

- a 火災予防運動期間中における火災予防啓発
- b 火気使用整備器具の日常の安全管理の取扱い
- c 防火及び出火防止対策
- d 火災時における適切な避難行動
- e その他火災予防に関する必要事項

(2) その他の普及計画

防災情報を市ホームページに掲載するとともに、パンフレット等を発行し、防災に関する啓発に努めます。

3 洪水ハザードマップの作成等

市は、地域住民の避難や防災活動に役立てるため、県が作成する水位情報周知河川の浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成し、市民に情報提供を行います。

4 防災とボランティアの日等における行事の実施

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）には、各種事業を実施し、防災意識の高揚とボランティア活動の活性化を図ります。

第9節 要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に高齢者、障害者、乳幼児及び妊婦等の避難をするために配慮が必要な人（以下「要配慮者」という。）のうち自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速に避難の確保をするために特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）への実効性のある支援体制を構築します。

1 要配慮者の事前対策

(1) 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿作成に必要な情報を把握するために、関係部局の要介護高齢者や障害者等の要配慮者の情報を集約し、災害時に提供できるよう管理します。

(2) 社会福祉施設対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、災害に備えて施設利用者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害への事前対策や、災害が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における消防機関等への連絡や利用者の避難誘導體制には十分配慮した組織体制を確保します。

また、施設管理者は、市との連絡をもとに、施設相互間、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるように努めます。

ウ 社会福祉施設の活用

社会福祉施設を災害時要援護者の緊急受け入れ施設として活用するため、今後も協定の締結に努める。

(3) 在宅者対策

市は、自主防災組織等と協力し要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システム等の拡充及び災害時の支援体制の確立を図るとともに、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めます。

(4) 外国人に対する災害対策

市は、外国人に対して、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような事項に努めるとともに災害対策の周知を図ります。

ア やさしい日本語や多言語による広報の充実

イ 外国人を含めた防災訓練及び防災教育

ウ 外国人の雇用又は接触の機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導及び支援

2 避難行動要支援者名簿の作成等

自主防災会や民生委員などの避難支援等関係者による、平常時からの見守り活動を通じ、避難行動

要支援者に対する災害時の迅速な支援活動が可能となる体制を構築する必要があるため、避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 名簿作成に必要な個人情報

市は、災害対策基本法第49条の11第12項の規定により、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者の把握に努めます。

- ア 要介護者の情報に関しては、福祉部高齢介護課と連携し、要介護認定情報等により把握します。
- イ 障害者の情報に関しては、福祉部障害福祉課と連携し、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握します。
- ウ 難病患者の情報に関しては、県と連携し、特定疾患医療受給者証の情報により把握します。
- エ 避難行動要支援者支援システムにより、住民基本台帳と福祉部各課の所有する情報を連携させ、避難行動要支援者の情報を管理します。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

生活の基盤が自宅にある人のうち、次の要件に該当する人を避難行動要支援者として名簿を作成します。

- ア 要介護認定3～5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する身体に障害がある人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害がある人
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- オ 上記以外で自主防災会及び民生委員が支援の必要を認めた人

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録します。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の異動、要介護の認定、身体障害者手帳の交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。

3 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、秦野市個人情報保護条例上の規定を根拠として、避難行動要支援者の同意を得ずに平常時か

ら避難支援等関係者に名簿を提供し、災害時の迅速な支援活動につなげます。ただし、対象となる人すべてに名簿への掲載の拒否についての確認を行い、支援者に提供する名簿への掲載を拒否した人の情報は災害時に避難支援等関係者へ提供する名簿のための情報として、管理します。

(2) 避難支援等関係者への災害時の名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、支援者に提供する名簿への掲載を拒否した人を含め避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しません。

(3) 避難支援等関係者

災害対策基本法49条の11第2項に規定する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ア 自主防災会
- イ 民生委員
- ウ 警察機関
- エ 市社会福祉協議会
- オ 消防団

4 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

災害対策基本法49条の13に基づき避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明し、次のような措置を講じます。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- (2) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導します。
- (3) 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないように指導します。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導します。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催します。

5 避難行動要支援者への避難準備情報等の発令・伝達の配慮

市は、避難行動要支援者に緊急かつ着実な避難指示が伝達されるように各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、緊急情報メール及び緊急速報メールの活用、ツイッター、ホームページ、tvkデータ放送など、複数の手段を有機的に組み合わせて次の点に留意して情報伝達を行います。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるように努めます。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意します。
- (3) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮します。

6 避難支援関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。そのため、市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

7 避難行動要支援者対策マニュアル作成に対する支援

市は、各自主防災組織が行う避難行動要支援者対策について、次のような支援を行います。

- (1) 避難行動要支援者の手引きの作成
- (2) 避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導・助言
- (3) マニュアルや個別計画の作成に対する協力
- (4) その他、必要な支援

8 土砂災害危険区域等における避難誘導対策

土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導、救出、救護するため、平常時より自主防災会や民生委員等との連携強化に努め、警察署等の協力を得て、避難誘導、救出、救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図ります。

市が、ハザードマップを整備する際に、高齢者や障害者等の要配慮者にもわかりやすい情報提供を努めるとともに、視覚障害者、聴覚障害者など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図ります、

第10節 文教対策

災害時における園児、児童及び生徒並びに教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、文教施設の適正な管理を図ります。

1 学校施設の安全性の確保

市教育委員会は、学校施設の耐震性を確保するとともに、避難所としての使用を念頭に、施設のバリアフリー化を図ります。

また、市教育委員会は、児童及び生徒の通学路の安全の確保に努めます。

2 防災教育の充実

市教育委員会は、災害の原因や危険性、災害時の行動の仕方等、児童及び生徒が自ら、その生命や身体を守ることができるよう、小・中学校における防災教育の充実を図ります。

3 防災訓練の実施

市教育委員会は、家庭や地域との連携のもと、児童及び生徒が防災教育等で得た知識を実践し、また、教職員が共通の理解により災害時に円滑な行動をとることができるよう、小・中学校における防災訓練を実施します。

4 保育所等の防災対策

災害時における保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の園児及び児童の安全を確保するため、保育所等の設置者は、施設の定期的な安全点検を行うとともに、園児及び児童の避難誘導や保護者への引渡方法等についてあらかじめ定め、必要な訓練を実施します。

5 文化財の保護

市教育委員会は、地域における文化財の所在情報の充実・整理を図り、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。

資 料

災害時における障害者の緊急受入れに関する協定	10-28
災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定	10-29

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市内における災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときは、この計画の定めるところにより市役所講堂に秦野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置します。

災害対策本部は、災害の規模及び程度によってそれぞれ定められた配置をとるものとします。なお、本部を置く程度に至らない災害にあつては、平常時における市の組織をもって対処するものとします。

1 災害対策本部の設置基準

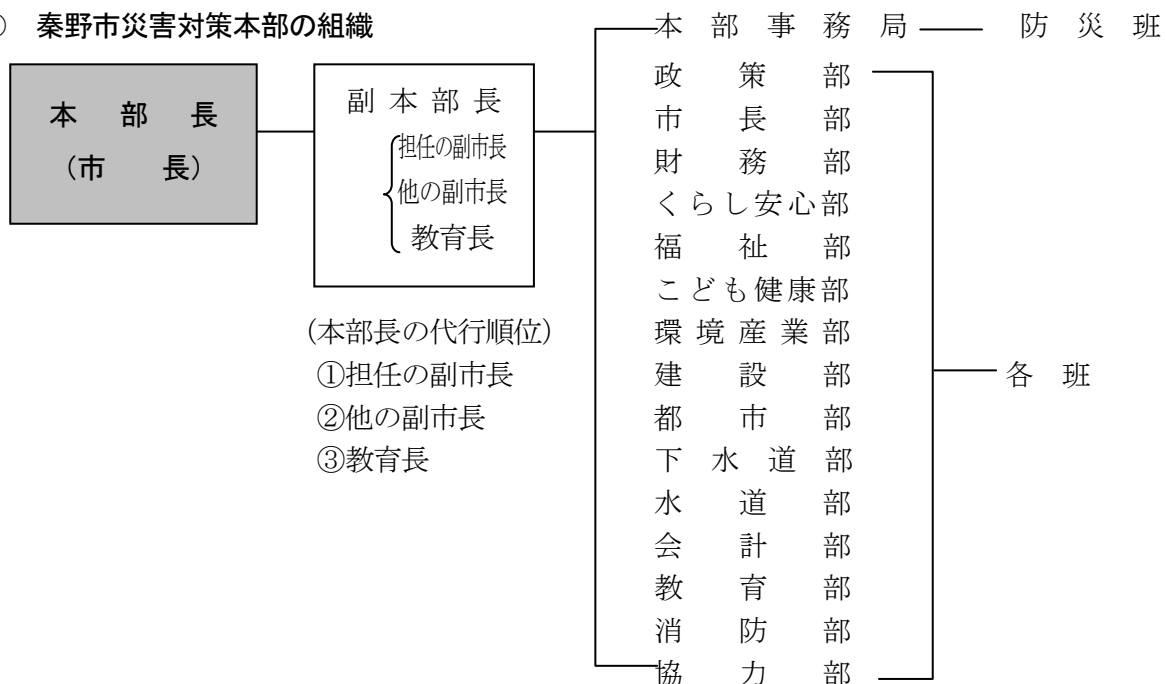
災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害応急対策を実施するため、市長が必要と認めるときに設置しますが、その施設の基準は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。
- (2) その他、著しく激しい災害で、総合的な応急対策を必要とするとき。

2 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部の組織は、秦野市災害対策本部条例（昭和39年秦野市条例第28号）及び秦野市災害対策本部要綱に定めるところによります。
- (2) 災害対策本部の組織は、次のとおりとします。
- (3) 各部の構成及び事務分掌は、秦野市災害対策本部要綱第2条に定めるところとします。

○ 秦野市災害対策本部の組織



3 配備基準

- (1) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。
ただし、消防部については、その組織業務の特殊性にかんがみ消防長が別に定めるところによります。
- (2) 配備の基準は、次のとおりとします。

種 別	配 備 体 制	配 備 時 期
1号配備 (準備体制)	災害対応への準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とします。	大雨、風雨、洪水等の注意報の1以上が市域に発令された場合で、災害の危険が予見されるときに発令します。
2号配備 (警戒体制)	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とします。	大雨、風雨、洪水等の警報が発令された場合で、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに発令します。
3号配備 (非常体制)	動員要員の全員をもってあたる完全体制とし、状況により応援組織が直ちに活動できる体制とします。	市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも被害が甚大と予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときに発令します。

4 鶴巻現地災害対策本部の設置等

- (1) 大雨等で鶴巻地域に被害発生のおそれがあるときは、必要に応じ鶴巻現地災害対策本部を設置して、次の業務を実施します。

(主な業務)

- ・ 地域のパトロール、状況把握及び関係機関等への報告
- ・ 災害対策本部等との連絡調整
- ・ 被害状況の把握、応急対応及び強力部隊の要請
- ・ 地域住民への対応

- (2) 本部員の構成

下水道部、建設部、くらし安心部等の職員17名で、次のとおり構成する。

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員
下水道施設課長	鶴巻、大根地区在住職員	総務情報班 3名(班長含む)
		第1パトロール班 3名(〃)
		第2パトロール班 3名(〃)
		第1応急活動班 3名(〃)
		第2応急活動班 3名(〃)

5 災害対策本部等の解散

市長等は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部及び鶴巻現地災害対策本部を解散します。

資料

秦野市災害対策本部条例	9-1
秦野市災害対策本部要綱	9-2
秦野市災害対策本部の機構・組織表 別表1・2	9-3
被害の分類認定基準	9-16
鶴巻現地災害対策本部設置要領	9-19

第2節 職員動員計画

1 市災害対策本部

(1) 職員動員組織の体制

- ア 各部長等は、分担業務に基づいて班ごとの配備編成計画をたてるとともに、各班員周知徹底をしておくものとし、
- イ 各班長は、配備計画に基づき、各班員を直ちに動員できる体制を整え、非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に異動があったときは遅滞なくこれらを修正します。
- ウ 災害応急対策活動に必要な動員は、災害対策本部長の命により、市災害対策本部の各部長等が行います。
- エ 各部長等は、非常配備体制に基づき、各部の実状に即した計画等により、動員を行うものとします。
- オ 各部長等は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとします。
- カ 各部長等は、配備に就いた人員を随時災害対策本部に職員動員報告（第1号様式）により報告します。

(2) 班員動員計画

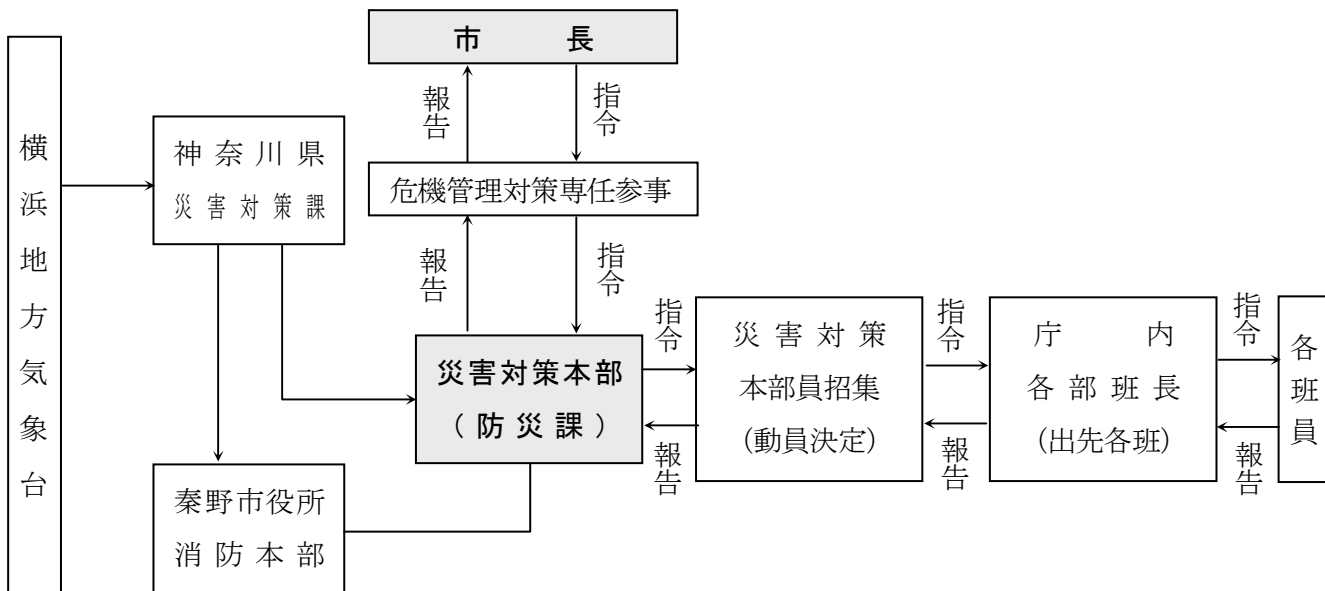
区 分	動 員 す る 職 員
1 号 配 備 (準備体制)	各部の中で必要とする班に属する職員のうちから各部長が指名したもの。
2 号 配 備 (警戒体制)	1号配備に動員される部内各班のほか、必要とする班に属する職員のうちから各部長が指名したもの。
3 号 配 備 (非常体制)	全 員

(3) 職員の招集

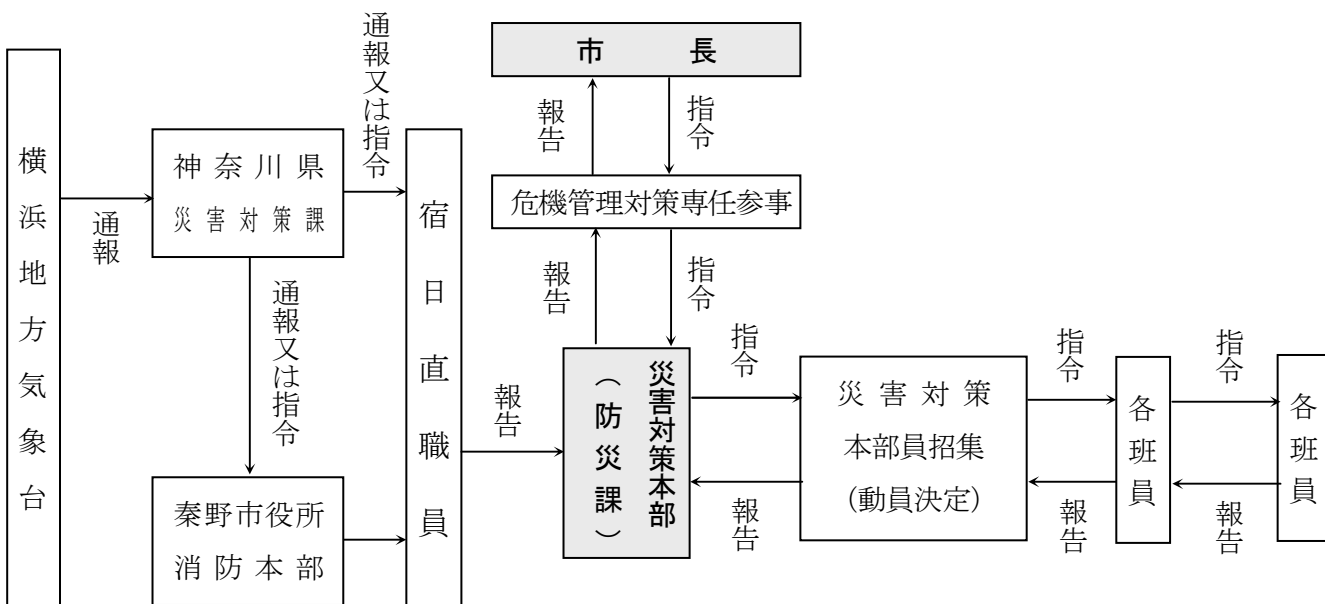
職員の招集にあつては、電話、急使派遣その他の方法によります。

(4) 職員の動員

ア 勤務時間内における動員指令は、次の系統図による。



イ 休日又は勤務時間外における動員指令は、次の系統図による。



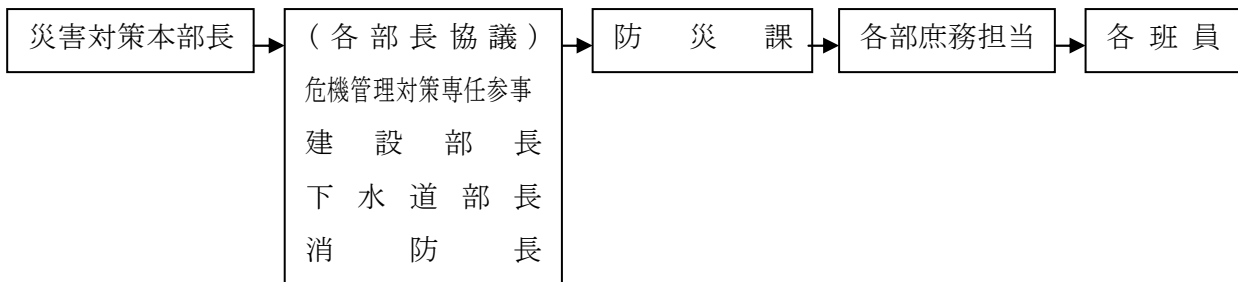
ウ 職員は、招集指令があったときは、直ちに登庁するものとします。なお、招集指令によらなくても、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、自主的に登庁するものとします。

エ 登庁した職員は、各部長等の指揮を受け、それぞれの分担配備につき、災害応急対策等に当たります。

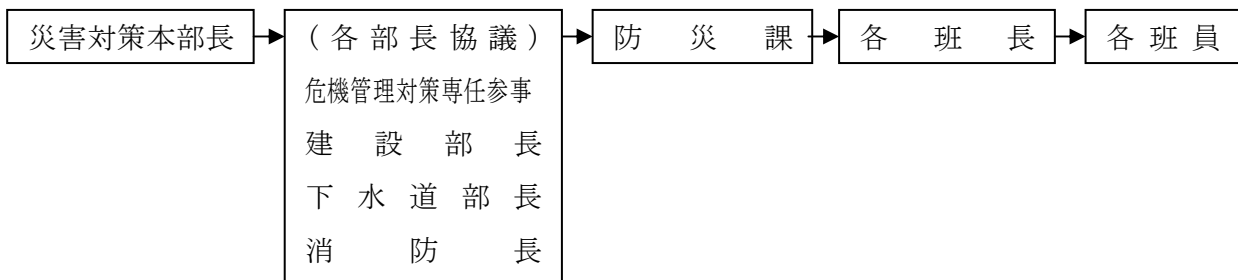
2 鶴巻現地災害対策本部

(1) 本部員の連絡網

ア 勤務時間内の連絡



イ 休日又は勤務時間外の連絡



資料

職員配備動員計画一覧表	別表3	9-4
職員動員報告書（第1号様式）		9-7

第3節 通信情報計画

1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準

(1) 予報・警報等の定義

種 類	定 義
予 報	観測の成果に基づく現象の予測の発表をいいます。
注 意 報	大雨等によって、災害が起こるおそれがあるときに、注意を呼びかけて行う予報。
警 報	重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。
情 報	台風・大雨等の異常現象についてその実況や推移を説明するもの。

(2) 天気予報の発表時刻と予報期間等

発表時刻	予報期間	降水確率予報時間帯
5時	今日、明日	当日 6時～12時、12時～18時、 18時～24時
11時	今日、明日、明後日	当日 12時～18時、18時～24時 翌日 0時～6時、6時～12時
17時	今夜、明日、明後日	当日 18時～24時 翌日 0時～6時、6時～12時 12時～18時、18時～24時

区 分	定 義
今 日（今夜）	当日の24時まで
明 日	翌日の0時～24時
明 後 日	翌々日の0時～24時

(3) 注意報・警報の発表基準

気象業務法に基づき、横浜地方気象台が発表する本市の区域に適用される注意報・警報の発表基準は、次のとおりです。

ア 注意報

大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 25mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm	
	土壌雨量指数基準	90	
洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 25mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm	
	流域雨量指数基準	金目川流域＝10	
	複合基準	平坦地：1時間雨量 20mm かつ流域雨量指数 金目川流域＝9	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	12m/s	
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	山地	24時間降雪の深さ 20 cm
		平地	24時間降雪の深さ 5 cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	100m	
なだれ			
低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下		
霜	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		

イ 警報

大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	129
洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm	
	流域雨量指数基準	金目川流域＝13	
	複合基準	平坦地：1時間雨量 30mm かつ流域雨量指数 金目川流域＝9	
	指定河川洪水予報による基準	—	
暴風	平均風速	25m/s	
暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	

大雪	降雪の深さ	山地	24 時間降雪の深さ 50 cm
		平地	24 時間降雪の深さ 20 cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		

ウ 特別警報

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨による数十年に一度の降水量が予想される場合、または、数十年に一度の強度を持つ台風や、それと同程度の温帯低気圧による大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度を持つ台風や、それと同程度の温帯低気圧による暴風が予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度を持つ台風と同程度の温帯低気圧による雪と暴風が予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量が予想される場合
地震	地震動	震度 6 弱以上の地震が予測される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨による数十年に一度の降水量が予想される場合、または、数十年に一度の強度を持つ台風や、それと同程度の温帯低気圧による大雨が予想される場合
津波	高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度を持つ台風や、それと同程度の温帯低気圧による高潮が予想される場合	
波浪	数十年に一度の強度を持つ台風や、それと同程度の温帯低気圧による高波が予想される場合	

エ 水防活動用注意報

区分	種 別	発表のための気象条件 (予想される状況)
水防活動用注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報と同じ

オ 水防活動用警報

区分	種 別	発表のための気象条件 (予想される状況)
水防活動用警報	水防活動用気象警報	大雨警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報と同じ

(4) 注意報・警報の地域細分

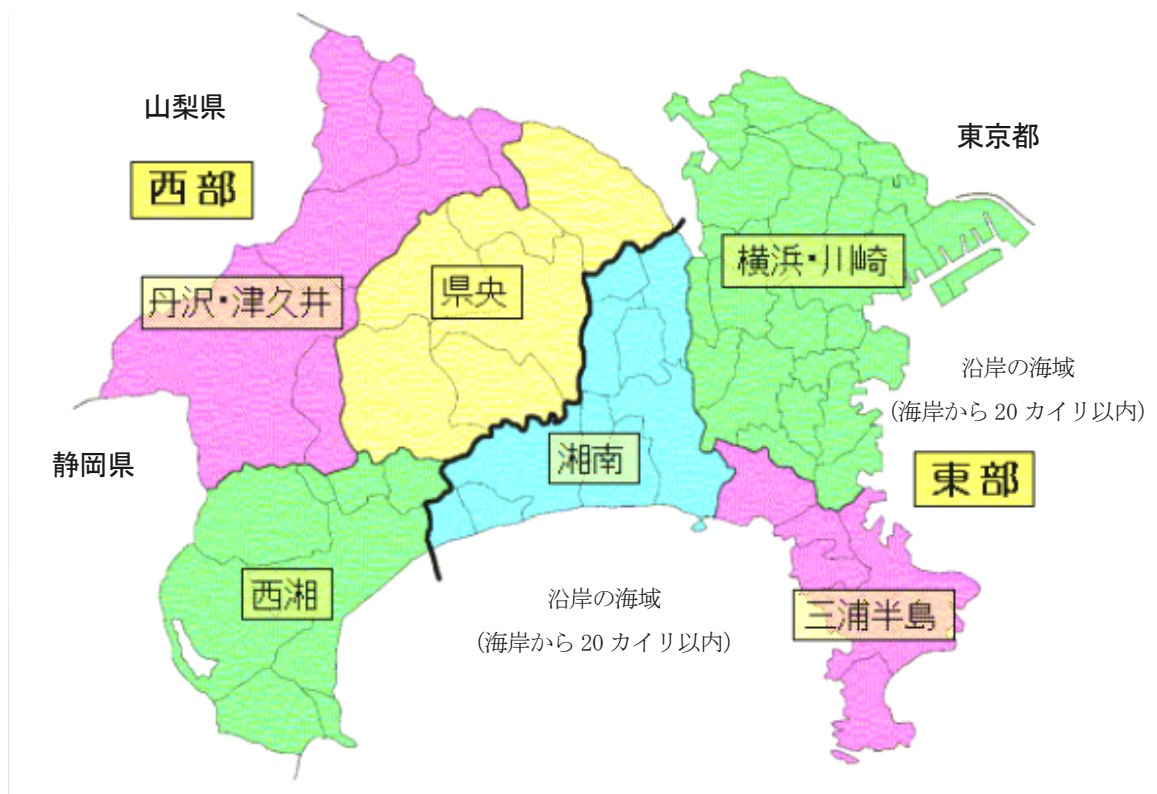
ア 地域細分発表の方法

一般利用のための注意報及び警報は、二次細分区域に細分して発表されます。

イ 細分地域別市町村

	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村 名
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相模原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

ウ 注意報・警報の地域細分図



(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測又は解析された場合に横浜地方気象台から発表されます。

(6) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等とともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、警戒水位を越えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき。または警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台から発表されます。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険性が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表するものです。

水防信号

方法及び説明 区分	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約 5 秒 ○ 約 15 秒 休 止 約 5 秒 ○ 約 15 秒 休 止 約 5 秒 ○
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 ○ 約 6 秒 休 止 約 5 秒 ○ 約 6 秒 休 止 約 5 秒 ○
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 ○ 約 5 秒 休 止 約 10 秒 ○ 約 5 秒 休 止 約 10 秒 ○
第 4 信号	必要と認める区域内的の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 ○ 約 5 秒 休 止 約 1 分 ○

（昭和 24 年 10 月 6 日 県規則第 78 号）

- （備考）
- 1 信号は、適当な時間継続しなければならない。
 - 2 必要と認めるときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

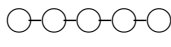
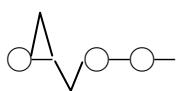

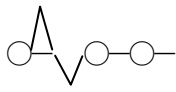
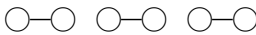


(9) 火災警報

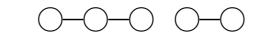

次のような気象状況で、火災の予防上、危険であると認めるときに発令されるものです。

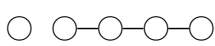
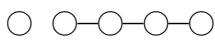






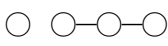
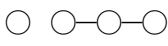

ア 実効湿度が 60%以下であり、最低湿度が 40%を下り最大風速が 7 メートル以上になる見込みのとき。

イ 平均風速 10 メートル以上の風が、1 時間以上引き続き吹く見込みのとき。ただし、降雨等のときは、警報を発令しません。

災害信号
消防信号

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から 約 800 メートル以内のとき	 (連点)	約 3 秒  約 2 秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場 区域内	 (三点)	約 5 秒 	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	 (二点)		約 6 秒
	報知信号 出場区域外の 火災を認知したとき	 (一点)		
	鎮火信号	 (一点と二点との斑打)		

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
災 山 信 林 号 火	出場信号 署所団出場区 域内	 (三点と二点との斑打)	約 10 秒  約 2 秒	

	応援信号 署所団特命応 援出場のとき	同上	同上	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令 信号	  一点と四点との斑打	約 30 秒  約 6 秒	(1) 掲示板 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">火災警報発令中</div> (2) 吹流し  (3) 旗  赤地の白字 形状、大きさは適宜
	火災警報解除 信号	  一点二個と二点との斑打	約 10 秒  約 1 分 約 3 秒	口頭伝達、掲示板の 撤去、吹流し及び 旗の降下
演習 招集 信号	演習招集信号	  (一点と三点との斑打)	約 15 秒  約 6 秒	
※ 備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

2 通常の予報及び警報の伝達要領

横浜地方気象台等から本市に通報される警報等は、本部事務局及び消防部が受領し、その処理は次のように行います。

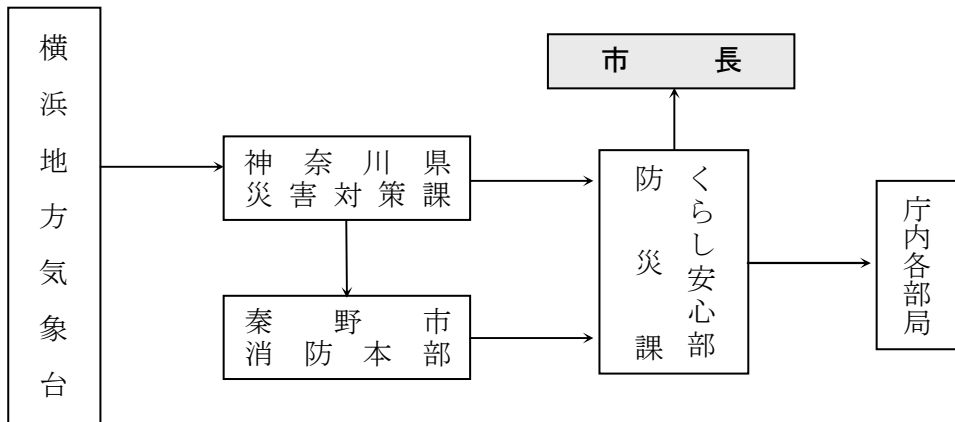
- (1) 本部事務局及び消防部で受信した警報等は、速やかに市長、副市長及び関係部長に伝達します。
- (2) 本部事務局長及び消防部長等から警報の伝達を受けた関係部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じます。
- (3) 注意報、警報等の伝達に当たっては、秦野市災害対策本部要綱の規定に従って行い、受令伝達については送信者及び受信者の氏名を確認し合います。

3 受伝達留意事項

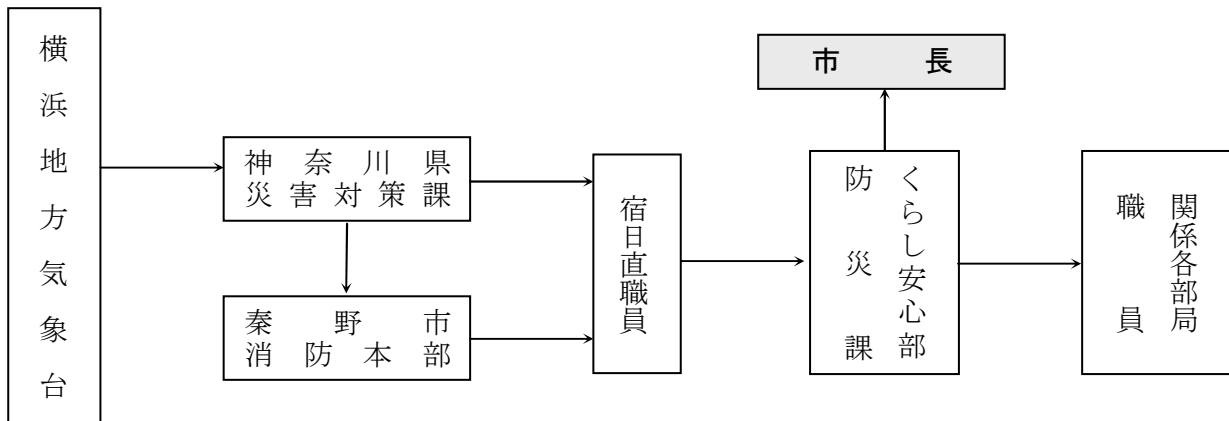
- (1) 注意報及び警報の内容を全文伝達することは相当時間を要し災害防止に機を失することもあるので、秦野市災害対策本部要綱第 14 条第 2 項により情報等受信原簿（第 3 号様式の 2～5）により受伝達の迅速化を図ります。
- (2) 前号の受伝達については、送信者及び受信者の氏名を確認し合います。

4 伝達の経路

(1) 勤務時間中



(2) 休日及び勤務時間外



5 電気通信施設使用不能の場合における措置

(1) 一般通信機関が途絶した場合、市は、県において神奈川県警察本部、財団法人日本放送協会横浜放送局、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川・横浜エフエム放送株式会社と締結している次の協定に準じて利用を要請するものとしす。

ア 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

イ 災害時における放送要請に関する協定

(ア) 日本放送協会横浜放送局

(イ) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本

(ウ) 株式会社テレビ神奈川

(エ) 横浜エフエム放送株式会社

(2) 上記のほか通信連絡については、次の設備等を利用します。

なお、ウ及びエについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定する非常通信として実施する場合の手続きは、無線局運用細則によります。ただし、災害対策基本法第57条及び第79条に基づいて行う通信は、この限りではありません。

- ア 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に規定する設備（警察、消防、水防等）
- イ 放送法（昭和25年法律第132号）に規定する放送局
- ウ 非常通信協議会の構成員が所有する設備
- エ 秦野アマチュア無線クラブに加入する無線局
- オ 防災行政無線（固定系）
- カ MCA無線
- キ 広報車
- ク 秦野市緊急情報メール
- ケ ツイッター
- コ 緊急速報メール

6 市管理による通信施設及び設備

通信施設の管理者は、その施設を常に点検し、災害発生に備えます。

(1) 県防災行政通信網

県が行う災害時における情報の伝達ほか、市と県との間で行う応援要請等を迅速かつ確実に行うため、有線回線と衛星通信を組み合わせた「神奈川県防災行政通信網」を整備しています。

(2) 消防用超短波無線

この無線は、消防本部に基地局を設置し、移動局は消防車両等に積載し、携帯局は持ち運べるもので、基地局と交信又は移動局等の相互間で交信できるものです。

(3) 防災行政無線（固定系）68.205MHz2WF3

この無線は、消防本部を基地局として各地区の受信放送施設により、市内一斉に放送することができます。なお、既存の放送設備が平成34年11月に使用期限を迎えるに当たり、完全デジタル化での再整備を進めます。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、衛星通信又は有線回線を通じて国の機関から伝送するシステムです。

人手を介さずに、防災行政無線を自動起動して放送することができます。

(5) 市役所電話設備

ア 一般電話

所在場所	電 話
市 役 所	82-5111(代)
下 水 道 総 務 課	81-4113
消 防 本 部	81-0119
水道局水道業務課	83-2111

イ 携帯電話

所在場所	電 話	所在場所	電 話
災害対策本部	090-3089-5158	本 町 地区本部	090-3089-5166
〃	090-3089-5159	南 地区本部	090-3089-5162
〃	090-3089-5160	南が丘 地区本部	090-3089-5163
〃	090-3479-1753	東 地区本部	090-3089-5164
		北 地区本部	090-3089-5165
		大 根 地区本部	090-3479-1917
		鶴 巻 地区本部	090-4002-5677
		西 地区本部	090-3479-1754
		上 地区本部	090-3089-5168

(6) MCA無線

(7) 緊急情報メール配信システム

あらかじめ登録した携帯電話等のメールアドレスに、災害情報等を速やかに配信します。多くの市民や関係者がこのシステムを利用するよう啓発に努めます。

7 秦野アマチュア無線クラブ通信施設

災害時における非常無線通信に関する協定第2条第1項による要請があった場合は、直ちに災害対策本部及び各地区に指定する会員集合場所に集合します。

○ 基地局 J A I Z D K 移動局固定局 10W、A1、A3、A3J、F3

周波数 7MHz、21MHz、50MHz、144MHz、430MHz

○ 設置場所

- ・本 町地区防災備蓄倉庫（本 町小学校）…… 秦野市文京町1-5
- ・南 地区防災備蓄倉庫（南 小学校）…… 秦野市今泉699
- ・南が丘地区防災備蓄倉庫（南が丘小学校）…… 秦野市南が丘四丁目-1
- ・東 地区防災備蓄倉庫（東 中学校）…… 秦野市寺山509
- ・北 地区防災備蓄倉庫（北 小学校）…… 秦野市菩提380
- ・大 根地区防災備蓄倉庫（大 根小学校）…… 秦野市南矢名四丁目29-1
- ・西 地区防災備蓄倉庫（西 中学校）…… 秦野市柳町二丁目5-1
- ・上 地区防災備蓄倉庫（上 小学校）…… 秦野市柳川25-3

○ 個人会員局

8 災害時優先電話

非常通話又は緊急通話の申し込みは、次の方法によります。

- (1) 局番なしの102番を呼び出す（事前に102番に登録しておく。）。
- (2) 通話の種類（非常通話・緊急通話の別）を申し込む。
- (3) 申し込み者の電話番号（登録してある電話番号）を通知する。
- (4) 申し込み機関名及び氏名を通知する。
- (5) 相手先の電話番号を通知する。
- (6) 災害時優先電話の番号は次のとおり

名 称	電 話	名 称	電 話	名 称	電 話
市 役 所	82-1872(内線2371)	本 町小学校防災備蓄倉庫	82-5131	消 防 署	81-0119
〃	82-1873(内線2373)	南 小学校防災備蓄倉庫	81-1668	警 察 署	83-0110
〃	82-1874(内線2374)	南が丘小学校防災備蓄倉庫	82-7802	日 赤	81-3722
〃	82-5131(内線2372)	東 中学校防災備蓄倉庫	82-3717	秦 野 駅	81-1661
〃	82-5132(内線2253)	北 小学校防災備蓄倉庫	75-0874	NTT 東日本	045-212-8945
〃	82-5133(内線2316)	大 根小学校防災備蓄倉庫	77-3902	東京電力	81-9198
水 道 局	82-6552	鶴 巻中学校防災備蓄倉庫	79-0678	秦 野 ガ ス	82-3753
	85-4105	西 中学校防災備蓄倉庫	87-3424		
下 水 道 部	81-4112	上 小学校防災備蓄倉庫	88-7604		
	81-4027				
	81-4258				

9 市内外連絡用通信（無線）施設一覧表

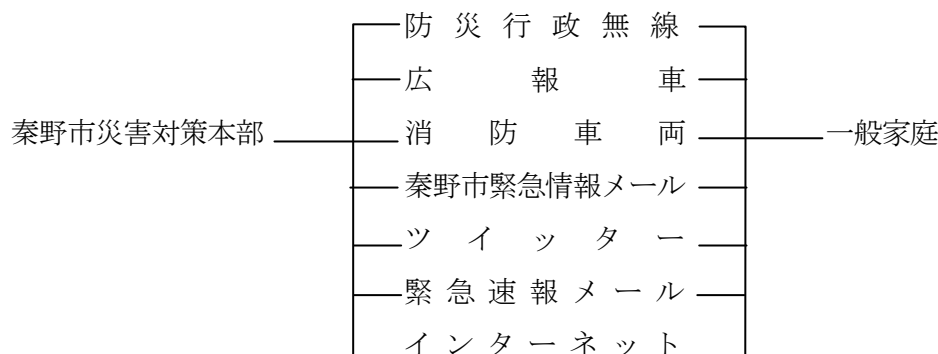
設置機関	設置場所
消防用超短波無線(市 波)	消防本部
〃 (県 波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (全国波)	〃
〃 (団 波)	〃
(救急波) 基地局	〃
(救急波) 移動局	〃
秦野市防災行政無線	〃
秦野市水道局業務用無線	水道局
電力供給無線	東京電力(株)秦野営業センター
鉄道事業用無線	小田急電鉄(株)秦野駅

〃 (列車用無線)	〃
〃 (移動用)	〃

10 一般家庭伝達

一般家庭伝達については、防災行政無線、広報車、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール等により周知します。

○ 伝達系統図



11 災害用伝言ダイヤル等

被災地との安否確認が困難になることがあるため、東日本電信電話(株)では、災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知されます。

資料

関係機関電話番号一覧表	2-1
防災行政無線局(固定系)設置場所一覧表	2-1
防災行政無線(移動系)一覧表	2-2
携帯電話等配置先一覧表	2-3
災害時優先電話一覧表	2-4
神奈川県防災行政無線システム回線構成図	2-5
秦野市災害対策本部要綱	9-2
災害時における非常無線通信に関する協定	10-1
災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	10-22
災害時における秦野郵便局と秦野市の協力に関する協定	10-23
災害時における情報収集等に関する協定	10-24

付図 I

第4節 災害情報の収集及び被害報告計画

災害に関する状況の報告、災害応急対策の情報報告及び被害の分類基準については、この計画の定めるところによります。

1 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生する恐れがある異常現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報します。

(2) 市長の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、直ちに知事及び関係機関に通報するものとします。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報します。

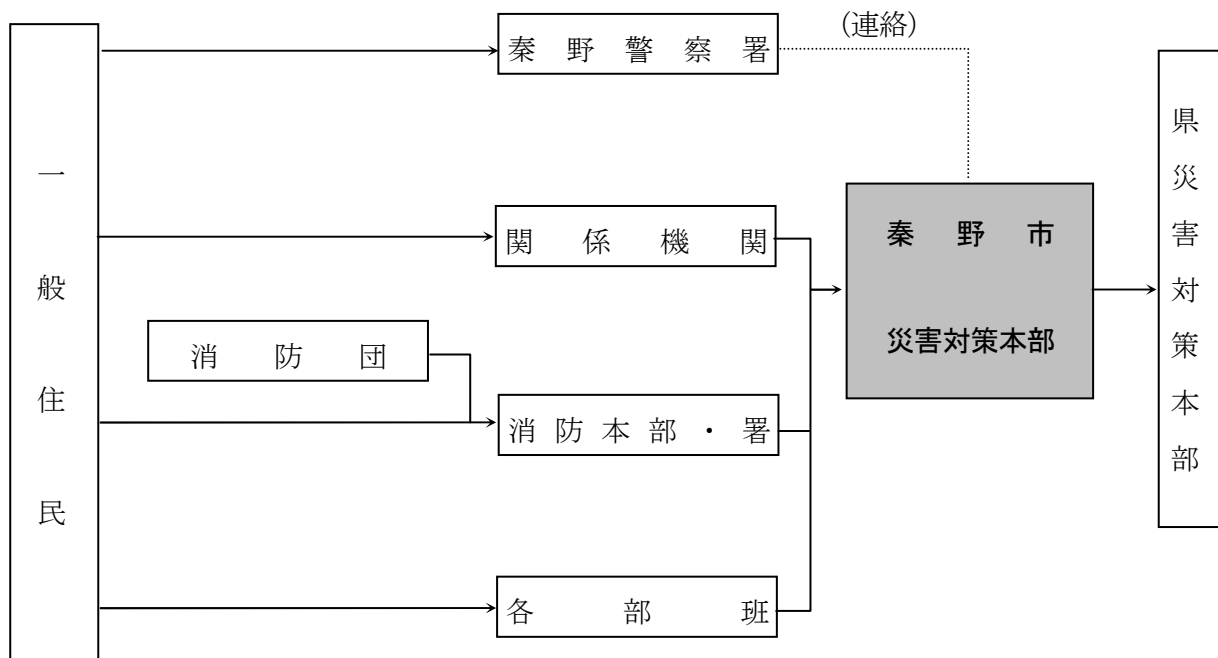
2 情報の収集及び被害報告

関係各部署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により警察署及びその他の防災機関と密接に連絡をとり、被害状況及び災害応急対策に係る必要な情報の収集に当たります。

3 被害の報告

(1) 災害情報、被害状況等の報告は、無線、携帯電話等最も迅速確実な手段を使って行います。

なお、報告系統は次のとおりとします。



(2) 報告すべき事項

- ア 被害の状況
- イ 災害に対して既にとった措置
- ウ 災害に対して今後とろうとする措置
- エ その他、災害応急対策上必要な事項

(3) 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の報告は、主として家庭から現場に出動する市職員及び関係機関等から、無線、携帯電話等最も迅速確実な手段を使って、次の事項によって詳細に行います。

- ア 人的被害
- イ 火災被害
- ウ 建物被害
- エ ライフライン被害
- オ 通行不能となった道路
- カ 浸水被害
- キ 河川の決壊等
- ク その他その及ぼす影響がじん大である被害

(4) 被害中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更が生じたときは、その都度被害報告票（第1号様式～第5号様式）により報告します。

災害対策本部においては、秦野市災害対策本部要綱第14条第3項により記録整備します。

(5) 被害最終報告

災害の被害調査が終了し、被害の程度が最終的に判明したときは、各部長等は、被害状況報告書及び被害報告票（第1号様式～第5号様式）により本部長に報告します。

(6) 県知事に対する報告

知事に対する報告は、次の方法により行います。

- ア 被害状況の報告は、災害情報管理システム、県防災行政通信網等により行います。
- イ 最終報告及び知事から特に指示されたものについては、被害状況報告書により報告します。

資 料

被害報告票（第1号様式）	2-10
〃 （第2号様式）	2-11
〃 （第3号様式）	2-12
〃 （第4号様式）	2-13
〃 （第5号様式）	2-14
秦野市災害対策本部要綱	9- 2

第5節 広報計画

災害発生のおそれのある場合及び災害発生時においては、災害対策の早期樹立と民心の安定を図るため、各種の広報手段により市民に正確な情報を伝えるとともに、報道機関に対しても迅速かつ的確な情報提供を行います。

1 実施機関

広報活動は、市長が実施します。ただし、災害の状況に応じて消防長その他の機関においても実施します。

2 実施要領

防災行政無線、秦野市緊急情報メール、インターネット、広報車、消防車、ツイッター、緊急速報メール等を活用して、災害の情報を迅速に提供するとともに被害の概要、応急対策の実施状況等についても周知します。

3 市民に対する広報

(1) 台風、洪水等に関する広報

- ア 災害情報の周知
- イ 避難準備の周知
- ウ 避難場所の周知
- エ 避難誘導の周知
- オ 消毒その他保健衛生の周知
- カ 応急対策の周知
- キ その他必要と認められる事項の周知

(2) 火災に関する広報

火災時における避難誘導等は、消防機関が行います。

強風、烈風、異常乾燥等火災発生の危険性の高いとき等は、消防機関及び広報主管課において注意を喚起するため、広報活動等を行うものとします。また、り災者が多数発生する等大規模な災害が発生した場合は、おおむね次の要領により、適切かつ迅速な広報活動を実施するものとします。

- ア り災者への避難場所の周知
- イ 救助対策の周知
- ウ 保健衛生に関する周知
- エ その他必要と認められる事項の周知

(3) 災害に関する広報手段

災害広報については、災害の状況に応じて最も適切な方法により迅速に行います。

- ア 第3章第3節通信情報計画により市民に周知します。

イ 市有広報車両及び消防機関の広報車両により広報します。

(4) 報道機関への情報提供

防災関係各機関と連絡を密にし、報道機関に、常に現況の情報を提供できるようにします。

資 料

防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表 2-1

市有広報用車両一覧表 2-9

付図 I

第6節 避難計画

災害のため、現に被害を受け、又は受ける恐れのある市民を安全な地域又は施設に避難させるための指示等は、次の計画により実施します。

1 実施機関

避難のための立ち退き勧告、指示及び広域避難場所、避難所の開設は、市長が実施します。ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の機関が実施します。

- 市長
災害対策基本法第60条
災害一般について
- 警察官
災害対策基本法第61条
市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき、又は要求があったとき。
警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
災害の危険がある場合に警告を発し、及び急を要する場合に必要な限度で避難等をさせることができる。
- 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官
自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
警察官がその場にはいない場合に限る。
- 県知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者
水防法(昭和24年法律第193号)第29条
洪水について
- 県知事又はその命じた職員
地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
地すべりについて

2 避難準備（要配慮者）情報

市長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、必要な地域に降雨、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる避難準備（要配慮者）情報を発令し、注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民が自ら危険性を判断して避難することを促します。

その伝達方法は、第3章第3節通信情報計画によるほか、自主防災会を通じて要配慮者に伝達します。

3 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため、特に必要があると認めるときは、危険地域の居住者に対し、次に掲げる者が避難実施のため必要な勧告又は指示を行います。

(1) 市長の勧告・指示

管轄区域内において危険が切迫したとき又は必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行うものとします。この場合、必要に応じて、避難すべき場所を指示します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、その区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命じるものとします。

(2) 警察官の指示

災害現地において市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官が立ち退きを指示します。この場合、その旨を市長に速やかに通知します。また、人命若しくは、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、避難の措置を講じます。この場合には、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の指示

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場にいる者を避難させます。

(4) 洪水についての指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者（市長）は、立ち退きを指示するものとします。この場合、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

(5) 地すべりに関する指示

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退きを指示することができます。この場合、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければなりません。

4 避難指示の伝達方法

(1) 避難指示の伝達

避難指示の一般的伝達は、災害対策本部の広域活動によりますが、事態に即応して避難指示を出したものは、応急的に避難地区住民に周知します。この場合、市民組織を十分に活用します。

(2) 避難指示の通知

市長のほか、避難指示を行ったものは、直ちにその状況を災害対策本部に通知するとともに、その後における避難所の開設、住民の誘導その他の救助活動に協力します。

(3) 避難伝達の内容

避難の勧告又は指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとします。

- ア 勧告又は指示の実施者
- イ 勧告又は指示の理由
- ウ 避難対象地域
- エ 避難先
- オ 避難経路
- カ その他必要事項

5 県知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を実施したときは、必要事項を速やかに知事に報告又は連絡します。

6 避難の誘導

市長は、次の点に留意して避難の誘導を行います。

- (1) 避難の誘導は、警察官、自主防災会等の協力を得て行うものとし、誘導に当たっては、特に安全と統制に留意します。
- (2) 避難の誘導に当たっては、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児を優先します。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認するとともに、危険箇所には標示、なわ張りなどを行うほか、要所に誘導員を配置して事故の防止に努めます。特に夜間のときは、照明を確保し、誘導の安全を図ります。
- (4) 避難誘導に当たり、避難者が自力での避難が不可能なときは、車両、救助用ロープ等を使用して行います。なお、被災地域が広大で大規模な避難が必要となり、市において処理できないときは、県その他の機関に応援を要請します。

7 避難の準備

避難に当たっては、次の点に留意します。

- (1) 火気の安全を確認すること。
- (2) 盗難防止措置をすること。
- (3) 家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させること。
- (4) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯すること。
- (5) 非常食料、飲料水、手ぬぐい、チリ紙、最小限の着替え、懐中電灯、トランジスターラジオ、救急薬品等を携行すること。
- (6) 服装はできるだけ軽装とし、素足は避け、帽子、ずきん等を着用するとともに、雨衣、防寒衣を携行すること。
- (7) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (8) 会社、工場などの事業所では、それぞれの消防計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (9) 学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて、安全に避難する措置を講じること。

- (10) 病院、福祉施設等で、多数の病人、身動きの不自由な者を収容している施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講じること。

8 避難方法及び避難場所

(1) 事前の避難

災害の種別、特性等により、過去の被害の発生例、地形、気象条件等から判断し、災害が発生するおそれがある場合に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告します。

避難の方法は次の3種類とします。

ア 縁故避難

安全な地域にある親族、知人、友人宅への避難（ただし、この場合は自治会等の責任者に連絡すること。）

イ 自治会避難

自治会が定める自治会避難場所その他施設への避難

なお、自治会避難場所とは、その場にいると危険と思われるときのために、自治会が定める空き地、防災協定施設、自治会館、公園等の避難場所をいいます。

ウ 計画避難

実施責任者が指定した一時避難所又は収容避難所への避難

(2) 緊急避難

ア 事前避難のいとまがなく災害の発生が予想されるとき、又は一部に災害が発生しつつあるときに、危険地域に居残っている者がいる場合

イ 事前避難に利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急に避難させるとき、又は救出者を安全な場所に避難させる場合

(3) 避難所

避難所は、最寄りの公共施設等とし、災害の状況規模等により開設します。また、避難所の安全及び衛生確保について留意します。

(4) 避難所の開設

避難所の開設は、災害の規模及び状況に応じ、あらかじめ定める避難所の従事者が開設しますが、従事する人員に不足を生じた場合には、本部へ協力を要請します。

また市長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告します。

9 避難所運営従事者の執務要領

- (1) 避難所運営従事者は、災害対策本部との連携を密にし、災害対策本部の指示が間に合わないときは、避難所の管理責任者等と協議のうえ、処理します。
- (2) 避難順序は、妊産婦・傷病者・障害者、高齢者及び幼児を優先します。
- (3) 避難所内の衛生については、特に留意し、必要な措置を講じるときは災害対策本部に報告します。
- (4) 避難所の収容者世帯別名簿報告書（第1号様式）を整備し、直ちに災害対策本部に提出します。

- (5) 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は、災害対策本部に報告し、避難者の移動を行います。
- (6) 給食、その他物資の配分については、統制を保ち、かつ公平に行います。
- (7) 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにします。

10 避難所の使用及び管理

- (1) 避難所の管理責任者は、平常時におけるその施設の管理者とします。
- (2) 避難所の使用、管理及び設備用品等の利用は、すべて施設の管理責任者の承諾と協力を得て行います。

11 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の設置に努めます。
- (2) 避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等については、福祉避難所や社会福祉施設等での受入れに努めます。
- (3) 高齢者、障害者等の精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

12 帰宅困難者対策

(1) 鉄道等の滞留者対策

警察、鉄道事業者等と協力して、安全と統制に留意し、必要に応じて、旅行者を含む帰宅困難者を最寄りの避難所等へ誘導します。この際、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

(2) 不特定多数が利用する施設における対策

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するとともに、必要に応じて最寄りの避難所等へ誘導します。

13 避難所の環境整備

避難所施設の安全対策を推進するとともに、避難所生活の長期化に対応するため、避難者の健康管理や衛生管理に努めます。

資 料

避難所名一覧表	3-3
避難所収容者世帯別名簿報告書（第1号様式）	3-4
避難所設置及び収容状況（第2号様式）	3-5
災害時における、障害者の緊急受入れに関する協定	10-28
災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定	10-29
災害時における入浴協力に関する協定	10-30
付図 I	

第7節 食料供給計画

被災者等に対する食料の確保と炊き出しその他食料の応急供給が迅速に行われるよう次のとおり定めます。

1 実施機関

被災者等に対する食料の供給は、市長が実施します。

災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事の委任により行います。

2 災害時における食料の応急供給

(1) 応急供給を行う場合

風水害、大火、その他非常災害が発生し、又はその恐れのある場合で、市長が必要と認めた場合

(2) 応急供給品目

市が備蓄する食料品を提供するほか、米穀、パン、即席麺、粉ミルク等の提供を図ります。

3 主要食料の調達方法

(1) 米穀の調理方法

小規模の災害については、卸売業者及び小売業者所有のものを使用します。災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、知事に米穀の供給を要請します。

(2) その他の食料の調達方法

市長は、市内の事業者、協定締結先等に製造、調達等を依頼するほか、必要に応じて、知事に供給を要請します。

4 米の炊き出し

(1) 米の炊き出しは、市長が行います。

(2) 炊き出しのための施設は、市内小・中学校等を利用します。

(3) 被害状況が比較的軽微であった地域については、自治会等の住民による炊き出しの協力を要請します。

資 料

主要食料等配布台帳（第1号様式）	5-7
主要食料等調達台帳（第2号様式）	5-8
災害時における米穀調達に関する協定書	10-2
災害時における協力に関する協定書（食品衛生協会）	10-10
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	10-3
災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	10-25

第8節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

調達衣料、生活必需品その他物資供給の確保と供給の円滑な運営を期するため、次の計画によって実施します。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は市長が実施します。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が実施します。

2 災害時における衣料等物資の供与

(1) 衣料、生活必需品等物資供給対象者

災害によって住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品をそう失又はき損し、かつ、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認められる者に供給します。

(2) 物資の供給範囲

災害のため供給する物資は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。

ア 寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
イ 外 衣	普通着で作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌 着	シャツ、パンツ等
エ 身の回り品	タオル、履物等
オ 炊事道具	なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
カ 食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、女性生理用品等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

3 物資の調達方法

物資の供給の必要が生じたときは、協定締結先等と調整のうえ、必要最小限度の物資を調達するほか、必要に応じて、知事に支援を要請します。

4 供給経路及び方法

- (1) 調達された物資は被害状況に応じて、避難所別、世帯別に供給します。
- (2) 物資の輸送は、緊急輸送計画に基づき行います。

5 救援物資の取扱い

救援物資は、総合体育館に集積し、必要に応じて、各避難所に供給します。

6 物資供給状況及び整備書類

- (1) 実施状況報告

物資供給状況報告（日報）及び供給完了報告により行います。

(2) 整備すべき書類

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被服、履物等受払簿
- ウ 物資供給状況書（第1号様式）
- エ 物資受領書
- オ 物資調達台帳（第2号様式）

資 料

物資の支給・配布状況（第1号様式）	5-9
物資の調達台帳（第2号様式）	5-10
災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（大型店）	10-3
災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書	10-4
災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書	10-25
災害時における石油類の供給に関する協定書（石油商業組合）	10-26
災害時における燃料類の供給に関する協定書（燃料商組合）	10-27

第9節 上・下水道応急計画

1 給水計画

(1) 実施機関

被災者に対する応急飲料水等の供給は、市長が実施します。

(2) 対象者及び給水量

災害のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、1日1人3リットルを供給するものとします。

(3) 応急飲料水等の確保

浄水場及び配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに14か所の第一次避難所に設置されている非常用飲料水貯水槽及び各施設の受水槽により飲料水を確保します。

また、井戸水及び鋼板等プールの水は、地域や避難所における生活用水として活用します。

(4) 応急給水活動

ア 応急給水は、開設した避難所において実施するものとします。

イ 災害時の応急給水活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、組織人員及び資器材並びに応援体制の整備を図ります。

ウ 応急給水車等により、最寄りの応急飲料水等確保地点から、緊急輸送道路を使用して被災者に供給します。ただし、災害により車両の交通が途絶した区域に対しては、応急給水用器具を搬入し、被災者に飲料水等を供給します。この場合、必要に応じ、秦野市指定給水装置工事事業者及び水道料金等包括委託事業者に応援を求めるほか、日本水道協会を通じて、他の水道事業体等に応援を求めます。

また、被災の状況により、なお応援を要するときは、県や国に要請を行います。

(5) 応急復旧活動

ア 早期給水を図るため、上水道関係施設の応急復旧活動を実施します。

イ これと並行して仮設配管を行い、必要最小限度の飲料水等の供給を図ります。

2 非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理

(1) 非常用飲料水貯水槽の管理者は、災害の発生に備えて、常に良好な状態において管理するよう努めます。

(2) 鋼板等プールの管理者（各施設の長）は、特別の事情がある場合を除き、被害の発生に備えて、常にプールを満水の状態にしておくよう努めます。

(3) ろ水機の管理者は、災害の発生に備えて、年1回以上の点検を行い、常に良好な状態において管理するよう努めます。

3 下水道計画

下水道管理者等は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、秦野市下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）に基づいて、直ちに緊急調査、施設の点検等を

実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じます。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行います。

さらに、平時から災害に備えるとともに、災害時における相当の制約条件の下で、下水道が果たすべき役割を継続的に確保するための計画を策定・運用し、下水道機能の維持や早期回復についての対応手順を明確にします。

(1) 要員の確保

下水道管理者は、下水道BCPに基づく緊急体制により要員の確保を図ります。また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手順に従い、他機関に応援を要請します。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、及び下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努めます。

(3) 応急復旧

応急復旧活動は、災害対策本部長の指示に従い、関係機関の協力を得て行います。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとします。

ア 下水処理場

施設に被害が生じた場合は、排水、処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧します。

イ 管きょ施設

管きょ復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等については、排水が可能な限り他の排水不良箇所の復旧を優先します。

ウ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理補強します。

エ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されますが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先します。復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応します。

4 広報

上・下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の不安解消に努めます。

資 料

秦野市水道事業地震防災応急計画	4-5
秦野市公共下水道地震災害等対策計画	4-6
応急給水用機材の設備状況	5-3
鋼板等プール設置状況一覧表	5-4

第3章 災害応急対策計画（上・下水道応急計画）

非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表	5-5
水源種別取水施設一覧表	5-6
災害時等における上・下水道施設の応急措置についての協定書	10-5
付図 I	

第10節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害により住まいを失った被災者で、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図ります。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 入居の対象

全焼、全壊等で、居住する住まいがなく、かつ、自らの資力では住まいを確保することができない者で、次に掲げるもの

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者又は要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障害者、ひとり親世帯及び病弱者
- ウ 前各号に準じる者

(2) 設置の方法

市長が設置します。ただし、災害救助法が適用される場合は、知事が設置し、又は知事の委任により市長が設置します。

(3) 応急仮設住宅の設計と費用の限度

- ア 応急仮設住宅1戸当たりの平均面積は、29.7㎡を原則とします。
- イ 工事費は、原則として災害救助法の定めるところによります。

(4) 着工の時期

災害発生の日から20日以内とします。ただし、災害救助法が適用される場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する場合があります。

(5) 供与期間

原則として、完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年以内）とします。

(6) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとします。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次建設敷地……なでしこ運動広場、末広自由広場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次建設敷地……中央こども公園ピクニック広場、秦野戸川公園多目的広場、南が丘公園運動広場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次建設敷地……中央運動公園陸上競技場・野球場、その他の公共用地等

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の対象範囲及び方法

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、現物をもって行うものとします。

(3) 修理の費用

災害救助法及び関係規程の定めるところによります。

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとします。

資 料

応急仮設住宅台帳（第1号様式）	5-11
住宅応急修理記録簿（第2号様式）	5-12
災害時における応急措置についての協定書・規約 （建設業協会）（建設重機協同組合）	10-7

第11節 医療助産計画

災害時における被災者の医療及び助産について、必要な救護の確保を図るため、次の方法により実施します。

1 実施機関

被災者に対する医療及び助産の実施は、市長が行います。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 医療救護所の開設及び運営

被災地域及び避難所の医療及び助産の万全を期するため、あらかじめ指定した場所に医療救護所を開設し、秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会等の協力を得て編成した医療救護班により医療及び助産を実施します。

この場合、日赤神奈川県支部救護班、神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊等と相互に協力して業務に当たります。

3 医療救護所の設置

秦野市休日夜間急患診療所、末広小学校、西中学校、大根小学校、保健福祉センター（助産・歯科）に医療救護所を設置します。

4 医療救護班の派遣要請

市において編成する医療救護班のみでは、応急対策が困難であると市長が認めるときは、知事に対して、医療救護班の派遣を要請します。

- (1) 要請者 市長
- (2) 要請先 知事
- (3) 要請方法

医療救護班の要請を必要とする事態が発生したときは、電話等により連絡します。

5 後方医療機関

後方医療機関は、医療救護所及び被災地から搬送される重・中症者を受け入れ、医療救護所を後方支援します。

後方医療機関

名称	電話番号	FAX	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台1-1
国立病院機構神奈川病院	81-1771	82-7533	〃 落合666-1
八木病院	81-1666	81-1667	〃 本町1-3-1
くず葉台病院	82-5858	83-3932	〃 東田原340
鶴巻温泉病院	78-1311	78-5955	〃 鶴巻北1-16-1

災 害 時 医 療 拠 点 病 院

名 称	電話番号	F A X	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台1-1
東海大学付属病院	93-1121	94-9085	伊勢原市下糟屋143
平塚市民病院	32-0015	31-2847	平塚市南原1-19-1

6 医療、助産の基準及び経費

(1) 医療救護班が行う医療及び助産の範囲は、次のとおりとします。

ア 医療

(ア) 診 療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 傷病者に対する応急処置その他の治療

(エ) 重症患者の後方医療機関または災害時医療拠点病院への搬送

(オ) 看 護

イ 助産

(ア) 分娩の介助及び分娩前後の処置

(イ) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(2) 医療及び助産に要する経費は、災害救助法の適用がある場合は同法の定める負担とし、その他の場合は市の負担とします。

7 医薬品、医療資器材等の調達

備蓄された医薬品、医療資器材等に不足が生じた場合は、協定を締結している薬剤師会等から調達します。

資 料

神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程	3-6
秦野支部組織災害医療救護班編成表	3-6
災害時における応急物資及び生活必需物資（救急医薬品） の調達に関する協定書	10-12

第12節 防疫計画

災害によって多発するおそれがある感染症又はこれらを媒介する衛生害虫の発生を防止することにより、被災地域の環境衛生保持に万全を期するため、次により防疫対策を実施します。

1 実施機関

災害時における防疫対策は、市長が実施します。また、災害の状況によって、市長が独自の措置不可能と判断した場合は、知事にその旨を報告して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、知事代行の応援を求めます。

2 実施方法

被災地域の防疫の実施については、車両、器材及び薬剤を確保して、速やかに対処し、防疫活動に停滞のないように実施します。

3 防疫薬剤

災害時における防疫対策のため、必要に応じて市内及び市外の業者からの防疫薬剤の調達を図ります。

4 感染症患者への治療勧告及び入院措置

感染症が発生した場合には、県は、感染症予防法に基づき、その患者に対して感染症指定医療機関において治療するように勧告するとともに、市は、感染症発生場所、周辺地区等の消毒を実施します。

感染症指定医療機関

施設名	所在地	病床数	電話
平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	6床	32-0015

第13節 清掃計画

災害によって排出されたごみ及びし尿は、被災地域の環境衛生の万全を期するため、次の方法によって処理します。

1 ごみ処理

(1) 実施機関

災害時における清掃は、市長が実施します。

(2) 収集方法

被災地域から排出されたごみは、場所又は量若しくは質に応じて、次の収集車で迅速に収集処理します。また、必要に応じて委託業者の協力を求めます。

なお、人員・収集車が不足する場合には、県を通じて他の市町村及び関係団体に応援を要請します。

車 名	積 載 量	数 量
機 械 車	2 t	16 台
深ダンプ車	2	1
計		17

(3) 処理方法

ア 収集したごみは、次の施設において処理します。

施 設 名	所 在 地	処理能力
秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊 勢 原 清 掃 工 場	伊勢原市三ノ宮 1918 番地	90 t / 日
はだのクリーンセンター	秦野市曾屋 4624 番地	200 t / 日

イ 上記施設が使用不可能な場合は、次の施設を仮置場とします。

施 設 名	所 在 地
枳 窪 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場 跡 地	秦野市枳窪 589 番地外

2 し尿処理

(1) 実施機関

次の委託業者が担当しますが、災害時に適応するよう、市長が要請します。

業 者 名	所 在 地	電 話
川 口 清 掃 社	秦野市平沢817番地	81-1351
秦 野 サ ー ビ ス 社	〃 萩ヶ丘4番49号	88-2064
秦 野 新 栄 社	〃 寿町3番17号	81-1458

(2) 収集方法

被災地域の実情に対応し、委託業者と緊密な連絡のうえ、次の収集車を動員して迅速に収集処理します。

車 名	積 載 量	数 量
	7,200 ℓ	1 台
バキューム車	3,600	5
	1,800	4
計		10

(3) 処理方法

収集したし尿は、次の施設によって標準脱窒素処理をします。

施 設 名	所 在 地	処理能力
秦野市し尿希釈投入施設 (秦野市浄水管理センター)	秦野市上大槻190番地	80kℓ/日

資 料

秦野市災害廃棄物等処理計画	4-14
災害時における廃棄物の処理に関する協定書	10-11
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	10-31
地震等大規模災害時における災害廃棄物等の仮保管場所在地の協力に関する協定書	10-32

第14節 遺体の搜索、収容及び埋葬の計画

災害時において、行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容処理については、適切な対応をとるために神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、次の方法により実施します。

1 実施機関

災害時における遺体の搜索、収容及び埋葬は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事の委任を受けた市長が行います。

2 遺体の搜索

行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索について、警察官、消防職員、その他の団体等と協力して、次により迅速かつ的確に実施します。

(1) 搜索の方法

ア 行方不明の届出の受理は、災害対策本部で実施します。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明搜索届出書（第1号様式）に記録しておきます。

ウ 本部長は、届出に基づき、関係部班に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施します。

エ 搜索に当たっては、地元関係者の協力を得て、警察官の出動を要請し、機械器具の借上げを行います。

なお、人員に不足を生じたときは、関係団体から従事者を雇うことにより活動を実施します。

3 広報

市及び警察は、災害現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するよう広報を徹底します。

4 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報します。

5 遺体の収容

市は、文化会館に遺体収容所を開設し、搜索により発見された遺体を搬送します。

6 調査・検視

警察は、遺体の調査・検視を行います。

7 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。また、検案後、市は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

8 身元確認、身元引受人の発見

市は、警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

9 遺体の引渡し

警察は、市と協力して、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。また、身元が確認できない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに市に引き渡します。

10 資機材の調達等

市は、警察署、県、他市町村と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、生花等についても手配に努めます。

11 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の引受人がない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、次の施設によって、仮埋葬又は火葬の処理をします。

なお、遺体処理台帳（第2号様式）を作成し、事後確認のため、遺体の写真撮影、遺留品の保存などの措置をとります。

処理区分	施設名	所在地
仮埋葬	各寺院	市内各所
火葬	秦野市伊勢原市 環境衛生組合 秦野斎場	秦野市曾屋1006番地

- (2) 埋火葬の程度は、応急火葬であり、埋葬台帳（第3号様式）により、必要事項の処理をします。
- (3) 必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

資料

行方不明捜索届出書（第1号様式）	3-7
遺体処理台帳（第2号様式）	3-8
埋葬台帳（第3号様式）	3-9
災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	10-33
付図 I	

第15節 障害物の除去計画

市は、河川のはん濫、土砂崩れ等不慮の災害により住居、道路及び公共施設に土砂、竹木等、住民の生活に対し、著しい障害を及ぼしている物件を除去整理し、付近住民の保護を図ります。

1 実施機関

障害物の除去は、市長が実施しますが、障害物が市長の管理に属さない道路上又は河川にある場合は、それぞれの管理者が除去します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定によります。

2 実施対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障又は危険を与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認める場合行うものとしませんが、その概要は次のとおりです。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全と輸送の確保のため障害物の除去を必要とする場合
- (3) 河川のいっ水防止、護岸等の決壊防止等をするため河川における障害物の除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要と認める場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施者は、自らの応急対策器具を用い、又はその状況に応じて、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行います。
- (2) 障害物の除去は、応急的に必要とする限度までとし、私人に必要以上の損害をかけないように注意します。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、市民の日常生活に支障のない所へ一時的に集積します。

5 機械器具の現状及び人員の明細

障害物の規模及び範囲によって対策を立てますが、比較的小規模なものについては、市職員等をもってこれに充て、除去します。その他のものにあつては、市内建設業者の協力を求めます。

6 実施状況報告及び整備書類

- (1) 作業員動員台帳（第1号様式）……………事業所名、作業内容、賃金に関する書類
- (2) 機械、器具借上台帳（第2号様式）………事業所名、作業内容、借上車両、その他器具に関する書類

資 料

作業員動員台帳（第1号様式）	5-13
機械器具借上台帳（第2号様式）	5-14
災害時における応急措置についての協定書・規約 （建設業協会）（建設重機協同組合）	10-7

第16節 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機械等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策の万全を期します。

1 緊急輸送路

(1) 緊急輸送の実施機関

災害応急対策の従事者又は被災者及び災害対策用物資、機材等の輸送は、市又はその他の機関が行います。

(2) 本市における緊急輸送道路

ア 確保路線

確保すべき路線順位	路線名	区間
第1次確保路線	東名高速道路	全線
	国道246号	全線
	県道71号秦野二宮	全線
	県道62号平塚秦野	全線
第2次確保路線	県道704号秦野停車場	秦野橋交差点～名古屋交差点
	市道6号線	新常盤橋交差点～富士見橋交差点
	市道12号線	新町交差点～富士見橋交差点

*第1次確保路線、第2次確保路線以外の路線で、広域避難場所等を結ぶ市道は、緊急輸送を確保するため市優先確保路線とし、市が別に定めます。

イ 交通安全協会等民間団体による交通整理実施路線

- ・ 市役所 ～ 救援物資の集配場所になる総合体育館までの経路
- ・ 総合体育館 ～ 避難所になる各小学校及び各中学校並びに総合体育館までの経路

(3) 輸送の対象

輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとします。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 重症患者及び妊産婦の輸送
- ウ 飲料水の供給輸送
- エ 救援用物資の輸送
- オ 遺体の捜索及び処理のための輸送
- カ その他必要な人員及び物資の輸送

(4) 輸送力の確保

市は、災害応急対策を実施するため、市保有の車両を活用して配車計画を別に定めます。なお、災害の規模により不足を生じる場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を行います。さらに不足がある場合には県に対して応援要請を行います。

ア 乗用車：貨物自動車

市内の自動車会社、運送業を営む者に協力を求めます。

イ 特殊自動車

市内の運送業又は建設業を営む者に協力を求めます。

(5) 私鉄への協力要請

市は、災害対策輸送の実施について、必要があるときは、小田急電鉄株式会社に協力を要請します。

(6) 航空機の要請

市は、災害応急対策の実施について、緊急を要するときは、次の機関に対してヘリコプターの派遣を要請します。

ア 自衛隊（知事に要請要求）

イ 民間航空会社（協定先：かながわ自主防災航空）

○ ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点として、次の場所を離着陸場として指定します。

名 称	所 在 地	発着場面積
(株)コベルコマテリアル 銅管秦野工場グラウンド	秦野市平沢 65 番地	19,000 m ²

*必要に応じて第3章第2節9（1）ヘリコプター離着陸場適地を使用

(7) 車両等による輸送が不可能な場合

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行います。

(8) 応援要請の手続

市が応援要請をするときは、業務の目的、積載内容、台数、期間等を明らかにして行います。

(9) 配車等の実施

ア 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、すべて市役所構内に待機します。

イ 配車担当の財務部財産管理班においては、災害対策本部長の指示により緊急輸送計画を策定し、活動の停滞がないように努めます。

ウ 車両の出動は、すべて配車指令及び車両出動記録簿（第2号様式）により行い、業務完了の場合は、直ちに帰庁し、その旨を財務部財産管理班に連絡します。

エ 配車に当たる職員は、常に借上車両の車両出動記録簿又は輸送記録簿（第1号様式）に車両の活

動状況を記録し、配車の適正を期します。

2 緊急交通路

県警察では、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要県道のうち54路線を緊急交通路として選定し、災害発生時には、被災状況等を考慮のうえ、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努めます。

本市における緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
東名高速道路	全線
国道246号	全線
県道71号平塚秦野	全線
県道62号秦野二宮	全線

資料

各課配属庁用車一覧表	6-1
輸送記録簿（第1号様式）	6-3
車両出動記録簿（第2号様式）	6-4
災害時における物資の輸送等に関する協定	10-8
災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定書	10-21

第17節 労務供給計画

1 実施機関

災害時における応急対策の実施に要する労力の確保は、市長が行います。

2 供給可能労務者推定数の明細

災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てますが、特殊作業あるいは労力に不足を生じる場合は、市内建設・建築業者に協力を求めます。

(1) 職員の労務供給

組織計画による動員によります。

(2) 市内建設業者の労務計画

秦野建設業協会に、協力を求めます。

3 労務供給方法

市内建設業者の労務供給方法は、災害時における応急措置についての協定書に基づき行います。

4 労務者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 道路橋りょう等の応急措置及び障害物の除去作業
- (2) 学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業
- (3) 被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資材の操作
- (4) その他、応急対策に必要な特命事項に関すること。

資 料

職員配備動員計画一覧表 別表第3	9-4
災害時における応急措置についての協定書・規約 (建設業協会) (建設重機協同組合)	10-7

第18節 交通応急対策計画

災害時の交通の混乱を防止し、災害者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じ次の措置をとります。

1 情報の収集と伝達

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報します。

2 応急措置

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため急を要するときは、災害対策基本法（以下この節において「法」という。）第62条に基づき、応急措置を速やかに行うため警察官等とともに緊急輸送道路の確保を図ります。

3 交通の禁止と制限

市は、災害応急対策に必要な緊急輸送道路を確保するため、必要があると認められるときは、秦野警察署と連絡協議し、災害により、道路の破損、流失又は障害物のため交通が危険であると認めた場合は、道路管理者等と協力し、次により交通規制を実施します。

- (1) 被災状況を把握し、秦野警察署と連絡協議のうえ、交通規制を実施しますが、できる限りう廻路の設定、応急復旧の措置を行います。
- (2) 交通規制を実施する場合は、現場に案内板・道路標識・注意板・安全ロープ等の設置をするとともに、関係機関、団体に連絡します。
- (3) 道路占用工作物（電力、通信、ガス、その他）等に被害があり、交通障害となっている場合は、関係機関（占有者）に連絡し、安全措置を命じ、交通の確保を図ります。

4 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう、道路、橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

(1) 河川沿いの道路復旧

堤防の亀裂又は沈下による道路破損は、応急用の備蓄資材をもって仮復旧を実施します。

(2) 崩土被害の道路復旧

がけ崩れ等により土砂が崩落し、交通不能となった場合は、応急復旧を実施します。

(3) 橋りょう復旧

災害により落橋した場合は、緊急措置として、木材、H形鋼を架け、応急の通行を確保します。

(4) その他

管理者が、自己の資機材、労力により応急復旧が困難な場合は、労務供給計画、障害物の除去計画等により、資機材、労力の供給を求め、応急復旧を実施します。

5 復旧要員、建設機械等の確保

市は、応急復旧を実施するための要員確保について、職員動員計画及び労務供給計画等により、必要に応じて動員し得る体制を整えるものとし、建設機械についても、常に、市内各事業所と連絡調整をし、緊急時に対応できるようにその体制を整えます。

6 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設及び設備の応急復旧
- オ 清掃、防疫その他の保健衛生
- カ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- キ 緊急輸送の確保
- ク その他災害の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行います。

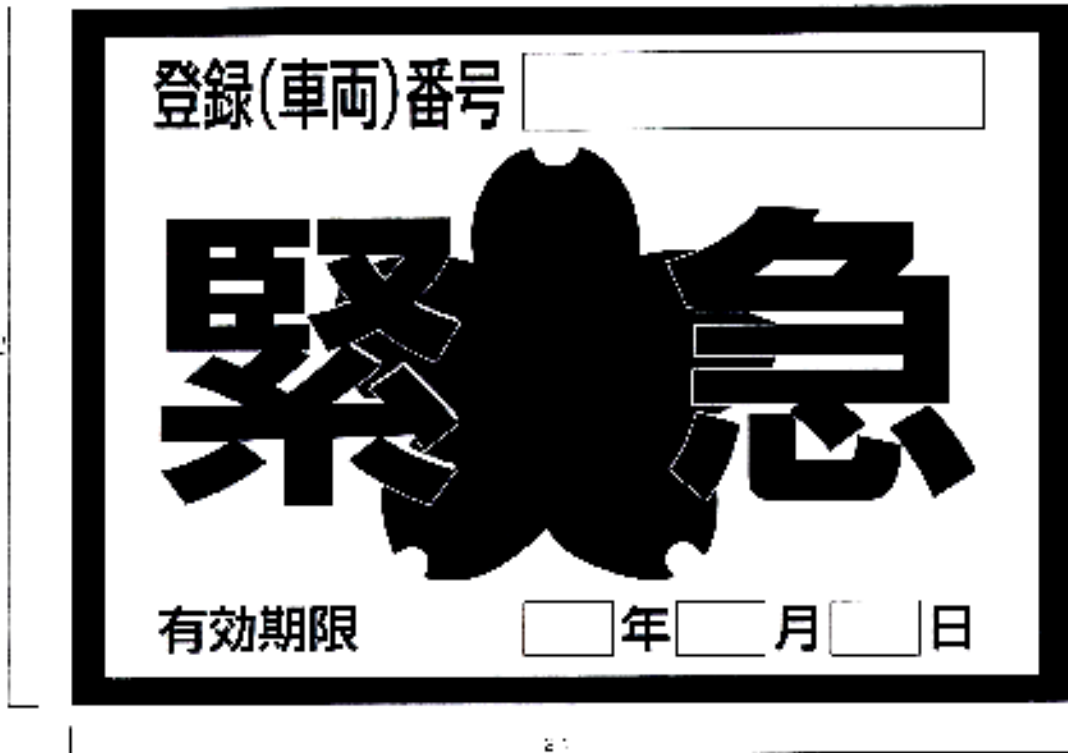
(3) 事前届出手続

- ア 市は、災害応急対策を迅速に行うため、災害応急対策に使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課）に事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておきます。
- イ 市は、事前届出済み車両については、災害が発生し、災害応急対策に車両を使用する必要性が生じたときには、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に緊急通行車両等の確認に先立ち、緊急通行車両等事前届出済証の交付に併せて交付された緊急通行車両確認証明書を提出し、確認を受け緊急通行車両標章及び証明書の交付を受けます。

7 緊急輸送車両確認標章及び証明書

県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）では、災害応急対策の従事者又はその委託を受けた者の使用する車両については、輸送車両確認証明書及び標章を交付して、通行禁止又は制限の対象外とします。

- 標章は、次のとおりとします。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長災害の単位は、センチメートルとする。

8 標 識

災害対策基本法第76条に規定する、災害時における交通の禁止又は制限とする標識は、次のとおりとします。



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資 料

緊急通行車両確認証明書	6-5
職員配備動員計画一覧表 別表第3	9-4
災害時における応急措置についての協定書・規約 (建設業協会) (建設重機協同組合)	10-7

第19節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童、生徒若しくは教職員の被災により正常な教育を行うことができない場合の応急教育実施等については、次の計画に基づき行います。

また、文教施設等における応急対策について定めます。

1 応急教育の実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施します。

2 文教施設の応急対策

- (1) 被害発生校の校舎の一部が利用できない場合は、特別教室等を応急利用します。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受け、利用できない場合は、最寄りの小・中学校、公民館等の分散利用の措置を行います。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により建設部建築住宅班と協議し、応急仮校舎の建設、天幕張、組立建物等を利用し、応急復旧の措置を講じます。

3 応援の要請

市教育委員会は、市立学校の被災による応急教育のため、市立学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者、教材等の応援の要請を行うほか、施設については、市内の市有建物の借上げにつき検討し、実施します。

4 応急教育の方法

応急教育の方法は、災害を受けた住民の被害が、比較的が大きかった場合に執られる措置です。この場合には、まず避難者に対する民生関係の対策が推進され、生活にやや落ち着きをみせてきてから、応急教育の対策を講じるようになって考えられます。被害状況によって、その対策はいろいろ異なりますが、おおむね次のように実施します。

- (1) 学校施設に被害が比較的少なく、一般住民が多少の被害を受けた場合は、当然学校の校舎の全部又は一部が避難所に充てられます。全部を避難所として使用している場合は、早急に授業を開始できないので、避難の解消を待って、授業を再開します。校舎の一部を避難所として使用している場合は、状況によって使用できる教室で、二部授業の実施の措置も考えます。
- (2) 学校施設の被害が甚大で使用に耐えない場合には、一般住宅の被害は、より一層大きいと考えられます。従って、しばらく期間をおいて応急教育の実施がなされます。この場合、学校長は、校地の一角に本部を設け、早急に児童生徒の安否を調査し、応急対策を立案します。運動場や空き地には、住民の応急仮避難所が設けられると考えなければなりません。従って、次の段階で措置をとります。
 - ア 各地域又は自治会ごとに残存する神社の境内、仏閣、プレハブ校舎等の建物を利用するか（建物が破壊された場合はその敷地内の空き地）、又は青空教室で複式学級を編成して授業をすること。
 - イ 本校舎建設までの期間、隣接学校の施設を借用して二部授業を実施し、又は現在の敷地に仮校舎

を設けて授業を行うこと。

5 学用品等の支給

- (1) 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等が支給されますが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び被害の程度等により、同法の基準によった額が支給できるようにします。

なお、学校によっては使用する教科書が異なる場合もあるので、調達及び支給に当たっては、学校長と事前に打ち合わせる必要があります。

- (2) 災害救助法による基準給与の額

種 別	区 分	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水による喪失又はき損した	
	対 象	小 学 校	中 学 校
教 科 書 代		実 費（現物給付）	実 費（現物給付）
文房具・通学用品代		災害救助法の規定による。	

- (3) 給与の期間

被災児童及び生徒に対する学用品の給与は、教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び学用品については、災害発生の日から15日以内に完了するものとします。

6 給食

- (1) 給食の実施方法

地域住民の避難所等として学校施設を使用した場合、その給食施設は学校独自での使用が不可能となり、通常の献立は調理できなくなります。また、学校給食用の物資の調達も不可能となるので、一般住民と同様な配給を受け、給食を実施します。

- (2) 衛生管理

水道が断水すると、赤痢等の感染症が発生しやすいので、関係者以外の調理室への出入りを禁止するとともに、最小限の消毒薬を確保しておく必要があります。

また、下痢をしている者、化膿性疾患の者には、絶対に調理させないようにするとともに、食器類は、加熱又は薬品消毒を完全に実施します。

7 児童及び生徒の避難

- (1) 市立学校においては、秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年秦野市教育委員会規則第1号）第28条及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定するところによる適切な処置を行うとともに、児童及び生徒の安全確保のため避難訓練を実施し、災害に対処します。
- (2) 災害が予想される場合の休校その他の処置については、あらかじめ市教育委員会は基準を示して、各学校長と協議します。

8 保育所等における応急対策

(1) 児童の保護対策

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブにおいては、市立学校における応急対策に準じて、園児及び児童の避難・誘導・保護を行います。

(2) 応急保育の実施

市は、公立の保育所の被害状況を調査し、応急保育の実施を図ります。

また、民間の保育所との連携を図ります。

9 文化財対策

(1) 情報の収集

市は、被害状況の収集に努め、文化財が滅失しないよう応急措置を検討します。

(2) 応急対策

市は、文化財が被災し、滅失のおそれがある場合は、災害時の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

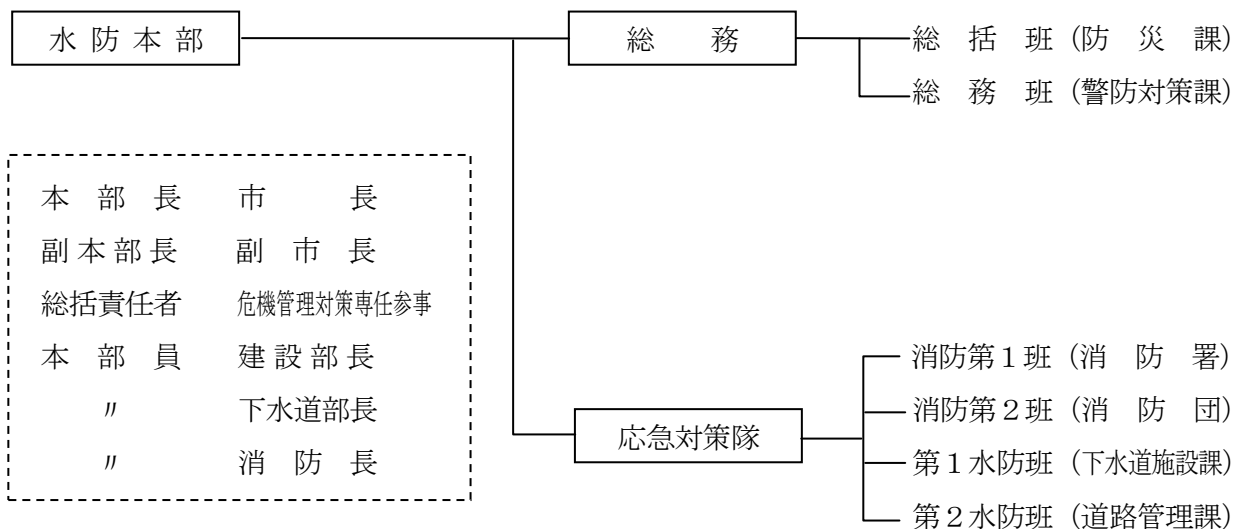
資 料

主な応急教育実施予定場所一覧表	3-10
市内県立学校等一覧表	3-11
市立学校等一覧表	3-12

第20節 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律193号）第3条の規定に基づき、市の区域内における水防活動の万全を期するため、各河川、水路その他危険箇所の洪水若しくは、それに起因する崖崩れ、又は地すべり等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための組織及び活動について定めます。

1 水防組織



2 水防警報の伝達

水防警報は、平塚土木水防支部長が発し、受信者はくらし安心部がこれに当たります。

3 水防警報の種類

(1) 待機

要局に足止めを命じ、必要に応じて速やかに態勢に入る旨警告します。

(2) 準備

水防に関する情報連絡、水防資材の整備点検、堤防の巡視等水防活動の準備の必要がある旨の警告。

(3) 出動

消防機関が出動する必要がある旨を警告するもので、次の区分によります。

(ア) 第一次出動 …… 消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期予防を行います。

(イ) 第二次出動 …… 消防機関の一部が出動し、水防活動に入ります。

(ウ) 第三次出動 …… 全員が出動し、水防活動に入ります。

(4) 指示

水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ等、水防活動上必要とする事項を警告、指示するもの。

(5) 解除

水防活動の終了を通知するもの。

4 重要水防区域及び重要水防箇所等

特に水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する区域は、次のとおりであり、河川管理者、神奈川県平塚土木水防支部と緊密な連絡をとり、その警戒に当たるとともに、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずべき状況が発生したときは、直ちに同支部に通報するとともに氾濫による被害が拡大しないよう努めなければなりません。

5 公用負担

(1) 水防法第 28 条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、消防機関の長は、次の権限を行使することができます。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹、木、その他資材の収用
- エ 車馬、その他運搬具又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の公用負担の権限を行使する消防機関の長は、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者は、次のような証明書を携行し、必要のある場合は、それを提示しなければなりません。

<p>公用負担権限証明書</p>		
<p>職 名</p>		
<p>氏 名</p>		
<p>右の者に秦野市内の区域における水防法 第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを 証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>水防管理者</p>		
<p>氏 名</p>	<p>印</p>	

(3) 公用負担命令書

水防第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、原則として次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡すこととします。

公 用 負 担 命 令 書		第 号
目 的 物		
負担の内容		
年 月 日		
市長名		
事務取扱者氏名		印
殿		

資 料

重要水防区域一覧表	7-1
重要水防箇所一覧表	7-2
重要水防区域重要度評定基準	7-3
重要水防箇所位置図 別表1	7-4
水防管理団体水防実施状況報告書（第1号様式）	7-5
水防警報発令（第1号様式）その1	7-6
" （第2号様式）その2	7-7

第21節 農業計画

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 農業用水路及び排水施設の保全管理等の応急措置については、地元農業生産組合等が市と協力して実施します。
- (2) 農道用水路に決壊又ははんらんのおそれが生じ、水防活動が必要となった場合は、水防本部に通報し、地元農業生産組合等の相互協力により応急対策を実施します。
- (3) 河川の決壊又ははんらんにより、農業用施設及び農地に被害を受けた場合は、地元農業生産組合等の協力を得て、地権者及び市が応急復旧を実施します。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市は、作目ごとの被害状況に応じた技術指導を農業協同組合及び県に対して依頼します。
- (2) 市は、肥料、苗、種子等の応急確保について、農業協同組合及び国、県へ協力を要請し、措置します。

3 家畜に対する応急措置

- (1) 市は、被災地における疾病家畜の早期発見に努めます。
- (2) 市は、家畜伝染病が発生し、又は発生の恐れがある汚染地域の消毒を実施するとともに、農業協同組合及び県に対して協力を要請し、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行い、必要に応じて技術者を緊急派遣し、その区域内に飼育されている家畜に予防接種を行います。
- (3) 市は、災害により、飼料の入手が困難となったときは、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社の保有分及び被害のない畜産団体等の保有分の融資を受け、必要量を緊急に確保します。

第22節 災害救助計画

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、災害が発生した市の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用されます。

(1) 適用基準

- ア 住まいの全壊（消失、倒壊、流失、全埋没等）による被災世帯が、市内で100世帯以上に達した場合
- イ 神奈川県における被災世帯が2,500世帯以上であって、本市における被災世帯が50世帯以上に達した場合
- ウ 神奈川県における被災世帯が12,000世帯以上であって、本市における被災世帯が多数の場合
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、省令で定める基準に該当するとき。

(注) 住まいの滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失の世帯を標準としているので、半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1世帯とみなします。

(2) 適用手続

本市における災害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告します。

(3) 救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 機 関 等
避 難 所 の 設 置 及 び 収 容	開設期間7日以内
炊 き 出 し 及 び 食 品 の 給 与	実施期間7日以内
飲 料 水 の 供 給	実施期間7日以内
被服、寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了
医 療 及 び 助 産	実施期間14日以内 (助産は7日以内)
学 用 品 の 給 与	教科書…1ヶ月以内に完了 文房具…15日以内に完了
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	実施期間3日以内
死 体 の 処 理	10日以内
仮 設 住 宅 の 供 与	着工…20日以内
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	1ヶ月以内
死 体 の 捜 索	10日以内
埋 葬	10日以内
障 害 物 の 除 去	10日以内

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、厚生労働大臣の同意を得て実施期間を延長することができる。

2 救助活動

(1) 救助活動の方法

救助活動は、主として消防部が当たるものとし、大規模な災害時には、災害対策本部長が事態に応じて臨時の救助班を編成するとともに、必要に応じて市民に対しても救助活動の協力を求めます。

ア 広報車及びテレビ、ラジオ等に報道機関を通じて、市民の隣保相互扶助の精神に訴え、救助活動への積極的な協力を依頼します。

イ 住民組織、自主防災組織、企業団体、奉仕団体等に対して、協力を呼びかけます。

(2) 自衛隊の派遣要請

市は、災害により、緊急に救助を要する市民が多く、消防部及び臨時救助班では救助が困難と認められるときは、自衛隊の派遣を知事に求めます。

(3) 警察との連携

市は、秦野警察署と連携を密にし、救助活動を実施するとともに、交通規制について依頼します。

(4) 医療機関との連絡調整

救急業務の実施に当たり、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整について、市は、事前に秦野伊勢原医師会との協力体制の確立を図ります。

第23節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣要請と救援活動の内容

自衛隊の災害派遣要請は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合とし、救援活動の内容は、おおむね次のような場合とします。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握します。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助します。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行います。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行います。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たります。

(6) 道路又は水路の復旧

道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの復旧又は除去に当たります。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行います。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行います。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施します。

(10) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与します。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施します。

(12) その他

臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとります。

2 災害派遣要請手続

(1) 要請による派遣

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、知事に対し災害派遣要請の要求を行います。

ア 知事への派遣要請要求者は市長とします。

イ 事務手続

(ア) 派遣要請要求先

知事（災害対策本部指令情報室：電話 045-210-3535）

(イ) 派遣要請要求の方法

派遣要請要求は、次の事項を記載した書類2通を添えて行います。ただし、緊急を要する場合は、電話等で行い、その後速やかに所定の手続をとります。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

(2) 要請によらない派遣

市長は、通信の途絶等により知事への派遣要請請求ができないときは、自衛隊地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。その後、市長は速やかにその旨を知事に通報します。

自衛隊は、この通知を受けたときや、特に緊急を要するときは、知事等からの要請を待たずに部隊を派遣します。

3 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- (1) 上智大学短期大学部 秦野市西大竹 390-1
- (2) 島津製作所秦野工場グラウンド 秦野堀山下 380-1
- (3) 秦野市立桜土手古墳公園 秦野市堀山下 380-3
- (4) 県立秦野戸川公園 秦野市堀山下 1513

4 派遣部隊到着前の処置

- (1) 災害地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行います。
- (2) 災害状況により自衛隊員の作業に必要な資材を確保し、到着と同時に作業の開始ができるよう準備します。

5 派遣部隊到着後の処置

- (1) 活動内容を的確に指示し、作業の効率化を図ります。
- (2) 自衛隊員の作業中は、常に連絡員を同行させて、作業状況を把握するとともに、随時知事に報告します。
- (3) 自衛隊の派遣が、一日を超えて実施される場合には、宿舍、食料計画等を立てて、活動能率に支障を及ぼさないよう配慮します。

6 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、その措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

7 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県に対して具申します。

緊急の場合の連絡先

部隊名 (分屯地名)	区分	連絡責任者	電話番号 無線番号
陸上自衛隊 第31普通科連隊 (武 山)	時間内	第3科長又は第2科長	046-856-1291 内線 634 9-486-9201、9-486-9209
	時間外	部隊当直司令	046-856-1291 内線 629 9-486-9202
陸上自衛隊 第1施設団第4施設群 (座 間)	時間内	第3科長又は第2科長	046-253-7670 内線 230、220 9-488-9201、9-488-9209
	時間外	分屯地当直司令	046-253-7670 内線 202 9-488-9201、9-488-9209

8 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとします。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材、機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

9 ヘリコプター離着陸場適地等の選定

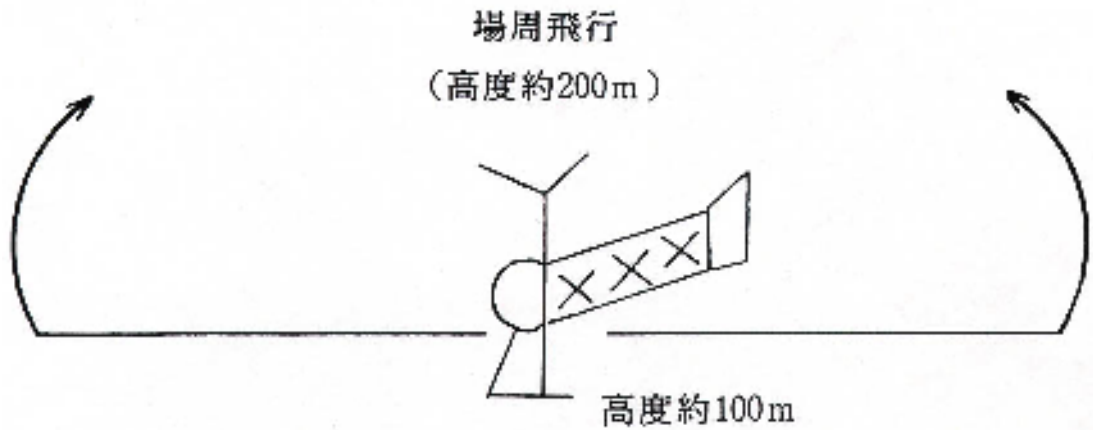
自衛隊の災害派遣に係るヘリコプターの離着陸場は、次のとおりとします。

(1) ヘリコプター離着陸場適地一覧表

番号	名 称	所 在 地	発着場面積	備 考
1	市立本町小学校校庭	秦野市文京町1-5	14,455 m ²	
2	市立末広小学校校庭	〃 末広町6-6	11,771	
3	なでしこ運動広場	〃 上大槻190	26,467	
4	上智大学グラウンド	〃 上大槻680-2	41,000	
5	(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場	〃 平沢65	19,000	
6	中央運動公園陸上競技場	〃 平沢148	21,800	
7	市立みやのまえ緑地	〃 立野台一丁目17	1,629	
8	市立東中学校校庭	〃 寺山509	6,770	
9	市立北中学校校庭	〃 横野101	13,428	
10	市立大根中学校校庭	〃 南矢名4-28-1	10,015	
11	おおね公園スポーツ広場	〃 鶴巻940	16,000	
12	市立鶴巻小学校校庭	〃 鶴巻2240-1	10,479	
13	市立西中学校校庭	〃 柳町二丁目5-1	15,071	
14	市立渋沢小学校校庭	〃 渋沢上1-12-1	9,598	
15	市立上小学校校庭	〃 柳川25-3	9,900	
16	島津製作所秦野工場グラウンド	〃 堀山下380-1	15,243	
17	県立秦野戸川公園	〃 堀山下1513	6,121	

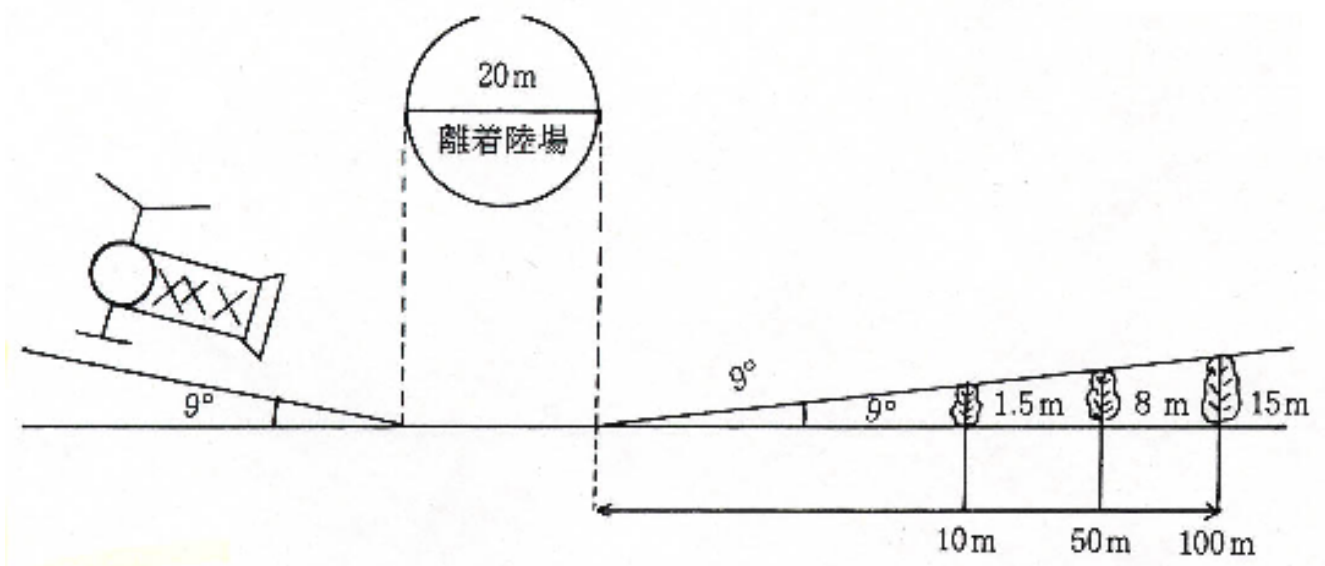
ア 離着陸要領

ヘリコプターは風に向かって約 10° ～ 12° の上昇角で離着陸します。普通は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしません。



イ 離着陸場選定基準

- (ア) 地面は堅固で傾斜6度以内
- (イ) 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能



資料

付図 I

第24節 自主防災会等活動計画

災害時における自主防災会等活動計画は、地域住民組織及び個人の協力を得て次のとおり実施します。
なお、地域住民組織の現況は、自治会（自主防災組織）、家庭防火クラブ等の組織があります。

1 自主防災会等の活動範囲

(1) 自ら計画し、活動する範囲

- ア 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに市災害対策本部に通報します。
- イ 応急避難、給食等については、地域で協力して処理します。
- ウ 被災者のための救助を行います。
- エ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等災害時要援護者を支援します。

(2) 市長が要請し、活動する範囲

- ア 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- イ 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- ウ その他市長が特に必要と認めた活動の協力

2 市長が行う活動要請の手続

- (1) 自主防災会等の活動要請の手続は、市長の委任を受けた職員が、その必要を認めたとき、直接自主防災会等に対して行います。この場合、各部長等は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告します。
- (2) 自主防災会等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- ア 災害活動の内容
- イ 協力希望の人員
- ウ 調達を必要とする用具
- エ 活動の場所及び期間
- オ その他参考となる事項

3 活動の内容と事後の措置

自主防災会等の活動協力が決定したとき、又は活動が終了したときは、次の処置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保します。
- (3) その他作業の円滑化を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。
 - ア 活動内容
 - イ 活動人員と期間
 - ウ 活動の場所

- エ 活動の効果
- オ 事故ある場合は、その内容
- カ その他、今後参考となる事項

4 自主防災会の災害時の活動

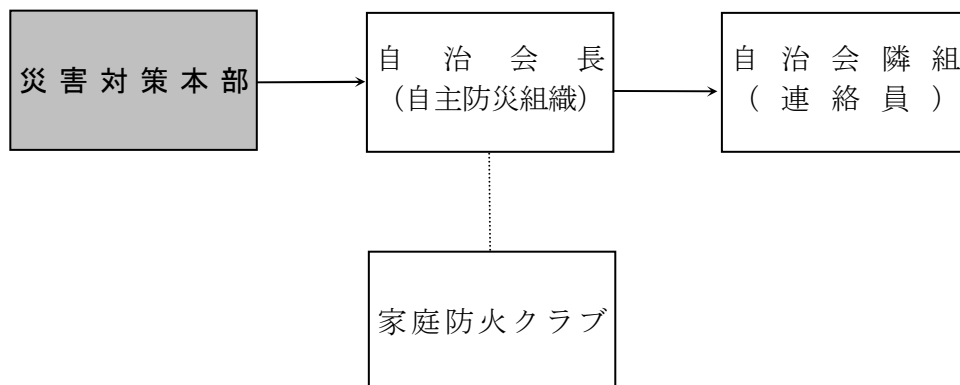
(1) 情報の収集伝達

自主防災会等は、市、防災関係機関等の提供する情報を住民に伝達するとともに、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、災害対策本部長等への報告を行います。

このため、自主防災会等は、市をはじめとした防災関係機関と、あらかじめ連絡先、連絡の手段、伝達責任者、ルート等を協議しておきます。

また、避難場所へ避難した後においても、地域の被害状況、救助活動の状況を必要に応じて報告し、混乱、流言の防止に当たります。

連絡事項系統図



(2) 出火防止及び初期消火

自主防災会等は、各家庭に対して、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけます。また、万一火災が発生した場合は、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めます。

(3) 救出救護活動の実施

自主防災会等は、がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者がいる場合には、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施します。

また、負傷者に対して応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、最寄りの医療機関へ搬送します。

(4) 避難の実施

自主防災会等は、市長、警察官等から避難命令が出された場合には、住民に対し周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施に当たっては、次の点に留意します。

ア 避難誘導責任者は、市街地における火災、落下物、危険物等及び山間部におけるがけ崩れ、地すべり、低地誘水等の危険がないかを確認しながら避難を実施します。

なお、避難誘導に当たっては、危険防止のため避難路は一つだけではなく複数のルートをあらかじめ検討しておきます。

イ 住民に対して避難するときの携帯物を必要最小限とするよう呼びかけし、迅速かつ安全な避難を実施します。

ウ 高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難を図ります。

エ 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることも予想されるので、避難者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくると考えられます。そこで、自主防災会等としても、自衛活動を行うほか、市等が実施する給食、給水、救援物資の配布活動に積極的に協力します。

5 損害補償

市長（市長の委任を受けた職員）又は、警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（前記の者がその場にはいない場合に限る。）が、市民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を応急措置の業務に従事させた場合に、その業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、秦野市消防団員等公務災害補償条例を適用します。

第25節 災害ボランティアの活動計画

大規模地震発生による被害の拡大を防止するためには、市、防災関係機関等の迅速かつ的確な対応にあわせて、住民による自主的できめ細かな対応も必要であるので、このため、市は、ボランティアによる災害時の支援活動が円滑に行えるように、活動対象、登録、育成について必要な事項を次のとおり定めます。

1 活動の種類

災害ボランティアの活動の種類は、一般的活動及び特殊的活動とします。

(1) 一般的活動

- ア 避難所での炊き出し、避難生活者の支援、高齢者等の介護、救援物資の整理等の活動
- イ 救援物資受付集配所での救援物資の受入れ、整理、分配、配送等の活動
- ウ その他必要とする活動

(2) 特殊的活動

- ア 傷病人の応急手当等医療看護の活動
- イ アマチュア無線の活動（災害時協定以外の者）
- ウ その他専門的知識を必要とする活動

2 登録

災害時における災害ボランティアの活動は、迅速な対応を要するため、事前に氏名、連絡先、活動の種類等を把握しておく必要があるため、登録制度を採用します。

3 災害ボランティアの育成等

- (1) 災害ボランティアの活動に当たっては、災害時における行動方法及び防災活動を実施するうえでの知識、技術等を修得することが必要です。

このため、市は、災害ボランティアに対し研修、訓練等を行います。

- (2) 市は、災害ボランティア制度の普及、を図るため、広報紙、一般紙、防災講演会等で啓発活動を行います。

資 料

秦野市災害ボランティアに関する要綱 9-29

第26節 義援金品の受付及び配分計画

1 義援金品の募集及び受付

(1) 募集

義援金品の募集に当たっては、市は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼するとともに、立看板、ポスターの掲示及び自治会、婦人団体等の各種団体を通じて、一般市民に呼びかけます。募集の有無、募集の期間等については、災害の規模、被害状況などによりその都度災害対策本部長が決定します。

(2) 受付

ア 義援金品の受付及び配分決定までの保管は、福祉部地域福祉班及び会計部審査出納班が担当します。

イ 義援金を受けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者にその都度連絡します。

ウ 義援物資を受け付けたときは、寄託者に受領書を交付し、一時保管等の措置をとり、保管場所へ収納します。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を考慮し、被災者に対し公平、かつ、円滑に行います。

資料

義援物資・義援金受付簿	5-15
義援金品引継書	5-16

第27節 警察警備・救助計画

1 警察の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において被害を軽減し、又は災害の拡大を防止するため早期に警備体制を確立し、人命の安全を第一とした迅速、的確な災害の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持の万全を期します。

2 警備体制の確立

(1) 配備体制の発令

ア 警察本部長が発令する配備態勢

台風、低気圧等の接近に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の整備態勢を発令し、警備体制を迅速に確立します。

(ア) 第一非常配備態勢

被害発生のおそれがある場合に発令します。

(イ) 第二非常配備態勢

相当な被害の発生が予想される場合に発令します。

(ウ) 第三非常整備態勢

激甚な被害発生が予想される場合、又は激甚な被害が発生した場合に発令します。

イ 警察署長判断による警備体制

警察署長は、管内の情勢に応じ必要と認める場合には、警察本部長の配備態勢を待たずに、所要の警備体制をとります。

(2) 警備本部の設置

第二非常配備態勢又は第三非常配備態勢をとった場合、若しくは警察本部長が必要と認める場合には、次の各号に掲げる警備本部を設置し、指揮体制を確立します。

ア 警察本部に警察署長、又は警備部長を長とする県警備本部を設置します。

イ 警察署に警察署長を長とする警察署警備本部を設置します。

(3) 警備部隊の編成及び運用

警察は、災害の規模、態様に応じて、所要の警備部隊を編成し、被災地域における迅速、的確な部隊運用を行います。

3 災害応急対策の実施

(1) 配備態勢下における活動

ア 第一非常配備態勢

警察は、第一非常配備態勢時には、おおむね次の各号に掲げる活動を行います。

(ア) 気象情報その他災害に関する情報の収集及び伝達

(イ) 関係機関との連絡

- (ウ) 通信機器の点検整備
- (エ) 装備資機材の点検整備
- (オ) 警備要員の確保

イ 第二非常配備態勢

警察は、第二非常配備態勢時には、アに掲げる活動のほか、おおむね次の各号に掲げる活動を行います。

- (ア) 警察署警備本部の設置
- (イ) 警備要員の招集及び部隊編成
- (ウ) 交通の確保
- (エ) 通信の確保と通信の統制
- (オ) 装備資機材の配備
- (カ) 避難等の措置

ウ 第三非常配備態勢

警察は、第三非常配備態勢時には、ア及びイに掲げる活動のほか、おおむね次の各号に掲げる活動を行います。

- (ア) 救出救助活動
- (イ) 行方不明者の捜索及び遺体の見分・検視
- (ウ) 現場広報
- (エ) 犯罪の予防・警戒及び取締り
- (オ) 不穏情報の収集

(2) 予報及び警報の伝達

ア 警察は、災害に関する予報及び警報を認知した場合、その内容、情報等を分析検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を実施します。

イ 予報又は警報の緊急性、市又は水防管理者の体制等を考慮して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市又は水防管理者の行う地域住民に対する予報又は警報の伝達に協力します。

ウ 警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づく通報（異常な現象）を受けた場合は、速やかに警察署長に報告します。報告を受けた警察署長は、速やかに市長に通報するとともに、警察本部長に報告します。

(3) 情報収集

ア 警察は、災害警備活動上必要な情報を収集します。

イ 警察は、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

(4) 広報

警察は、災害の状況及びその見通し、避難路、避難場所、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項について県、市、報道機関等と緊密に連絡し、適切な広報を行うよう努めます。

(5) 避難

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第 4 条により避難の指示若しくは警告を行います。

(6) 救出救助

警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び防災機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。

(7) 交通対策

警察は、被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を規制する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

(8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

4 警察部隊の受け入れ

警察は、市の確保する次の広報活動拠点に応援部隊を受け入れる。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 神奈川県立西部総合職業技術校 | 秦野市桜町 2-1-3 |
| (2) 秦野市文化会館 | 秦野市平沢 82 |
| (3) 秦野市立図書館 | 秦野市平沢 94-1 |

第28節 消防警備計画

1 消防の任務

消防は、最大限の活動能力を行使して火災から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害等災害による被害を軽減し、社会の安寧秩序の保持と福祉の増進に資することを任務とします。

2 災害時における消防警備体制

消防部の行う災害時の警備体制は、次のとおりとし、消防職員・消防団員は、所属署所又は所属分団車庫待機室に参集します。

警 備 体 制 の 種 類

区 分	配備体制の動員基準
特機配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・特機指令時に各班の長が必要と認めた職員を配置します（消防対策本部各班の必要最小限の要員を動員及び配備します。）。 ・当務（直）の職員 勤務時間外に発令された場合においては、警戒体制配備該当職員は自宅待機とします。
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長、各班の長、警備課長及び消防本部職員のうち必要とする職員 ・当務の職員（全員） ・消防団員のうち必要とする人員 ・勤務時間外に発令された場合においては、1号配備体制該当職員は自宅待機とします。
1号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部職員全員及び非直職員のうち必要とする職員 ・団本部、指定分団本部及び部の一部 なお、指定分団の部以外は自宅待機とします。
2号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全消防職員 ・団本部、指定分団の全員 なお、上記以外の分団本部及び部は、すべて自宅待機とします。
3号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全消防職員 ・全消防団員

3 組織計画

消防本部、消防署及び消防団における水火災等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための組織機構は、平常災害時及び非常災害時の事務機構とします。

(1) 通常災害時の事務機構

秦野市消防本部組織規則、秦野市消防署組織規程及び秦野市消防団の組織等に関する規則によるほか、災害時の事務分掌は次のとおりとします。

署 所 等		事 務 分 掌	
消 防 本 部	消防総務課	庶務班 警防班 地域消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整及び指揮に関する事。 ・災害情報の受理伝達に関する事。 ・消防広報に関する事。 ・火災の被害調査に関する事。 ・その他の必要事項
	予防課	予防班 防火安全班	
	警防対策課	警防対策班 救急対策班	
消 防 署	本 署 西 分 署 大 根 分 署 南 分 署 鶴 巻 分 署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊等の運用指揮に関する事。 ・水火災の警報及び防ぎよに関する事。 ・その他災害活動に関する事。 	
消 防 団	本 部 第 1・2・3・4 5・6・7分団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の総括指揮に関する事。 ・消防隊等の運用指揮に関する事。 ・水火災の警報及び防ぎよに関する事。 ・その他災害活動に関する事。 	

(2) 非常災害時の事務機構及び分担業務

消防対策本部を組織し、全消防力をもって災害対応をします。

消防対策本部の組織及び業務

消防対策本部長	班名・班長	担当名・担当課等	任 務 分 担
部 長 (消 防 長)	警 防 対 策 班 (警防対策課長)	詳報収集分析担当 被害調査担当 警 防 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部運営の総合調整 ・防災機関の活動状況の把握及び連携 ・災害対策本部等への情報提供 ・他市町の応援要請及び部隊運用 ・消防対策本部長の指定した事項 ・災害情報の把握及び整理分析 ・消防車両及び資機材の機能確保 ・機械整備用資機材の調達
	総 務 班 (消防総務課長)	伝 令 担 当 庶 務 担 当 現 場 調 査 担 当 団 調 整 担 当 団 部 隊 担 当 (消 防 総 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部長の秘書及び伝令 ・災害対策本部への派遣及び連絡 ・団消防車両及び資機材の機能確保 ・団員の受傷の状況把握 ・報道機関からの情報収集及び対応 ・庁舎施設等の被害状況の把握 ・食料、その他の物資の調達
	(予 防 課 長)	本 部 伝 令 担 当 (予 防 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害指令の警備課への伝達 ・燃料の調達 ・災害画像等の編集 ・参集状況及び部隊編成状況の把握 ・災害状況の集計及び記録 ・消防対策本部と指令室との連絡調整
	情 報 指 令 班 (情報指令課長)	情 報 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受伝達 ・災害情報の収集
	警 防 活 動 班 (消防署長)	連 絡 調 整 担 当 部 隊 活 動 担 当 作 戦 担 当 (本 署) (西 分 署) (大 根 分 署) (南 分 署) (鶴 巻 分 署)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部との連絡調整 ・参集状況及び部隊編成状況の報告 ・隊の編成状況の把握及び報告 ・災害防御活動及び救助救急活動 ・管轄区域内の警備及び警戒 ・被害状況の調査及び情報収集 ・消防活動等の方策及び支援 ・延焼阻止線の設定 ・最終的な消防活動地域の選択

	消 防 団 班 (消防団長)	・活動部隊担当 ・団部隊の活動対策	・編成状況の把握及び報告 ・管轄内の警備及び警戒 ・団員の受傷の状況把握
--	-------------------	----------------------	--

4 消防部隊等の運用

災害対応の部隊編成は、通常時と非常時に区分し、別に定めます。

5 災害地動員

災害地への各班の動員については、次により実施します。

(1) 各班の動員方法

消防長は、市災害対策本部長から、災害の発生に伴う消防部隊の出動指令を受けたときは、直ちに課長、署長及び団長に対し、職員及び団員を災害地の被害の規模に応じて、動員するよう指示します。

(2) 通信連絡方法

消防本部と災害地動員の各班との連絡は、消防本部管理下にある有線及び無線等を使用して実施します。

6 消防応援部隊の受け入れ

消防応援部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 神奈川県立秦野総合高等学校 | 秦野市南が丘 1-4-1 |
| (2) 神奈川県立秦野曾屋高等学校 | 秦野市曾屋 3 6 1 3 - 1 |
| (3) 神奈川県立戸川公園 | 秦野市堀山下 1513 |
| (4) 上智大学短期大学部 | 秦野市西大竹 390-1 |

資 料

消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表	8-1
消防力の現況（常備消防）別表 1	8-2
消防力の現況（非常備消防）別表 2	8-3
地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表 3	8-4
秦野市災害対策本部要綱	9-2
神奈川県下消防相互応援協定書	10-14
秦野市と中井町消防相互応援に関する協定	10-16
秦野市と大井町消防相互応援に関する協定	10-17
秦野市と松田町消防相互応援に関する協定	10-18
神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-19
東名高速道路消防相互応援協定	

第29節 相互応援協力計画

災害が発生し又は災害の発生が予想される場合は、その状況により市長は、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するために、隣接の地方公共団体、県内地方公共団体及び協定締結地方公共団体に応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

1 地方公共団体相互間の応援

災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事及び関係市町村長に対し応援を求めます。

知事又は関係市町村長から応援を求められた場合には、特別の事情がある場合を除き、その求めに応じます。

2 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣要請を行います。

なお、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整については、地域調整本部（地域県政総合センター）に行います。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他、職員の派遣のあつ旋について必要なこと。

3 職員の派遣のあつ旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員、及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を求めます。

- (1) 派遣のあつ旋を求める理由
- (2) 派遣のあつ旋を求める職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他、職員の派遣のあつ旋について必要なこと。

資 料

日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	10-6
姉妹都市の災害時相互応援に関する協定書	10-13
大規模災害時における相互応援に関する協定書	10-34
湘南地区災害職員相互派遣に関する協定書	10-35-1

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定 10-35-2

第30節 電力、ガス、交通、通信施設の災害応急対策計画

電力施設、ガス施設、交通施設及び通信施設の災害対策については、それぞれの機関の計画によりますが、災害発生の場合はそれぞれの機関に協力して、その機能の確保を図ります。

1 市長のとりべき措置

- (1) 市長は、前記の電力等の施設に災害が発生したときは、直ちにそれぞれの機関に対し通報します。
- (2) 市長は、各機関から応急対策上、応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限り協力します。
- (3) 市長は、電気設備について次のような異常を発見した者に対し、最寄りの電力供給機関営業所に通報するよう周知徹底します。
 - ア 電線が切れて、地上に垂れ下がっているとき。
 - イ 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線にさわっているとき。
 - ウ 電気の施設から火花、音響、煙等が出ているとき。
 - エ 電柱が傾斜しているとき。

2 神奈川県及び他の市町村のとりべき措置

電気供給設備の重大被害について、電力供給機関から応急対策等について要請があった場合は、知事又は市町村長は、必要に応じ協力応援します。

3 連絡体制の強化

各事業者は、応急復旧に当たり、関係する事業所と連絡体制の強化を図ります。

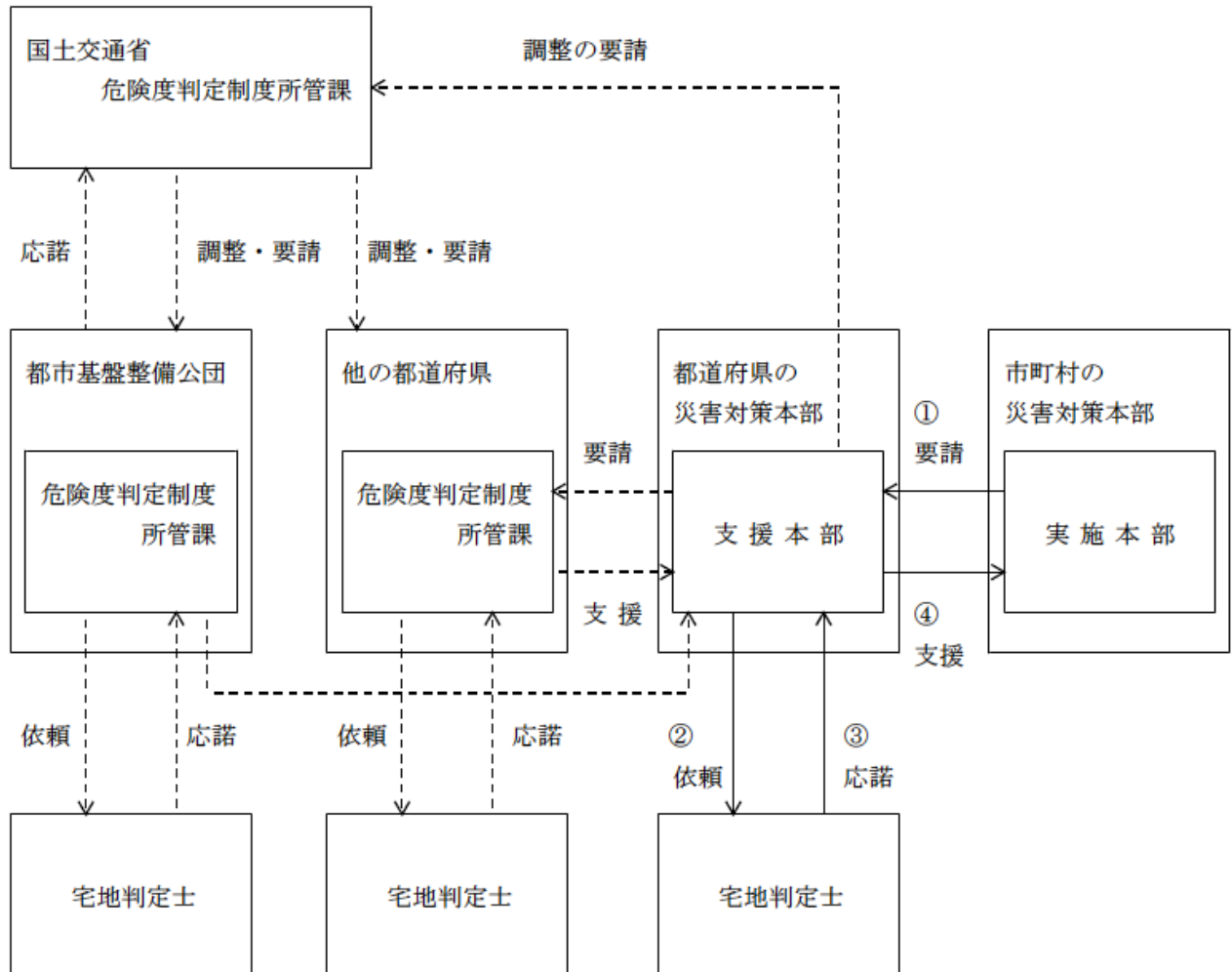
資 料

通信施設災害応急対策計画	4-1
電力施設災害応急対策計画	4-2
ガス施設災害応急対策計画	4-3
交通施設災害応急対策計画	4-4
都市ガス災害対策に関する業務協約	10-9

第31節 被災宅地の被災後対策計画（被災宅地危険度判定）

大規模な豪雨等が発生した場合、被災宅地の崩壊をもたらす人的二次災害を防止し、住民の安全を確認するため、市は、宅地の危険度を判定します。

被災宅地危険度判定活動体系図



※ 宅地判定士とは、被災宅地の調査を行う被災宅地危険度判定士をいいます。

第32節 二次災害の防止対策等

市は、県等と協力して二次災害による被害の拡大を防止するため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、応急措置に必要な資機材を調達し、土砂の除去等応急対策を実施します。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

災害により被災した公共施設等については、風水害等災害対策計画による応急的な復旧作業の終了後、次の復旧計画を定め実施します。

実施に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良を行います。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
- (2) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 道路公共土木施設復旧事業計画

2 農林施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路復旧事業計画
- (2) 公園施設復旧事業計画
- (3) 市街地復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 下水道災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他公共施設の災害復旧事業計画

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備保存に努めます。

また、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の構造図、地盤状況等の資料の整備保存に努めます。

第2節 災害廃棄物等処理計画

自然災害による災害廃棄物等の処理については、「秦野市災害廃棄物等処理計画」に基づき実施します。

資 料

秦野市災害廃棄物等処理計画	4-14
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	10-32
地震等大規模災害時における災害廃棄物等の仮保管場所用地の協力に関する協定書	10-33

第3節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としています。

本節では、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害の指定を受ける場合の手續等について必要な事項を定めます。

1 激甚災害指定の手續

(1) 知事への報告

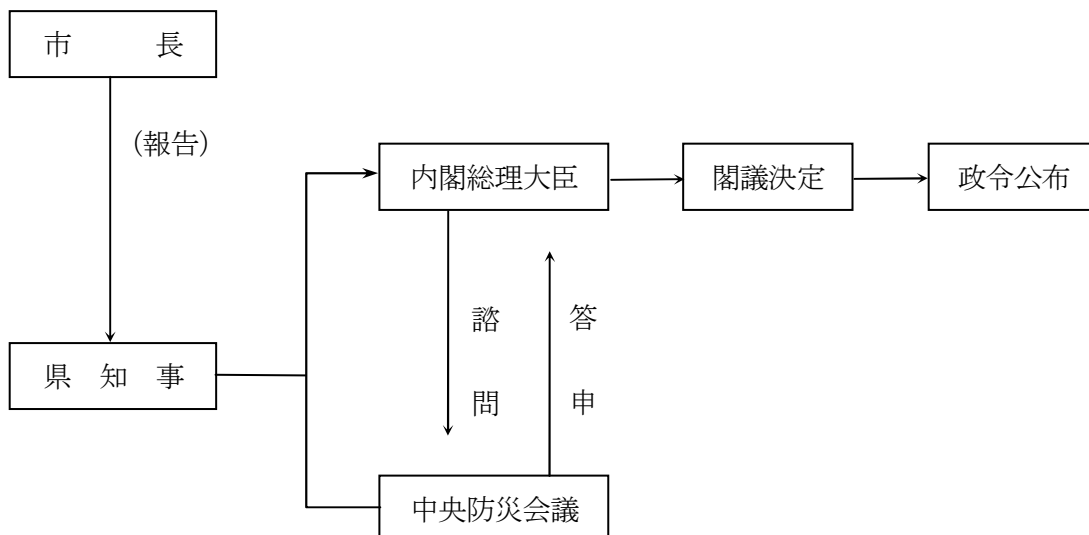
大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、知事に対して速やかにその災害の状況等を報告します。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害が発生したときからその災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場合又は地域
- エ 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

－激甚災害指定の手續の流れ－



2 特別財政援助対象事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症予防施設災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産に関する特別助成
 - ア 農地等の災害復旧事業
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業
 - エ 天災による被害農林事業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業
 - キ 共同利用小型漁船の建造
 - ク 森林災害復旧事業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業
 - イ 私立学校施設災害復旧事業
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業

- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ 水防資機材費補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者生活再建支援法

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から搬出拠出した基金をもとに、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) (1)から(3)までの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は第3号の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

2 対象となる世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

次の2つの支援金の合計額となります（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の額の3/4の額）。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊(2(1)に該当)	解体(2(2)に該当)	長期避難(2(3)に該当)	大規模半壊(2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口 市
- (2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金 かり災証明、住民票等

イ 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金 災害発生日から13か月以内

イ 加算支援金 災害発生日から37か月以内

第5節 被災者への各種支援

市民の福祉及び生活の安定に資するため、市は、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭49年条例第21号）等の定めるところにより、次のとおり災害弔慰金を支給するとともに、各種支援を行います。

1 災害弔慰金の支給

市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対して災害弔慰金の支給を行います。

- (1) 死亡した者が主として生計を維持していた場合 500万円
- (2) その他の場合 250万円

2 災害障害見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、それが治ったときに障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金の支給を行います。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円
- (2) その他の場合 125万円

3 災害援護資金の貸付

市は、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して災害援護資金の貸付を行います。

4 市税等の減免

市は、被災の実態に応じて、特に必要があると認める者について、それぞれ条例、規則等の定めるところにより、市税及び使用料・手数料等の納期の延長及び減免措置を実施します。

5 小災害における見舞金の支給

市は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生じたもので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないもの又は火災若しくは爆発により被害が生じたものに対し、秦野市小災害見舞金等支給要綱（平成元年告示第29号）の定めるところにより、見舞金の支給を行います。

6 相談体制の整備

市は、県と協力して被災者の心の相談に応じる体制整備に努めます。

また、市は、被災者の生活再建を支援するため、避難所等における生活相談の実施に努めます。

7 その他の支援

市は、必要に応じて、自立生活再建が速やかに図れるように、農業及び中小企業への融資、住宅関係の融資等の事務を行います。

第6節 り災証明の発行

被災者等が再建復興のための各種支援措置を受けられるよう、り災証明書の発行手続について必要な事項を定めます。

1 発行手続

(1) り災台帳の作成

市は、被害状況を調査し、り災台帳（第1号様式）を作成します。

(2) り災証明書の発行

市は、被災者からり災証明書交付申請書（第2号様式）により申請があったときは、り災台帳に基づき、り災証明書（第3号様式）を発行します。なお、り災台帳により確認できないときは、申請者の写真等立証資料をもとに客観的な判断で行います。

2 証明の項目

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類とします。

(1) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(2) 物的被害

- ア 全壊（焼）
- イ 流失
- ウ 大規模半壊
- エ 半壊（焼）
- オ 一部損壊
- カ 床上浸水
- キ 床下浸水
- ク その他物的被害

3 発行手数料

り災証明書の発行手数料は、無料とします。

資 料

り災台帳（第1号様式）	9-30
り災証明書交付申請書（第2号様式）	9-31
り災証明書（第3号様式）	9-32

第7節 復興体制の整備

1 復興に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、人的資源の確保、復興計画の策定を行うとともに、復興事業の総合調整を行います。

災害復興本部の事務局は、政策部に置きます。

2 復興計画

市は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、計画的復興を推進するため関係機関等と調整を図るとともに、市民の理解と協力を得て復興計画を策定します。

また、策定に当たっては、復興の方向性を明確にし、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すとともに、地域全体の合意形成を図りながら、復興施策を具体的に示すものとします。

第5章 特殊災害対策

第1節 放射性物質対策

原子力の利用等における指導及び監督は、災害予防対策を含め国の所管となっていますが、ここでは主に市が核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の輸送時等の不測の事故によって起こる災害から市民の安全と生命を守るため、国の助言及び指導等を得て市が円滑な対策活動が実施できるよう、必要な事項を定めます。

1 災害予防対策

(1) 放射性物質取扱事業者等における災害予防対策

ア 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。併せて、放射性物質取扱事業者は、その職員に対して、防災に関する教育及び訓練を積極的に行うとともに、市等との連携体制の確立を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等による放射性物質の漏えい等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応及び措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に万全を期します。

- (ア) 消防機関及び警察への通報連絡体制
- (イ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (ウ) 放射線防護資機材の整備
- (エ) その他必要な事項

(2) 市の災害予防対策

ア 防災体制の整備

放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から県との連携を図るとともに、放射性物質取扱事業所等の火災緊急時における円滑な消防活動の確保等、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

放射性物質に係る災害予防対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

ウ 放射性物質取扱事業所等に対する指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等に対し、次の事項

について指導します。

- (ア) 消防施設の設置、施設及び機械類の自主点検整備等自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (ウ) 自主防災組織の強化
- (エ) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な事項

エ 放射性物質に関する教育及び知識の普及

- (ア) 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育を実施します。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射性物質災害に係る防災体制及び組織に関すること。
- c 放射線防護に関すること。
- d その他必要と認める事項

- (イ) 住民に対する知識の普及

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ国の指導等を受け、住民に対して、放射性物質の知識の普及に努めます。

オ 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に伝達できるよう、平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めます。

カ 広報体制の充実強化

- (ア) 広報体制の整備

市は、放射性物質災害発生時等、状況に応じた災害広報を迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の活用等広報体制の整備に努めます。この場合における主な広報の方法は、次のとおりです。

- a 防災行政無線の同報無線による広報
- b 広報車等による広報

- (イ) 市が、放射線物質災害発生時等に行う広報の内容は、おおむね次のとおりとします。

- a 災害等の状況及び今後の予測
- b 災害対策の状況
- c 住民のとるべき措置及び注意事項
- d その他必要な事項

キ 防災活動用防護資機材等の整備

市は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努めます。この場合における主な放射線防護資機材等は、次のとおりです。

- (ア) 放射性物質等の測定資機材

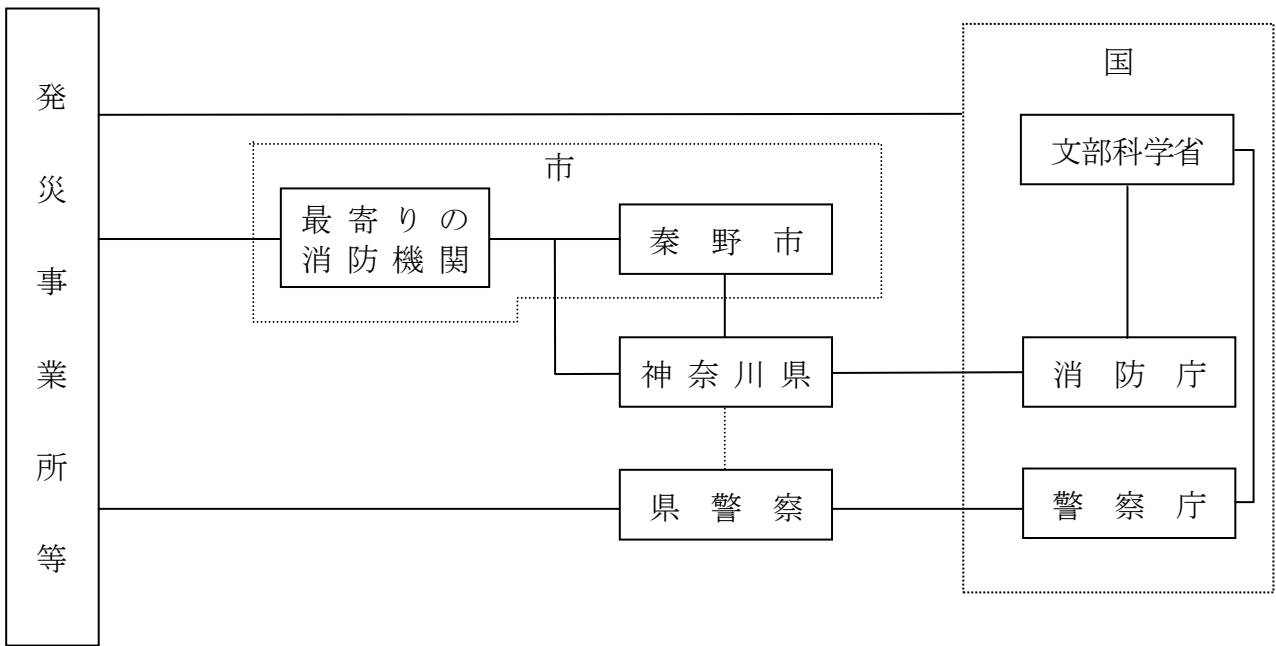
- (イ) 体表面汚染を防ぐ防護資機材
- (ウ) 内部被曝を防ぐ防護資機材

2 災害応急対策

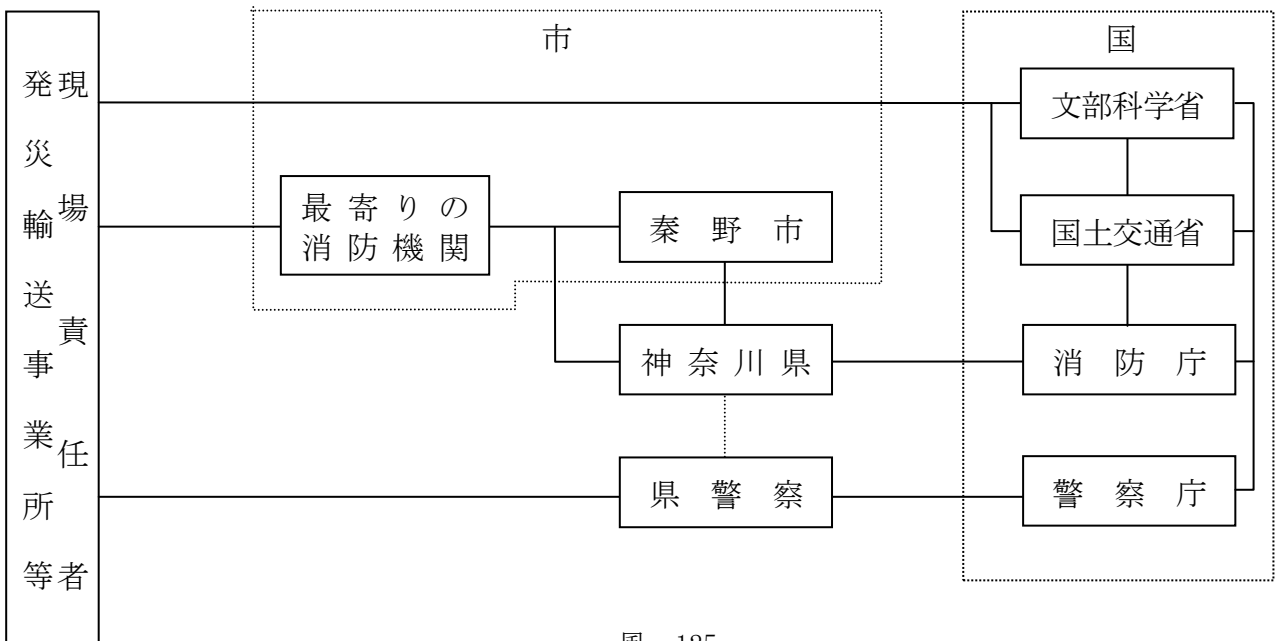
(1) 災害発生時の連絡及び情報収集

市は、必要な情報の収集及び伝達に努めるものとします。災害発生時の連絡及び情報収集系統は、おおむね次のとおりとします。

ア 放射性物質取扱事業所等の場合



イ 放射性物質輸送中の場合



(2) 災害時の活動体制

放射性物質による災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、国等と十分連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、災害応急対策上必要と認めるときは、県等とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施します。

ア 市のとる措置

- (ア) 人命の救助及び救出
- (イ) 消火及び応急活動の実施
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民に対する災害広報の実施
- (オ) 周辺住民に対する避難の指示及び勧告
- (カ) その他必要な措置

イ 警察のとる措置

警察は、直ちに警察本部に県警備本部を、関係警察署に警察警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、市及び関係機関と連携し、次の応急対策を実施します。

- (ア) 周辺住民等の屋内避難、避難誘導その他の防護活動
- (イ) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (ウ) 緊急輸送のための交通の確保
- (エ) 周辺住民等への情報の伝達
- (オ) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- (カ) その他必要な措置

(3) 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため、必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

(4) 災害時の住民等への広報

市は、防災行政無線同報無線、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール、広報車等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行います。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 避難及び誘導の方法
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ その他の応急対策の状況
- オ その他の必要な事項

(5) 放射能測定強化

市は、県とともに放射能測定体制の強化に努めます。

(6) 事態の終息

市は、国の専門家が安全確認をしたうえで、事故対策を終息させます。

第2節 火山災害対策

本市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山被害については、その活動状況から、被害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するために、富士山火山防災対策協議会が平成26年2月に作成した「富士山火山広域避難計画」を準用し広域避難体制の整備に努めます。

また、神奈川県富士山問題連絡会議が平成18年9月に作成した「神奈川県富士山火山防災対策検討報告」を準用し応急・復旧対策の推進を図ります。